令和8年度
都道府県単独農業農村整備事業
調査結果

令和8年 11 月4日

農業農村工学会
農業農村整備政策研究部会

はじめに

新たな食料・農業・農村基本法（令和 7 年 4 月閣議決定）の基本理念の実現に向けて、新たな「土地改良長期計画」が令和 7 年 9 月に閣議決定され、四つの政策課題（生産性向上等に向けた生産基盤の強化、農業用水の安定供給及び良好な排水条件の確保、増大する災害リスクに対応するための農業・農村の強靭化、農村の価値や魅力の創造）が示されました。

今後の農業農村整備の展開に当たっては、国の政策的方針を踏まえつつ、新技術の活用も含めて、地域の様々な実情や課題に応じた都道府県単独農業農村整備事業の再編や創設等が不可欠であり、都道府県による政策立案の重要性が益々高まってきているところです。

農業農村整備政策研究部会（部会長　吉川夏樹新潟大学教授）は、多くの学会会員が農業農村整備の政策立案に携わっている現状に鑑み、政策立案のレベルアップを目指して活動を続けて参りました。その活動の一環として、部会の有志が都道府県単独農業農村整備事業調査チームを立ち上げ、12 年前から都道府県単独農業農村整備事業の実態調査を実施しており、その貢献が認められ、令和 2 年度には農業農村工学会地域貢献賞を受賞しました。13 回目となる本年度も、各都道府県担当者のご協力を得て、調査結果がまとまりました。とりまとめるに当たって、各都道府県の各事業の個票に担当者の連絡先を明記し、関係者の皆様が相互に連絡を密にしながら、本調査結果を活用していただけるようにしました。成果は学会ホームページに公表していますので、今後の政策検討に少しでも寄与することができれば幸甚とするところです。

農業農村整備政策研究部会では、この他にも、創設以来、農水省・都道府県の行政関係者と大学などの研究者が集まり、部会報「農業農村整備政策研究」の発刊の他、外部講師をお招きした研究会、学会大会での企画セッションの開催などの活動を続けています。本調査結果の分析も、毎年部会報に掲載されます。今後とも本部会に奮って参加して頂ければ幸いです。学会の HP（研究部会）から参加手続き（個人参加）ができますので、新規入会をご検討願います。

令和 8 年 11 月 4 日

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会

本資料の活用について

①本調査は、2026 年 6 月～9月に、各都道府県担当者のご協力を得て、農業農村工学会農業農村整備政策研究部会で取りまとめたものです。

②調査票に記入された事項は書式統一の観点から、部会調査チームの判断で修正した部分があります。

③本資料はパート 1：表紙・はじめに・本資料の活用について・目次・調査結果の概要・目的区分別総括表・都道府県別総括表結果概要、パート 2：全 257 事業の事業別調査票（個票）、パート 3:事業工種や国事業との関連などを区分した総括表があります。農業農村工学会のホームページでパート 1～3 の PDF 版と、パート 2 及び 3 のエクセル版をご覧いただけます。ホームページ⇒研究部会（画面右側）⇒農業農村整備政策研究部会⇒各種報告資料（画面右側）の順で開いてください。

④個別事業の内容に係る質問は事業別調査票（個票）にある連絡先にお願いします。

⑤全体に関する質問は都道府県単独農業農村整備事業調査チームの川村までご連絡願います。川村連絡先：fumihiro-kawamura@jiid.or.jp(☎03-3502-1387)

農業農村工学会農業農村整備政策研究部会
都道府県単独農業農村整備事業調査チーム

チームリーダー
細野　英彦　（静岡県農地局）

チームメンバー
川村　文洋　（一般財団法人日本水土総合研究所）
傍島　裕人　（全国水土里ネット）
中田　摂子　（NTC コンサルタンツ株式会社）
元杉　昭男　（一般社団法人総合政策フォーラム顧問）

目　次

1．調査結果の概要　p.1~5

2．目的区分別総括表　p.6~10

3．都道府県別総括表　p.11~15

4．事業別調査票（257 票）　p.16~277

5．都道府県別総括表の項目区分説明　p.278

6．都道府県別総括表の原票　p.279~285

1.調査結果の概要

調査結果の概要

令和8年度に実施されている都道府県単独農業農村整備事業を対象として整理したものです。事業の分類（目的区分、事業種区分等）については、**5. 都道府県別総括表の項目区分説明**(p.278)を参照して下さい。

1. ハード事業とソフト事業

表 1 ハード事業とソフト事業別事業数

	事業数	割合
ﾊｰﾄﾞ	108	42%
ｿﾌﾄ	92	36%
ﾊｰﾄﾞ&ｿﾌﾄ	57	22%
合計	257	100%

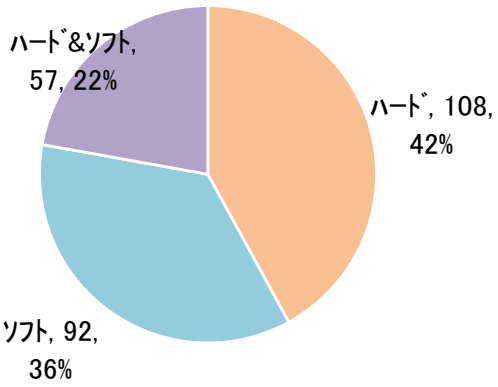

図 1 ハード事業とソフト事業別事業数の割合

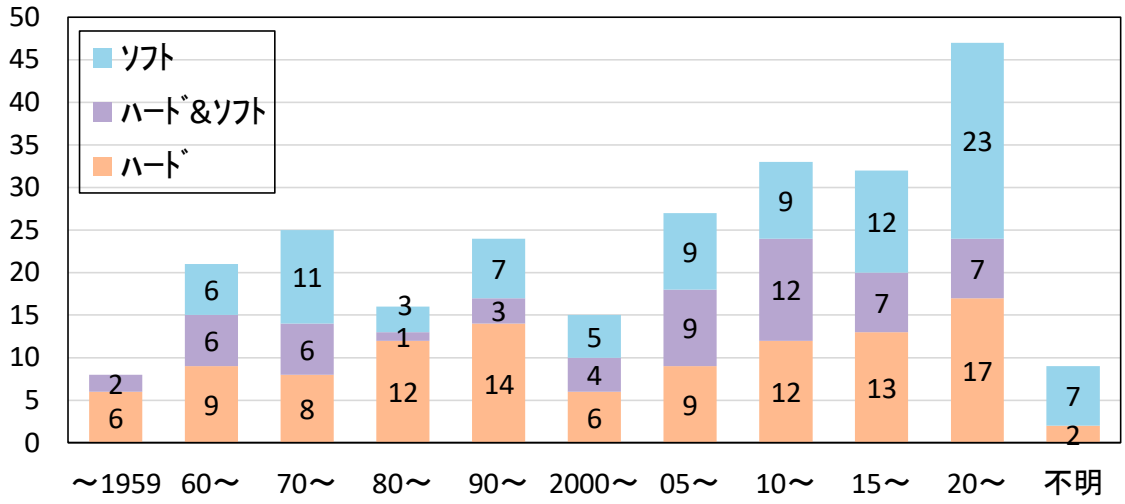

図 2 創設年度別ハード･ソフト別事業数の推移

2. 事業の目的

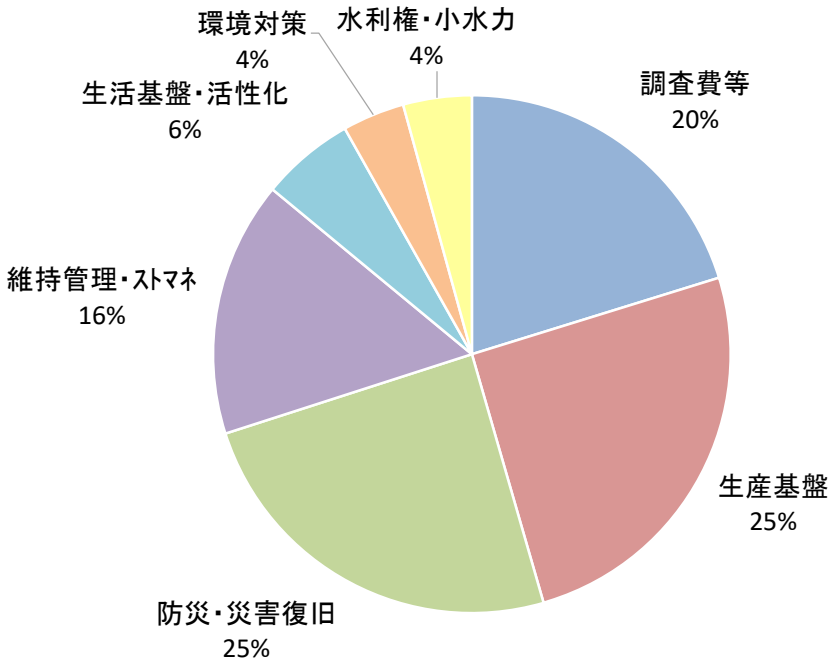

図 3　目的別事業数

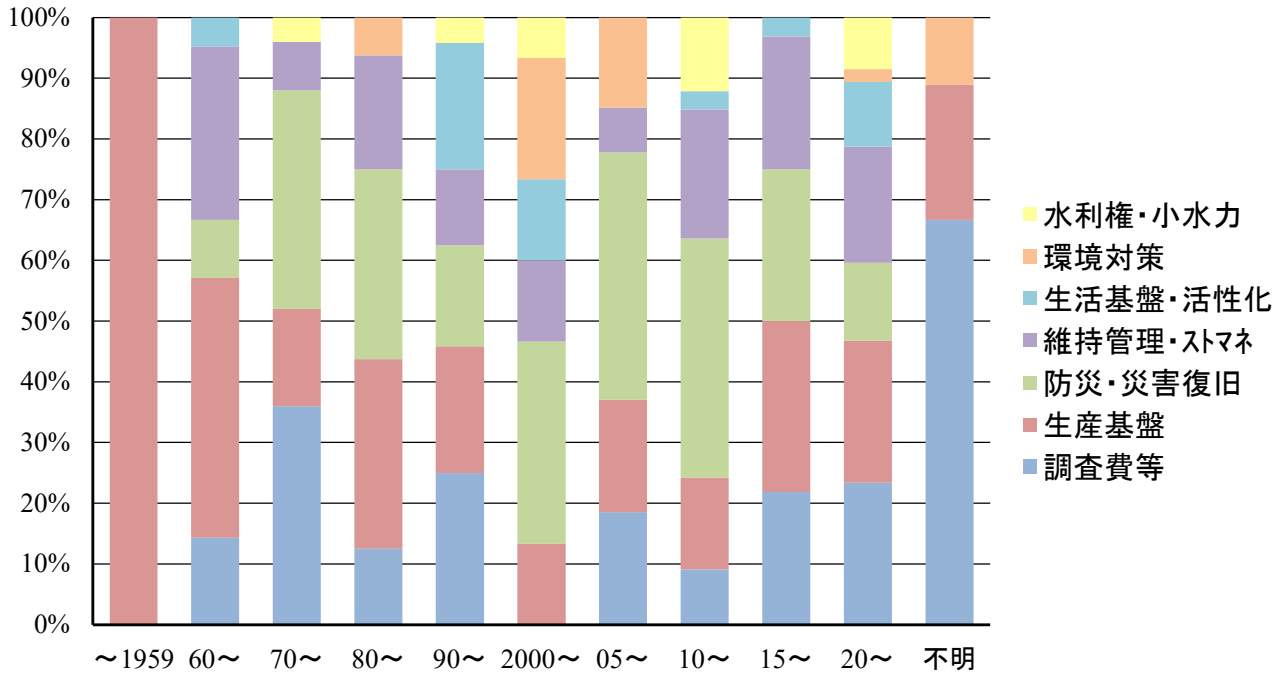

図 4　目的別創設年度別事業数割合の推移

3. 事業主体

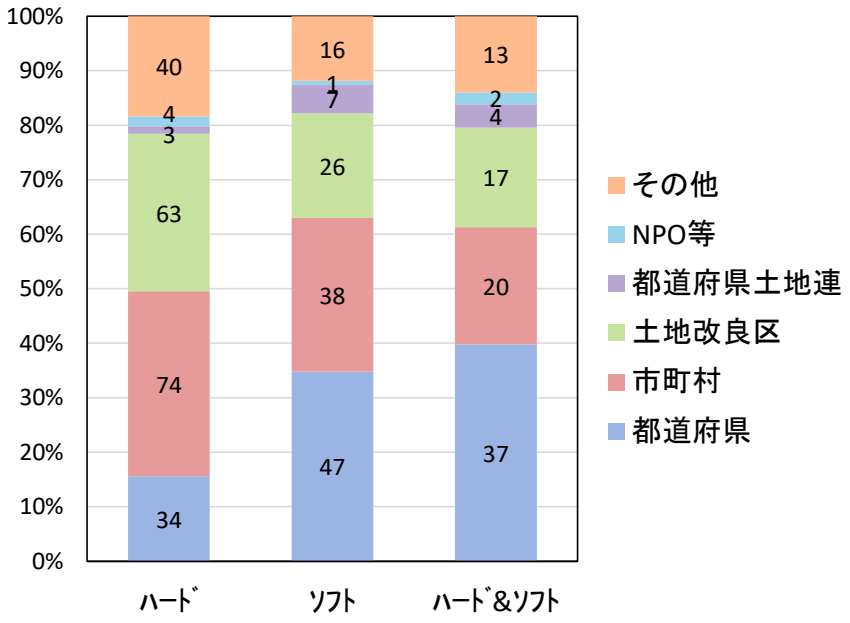

図 5　事業主体別ハード・ソフト別事業数割合

4. 事業種区分

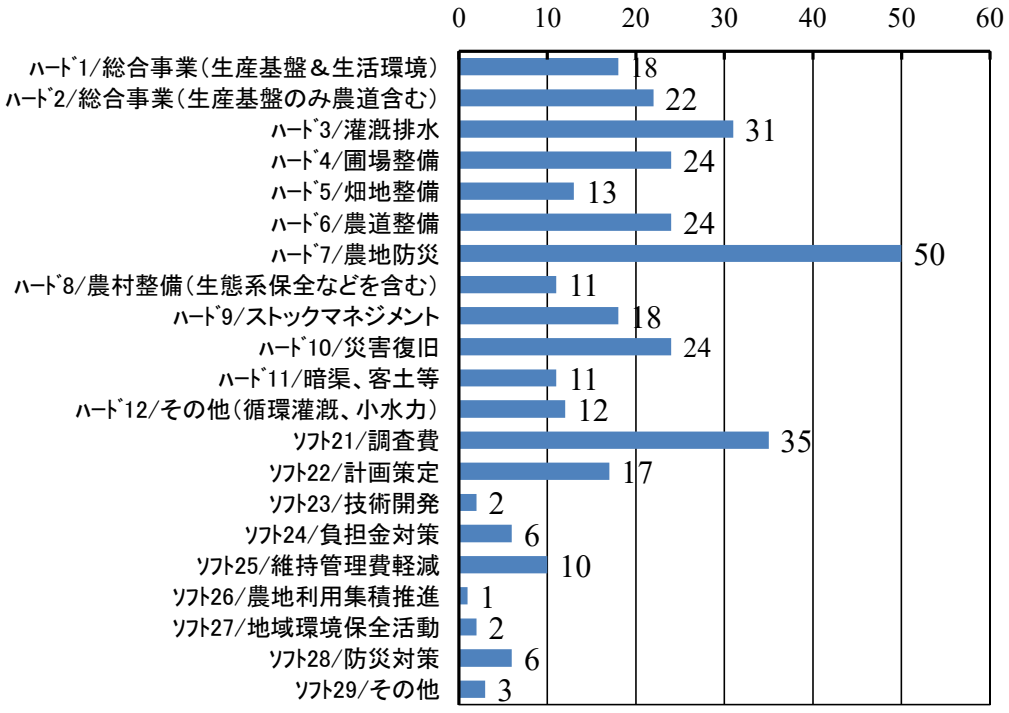

図 6　事業種別ハード・ソフト別事業数

５．国の制度との関連

表２　国事業制度との関連

10	国事業の直接補完事業（国事業地区の負担金対策）対象	18	5%
20	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）	168	50%
30	国事業の関連ソフト事業（国事業採択のための調査費・計画構想策定費など）	48	14%
40	国事業の関連事業（国事業完了後の維持管理対策）	41	12%
50	国事業にない新たな事業	39	12%
60	その他	19	6%

表３　国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）の内訳

21	対象地域の拡大	18	11%
22	対象工種（事業）の拡大	17	10%
23	採択面積の引下	31	18%
24	最小事業費引下	47	28%
25	施設規模の引下(農道○m以下、溜池○m3以下など)	14	8%
26	21～25の全て	29	17%
27	その他（国の予算措置が待てない場合、受益1戸OK、直接支払地区の整備・要件緩和、防災上の監視体制、農地利用集積加算の緩和など）	9	5%

６．令和８年度の新規制度

表４　ハード事業とハード＆ソフト事業（令和８年度新規制度）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ﾊｰﾄﾞ・ｿﾌﾄ区分	事業主体	国の事業制度との関連
山形	0604	遊休農地リスタート事業	25	1	その他	国事業にない新たな事業
山形	0605	地域の農地等管理継続支援事業	51	1	NPO等、その他	国事業にない新たな事業
島根	3212	県単渇水対策緊急支援事業	81	1	市町村、土地改良区	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）
長崎	4206	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業（農山村干害対策支援）	81	1	市町村、土地改良区、その他	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）

表５　ソフト事業（令和８年度新規制度）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ﾊｰﾄﾞ・ｿﾌﾄ区分	事業主体	国の事業制度との関連
兵庫	2804	県単独干ばつ応急対策支援事業	42	2	市町村	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）
鳥取	3103	単県土地改良事業調査	11	2	都道府県	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）
島根	3213	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	81	2	土地改良区、その他	国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）
香川	3709	香川型農業推進優良農地確保事業（団体営）	15	2	市町村、土地改良区	国事業の直接補完事業（国事業地区の負担金対策）対象

注）創設年度が令和8年度の事業及び令和7年度調査で報告のなかった事業を抽出

2.目的区分別総括表

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−目的区分別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

Ⅰ.調査費等

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体							新設・継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
岩手	0301	土地改良事業調査費（県営・県単）	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
山形	0602	県営土地改良事業計画設計事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○			○		
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
茨城	0803	土地改良施行予定地区計画調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査（県単）	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○	○					県営あり	
栃木	0904	県単換地等調整事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○						
埼玉	1102	ため池農法保全防災対策等推進事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
千葉	1203	県単土地改良基礎調査事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
神奈川	1402	土地改良事業計画樹立調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
神奈川	1404	土地改良事業基礎調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
静岡	2207	県単独農業農村整備調査事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○	○					県営あり	
新潟	1507	県営農業農村整備事業調査計画費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
鳥取	3103	単県土地改良事業調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	新規
島根	3211	県単公共事業調査設計事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
高知	3902	ほ場整備推進事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○						
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○						
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4701	土地改良調査計画費（単独事業）	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費（単独事業）	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4703	農道整備調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
沖縄	4704	農地防災調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
青森	0201	農業農村整備DX推進事業	12　技術開発等	3	ハード＆ソフト	○						県営あり	
茨城	0810	畑地かんがい営農確立普及事業	12　技術開発等	3	ハード＆ソフト	○						県営あり	
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12　技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
新潟	1508	園芸産地化チャレンジ事業	12　技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
愛媛	3803	樹園地農業スマート化促進事業	12　技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4509	畑かん営農ポテンシャル向上事業	12　技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4510	畑かん営農で進める産地力強化事業	12　技術開発等	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2118	農業農村整備調査事業費	13　事業評価(事後)	2	ソフト	○						県営あり	
北海道	0101	食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業	14　農家負担金対策	2	ソフト		○						
宮城	0404	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14　農家負担金対策	2	ソフト	○						県営あり	
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14　農家負担金対策	1	ハード		○						
茨城	0808	農地集積基盤整備推進事業費補助	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○						
山梨	1902	果樹団地化促進支援事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
山梨	1903	農地集積基盤整備事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○				○		
山梨	1905	農地集積・集約化促進支援事業費	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○						県営あり	
静岡	2201	経営体育成促進事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
岐阜	2114	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
島根	3210	県単農地集積促進事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
香川	3705	農地集積促進事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○		
香川	3709	香川型農業推進優良農地確保事業（団体営）	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					新規
宮崎	4502	土地利用調整事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
宮崎	4508	基盤整備プランニング事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○						県営あり	
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○	○	○				県営あり	

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−目的区分別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

Ⅱ.NN事業（農村整備・防災事業・災害復旧除く）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分		事業主体							新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
宮城	0401	豊かなふる里保全整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○		○			
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
茨城	0802	県単土地改良事業（農業生産基盤整備事業）	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
栃木	0901	県単農業農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
群馬	1001	小規模農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○			○		
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
東京	1301	小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○			○		
神奈川	1406	市町村事業推進交付金事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
神奈川	1409	小規模農地基盤整備事業費	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○			○		
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○	○	○				県営あり	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業（農業農村整備事業）	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
新潟	1509	簡易型安全対策推進モデル事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
富山	1601	地域営農確立促進事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
富山	1605	他事業関連調整事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
石川	1701	県単土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○					
石川	1702	簡易な農地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
福井	1803	県単農村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
岐阜	2117	県単経営体育成基盤整備事業費	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
愛知	2301	単独土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○		○		
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
愛知	2308	明治用水頭首工漏水緊急対策事業費補助金	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○					
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
三重	2402	国営等関連特別県単事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト			○	○	○			
兵庫	2801	県単独小規模農地緊急整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
奈良	2901	県単独基盤整備促進事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
和歌山	3001	県単小規模土地改良	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○						
島根	3206	県単農地有効利用支援整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
岡山	3301	小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
広島	3401	小規模農業基盤整備事業（一般事業）	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○				
徳島	3601	県単土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
香川	3704	地域計画実現化促進生産基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
香川	3708	水田活用促進緊急基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
福岡	4001	農村環境整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○	○		○		
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○						
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
大分	4410	小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○		○		
宮崎	4505	農地集約化基盤整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○			○		
鹿児島	4602	かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22　水田畑地化・転作対策	1	ハード		○	○					
茨城	0807	中山間地域農業基盤整備促進事業	22　水田畑地化・転作対策	1	ハード		○	○	○	○	○		
茨城	0811	水田畑地化推進事業	22　水田畑地化・転作対策	3	ハード&ソフト		○	○			○		
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23　特定農産物支援	1	ハード		○						
東京	1302	未来に残す東京の農地プロジェクト	24　都市農業対策	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
神奈川	1405	土地改良基幹施設整備事業	24　都市農業対策	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2208	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24　都市農業対策	1	ハード	○						県営あり	
山形	0604	遊休農地リスタート事業	25　耕作放棄地対策	1	ハード						○		新規
神奈川	1407	荒廃農地復旧流動化推進事業	25　耕作放棄地対策	1	ハード	○						県営あり	
神奈川	1408	飼料畑貸借等推進事業費	25　耕作放棄地対策	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
山梨	1906	やまなし担い手サポート農地整備事業	25　耕作放棄地対策	1	ハード		○	○		○	○		

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−目的区分別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

Ⅲ．防災事業・災害復旧

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード ソフト区分		事業主体							新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
群馬	1002	防災重点農業用ため池等緊急整備事業	31　防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31　防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト		○				○		
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2116	農業用施設緊急改修事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2119	農地防災ダム点検管理強化事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト		○				○		
広島	3402	ため池緊急整備事業	31　防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード		○	○					
秋田	0505	農業水利管理体制強化支援事業	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト		○						
栃木	0903	農村地域雨水流出抑制対策事業	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2121	田んぼダム実証事業費	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト	○						県営あり	
兵庫	2802	県単独災害関連ほ場整備事業	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード		○	○			○		
香川	3707	香川県田んぼダム推進事業	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	3	ハード&ソフト						○		
佐賀	4107	多面的機能支払交付金（田んぼダム推進事業）	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト						○		
秋田	0504	県単農地地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
山形	0601	地すべり防止施設管理事業（県単）	33　防災事業（地すべり対策）	2	ソフト	○						県営あり	
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
静岡	2205	県単独農業農村整備事業（地すべり防止施設等整備）	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業（海岸保全施設整備）	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
島根	3201	県単県営緊急地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3203	県単県営地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
長崎	4203	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34　防災事業（火山・火山灰対策）	1	ハード		○						
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
佐賀	4108	農地海岸管理費	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4405	海岸保全区域管理費	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
青森	0202	四和ダム緊急浚渫事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
愛知	2307	緊急農地防災事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○	○	○				県営あり	
三重	2405	県単農村地域防災減災事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36　防災事業（総合）	1	ハード		○	○			○		
鳥取	3102	ため池安全総合対策強化事業(ため池防災減災対策推進事業)	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト		○	○			○		
島根	3202	県単農地防災施設長寿命化事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3204	農地防災ダム付帯施設更新事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3205	県単ため池安全確保事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○	○					県営あり	
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	36　防災事業（総合）	2	ソフト		○	○					
香川	3703	ため池防災対策特別事業	36　防災事業（総合）	1	ハード		○	○			○		
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○	○					県営あり	
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36　防災事業（総合）	1	ハード		○						
長崎	4202	自然災害防止事業（農業用ため池、海岸保全施設）	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○			○		
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○					
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○					
山形	0603	小規模農地等災害緊急復旧事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○			○		
千葉	1204	県単農業用施設等災害復旧事業	37　災害復旧事業	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
静岡	2210	わさび田災害復旧事業費助成	37　災害復旧事業	1	ハード		○						
福井	1807	干害対策特別事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○			○		
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○					
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○						
佐賀	4109	農地災害復旧事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○						
大分	4401	土地改良施設補修事業	37　災害復旧事業	1	ハード	○						県営あり	
大分	4402	農業用ため池等緊急対策事業	37　災害復旧事業	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○						

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−目的区分別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

Ⅳ．ストックマネジメント・維持管理

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分		事業主体							新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
宮城	0402	土地改良施設機能診断事業	41　ストックマネジメント	3	ハード&ソフト		○	○					
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41　ストックマネジメント	2	ソフト		○	○					
岐阜	2111	基幹的農業用水路強靭化事業費	41　ストックマネジメント	2	ソフト	○			○			県営あり	
岐阜	2112	土地改良施設保全計画策定事業費	41　ストックマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
三重	2403	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41　ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	○	○	○			○	県営あり	
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41　ストックマネジメント	2	ソフト				○				
宮城	0403	県営造成施設管理体制整備促進事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト		○						
山形	0606	鉱毒対策施設維持管理強化事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード			○					
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○					
茨城	0809	農業水利施設強靭化促進事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○	○	○				県営あり	
千葉	1205	県単用排水改良事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
千葉	1206	地すべり防止施設管理事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
千葉	1207	土地改良財産処分事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
千葉	1208	県単土地改良施設管理事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
神奈川	1401	土地改良施設危険防止対策事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
神奈川	1403	農業用排水路整備事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
静岡	2209	県営水利施設管理強化事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
静岡	2211	基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○			○		
静岡	2212	県単基幹水利施設管理事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○			○		
新潟	1510	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（重点支援対応）	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○	○				
福井	1805	地域水利施設利活用事業（県営造成施設）	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						
福井	1809	県単ため池管理体制強化事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○	○				
岐阜	2113	農道施設保全対策調査事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2115	農業水利施設管理強化事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト				○				
岐阜	2120	施設点検DX活用実証事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
愛知	2304	排水機維持管理事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○			○		
愛知	2309	農業用用水施設電力価格高騰対策支援金	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○			○		
兵庫	2803	県単独緊急浚渫推進事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
兵庫	2804	県単独干ばつ応急対策支援事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						新規
島根	3207	県単基幹水利施設整備事業	42　施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
島根	3208	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○	○	○				県営あり	
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○			○		
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○					
佐賀	4106	多面的機能支払交付金（さが園芸888推進地域支援事業）	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト						○		
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
大分	4407	農道環境整備事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43　維持管理適正化事業	1	ハード		○	○					

Ⅴ．農村活性化・生活環境

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハードソフト区分		事業主体							新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
山形	0605	地域の農地等管理継続支援事業	51　地域振興・活性化・格差是正対策	1	ハード					○	○		新規
山形	0607	元気な農村づくりスタートアップ支援事業	51　地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト						○		
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51　地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
富山	1603	防災福祉対策事業	52　生活環境・景観整備	1	ハード		○	○					
富山	1604	散居景観保全事業	52　生活環境・景観整備	1	ハード		○						
富山	1609	農業用水路危険箇所応急対策事業	52　生活環境・景観整備	1	ハード		○	○			○		
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52　生活環境・景観整備	1	ハード	○						県営あり	
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52　生活環境・景観整備	1	ハード		○	○			○		
山梨	1901	活力ある農業・農村施設整備事業	53　鳥獣害対策	1	ハード		○	○	○	○	○		
静岡	2204	県単独農業農村整備事業（鳥獣害防止対策事業費）	53　鳥獣害対策	1	ハード		○	○			○		
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
茨城	0806	ふるさと農道整備事業	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
山梨	1904	農村地域活性化農道整備事業	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
島根	3209	県営ふるさと農道整備事業	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−目的区分別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

Ⅵ. 環境対策

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体							新設・継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
茨城	0805	農業集落排水施設接続支援事業	61　集落排水事業	2	ソフト		○						
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61　集落排水事業	2	ソフト	○						県営あり	
石川	1704	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	61　集落排水事業	1	ハード		○						
富山	1602	快適農村環境整備事業	62　環境保全対策	1	ハード		○	○					
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62　環境保全対策	2	ソフト						○		
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63　生態系・自然保全対策	1	ハード		○						
石川	1703	農地整備環境機能増進事業	63　生態系・自然保全対策	2	ソフト		○	○					
三重	2404	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63　生態系・自然保全対策	1	ハード	○						県営あり	
滋賀	2507	豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト	63　生態系・自然保全対策	2	ソフト	○						県営あり	
滋賀	2508	CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業	64　地球温暖化対策	3	ハード&ソフト						○		

Ⅶ. 水利権等

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体							新設・継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
宮城	0405	農業水利権管理事業	71　水利権更新対策	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71　水利権更新対策	2	ソフト	○						県営あり	
宮崎	4507	農業用水許可水利権更新対策事業	71　水利権更新対策	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73　小水力発電	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73　小水力発電	3	ハード&ソフト		○	○			○		
岐阜	2122	小水力発電による環境保全推進事業費	73　小水力発電	2	ソフト			○	○	○	○		
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73　小水力発電	3	ハード&ソフト		○	○			○		
新潟	1506	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74　県土地連支援	2	ソフト				○				

Ⅷ. その他

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体							新設・継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
島根	3212	県単渇水対策緊急支援事業	81　その他	1	ハード		○	○					新規
島根	3213	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	81　その他	2	ソフト			○			○		新規
長崎	4206	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業（農山村干害対策支援）	81　その他	1	ハード		○	○			○		新規

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

3.都道府県別総括表

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−都道府県別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分		ハード ソフト区分	事業主体							新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
北海道	0101	食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業	14	農家負担金対策	2	ソフト		○					
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54	ふるさと農道	1	ハード	○					県営あり	
青森	0201	農業農村整備DX推進事業	12	技術開発等	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
青森	0202	四和ダム緊急浚渫事業	36	防災事業(総合)	1	ハード	○					県営あり	
岩手	0301	土地改良事業調査費(県営・県単)	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○					県営あり	
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○	○		○		
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
宮城	0401	豊かなふる里保全整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○			
宮城	0402	土地改良施設機能診断事業	41	ストックマネジメント	3	ハード&ソフト		○	○				
宮城	0403	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト		○					
宮城	0404	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14	農家負担金対策	2	ソフト	○					県営あり	
宮城	0405	農業水利権管理事業	71	水利権更新対策	2	ソフト	○					県営あり	
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○	○				
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○	○				
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22	水田畑地化・転作対策	1	ハード		○	○				
秋田	0504	県単農地地すべり対策事業	33	防災事業(地すべり対策)	1	ハード	○					県営あり	
秋田	0505	農業水利管理体制強化支援事業	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	2	ソフト		○					
山形	0601	地すべり防止施設管理事業(県単)	33	防災事業(地すべり対策)	2	ソフト	○					県営あり	
山形	0602	県営土地改良事業計画設計事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○		○		
山形	0603	小規模農地等災害緊急復旧事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○	○		○		
山形	0604	遊休農地リスタート事業	25	耕作放棄地対策	1	ハード					○		新規
山形	0605	地域の農地等管理継続支援事業	51	地域振興・活性化・格差是正対策	1	ハード				○	○		新規
山形	0606	鉱毒対策施設維持管理強化事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード			○				
山形	0607	元気な農村づくりスタートアップ支援事業	51	地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト					○		
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○				
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○				
茨城	0802	県単土地改良事業(農業生産基盤整備事業)	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
茨城	0803	土地改良施行予定地区計画調査費	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○					県営あり	
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○					県営あり	
茨城	0805	農業集落排水施設接続支援事業	61	集落排水事業	2	ソフト		○					
茨城	0806	ふるさと農道整備事業	54	ふるさと農道	1	ハード	○					県営あり	
茨城	0807	中山間地域農業基盤整備促進事業	22	水田畑地化・転作対策	1	ハード		○	○	○	○	○	
茨城	0808	農地集積基盤整備推進事業費補助	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○					
茨城	0809	農業水利施設強靭化促進事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○	○	○			県営あり	
茨城	0810	畑地かんがい営農確立普及事業	12	技術開発等	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
茨城	0811	水田畑地化推進事業	22	水田畑地化・転作対策	3	ハード&ソフト		○	○		○		
栃木	0901	県単農業農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査(県単)	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○	○				県営あり	
栃木	0903	農村地域雨水流出抑制対策事業	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	2	ソフト	○					県営あり	
栃木	0904	県単換地等調整事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○					
群馬	1001	小規模農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○		○		
群馬	1002	防災重点農業用ため池等緊急整備事業	31	防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33	防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36	防災事業(総合)	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
埼玉	1102	ため池農法保全防災対策等推進事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト		○	○				
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33	防災事業(地すべり対策)	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31	防災事業(地震・耐震対策)	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
千葉	1203	県単土地改良基礎調査事業	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○					県営あり	
千葉	1204	県単農業用施設等災害復旧事業	37	災害復旧事業	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
千葉	1205	県単用排水改良事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
千葉	1206	地すべり防止施設管理事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○					県営あり	
千葉	1207	土地改良財産処分事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○					県営あり	
千葉	1208	県単土地改良施設管理事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
東京	1301	小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○		○		
東京	1302	未来に残す東京の農地プロジェクト	24	都市農業対策	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
神奈川	1401	土地改良施設危険防止対策事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
神奈川	1402	土地改良事業計画樹立調査費	11	地区調査計画(基礎調査を含む)	2	ソフト	○					県営あり	
神奈川	1403	農業用排水路整備事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード	○					県営あり	

注)事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−都道府県別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分		ハード ソフト区分	事業主体							新設 継続 区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
神奈川	1404	土地改良事業基礎調査費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
神奈川	1405	土地改良基幹施設整備事業	24	都市農業対策	1	ハード	○					県営あり	
神奈川	1406	市町村事業推進交付金事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
神奈川	1407	荒廃農地復旧流動化推進事業	25	耕作放棄地対策	1	ハード	○					県営あり	
神奈川	1408	飼料畑貸借等推進事業費	25	耕作放棄地対策	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
神奈川	1409	小規模農地基盤整備事業費	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード	○					県営あり	
山梨	1901	活力ある農業・農村施設整備事業	53	鳥獣害対策	1	ハード		○	○	○	○	○	
山梨	1902	果樹団地化促進支援事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○	
山梨	1903	農地集積基盤整備事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○				○	
山梨	1904	農村地域活性化農道整備事業	54	ふるさと農道	1	ハード	○					県営あり	
山梨	1905	農地集積・集約化促進支援事業費	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○					県営あり	
山梨	1906	やまなし担い手サポート農地整備事業	25	耕作放棄地対策	1	ハード		○	○		○	○	
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36	防災事業（総合）	1	ハード	○					県営あり	
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33	防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
長野	2003	県単農業農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○			○	
静岡	2201	経営体育成促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○			○	
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード	○	○	○			県営あり	
静岡	2203	県単独農業農村整備事業（農業農村整備事業）	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
静岡	2204	県単独農業農村整備事業（鳥獣害防止対策事業費）	53	鳥獣害対策	1	ハード		○	○		○		
静岡	2205	県単独農業農村整備事業（地すべり防止施設等整備）	33	防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○					県営あり	
静岡	2206	県単独農業農村整備事業（海岸保全施設整備）	33	防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○					県営あり	
静岡	2207	県単独農業農村整備調査事業	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○	○				県営あり	
静岡	2208	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24	都市農業対策	1	ハード	○					県営あり	
静岡	2209	県営水利施設管理強化事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○					
静岡	2210	わさび田災害復旧事業費助成	37	災害復旧事業	1	ハード		○					
静岡	2211	基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○		○		
静岡	2212	県単基幹水利施設管理事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○					
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33	防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○					県営あり	
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12	技術開発等	2	ソフト	○					県営あり	
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○		○		
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61	集落排水事業	2	ソフト	○					県営あり	
新潟	1506	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74	県土地連支援	2	ソフト				○			
新潟	1507	県営農業農村整備事業調査計画費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
新潟	1508	園芸産地化チャレンジ事業	12	技術開発等	2	ソフト	○					県営あり	
新潟	1509	簡易型安全対策推進モデル事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
新潟	1510	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（重点支援対応）	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○	○			
富山	1601	地域営農確立促進事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
富山	1602	快適農村環境整備事業	62	環境保全対策	1	ハード		○	○				
富山	1603	防災福祉対策事業	52	生活環境・景観整備	1	ハード		○	○				
富山	1604	散居景観保全事業	52	生活環境・景観整備	1	ハード		○					
富山	1605	他事業関連調整事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63	生態系・自然保全対策	1	ハード		○					
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14	農家負担金対策	1	ハード		○					
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41	ストックマネジメント	2	ソフト		○	○				
富山	1609	農業用水路危険箇所応急対策事業	52	生活環境・景観整備	1	ハード		○	○		○		
石川	1701	県単土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○				
石川	1702	簡易な農地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
石川	1703	農地整備環境機能増進事業	63	生態系・自然保全対策	2	ソフト		○	○				
石川	1704	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	61	集落排水事業	1	ハード		○					
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33	防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35	防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
福井	1803	県単農村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード	○					県営あり	
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
福井	1805	地域水利施設利活用事業（県営造成施設）	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○					
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○				
福井	1807	干害対策特別事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○	○		○		
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
福井	1809	県単ため池管理体制強化事業	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○					県営あり	
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71	水利権更新対策	2	ソフト	○					県営あり	
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73	小水力発電	3	ハード&ソフト	○					県営あり	

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−都道府県別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分		事業主体						新設継続区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73　小水力発電	3	ハード&ソフト		○	○			○		
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト		○				○		
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54　ふるさと農道	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○	○				
岐阜	2111	基幹的農業用水路強靭化事業費	41　ストックマネジメント	2	ソフト	○			○			県営あり	
岐阜	2112	土地改良施設保全計画策定事業費	41　ストックマネジメント	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2113	農道施設保全対策調査事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2114	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15　農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○					
岐阜	2115	農業水利施設管理強化事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト				○				
岐阜	2116	農業用施設緊急改修事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
岐阜	2117	県単経営体育成基盤整備事業費	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード	○						県営あり	
岐阜	2118	農業農村整備調査事業費	13　事業評価(事後)	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2119	農地防災ダム点検管理強化事業費	31　防災事業（地震・耐震対策）	2	ソフト		○				○		
岐阜	2120	施設点検DX活用実証事業費	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2121	田んぼダム実証事業費	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト	○						県営あり	
岐阜	2122	小水力発電による環境保全推進事業費	73　小水力発電	2	ソフト			○	○	○	○		
愛知	2301	単独土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○		○		
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
愛知	2304	排水機維持管理事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○	○			○		
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
愛知	2307	緊急農地防災事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○	○	○				県営あり	
愛知	2308	明治用水頭首工漏水緊急対策事業費補助金	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○					
愛知	2309	農業用用水施設電力価格高騰対策支援金	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト			○			○		
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
三重	2402	国営等関連特別県単事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
三重	2403	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41　ストックマネジメント	3	ハード&ソフト	○	○	○			○	県営あり	
三重	2404	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63　生態系・自然保全対策	1	ハード	○						県営あり	
三重	2405	県単農村地域防災減災事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43　維持管理適正化事業	1	ハード		○	○					
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○	○					
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62　環境保全対策	2	ソフト						○		
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41　ストックマネジメント	2	ソフト				○				
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37　災害復旧事業	1	ハード		○	○					
滋賀	2507	豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト	63　生態系・自然保全対策	2	ソフト	○						県営あり	
滋賀	2508	CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業	64　地球温暖化対策	3	ハード&ソフト						○		
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36　防災事業（総合）	1	ハード		○	○			○		
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト				○	○	○		
兵庫	2801	県単独小規模農地緊急整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
兵庫	2802	県単独災害関連ほ場整備事業	32　防災事業（洪水暴風雨対策）	1	ハード		○	○			○		
兵庫	2803	県単独緊急浚渫推進事業	42　施設維持管理・施設補修	1	ハード	○						県営あり	
兵庫	2804	県単独干ばつ応急対策支援事業	42　施設維持管理・施設補修	2	ソフト		○						新規
奈良	2901	県単独基盤整備促進事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51　地域振興・活性化・格差是正対策	2	ソフト	○						県営あり	
和歌山	3001	県単小規模土地改良	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○			○		
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21　小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○						
鳥取	3102	ため池安全総合対策強化事業(ため池防災減災対策推進事業)	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト		○	○			○		
鳥取	3103	単県土地改良事業調査	11　地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○						県営あり	新規
島根	3201	県単県営緊急地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3202	県単農地防災施設長寿命化事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3203	県単県営地すべり対策事業	33　防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○						県営あり	
島根	3204	農地防災ダム付帯施設更新事業	36　防災事業（総合）	1	ハード	○						県営あり	
島根	3205	県単ため池安全確保事業	36　防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○	○					県営あり	
島根	3206	県単農地有効利用支援整備事業	21　小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○					

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−都道府県別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分		ハード ソフト区分	事業主体							新設 継続 区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
島根	3207	県単基幹水利施設整備事業	42	施設維持管理・施設補修	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
島根	3208	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード	○	○	○			県営あり	
島根	3209	県営ふるさと農道整備事業	54	ふるさと農道	1	ハード	○					県営あり	
島根	3210	県単農地集積促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○				
島根	3211	県単公共事業調査設計事業	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
島根	3212	県単渇水対策緊急支援事業	81	その他	1	ハード		○	○				新規
島根	3213	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	81	その他	2	ソフト			○		○		新規
岡山	3301	小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	36	防災事業（総合）	2	ソフト		○	○				
広島	3401	小規模農業基盤整備事業（一般事業）	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
広島	3402	ため池緊急整備事業	31	防災事業（地震・耐震対策）	1	ハード		○	○				
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23	特定農産物支援	1	ハード		○					
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○			
徳島	3601	県単土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
香川	3703	ため池防災対策特別事業	36	防災事業（総合）	1	ハード		○	○		○		
香川	3704	地域計画実現化促進生産基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
香川	3705	農地集積促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○		○		
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○		○		
香川	3707	香川県田んぼダム推進事業	32	防災事業（洪水暴風雨対策）	3	ハード&ソフト					○		
香川	3708	水田活用促進緊急基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
香川	3709	香川型農業推進優良農地確保事業（団体営）	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○				新規
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード	○					県営あり	
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
愛媛	3803	樹園地農業スマート化促進事業	12	技術開発等	2	ソフト	○					県営あり	
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36	防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○	○				県営あり	
高知	3902	ほ場整備推進事業	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○					
福岡	4001	農村環境整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○	○	○		
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード		○	○				
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○					
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33	防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36	防災事業（総合）	1	ハード		○					
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○					
佐賀	4106	多面的機能支払交付金（さが園芸888推進地域支援事業）	42	施設維持管理・施設補修	2	ソフト					○		
佐賀	4107	多面的機能支払交付金（田んぼダム推進事業）	32	防災事業（洪水暴風雨対策）	2	ソフト					○		
佐賀	4108	農地海岸管理費	35	防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
佐賀	4109	農地災害復旧事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○					
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
長崎	4202	自然災害防止事業（農業用ため池、海岸保全施設）	36	防災事業（総合）	1	ハード	○					県営あり	
長崎	4203	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	33	防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード	○					県営あり	
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36	防災事業（総合）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
長崎	4206	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業（農山村干害対策支援）	81	その他	1	ハード		○	○		○		新規
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
大分	4401	土地改良施設補修事業	37	災害復旧事業	1	ハード	○					県営あり	
大分	4402	農業用ため池等緊急対策事業	37	災害復旧事業	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33	防災事業（地すべり対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37	災害復旧事業	1	ハード		○					
大分	4405	海岸保全区域管理費	35	防災事業（高潮・津波・海岸対策）	3	ハード&ソフト	○					県営あり	
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52	生活環境・景観整備	1	ハード	○					県営あり	
大分	4407	農道環境整備事業	42	施設維持管理・施設補修	1	ハード	○					県営あり	
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード	○					県営あり	
大分	4410	小規模土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○		○		
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○	○	○		
宮崎	4502	土地利用調整事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト		○	○				
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52	生活環境・景観整備	1	ハード		○	○		○		
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73	小水力発電	3	ハード&ソフト		○	○		○		
宮崎	4505	農地集約化基盤整備事業	21	小規模農業農村整備事業	3	ハード&ソフト		○	○		○		

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

令和8年度　都道府県単独農業農村整備関連事業調査−都道府県別総括表−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分		ハード ソフト区分	事業主体							新設 継続 区分
						1	2	3	4	5	6	県営有無	
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト		○					
宮崎	4507	農業用水許可水利権更新対策事業	71	水利権更新対策	2	ソフト	○					県営あり	
宮崎	4508	基盤整備プランニング事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○					県営あり	
宮崎	4509	畑かん営農ポテンシャル向上事業	12	技術開発等	2	ソフト	○					県営あり	
宮崎	4510	畑かん営農で進める産地力強化事業	12	技術開発等	2	ソフト	○					県営あり	
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34	防災事業（火山・火山灰対策）	1	ハード		○					
鹿児島	4602	かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）	21	小規模農業農村整備事業	1	ハード		○	○				
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15	農地利用集積・担い手対策	2	ソフト	○	○	○			県営あり	
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
沖縄	4701	土地改良調査計画費（単独事業）	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費（単独事業）	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
沖縄	4703	農道整備調査費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	
沖縄	4704	農地防災調査費	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	2	ソフト	○					県営あり	

注）事業主体　1:都道府県　2:市町村　3:土地改良区　4:都道府県土地連　5:NPO等　6:その他

4.事業別調査票(257票)

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	北海道	事業名	食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0101

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**14　農家負担金対策**

その他の内容（　　）

令和7年4月に策定された国の食料・農業・農村基本計画において、北海道が主要穀物などの主産地として位置付けられるなど、我が国最大の食料供給地域として、国民の食を持続的に支える重要な役割に対し、本道への一層の期待が寄せられている。

一方、本道の農業・農村は、農家戸数の減少や高齢化の進行、自然災害の激甚化・頻発化のほか、中山間地などの条件不利地域では、担い手不足が顕著であることに加え、小規模で分散した農地が多く、農業生産活動の継続がより難しい状況であるなど、様々な課題に直面している。

こうした状況の中、本道の農業・農村が今後とも持続的に発展し、我が国の食料安全保障の強化に貢献していくためには、生産力・競争力の強化や農村地域の強靭化を図る農業農村整備の計画的かつ効率的な推進が重要であることから、農業者が必要な整備に積極的に取り組めるよう市町村と連携し、農家負担について特例的な軽減措置を講ずる特別対策事業を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

道営農業農村整備事業のうち、次の表に掲げる「区分」及び「整備内容」欄の整備に係る農家負担額を、市町村が次の表の「農家負担率」欄に掲げる率により算出される額以下に軽減する場合に、当該負担軽減措置に必要な経費の一部について、道が特例的な助成措置を講じる。

区　分	整　備　内　容	農家負担率
先進モデル展開型	スマート農業の導入効果を最大限に発揮させる区画整理 注1、用水施設等の一体的な整備	道営事業費の6.5% （条件不利地：6.0%）
生産拡大型	区画整理 注1	道営事業費の7.5% （条件不利地：7.0%）
	用水施設（畑地かんがい）の新設整備 注2	道営事業費の7.5%
	用水施設の新設整備	道営事業費の10.0%
機能保全型	暗渠排水 注3、客土、除れき	道営事業費の12.5%
	既設用水施設の長寿命化	道営事業費の12.5%
	排水施設の整備	道営事業費の12.5%
強靭化型	防災重点農業用ため池の整備	道営事業費の7.5%
	既設用水施設の耐震化	道営事業費の10.0%

注１　区画整理と併せ行う暗渠排水、客土、除れきを含む

注２　畑地に直接散水可能となる整備を対象

注３　心土破砕は対象外

2　事業実施期間

令和8年度～令和12年度

3　事業主体

市町村

4　対象要件

(1)先進モデル展開型、生産拡大型、機能保全型、強靭化型（「防災重点農業用ため池の整備」を除く）の整備を行う地区

受益農家の経営耕地面積に占める担い手の経営耕地面積の割合が、令和12年度（2030年度）末までに、現状の担い手集積率に応じて設定する次の要件を満たすことが確実に見込まれること。

また、先進モデル展開型にあっては、スマート農業の推進が位置付けられた地域計画（農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画をいう。）を策定した地域内であること。

現状の担い手集積率	80%未満	80～85%未満	85～93%未満	93%以上
対象地区の要件	10ポイント以上増加又は88%以上	8ポイント以上増加	93%以上	現状以上

(2)強靭化型（「防災重点農業用ため池の整備」に限る）の整備を行う地区

対象となるため池が、「防災重点農業用ため池の指定等について（令和2年10月1日付け2農振第1844号農林水産省防災課長通知）」に基づき指定された防災重点農業用ため池であること。

問合先	部局名	農政部農村振興局農村設計課		担当者	猪股　孝志
	TEL	011-231-4111	メールアドレス	inomata.takashi1@pref.hokkaido.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	北海道	事業名	農道整備特別対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0102

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　54　**ふるさと農道**

その他の内容（　　）

農業の振興と農村生活の利便性を向上させるため、地域活性化事業を活用し、早急に整備する必要のある農道を整備することで、全道農村各地域の均衡ある発展を図る。

事業制度創設の背景

総務省所管の「ふるさと農道緊急整備事業」が平成24年度に廃止されたことを受け、平成25年度に本事業を創設。早急に整備する必要のある農道を整備することで、全道農村各地域の均衡ある発展を図る。

事業制度の仕組等

1　事業内容

・農道の新設・改良及び舗装

2　対象要件

①受益面積50(30)ha以上
②幅員4.5(4)m以上
③延長1,000(800)m以上

3　事業主体

道

4　負担割合

道:50%、市町村:50%

5　事業実施期間

第7期対策　令和5年度～令和9年度

問合先	部局名	農政部農村振興局農村整備課		担当者	小和田　桂太
	TEL	011-231-4111	メールアドレス	kowada.keita@pref.hokkaido.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	青森県	事業名	農業農村整備DX推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0201

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　**技術開発等**

その他の内容（　　）

農業農村整備におけるDXを推進するため、中山間地域へのスマート農業導入を促進する基盤整備手法の確立と、農業農村整備プロセスにおいてICT活用の実践や有効性の検証を行い、その効果を広く普及させる。

事業制度創設の背景

中山間地域では、耕地面積、農業従事者の減少や高齢化の進行により、担い手不足が深刻となっているほか、水田耕地面積の大半が小区画かつ分散していることから、用水管理などの農作業が繁雑となっている。 このため、中山間地域における担い手不足の解消や生産性の向上を図るためには、スマート農業に対応した基盤整備が不可欠な状況にある。

一方、農業農村整備事業の現場を支えるコンサル・建設業界においても担い手不足は深刻であり、従前より少ない人数、期間での工事実施に向けた生産性向上の取組が急務となっている。本県でも、令和3年度からICT活用工事等を現場に導入する取組を進めてきたが、依然としてICT活用施工の実績が少なく、業界への普及が進まない状況にある。

このような課題に対し、中山間地域でのスマート農業の導入が可能な基盤整備手法の確立や、農業農村整備プロセス（測量、設計、施工）におけるICT活用施工の有効性の検証及び普及を目指すものである。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)中山間地域の農業DXを加速化する基盤整備（R7完了）
- ①スマート農業導入に向けた市町村への聞き取り調査の実施
- ②スマート農業導入促進に向けた検討会の開催
- ③小規模ほ場に対応した基盤整備技術の検討
- ④スマート農業に適した基盤整備の普及促進
- ⑤情報通信環境の整備支援

(2)農業農村整備プロセスのDX
- ①ICT活用に向けた検討会の開催
- ②ICT活用効果等の検証
- ③農業農村整備プロセスで得られたデータの営農での活用検討
- ④デジタル技術を活用できる人材の育成

事業費：15,803千円（R6）、12,339千円（R7）、6,000千円（R8）

事業工期：R6～R8

２　事業主体

県

３　補助率等

県100%

問合先	部局名	青森県農林水産部農村整備課		担当者	柏崎　譲
	TEL	017-734-9556	メールアドレス	yuzuru_kashiwazaki@pref.aomori.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	青森県	事業名	四和ダム緊急浚渫事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0202

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　**防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

四和ダム(農業用防災ダム)において、貯水容量内の堆砂を撤去することで、洪水時の貯留容量を確保し、下流の農地、農業用施設及び家屋等への被害を未然に防止する。

事業制度創設の背景

河川法に基づく定期検査において、堆砂率の基準超過について対策を実施するよう河川管理者から指摘があり、早急に対策を行う必要があるほか、ダムの洪水調節容量内にまで堆砂が進行し、大雨時に洪水を貯留できる容量が不足していることから、本事業により、これら課題を解消し、下流被害の未然防止を図るものである。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)四和ダムの浚渫の実施
　①測量・設計(R7)
　②浚渫の実施(R7～R9)

事業費:50,000千円(R7)、100,000千円(R8)、160,000千円(R9)

事業工期:R7～R9

２　事業主体

県

３　補助率等

県100%

問合先	部局名	青森県農林水産部農村整備課		担当者	駒井　勝伸
	TEL	017-734-9556	メールアドレス	katsunobu_komai@pref.aomori.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	土地改良事業調査費（県営・県単）	新規・継続区分	継続	事業番号	0301
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） 国の事業採択を受けようとする地区で事業計画を策定し、県営土地改良事業を推進する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	１　調査内容 ①現況調査･･･受益面積、戸数、地形地質、土壌、気象、営農状況等 ②事業計画の策定･･･土地利用計画、道水路計画、施設計画、事業費算定等 ③権利関係の調査･･･3条資格者等の確定、非農用地等の協議等 ２　事業主体 県 ３　補助率等 50%						

問合先	部局名	農林水産部農村計画課		担当者	青山
	TEL	019-629-5666	メールアドレス		

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	小規模農地等災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0302

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

豪雨等により被災した農地・農業用施設について、国の災害復旧事業等の対象とならない小規模な災害の復旧に要する経費の一部を補助し、農業経営の安定と地域農業の維持を図る。

事業制度創設の背景

農地・農業用施設に係る災害復旧については、国庫補助事業又は起債（以下「国庫補助等」という。）を活用して実施されているが、1箇所当たりの被害額が少額なため国庫補助等の対象とならない被害箇所が多い災害の場合、既存制度だけでは十分な復旧が望めない状況である。

このため、小規模農地等災害復旧事業（以下「事業」という。）を実施し、国庫補助等の対象とならない小規模な被災箇所を対象に復旧に要する経費の一部を補助することにより農業者の営農意欲を喚起し、耕作放棄を未然に防止するとともに、地域農業の維持及び農業経営の安定を図る必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

1箇所当りの工事費が「農地・農業用施設災害復旧事業」や「農地等小災害復旧事業債」の対象とならず、かつ農家1戸当りの工事費の合計額が13万円以上で、市町村が復旧工事費を負担又は補助する場合、その一部を補助する。

２　採択要件

農家1戸当りの複数被災箇所に係る工事費の合計額が13万円以上
但し、農地は1箇所当たりの工事費が13万円未満、農業用施設は受益戸数が1戸のもの

３　事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、日本型直払の活動組織、共同施行者等（3戸以上の農業者による組織）

４　補助率

県1/3以内（工事に要する経費の1/3に相当する額以内で、かつ市町村が負担又は補助する経費の1/2に相当する額以内）

問合先	部局名	農林水産部農村建設課		担当者	畑谷
	TEL	019-629-5689	メールアドレス		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岩手県	事業名	いきいき農村基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0303

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

国庫補助事業による基盤整備の対象とならない小規模な地区において、営農の継続を通じて農業・農村の維持・発展を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな基盤整備を行い、農作業の効率化や耕作放棄の防止等に資するもの。

事業制度創設の背景

本県における農業・農村を維持・発展させ、「いきいきとした岩手の農業・農村」を創り上げて、担い手や個人農家等の様々な経営規模や形態の農業者それぞれが有する能力を最大限に発揮し、農地等の地域資源を有効活用した農業を持続的に行うことが重要である。このため、地域の実情に応じた簡易な基盤整備をきめ細かく行い、営農条件を改善する事業として創設された。

令和元年度まで実施していた「活力ある中山間基盤整備事業」の後継事業として、これまでの中山間地域に加え平地地域も対象とし、さらに、事業主体や補助対象工種の拡充も図ることにより、国庫補助事業の対象外となる小規模な地区の取組みを支援する。

事業制度の仕組等

１　事業の内容

区分	工種	補助率等	備考
定額補助	(1)田畑の区画拡大	6～25 万円/10a（22.5～42 万円/10a）等	（ ）は水路の変更（管水路化等）を伴う場合
	(2)暗渠排水	10.5～19 万円/10a	吸水渠(暗渠)の間隔が 10m 以下の新設
	(3)湧水処理	20.5 万円/100m、18.5 万円/100m	表土扱い有り、無し
	(4)畑地かんがい施設	29 万円/10a、18.5 万円/10a 等	樹園地、樹園地以外等
	(5)土層改良	26 万円/10a、23.5 万円/10a 等	客土、除礫等
	(6)耕作放棄防止	2.5 万円/10a、3 万円/10a	発生防止、土壌改良
	(7)更新整備	12.5 万円/10m、22 万円/10m 等	用水路、排水路等
	(8)畑作転換工	1.5 万円/100m、0.5 万円/10a	額縁排水溝、酸度補正
	☆(9)ｽﾏｰﾄ農業普及啓発・試行支援	20 万円/地区	先進地研修費
		60 万円/地区	スマート農業機器レンタル
定率補助	(10)農業用用排水施設	事業費の 50%（55%）	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更（地下かんがいシステムを含む）
	(11)暗渠排水	事業費の 50%（55%）	暗渠の新設又は変更、補助暗渠
	(12)土層改良	事業費の 50%（55%）	客土、混層耕、除礫、心土破砕及び土壌改良
	(13)区画整理	事業費の 50%（55%）	農用地の区画形質の変更
	(14)農作業道等	事業費の 50%（55%）	農作業道・進入路等の新設、更新
	(15)農地造成	事業費の 50%（55%）	農用地の造成
	(16)農用地の保全	事業費の 50%（55%）	(10)～(15)以外の農用地の改良又は保全のための必要な事業
	(17)営農環境整備支援	事業費の 50%（55%）	安全施設・農作物被害防止施設の整備等
	☆(18)ｽﾏｰﾄ農業導入支援	事業費の 50%（55%）	GNSS 基地局の新設・更新、自動操舵システム、自動給水栓、ロボット草刈機等の先進的省力化技術の導入
	(19)小規模園地整備	事業費の 50%（55%）	小規模な園地整備
	(20)粗放的農地利用整備	事業費の 50%（55%）	用地整備、作業道等の設置、土地改良施設の撤去等
	(21)管理省力化支援	事業費の 50%（55%）	水管理、維持管理労力省力化、除草の用に供する共同利用機器の導入
	(22)特認事業	事業費の 50%（55%）	知事が特に必要と認めるもの

※定率補助の（　）は、中山間地域に係る補助率

☆　：令和７年度拡充工種

網掛け：要望があれば、随時、実施メニューに追加

２　採択要件

事業費200万円未満、受益者2者以上

３　事業実施主体

市町村、土地改良区、農地中間管理機構、農業法人、多面的機能支払交付金の活動組織等

４　負担区分・補助率

(1)～(9)　：定額補助

(10)～(22)：定率補助　県50%(55%)　（ ）書きは中山間地域の場合

問合先	部局名	農林水産部農村建設課		担当者	村上
	TEL	019-629-5681	メールアドレス		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	豊かなふる里保全整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0401

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農業・農村の有する多面的機能の発揮と都市との共生・対流が図られる豊かで魅力ある農村づくりに資するため、水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施する。

事業制度創設の背景

制度としては県で実施している市町村振興総合補助金の様々なメニューの中の一つである。県単独事業である「小規模土地改良事業」「農業用ため池整備事業」「中山間地域温水施設整備事業」「せせらぎの里整備事業」の4事業を統合し平成16年度より運用している。

事業制度の仕組等

１　事業内容

水田の有効利用や地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興等地域の多様なニーズに応じ、国庫補助事業を補完しながら農業生産基盤整備・農村環境基盤整備・農村交流基盤整備を総合的に実施する。

２　採択基準

① 農業生産基盤整備の場合は、「地域農業マスタープラン」等に基づき、受益農地に麦、大豆、米粉用米、飼料作物、園芸特産物等を現に作付けしているか又は作付けを計画しており、水田の有効利用が図られること。また、農村環境基盤整備及び農村交流基盤整備の場合は、農業生産基盤整備と連携又は地産地消・アグリビジネス・グリーンツーリズムの振興が図られること。

② 農業生産基盤整備は、事業工種毎の受益面積が1ha以上で総受益面積が5ha以上、受益戸数2戸以上であること。

③ 農業生産基盤整備は、関係農家の権利移動や事業費負担を要する場合に、土地改良法に基づく事業認可を受けたもの又は受ける見込みが確実と認められること。

④ 総事業費が1，500千円以上50，000千円未満で、工期が3か年以内であること。

⑤ 施行者が市町村以外の場合は、市町村が総事業費の20%以上を施行者に助成すること。また、費用負担において地元の同意が得られていること。

⑥ ほ場整備、かんがい排水・農業集落排水施設整備、農道・農業集落道整備、暗きょ排水整備、客土を行う場合は、施工単価が上限単価を超過するときに別途経済効果算定を行っていること。

３　事業主体

市町村、土地改良区等

４　補助率等

40%

問合先	部局名	農政部農山漁村なりわい課中山間振興班		担当者	加藤　宏一
	TEL	022-211-2874	メールアドレス	nariwai-ch@pref.miyagi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	土地改良施設機能診断事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0402

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**41　ストックマネジメント**

その他の内容（　　）

経年により、機能低下が懸念される土地改良施設を対象に、機能診断による劣化度の評価、整備補修年次計画の作成及び整備補修工事を併せて行い、施設の長寿命化を図る。

事業制度創設の背景

耐用年数が経過し、機能低下が懸念される施設を対象とし、国が提唱する予防保全を団体営造成施設までカバーして推進するため創設された。なお、現在では団体営のストックマネジメント事業の保全計画策定事業として活用されていて受益要件の緩和になっている。

事業制度の仕組等

１　事業内容
① 外観及び分解検査による劣化度合の測定・評価
② 施設診断カルテ及び整備補修年次計画の作成（必須）
③ 小規模な整備補修

２　採択要件
① 土地改良事業等で造成した受益面積10ha以上の施設（頭首工、揚水機場等）
② 1地区の事業費が170万円以上の地区（複数施設可）

３　事業主体
市町村、土地改良区

４　補助率等
30%

５　事業実施期間
平成15年度から令和9年度までとする。

問合先	部局名	農政部農村整備課水利施設保全班		担当者	吉田　拓夢
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	nosonseis@pref.miyagi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	県営造成施設管理体制整備促進事業	新規･継続区分	継続	事業番号	0403

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業水利施設は、生活用水、景観、生態系保全など、農業用水以外の機能（多面的機能）を有することから、地域が連携して施設の長寿命化と多面的機能の一層の発揮を基調とした管理体制の整備を図る取り組みが必要となっている。

また、農業・農村を取り巻く社会情勢の変化や東日本大震災等により、土地改良区の施設管理体制の脆弱化が進行しており、体制整備と合わせて土地改良区の運営基盤の強化を図る必要がある。

このため、県営造成施設にかかる管理体制の整備を促進するための諸活動のほか、農業以外の機能（多面的機能）にかかる分に対し県の支援を行う。

事業制度創設の背景

県では県内農地の9割を担い手に集積することを政策目標としており、これにより、土地改良区の組合員が少数の担い手で構成されることとなることから、土地改良区が管理する基幹的水利施設の管理体制のあり方や国営造成施設と県営造成施設との管理費の格差が地域課題となる。

このため、土地改良区管理の県営造成施設について、将来の農業構造に対応した適切な基幹的施設の管理体制の構築が必要となっている。

事業制度の仕組等

１　事業の内容

県と市町村が連携して、県営造成施設又はこれと一体的に管理する必要のある施設（以下「県営造成施設等」という。）を管理する土地改良区等を対象とし、次に掲げる事業を実施して多面的機能の発揮、環境への配慮、安全管理の強化等に対応した管理体制の整備を図る。

（１）管理体制整備計画策定事業

地域における施設の適正な管理水準、管理体制、費用分担等の目標及びその実現に必要な取組について非農家を含めた地域住民等が参画による組織化や施設管理協定の締結等及び管理体制整備計画書を毎年適切に更新する。

（２）管理体制整備推進事業

管理体制整備推進協議会を設置し、推進協議会の活動などを通じた地域における多面的機能発揮のための合意形成を行う。なお、当該協議会の構成は関係市町村や関係土地改良区等を基本とし、必要に応じて県、土地改良事業団体連合会その他関係団体をもって構成する。

（３）管理体制整備強化支援事業

多面的機能の発揮や管理の高度化を対象とした管理の実践に対する支援を行う（但し、農業生産活動に係るものは除く）。補助対象経費は次の費目の合計額に多面的経費（37.5%）を乗じた額とする。①操作運転費　②点検整備費　③施設管理費　④施設費　⑤調査費　⑥油脂費　⑦電力料　⑧整備補修費

２　対象地区及び施設

事業の対象とする施設は、下記の条件を満たす施設であること。

①対象地区は、県営造成施設で土地改良区の受益地であること（国営附帯事業造成施設及び国営関連施設分は除く。）。

②対象施設は、受益面積100ha以上の県営事業で造成されたダム、頭首工、用排水機場、幹線用排水路、排水樋管、及びこれらの施設と一体的に管理する必要のある施設。

３　事業主体

市町村

４　補助率

50%

５　事業実施期間

平成27年度から令和８年度までとする。

問合先	部局名	農政部農村整備課水利施設保全班		担当者	吉田　拓夢
	TEL	022-211-2876	メールアドレス	nosonseis@pref.miyagi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	国営土地改良事業負担金償還助成事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0404

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　14　農家負担金対策

その他の内容（　　）

国営土地改良事業の公共性にかんがみ、同事業実施に伴う農家負担の軽減を図るための措置で、平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行う。

事業制度創設の背景

国営かんがい排水事業等の事業費負担割合は、平成元年度に国営基幹かんがい排水事業が創設されたことにより、それまで一律に60%であった国費の割合を施設区分及び規模別に段階的な割合（75%、70%、65%、60%）となった(平成5年度からは、70%、2/3、1/2）ことから、継続地区と新規着工地区との負担額の格差の解消を図ることとした。更に平成2年度の地方財政措置の拡充により、国営事業県負担金の35%が後年度償還時に事業費補正の対象となり地方交付税措置が適用されることとなったため、その一部を地元へ還元し農家の負担軽減を図る目的から制定された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

平成2年度以降に徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業に係る農家負担金償還に対し助成を行う。（令和7年度までの事業着手地区）

２　事業対象地区

国営土地改良事業負担金等徴収条例（昭和34年宮城県条例第36号）第2条第1項の規定により、平成2年度以降徴収を開始する国営かんがい排水事業及び国営農地再編整備事業の農家等負担金について、補助金等交付規則及び国営土地改良事業負担金償還助成事業補助金交付要綱に基づき、補助金の交付が決定された地区のみ適用される。

３　事業主体

県

４　助成時期・助成額

助成の時期は事業負担金の償還時期で、事業に要した額に所定の助成率を乗じた額を負担金納入者の申請に基づいて助成する。

（１）県償還助成（対象：一般型、特別型）

国営かんがい排水事業等の国費負担割合の引き上げに伴う継続地区と新規着工地区との負担額の格差解消と、地方交付税算定対象となった国営事業県負担金の償還金の一部を地元に還元する。

標準的な助成率:事業費の2%（平成28年度以降開始した地区）

（２）県要件助成（対象：特別型）

受益者負担金軽減のため、支払期間の延長を行い、かつ元利均等年賦支払方法以外の年賦支払とした場合に、平均償還額を越えた部分の1/2を助成する。

問合先	部局名	農政部農村振興課広域水利調整班		担当者	引地　達也
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮城県	事業名	農業水利権管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0405

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　71　水利権更新対策

その他の内容（　　）

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水の水利権使用許可の更新申請の基礎資料を作成し、計画的かつ円滑に更新手続きを行い、農業用水の確保を図る。

事業制度創設の背景

県営土地改良事業において農業用水を一・二級河川から取水する場合、事業主体である県は河川法に基づき取水量（水利権水量）・施設の占用及び施設の設置許可を取得（水利使用許可：通称、水利権）している。この許可期限は原則10年間となっているため、許可期限毎に更新を行う必要がある。また、近年の水利使用更新手続きにおいては、河川水の需要増加や河川環境の保全対策等とあわせ、かんがい区域の土地利用の変動、作付け体系等の変更による使用水量の変化に伴い、河川管理者である国土交通省より河川取水量の全面的な見直しを要求され、詳細かつ膨大な資料を求められたことが背景となっている。

事業制度の仕組等

１　事業内容

宮城県が河川法第23条に基づき取得したかんがい用水水利権の10年毎の更新を行う。具体的な内容は以下の通り。

①水利使用の許可申請書の作成
②現況調査及び検討
③水利使用の許可申請書に添付する関係図書の作成
④河川からの正確な取水量測定を合理化する体制整備
⑤その他

２　採択要件

県営土地改良事業において、県が河川法に基づき取得しているかんがい用水水利権のうち更新を行う必要があるのもを対象にし、別に定める農業水利権管理事業取扱要領による。

３　事業主体

県

４　補助率等

負担割合：県100%

問合先	部局名	農政部農村振興課広域水利調整班		担当者	引地　達也
	TEL	022-211-2864	メールアドレス	nosonshink@pref.miyagi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0501

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**37　災害復旧事業**

その他の内容（　　）

暗渠やパイプライン、揚水機等は内部の状態を目視することが困難であり、日常管理が適切に行われていても不測の事態により突発事故が発生するケースが毎年報告されている。県営造成施設等はこれにかかる受益が広大で、突発事故発生時の影響が甚大であることから、復旧工事にかかる費用を助成し、農家負担の軽減を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）対象施設

国営、県営造成施設

※ただし国営造成施設については、原則、国の「土地改良施設突発事故復旧・防止事業」により実施することとし、要件から外れたもののみを本事業の対象とする。

（2）対象工種

日常管理の中では目視困難な施設

①水路（パイプライン、暗渠部分等の目視困難箇所のみ）
②頭首工（電気設備等の目視困難箇所のみ）
③揚水機
④ため池（電気設備等の目視困難箇所のみ）

2　採択基準

①異常な天然現象によるものでなく、通常の使用の範囲において、不測の事態により生じた農業水利施設の事故を対象とする。
②国営または県営造成施設で復旧を実施することで作付けへの支障を解消できること。
③維持管理が適正に行われていること。
④関係市町村が事業費の10%以上を補助すること。
⑤1件あたりの復旧工事費が40万円以上のもの。

3　事業主体

市町村、土地改良区

4　補助率

30%

※助成額上限は、1箇所800千円以内

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災チーム		担当者	金森　徳樹
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	naru@pref.akita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	農地・農業用施設小災害支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0502
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　37　災害復旧事業 その他の内容（　　） 近年、ゲリラ豪雨等により災害が多発し、農家経済を圧迫している。自然災害による国の支援のない小規模な農地等の災害復旧について県が支援することで農家負担の軽減、離農・耕作放棄地発生の防止を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 被災した農地・農業用施設の復旧・応急工事にかかる費用に対する助成 **２　事業要件** **（１）対象となる災害** 国の災害復旧事業要件を満足する気象条件により生じた災害で、次のいずれかの基準を満たす災害 ①A基準:1つの災害で県内における被害総額が3億円以上の災害 ②B基準:1つの災害で県内における被害総額が1億円以上、かつ被害総額が5千万円の市町村が1以上ある災害 **（２）採択要件** ①1箇所あたり10万円以上40万円未満 ②市町村が農家助成を実施していること **３　事業主体** 市町村、土地改良区 **４　負担区分** 県1/3以内（ただし、市町村の助成率以内）						

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災チーム		担当者	登藤　大智
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	todo-taichi@pref.akita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	中山間水田畑地化整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0503

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　22　水田畑地化・転作対策

その他の内容（　　）

平地に比べ営農条件が不利な中山間地域を対象に、経営規模は小さくても一定の所得が確保できるよう、地域が主体となった計画づくりとその実現に必要な取組を支援する。

事業制度創設の背景

中山間地域は、狭あいな立地条件や担い手の高齢化により、土地利用型作物の規模拡大には限界感があり、今般の農政改革における影響が大きいことから、農業所得の減少や耕作放棄地の拡大が懸念される。

このため、地域が主体となり、中山間地域の資源を活かした創意あふれる計画を策定するとともに、計画に基づき、水田の畑地化整備等により、特色ある中山間地域農業の展開を図ることを目的に事業を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

水田の畑地化に必要な基盤整備等（客土、混層耕、暗渠、用排水施設）を実施することにより、地域特産物等の本作化を図るため、国の補助率のかさ上げを行うとともに、県が国の補助制度に合致しない小規模事業（総事業費200万円未満）を単独で補助する。

２　事業主体

県、市町村、土地改良区

３　負担割合・補助率

①標準タイプ(県営：総事業費200万円以上)　※対象外

国の補助事業について、県が「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針」（国のガイドライン）に記載の県負担率を上乗せする。

県の上乗せ後の負担割合

国：50~55%、県：35~40%、市町村等：10%

②小規模タイプ(団体営：総事業費200万円未満)

国の補助制度に合致しない小規模事業（工事費200万円未満）を県が単独で補助する。

県：1/2以内

問合先	部局名	秋田県農林水産部農山村振興課地域環境保全チーム		担当者	木村　朱里
	TEL	018-860-1853	メールアドレス	Kimura-Akari@pref.akita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	県単農地地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0504
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策） その他の内容（　　） 地すべり防止区域における災害の未然防止または最小化を図るため、国庫補助対象外の小規模な地すべり防止工事や地すべりを起因として発生した農地・農業用施設等の復旧工事を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 小規模な地すべり防止工事及び農地・農業用施設等の復旧工事 **２　採択基準** 地すべり防止区域、地すべり危険箇所等であること。 **３　事業主体** 県 **４　負担区分** 県：100%						

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課水利整備・防災チーム		担当者	宮本　諒平
	TEL	018-860-1830	メールアドレス	miyamoto-ryohei@pref.akita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	秋田県	事業名	農業水利管理体制強化支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0505

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　防災事業（洪水暴風雨対策）

その他の内容（　　）

農業水利施設の適正な維持管理や更新整備、災害時の対応等が円滑に実施できるよう、土地改良区への地区編入を促進する取組を支援する。

事業制度創設の背景

当県では、全農地に占める土地改良区の管理区域の割合は7割弱となっており、それ以外の区域では小規模な水利組合や多面的機能支払交付金活動組織等が農業水利の運営を行っている。こうした中で、近年発生した豪雨災害では、土地改良区は迅速な対応を実施しており、土地改良区の重要性が改めてクローズアップされた。

将来にわたって安定した農業用水の確保と地域の安全・安心を担保するためには、土地改良区への地区編入を促進する必要がある。このため、今後の維持管理や災害時の対応等に備えた管理体制の強化を目的に事業を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

土地改良区区域拡大支援事業

区域外の安定した農業用水の確保や災害時の体制強化等を目的とし、新たに区域を拡大した土地改良区に対し、初期の事務的経費増嵩に相当する費用について市町村と協調して助成する。

２　事業主体

市町村

３　負担区分等

土地改良区区域拡大支援事業

県50%、市町村50%

新たに区域を拡大する面積	補助金額（県・市町村合算）
20ha以上50ha未満	7,500円／ha
50ha以上100ha未満	8,000円／ha
100ha以上200ha未満	9,000円／ha
200ha以上	2,000千円（据置）

問合先	部局名	秋田県農林水産部農地整備課土地改良指導チーム		担当者	渡部　晃
	TEL	018-860-1832	メールアドレス	watanabe-hikaru@pref.akita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	地すべり防止施設管理事業（県単）	新規・継続区分	継続	事業番号	0601

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**33　防災事業（地すべり対策）**

その他の内容（　　）

地すべり防止法（昭和33年法律第30号。）第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域（法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。）全般にわたる管理並びに地すべり防止施設の適正な管理を実施する。

事業制度創設の背景

概成地区において、経年劣化により補強・修繕が必要な地すべり防止施設が増加したことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

地すべり防止施設の適正な維持管理修繕を行ない、地すべりの未然防止を図る次の対策を実施する。

①地すべり防止施設管理委託費

概成地区における地すべり防止工事で実施した施設の維持管理を行う。

②地すべり防止区域巡視員報酬

概成地区に地すべり防止区域巡視員（地元住民）を委嘱し、日常点検や緊急点検を実施する

③地すべり防止区域緊急対応費

概成地区内で発生した災害復旧事業に該当しない被害について緊急に実施する工事等を行う。

2　採択要件

地すべり防止区域（農村振興局所管指定区域内に限る。）

3　事業主体

県

4　補助率

県：100%

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	冨岡　広大
	TEL	023-630-2501	メールアドレス	tomiokak@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	県営土地改良事業計画設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0602

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

県営又は団体営事業として実施する各事業の施行予定地区の計画設計を行い、土地改良事業計画書を作成する事業に補助する。

事業制度創設の背景

創設当時（昭和52年）は、計画設計に関する国庫補助事業がなく、新規事業に取り組む際は、申請者の負担で土地改良事業計画書を作成していたため、負担軽減を図る目的で本制度を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

2の事業に関する「計画設計」業務

2　採択要件

国庫補助事業（下記の事業）の採択基準に該当する地区が対象

① 水利施設整備事業
② 農地整備事業
③ 防災減災事業
④ 農道整備事業
⑤ その他（国庫補助に係る事業）

3　事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める団体

4　補助率

2の事業の内、②・④：県40%　③：県50%　それ以外：県60%

問合先	部局名	山形県農林水産部農村計画課計画担当		担当者	齊藤　重夫
	TEL	023-630-2512	メールアドレス	saitoshig@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	小規模農地等災害緊急復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0603

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**37　災害復旧事業**

その他の内容（　　）

大雨や地震等により畦畔崩落や土砂流入により被災した農地等の緊急復旧のための工事や資材購入等に対して助成を行う。

事業制度創設の背景

山形県内において、平成30年8月豪雨災害、令和元年6月に発生した地震災害及び台風19号災害では、国庫補助対象外の小規模な農地・農業用施設の被害も多く発生したため、それらに対しきめ細やかな支援を行うべく創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

農地（田又は畑）又は農業用施設（道路、水路、ため池等）の原型復旧のために要する経費（工事費、資材購入費、機械器具レンタル料等及びその他必要と認められる経費）に対し支援を行う。

2　採択要件

①大雨や地震等に起因する畦畔崩落、法面崩落、土砂流入、土砂流出等の農地等被害であること
②農作物被害が生じた又は生じることが見込まれること
③原則、1箇所に係る経費が40万円未満であること
④農地・農業用施設の災害復旧事業（暫定法）の対象外であること

3　事業実施主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、農業法人、農業者の組織する団体、農業者（販売農家）

4　補助率等

県:1/3、市町村:1/6

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	冨岡　広大
	TEL	023-630-2501	メールアドレス	tomiokak@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	遊休農地リスタート事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0604

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**25　耕作放棄地対策**

その他の内容（　　）

地域の担い手や新規就農者が行う、地域計画の目標地図に位置付けられた将来的に利活用する遊休農地の解消・利活用の取組みを支援する。

事業制度創設の背景

農業者の高齢化や担い手不足により発生する遊休農地の解消を図るとともに、地域計画に基づく担い手や新規就農者への農地利用の集積と有効活用を促進するため創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

次の遊休農地の再生利用活動に対し支援を行う。

①再生作業（農地の障害物除去、深耕、整地、土壌改良、簡易な排水対策等）

②営農定着（苗木や資材等の購入）

③粗放的利用（資源作物等の苗木や資材等の購入）

2　採択要件

①事業完了後、再生された農地において5年間以上耕作又は保全すること

②事業費が200万円未満であること

③事業実施にあたり、直営施工の作業を含むこと

④地域計画の範囲内の農用地のうち、人力・農業用機械で草刈り、耕起、伐根、整地等を行うことにより直ちに耕作することが可能となる農地

⑤対象農地面積が20a以上であること

3　事業実施主体

地域計画に位置付けられた農業を担う者、新たに就農する者、認定新規就農者

4　補助率等

県:1/4以内、市町村:1/4以上

問合先	部局名	山形県農林水産部農村計画課		担当者	鈴木　貴大
	TEL	023-630-3373	メールアドレス	suzukitakahiro1@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	地域の農地等管理継続支援事業	新規・継続区分	新規	事業番号	0605

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　51　地域振興・活性化・格差是正対策

その他の内容（　　）

地域の多様な人材や組織、他の集落との話合いにより作成した計画に基づき、農地を含めた地域の管理に必要な省力化機材の導入及び人材確保体制の整備を支援する。

事業制度創設の背景

人口減少や高齢化の進行により、農地に加え農道や水路など地域資源の維持管理活動の継続が困難になることが懸念されている。このため、多様な人材や組織が連携して地域保全・管理の実行体制を構築するとともに、省力化機械の導入による管理負担の軽減を支援するため本事業を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

省力化機械導入支援

地域の多様な人材や組織、他集落との話合いにより作成した地域保全・管理実行計画に基づき、農地を含む地域資源の維持・管理に必要な省力化機械の導入支援。

２　事業主体

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、土地改良区、その他（自治会等）

３　補助要件

多様な人材・組織が参画した地域の話合いにより、農地に加え地域で管理すべき箇所及び10年度も管理できる人材について定めた地域保全・管理実行計画を策定していること。

４　補助率等

県：1/3又は1/4

問合先	部局名	山形県農林水産部農村計画課		担当者	鈴木　貴大
	TEL	023-630-3373	メールアドレス	suzukitakahiro1@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	鉱毒対策施設維持管理強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0606

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

強酸性鉱毒水による水稲の被害防止のため、昭和54年度～平成4年度に実施した県営鉱毒対策事業により造成された施設について、適正な管理及び農家負担の軽減を図るため、維持管理費の一部を補助するもの。

事業制度創設の背景

高度な操作機器の導入や水利用形態の変化により、施設管理者である土地改良区において維持管理負担が増大したことを受けて創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

土地改良区が管理する、鉱毒対策事業により造成された農業水利施設の維持管理に要する経費に対して補助金を交付する。

事業対象経費は、操作運転費、点検整備費、整備補修費、機械器具費とする。

２　採択要件

鉱毒対策事業により造成された基幹水利施設のダム及びダムの操作上関連する施設並びにこれらを管理する施設を対象とする。

３　事業主体

土地改良区

４　補助率

県50%

問合先	部局名	山形県農林水産部農村整備課		担当者	山本　さやか
	TEL	023-630-2501	メールアドレス	yamamotosa@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山形県	事業名	元気な農村づくりスタートアップ支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0607

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　51　地域振興・活性化・格差是正対策

その他の内容（　　）

地域の合意により策定した行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けて、集落・組織が行う、中山間地域をはじめとした農山村における農業生産活動等の維持・発展に資する新たな取組みの立上げ（試行）を支援するもの。

事業制度創設の背景

営農・生産条件が不利な中山間地域の集落等における農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みを進めていくため、行動計画等に掲げた地域の将来像などの実現に向けた立上げ・芽出し支援を行う事業を創設したもの。（R3より実施）

事業制度の仕組等

１　事業内容

次の要件をいずれも満たすもの。ただし、施設等の整備、単なる物品等の取得のみを事業の目的とするもの（活動を伴わないもの）を除く。

(1)行動計画等に掲げた将来像などの実現に向けた新たな取組みであること。

(2)農業生産活動等の維持・発展に向けた取組みであること。

２　事業実施主体

地域の合意により策定した行動計画等のある中山間地域等の集落・組織とし、次の要件を全て満たす者。

(1)事業を完遂する見込があり、将来とも継続的な活動が見込まれること。

(2)代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約等の定めがあること。

(3)会計経理が明確であること。

(4)過去に県の事業を活用し、本事業と同じ取組みを実施した者でないこと。

３　対象となる行動計画等

(1)中山間地域等直接支払交付金制度に基づき作成した「ネットワーク化活動計画」

(2)棚田地域振興法に基づき認定を受けた「指定棚田地域振興活動計画」

(3)農業経営基盤強化促進法に基づき策定された「地域計画」

(4)その他地域の合意により策定された計画で、知事が適当と認めるもの

４　補助率等

県定額（補助金上限25万円）

問合先	部局名	農林水産部農村計画課		担当者	伊藤　顕
	TEL	023-630-2948	メールアドレス	itoken2@pref.yamagata.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0701

事業制度化の目的	【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業 その他の内容（　　） 国庫補助事業の対象とならない小規模な土地改良事業の経費の一部を県が補助し、農業用施設等の整備をきめ細かく行うことにより、地域特性を活かした活力ある農業の展開と農業・農村の多面的機能が発揮されるための環境の改善等を図る。
事業制度創設の背景	同上
事業制度の仕組等	**1　事業種目・採択要件・補助率** **（1）かんがい排水事業**（補助率45%） ア　かんがい排水事業施設（用排水路、ため池、取水施設、用排水機）の保全事業 ①受益戸数2戸以上、②維持管理事業でないもの、③揚水機事業では恒久的な施設 イ　農業用用排水路等において、水難事故防止上必要な安全施設を設置する事業 ①受益戸数2戸以上、②当該経費40万円以上 **（2）農道整備事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②農道にあっては延長100m以上500m未満かつ有効幅員3m以上、③橋梁にあっては構造が永久的かつ有効幅員が3m以上の農道橋の架け替え **（3）ほ場整備事業（区画整理、用排水路、農道、暗渠排水、客土、換地）**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 **（4）暗渠排水事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③完全暗渠であるもの **（5）客土事業**（補助率45%） ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 **（6）ふるさと環境整備事業**（補助率50%） ①農業振興地域であり、農業農村整備事業等を実施または実施予定の地域内　②国道、県道、一級河川に関するものでないこと、③1地区の事業費が500万円以上　④工種は親水施設（遊水池、自然石護岸工、階段工、魚類保全水路等）、修景保全施設（植栽、カラー舗装、擬木柵等）、連絡道、緑道、広場、その他の特認施設　⑤工事主体は市町村及びその他知事が適当と認めたもの **（7）農地造成改良事業**（補助率45%） ア　開墾造成、転換造成及びこれと一体施工を適当とする農地の改良のための事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満 イ　草地の改良または牧道の整備をする事業 ①受益戸数2戸以上、②受益面積5ha未満、③農道幅員3.0m以上、④工種は起土、整地、土壌改良資材、雑用水施設 **（8）農業水利施設整備補修事業**（補助率50%） ①国、県、団体営事業等で造成された農業水利施設整備の補修　②当該経費40万円以上 **（9）水田畑地化対策支援事業**（補助率50%） ①過去にほ場整備事業またはこれに類する基盤整備事業等を実施し、暗渠排水等の地下排水対策がすでに実施されている地区　②受益戸数2戸以上　③前年度に麦、大豆等土地利用型作物を連担団地化して作付けた面積が2ha以上 **(10)水田農業改革支援事業**（補助率50%） ①上記事業（1）～（5）の該当事業における採択要件を満たす　②受益地内に、地域水田農業ビジョンで振興する作物として位置付けられた地域振興作物が計画されている　③土地利用型作物の場合：大豆・麦・そば・飼料作物　おおむね1ha以上　④園芸作物の場合：露地栽培　おおむね50a以上、施設栽培　おおむね20a以上　　＊事業実施期間は1年以内とする。 **2　事業主体**　市町村、土地改良区、その他

問合先	部局名	福島県農林水産部農村基盤整備課		担当者	岡本　和基
	TEL	024-521-7418	メールアドレス	okamoto_kazuki_01@pref.fukushima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県単独調査設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0702
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） 農業生産性の向上や居住環境の改善を図るため、農地及び水利等に関する生産基盤の整備や、農村における生活環境の整備を行う各種農業農村整備事業の円滑かつ的確な実施に必要な調査計画等を行う。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 国庫補助を受ける農業農村整備事業の事業採択に必要な調査計画を行い、事業計画を策定する。 **２　対象地域（採択要件）** ①国庫補助を受ける農業農村整備事業の実施を予定している地区 ②各種国庫補助調査事業等により実施しない地区 例:ほ場整備事業の1年目調査 **３　事業主体** 市町村、土地改良区 **４　補助率** 60%						

問合先	部局名	福島県農林水産部農村計画課		担当者	加茂　和泰
	TEL	024-521-7406	メールアドレス	kamo_kazuyasu_01@pref.fukushima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福島県	事業名	福島県管理施設維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0703

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

海岸保全区域および地すべり防止区域の保全を図るため、防護施設等の整備を実施してきたが、近年施設の老朽化による機能低下等が見られることから、これら施設の機能回復・維持等、区域内の適正な管理を行い、今後も継続的に地域の保全を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容と対象地域

（1）地すべり防止区域

①概成区域維持管理業務
②概成区域維持管理工事
③防止区域指定調査
④その他、地すべり等防止法第7条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの

（2）海岸保全区域

①維持管理業務
②維持管理工事
③その他、海岸法第5条に基づく管理で、管理上必要と認められるもの

２　採択要件

海岸保全区域及び地すべり防止区域内の県管理施設とする。

３　事業主体

県

４　補助率等

100%

問合先	部局名	福島県農林水産部農村基盤整備課		担当者	岡本　和基
	TEL	024-521-7418	メールアドレス	okamoto_kazuki_01@pref.fukushima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	湛水防除施設管理費補助	新規・継続区分	継続	事業番号	0801

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営湛水防除事業により造成された施設は、農地の湛水防除以外にも効果を有する公共的施設であるため、管理費の一部を補助する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容・対象経費補助限度額等

湛水防除事業により造成された湛水防除施設（排水機場）の維持管理に要する経費のうち、最大契約電力に 400 円（特別高圧農事用電力で契約している施設の場合は390円）を乗じた額以内

最大契約電力×400円（特別高圧農事用電力の場合は390円）×0.7

２　補助要件等

湛水防除事業により造成され、市町村等が管理する湛水防除施設（排水機場）であること。

３　事業主体（対象団体）

市町村、土地改良区及び土地改良区連合

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	主事　井上純夏
	TEL	029-301-4142	メールアドレス	nokeikaku2@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業 （農業生産基盤整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	0802

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

田畑の整備や老朽化した土地改良施設の改修など、農業生産基盤の整備を実施することにより、営農の効率化と農業の振興を図る。また，生活に関連した農道整備やため池等の生態系保全施設を整備することにより、やすらぎとうるおいのある快適な農村空間の形成を図る。

事業制度創設の背景

国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備並びに農村の環境整備を推進し、農業の振興を図る。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準・補助率等

事業名	事業内容	補助率 県費	補助率 地元	採択要件 受益面積	採択要件 その他の要件	備考
1．農業生産基盤整備事業 (1)一般地帯型	国補事業対象以外の小規模な生産基盤の整備	37.5 (40)	62.5 (60)	5〔3〕ha ～20ha		〔 〕書きは山間部 （ ）ほ場整備
		42.5 (45)	57.5 (55)			上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
		50	50	同上		湛水被害防止、省エネ化
(2)山間急傾斜地帯型	山間部の農業振興のため、指定地域（別表）を対象に国補事業対象以外の小規模な生産基盤の整備	47.5 (50)	52.5 (50)	1ha～20ha	指定地域内	（ ）ほ場整備
		52.5 (55)	47.5 (45)			上記のうち事業完了後に水田の転換が行われるもの
		55	45			湛水被害防止、省エネ化
(3)畑地基盤対策特別パイロット型	畑の区画整理を行う、次のいずれかを満たす地区 ア　15%以上の農地流動化計画がある イ　畑かんによるブロックローテーションの営農計画がある	40	60	20ha以下	畑地率50%以上	
(4)地域水田緊急整備型	(1)一般地帯で同一集落内で2工種以上を行う	37.5	62.5	5〔3〕ha ～20ha		〔 〕書きは山間部
	(2)指定地域(山急地帯)で同一集落内で2工種以上を行う	47.5	52.5	1ha～20ha	指定地域内	
(5)土地改良施設緊急整備補修型	災害以外の原因により機能が損なわれた土地改良施設の補修	25	75	－		
(6)ため池整備型	堤とう及びその付帯施設の改良、池敷の改良等	50	50	－	ため池整備台帳に登載されたもの	
(7)用水障害対策型	農業用用水に障害をきたし、かんがい施設の新設若しくは改良を行う事業又は行った事業 (1)河床の変動 ア　障害要因が自然的なもの イ　その他（人為的） (2)水質汚濁	 50 2/3 50	 50 1/3 50	－		事業費は、事業を実施した地区にあっては査定額
(8)防災安全施設型	土地改良施設での転落事故等の未然防止を図るための整備	50	50	－	土地改良事業により造成された施設を対象	
(9)防災減災施設型	湛水防除施設の小規模な補修や耐震化の整備	50	50	－	湛水防除事業の造成施設。事業費5,000万円以下。	
(10)有機農業推進型	有機農業の取組を推進するために必要な整備	50	50	20ha以下		
		55	45		指定地域内	

２　事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認める者

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	主査　金澤大介
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	nokeikaku4@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	土地改良施行予定地区計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	0803

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**11　地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

農業農村整備事業の円滑な推進図るため、調査設計に係る費用を補助する。

事業制度創設の背景

調査・計画策定期間が複数年にわたることから、国事業の活用に合わせて、事業の計画的・効率的な推進を図る必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)計画調査

県営土地改良事業（かんがい排水、畑総、経営体、防災、農道、その他）施行予定地区に係る計画調査、経営体、畑地整備等にあっては換地の事前調査を含む

(2)田園環境整備計画策定

環境に配慮した事業計画を策定するための施工予定地区にかかわる生態系等の調査等

(3)産地育成畑地整備促進事業

畑地帯総合整備事業の啓発地区において基礎調査等を実施し、事業化に向けた計画調査実施の合意形成を図る

２　事業主体

県

３　補助率

(1)計画調査

県:地元＝50:50

(2)田園環境整備計画策定

県:地元＝1/3:2/3

(3)産地育成畑地整備促進事業

県:地元＝3/4:1/4

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	主任　東尾恭詳
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	nokeikaku4@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	県単土地改良事業調査設計費	新規・継続区分	継続	事業番号	0804
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） 農業農村整備事業の円滑な推進図るため、調査設計に係る費用を補助する。						
事業制度創設の背景	国補事業と均衡を図りながら農業生産基盤の整備及び農村の環境整備を推進し、農業の振興に資する。						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 県単土地改良事業の調査設計 **２　採択基準等** 事業費10万円以上 **３　事業主体** 土地改良事業団体連合会 **４　補助率等** 県:地元＝50:50						

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農村計画課		担当者	主査　金澤大介
	TEL	029-301-4155	メールアドレス	nokeikaku4@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農業集落排水施設接続支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0805

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　61　集落排水事業

その他の内容（　　）

湖沼（霞ヶ浦・涸沼・牛久沼）等公共用水域の水質保全のため、農業集落排水施設への接続補助に取り組む市町村に対して支援することにより、より一層の接続促進を図る。

事業制度創設の背景

公共用水域の水質保全を図るため、農業集落排水施設への接続率の向上が求められている。特に霞ヶ浦流域の接続率は県平均より低く、より一層の接続を促進する必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

霞ヶ浦・涸沼・牛久沼の湖沼流域において、農業集落排水施設に接続することを目的として宅地内配管を設置する工事に対し補助する市町村に対し、補助金を交付する。

２　事業主体（補助対象者）

市町村

３　補助要件等

(1)補助対象：霞ヶ浦、涸沼、牛久沼流域内で、農業集落排水施設の供用開始後3年以内の接続、さらに、霞ヶ浦流域限定で、供用開始後4年目以降も対象

(2)対象経費：対象事業の実施に要する経費

(3)補助限度額

①市町村が交付する額の1/2以内（1戸当たり2万円を限度）

②さらに，霞ヶ浦流域限定で「65歳以上の高齢者または18歳未満の児童のいる世帯」のうち
世帯年収600万円未満※の世帯に対し、接続工事費を最大31万円補助。
※　世帯年収は目安であり世帯構成等により異なる。

③）ただし、財政力指数が1.0以上の市町村は、交付率を90%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	主任　齋藤駿
	TEL	029-301-4254	メールアドレス	nosei1@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	ふるさと農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0806

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**54　ふるさと農道**

その他の内容（　　）

地域が対応しなければならない課題に応えて早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農業農村の振興と定住環境の改善を目的とした、地方財政措置を活用する地方単独事業である。集落間又は集落と基幹的道路もしくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

集落間又は集落と基幹的道路若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道等農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設・改良等を行う。

２　採択基準等

①受益面積：50ha（過疎・山振地帯30ha）以上
②全幅：4m以上
③総事業費：6000万円以上

３　事業主体

県

４　補助率

県：地元＝70：30

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	係長　神原英明
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	nokan2@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	中山間地域農業基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0807

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　22　水田畑地化・転作対策

その他の内容（　　）

生産条件が不利な中山間地域において、水田から畑地への転換等のために行う簡易な基盤整備に対して支援する。

事業制度創設の背景

中山間地域は、平坦地のような効率的な経営の規模拡大が困難であること、米価下落等により米作りをあきらめる農家が増えてきていることから、耕作放棄地が増加している。そのため、中山間地域の特産農産物の生産振興により地域の活性化を図るとともに、条件不利地域における意欲のある農業者を育成する必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

畦畔除去（段差修正・簡易整地含む）、暗渠排水、客土、用排水路、進入路、電牧柵等の整備

２　採択要件

①対象地域：中山間地域等直接支払制度の対象地域
（日立市、古河市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、潮来市、常陸大宮市、坂東市、かすみがうら市、稲敷市、桜川市、行方市、城里町、大子町、河内町、利根町）

②事業要件：1ha未満の農地、2名以上の地権者

３　事業主体

市町、土地改良区、農業協同組合、その他適当と認める団体

４　補助率

県：62.5%、市町：22.5%、地元：15.0%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	主任　宮崎　真理
	TEL	029-301-4259	メールアドレス	nokan2@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農地集積基盤整備推進事業費補助	新規・継続区分	継続	事業番号	0808

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

経営体への農地の利用集積を促進するため、貸し手農家の土地改良事業費の分担金の一部を、県が市町村に補助する。

事業制度創設の背景

ほ場の大区画化と経営体への農地の集積を一体的に行う基盤整備事業を契機として、地域農業の担い手となる経営体の育成を推進する必要があるため。

事業制度の仕組等

１　事業内容（対象事業）

経営体育成基盤整備事業と畑地帯総合整備事業において、県が市町村を通じて貸し手農家の事業分担金の一部を補助する。

２　採択要件（補助要件）　※現在、継続地区のみであり、新規採択は行っていない。

①受益面積
経営体育成基盤整備事業 :おおむね40ha以上であること。
畑地帯総合整備事業 :おおむね20ha以上であること。
②経営面積率
経営体育成基盤整備事業: おおむね40％以上となること。
畑地帯総合整備事業 :おおむね20％以上となること。
③大区画化率
経営体育成基盤整備事業におけるほ場の大区画化率が完了時におおむね50％以上
となること(条件不利地域は連担団地を含む)。
④流動化率
畑地帯総合整備事業における経営体への土地流動化率が完了時におおむね20％以上となること。
⑤利用権設定
6年以上の賃借権設定、又は3年以上の基幹的農作業(3作業(畑地は2作業)以上)を受託。
⑥経営体の要件
認定農業者、認定農業者となることが確実と見込まれる経営規模3ha以上の農業者、農業生産法人、法人化が見込まれる集落営農組織

３　事業主体（対象団体）

市町村

４　補助率等

県 ： 55～70% 、 市町村 ： 20･25% 、 貸し手 ： 10～20% 、

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	主任　飯田睦
	TEL	029-301-4235	メールアドレス	nosei4@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	農業水利施設強靭化促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0809

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業従事者の高齢化や人口減少による管理体制が脆弱化しつつある農業水利施設に対し、施設管理者と地域住民の協働による保全管理体制の構築を促進するため、機能保全計画の更新や管理台帳の整備、水利用再編に関する調査・検討などに要する費用を補助する。

事業制度創設の背景

県内には、国営・県営事業等で造成された農業水利施設（ため池除く）が、約8千箇所存在し、農業生産を支えるとともに、豊かな水環境の創設や地域の防災・減災にも大きな役割を担うなど、地域資源としての重要性が高まっている。一方で、これまで農家による維持・保全活動によって管理されてきた施設が、農業従事者の高齢化や農家人口減少による管理体制の脆弱化が問題となっており、施設管理者への支援体制の強化が求めれてている。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)施設監視支援

県内全域の農業水利施設の強靭化に資するための以下の事業

①施設監視マニュアル等技術指針の作成

②監視箇所の選定や監視方法、監視効果の検証方法等をまとめた図書類の作成

③管理体制強靭化の要する技術体系の構築に資する各種調査、研修等

(2)保全管理強化

機能診断や機能保全対策、管理台帳整備、水利用再編に関する検討・調査等

２　採択要件

(1)施設監視支援

受益面積20ha以上の県営造成施設を対象

(2)保全管理強化

①事業主体が県の場合は、受益面積20ha以上の県営事業を実施中又は完了後間もない県営造成施設（事業主体を県とする機能診断や機能保全対策の実施については、個別施設計画が策定済みであり、且つ、県営事業を実施中に限る。）

②事業主体が施設管理者の場合、受益面積100ha以上、かつ個別施設計画が策定済みの県営造成施設

３　事業主体

施設監視支援：県

保全管理強化：県又は施設管理者

４　負担割合

施設監視支援　　県：100%

保全管理強化　　県：75%　地元25%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課		担当者	係長　太田亜由美
	TEL	029-301-4224	メールアドレス	nosei1@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	畑地かんがい営農確立普及事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0810

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

実証試験等により畑地かんがい効果を広く農業者に対し普及啓発し、畑地かんがい施設整備への機運を高め、用水を活用した収益性の高い安定的な畑地かんがい営農を地域に確立させることで、農業生産性の向上や農業者所得の増加を図る。

事業制度創設の背景

本県では国営事業等により農地への安定水源を確保しているが、畑においては、かんがい用水の活用が遅れている状況にある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)畑地かんがい活用新規作物導入実践事業

実証試験等により、用水活用によるかん水効果の期待できる高収益作物の導入の可能性を検討する。

(2)畑地かんがい営農技術実証ほ場整備事業

野菜作を対象とした実証ほ場を設置し、水利用技術・作物栽培管理技術の確立とその普及啓発を図る。

(3)畑地かんがい営農普及推進事業

上記実証ほ場実施地区内の関係者で「畑かん研究会（仮）」を設置し、研修会等を通じて実証結果を周辺地域や地域農業者へ情報提供を行い、畑地かんがい営農の普及啓発を図る。

２　事業主体

県

３　補助率等

(1)(3)県:100%

(2)国:50%、県50%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課国営事業推進室		担当者	係長　寺田充芳
	TEL	029-301-4241	メールアドレス	nosei5@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	茨城県	事業名	水田畑地化推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0811

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　22　**水田畑地化・転作対策**

その他の内容（　　）

水田を畑地化するために必要な整備等を行い、高収益作物へ営農を転換することで、農家の収益性向上、競争力のある農業経営の実現を目指す。

事業制度創設の背景

米価下落による中小規模の米農家の経営体力は低下しており、今後はTPP交渉やEPA交渉による国際的な価格競争の激化が予想され、離農や耕作放棄地の増加が懸念される。また、過剰作付が全国的にも問題となっており、そのような中、平成30年度から生産調整の見直しが行われることから、米中心の営農体系から野菜等の高収益作物を導入した営農体系への転換を推進していく必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

⑴畑地化基盤整備事業

水田の畑地化に必要な用排水施設整備、暗渠排水、客土、畦畔除去等を実施

⑵畑地化調査・調整事業

土地利用・作付調整・水利用調整にかかる関係農家の意向調査活動、関係機関との調整や調査活動

⑶畑地化指導事業

高収益作物の導入を推進するために県が行う普及・指導事業

２　採択基準等

水田受益面積　1ha以上 20ha未満かつ畑地化面積 1ha以上

※中山間地域は、0.5ha以上10ha未満かつ畑地化面積 0.5ha以上

※国補土地改良事業を推進している地域であり、本事業実施によりその推進資する場合に限り水田受益及び畑地化面積が1ha以下でも採択可能

３　事業主体

⑴畑地化基盤整備事業・・・・市町村、土地改良区、JA、農業法人　等

⑵畑地化調査・調整事業・・・市町村、土地改良区、JA、農業法人　等

⑶畑地化指導事業・・・・・・県

４　補助率等

⑴畑地化基盤整備事業・・・・県62.5%、地元37.5%

⑵畑地化調査・調整事業・・・県50%、地元50%

⑶畑地化指導事業・・・・・・県100%

問合先	部局名	茨城県農林水産部農地局農地整備課国営事業推進室		担当者	係長　寺田充芳
	TEL	029-301-4241	メールアドレス	nosei5@pref.ibaraki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0901

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

本県農業農村の持続的な発展を図るため、小規模な農用地及び農業用施設等を対象とした農業生産基盤の整備や生活環境・農村環境の整備、突発事故の早期復旧等への支援を行う。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の対象とならない小規模な農用地及び農業用施設等において、早急な対策が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容（補助対象事業）

①農業生産基盤整備（かんがい排水施設整備、ほ場整備、農道整備、農作業条件整備）
②農村環境整備（農村環境施設、集落道、農業集落排水、営農飲雑用水施設、水質保全施設、農村景観形成、伝統的農業用施設、生態系保全施設、未利用資源利活用施設）
③農業用施設管理（農地防災整備、施設機能維持回復、管理省力化施設整備）
④土地改良施設突発事故復旧・防止

2 採択基準

①主たる対象地域
　農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業:農振農用地区域
　農村環境整備事業:農振地域の集落
②受益戸数2戸以上を対象として実施するものであること。
③国の補助に係る土地改良事業等の一部を分割して実施しようとする事業は補助の対象としない。
④原則として当該年度内に完了する単年度事業とする。
⑤維持管理に属する事業については、毎年恒常的にかかる経費は補助の対象としない。
⑥直営施工による事業も補助の対象とする。
⑦中古品である機械器具は補助の対象としない。
⑧事業の実施に要する経費が総額で30万円以上であること。
⑨農業生産基盤整備事業及び農業用施設管理事業については受益面積が1.0ha以上であること。
⑩土地改良施設突発事故復旧・防止事業については、機能診断を実施しており、日常管理の点検記録が整理されていること。

3 事業主体

市町、土地改良区、その他

4 負担割合(%)

事業名		県	市町
農業生産基盤整備事業	農道整備	40～20 (50～30)	20以上
	農道整備以外	35 [45]	20以上
農村環境整備事業		50	20以上
農業用施設管理事業	農地防災整備	50	20以上
	上記以外	35	20以上
土地改良施設突発事故復旧・防止事業		50	20以上

( ):過疎・山振
[ ]:林野率50%以上の地域

（注）市町が事業費の20%以上の助成を行うことが採択要件となっている

【拡充】
「土地改良施設突発事故復旧・防止事業」の追加
　営農への影響を最小限に抑えるため、突発事故の発生した土地改良施設の復旧に必要な整備を支援する。

問合先	部局名	農政部　農地整備課　水利保全担当		担当者	石澤　佑成
	TEL	028-623-2359	メールアドレス	ishizaway1901@pref.tochigi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	県営農業農村整備事業計画調査（県単）	新規・継続区分	継続	事業番号	0902

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

県営農業農村整備事業の計画的・効率的な推進を図るため、ほ場整備事業やかんがい排水事業等の事業化に必要な基礎調査・概略測量、計画設計、計画概要書の作成、地区内農地等状況調査などを行う。

事業制度創設の背景

県営農業農村整備事業の実施にあたり、その前段となる調査・計画策定期間が複数年にわたることから、国庫補助事業を活用するとともに、事業の計画的・効率的な推進を図るために創設された。

事業制度の仕組等

１　調査計画の内容

県営農業農村整備事業を開始するために必要な事項で次に掲げる内容

①基礎調査・概略測量　②計画設計　③費用対効果の分析　④概算事業費の算定

⑤事業計画概要書の作成　⑥地区内農地等状況調査　⑦その他

２　対象事業

国庫補助の対象となる県営農業農村整備事業のうち、次に掲げる事業

①水利施設整備事業　②農地整備事業　③農村地域防災減災事業

④農村振興総合整備事業　⑥中山間地域総合整備事業　⑦その他

３　調査計画期間

おおむね3年

４　調査主体

県、市町

５　負担割合

県：50%　市町：50%

※【参考】　国庫補助の伴う県営計画調査事業

県：国庫補助残の50%　市町：国庫補助残の50%

問合先	部局名	農政部　農地整備課　調査計画担当		担当者	西嶋　優
	TEL	028-623-2360	メールアドレス	nishijimay01@pref.tochigi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	農村地域雨水流出抑制対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0903

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　防災事業（洪水暴風雨対策）

その他の内容（　　）

農村地域における雨水流出抑制対策を推進するため、対策の内容や実施エリアを示した「基本指針」を策定し、市町等が実施するハード・ソフト対策の実施を促進する。

事業制度創設の背景

集中豪雨による河川への大量の雨水流入に起因する堤防決壊により、農村やその下流域に大きな被害が生じるリスクが高まるなか、農業用ため池の事前放流や田んぼダムなどの農村地域における雨水流出抑制対策を推進するため、創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業内容
①流域別農村地域雨水流出抑制対策協議会運営事業費

２　対象流域
本県の河川流域（全11流域）のうち、以下の３流域について指針を策定
①思川流域
②鬼怒川下流域
③荒川流域

３　実施主体
県

４　負担割合
県：100%

問合先	部局名	農政部　農地整備課　水利保全担当		担当者	清水　佑哉
	TEL	028-623-2369	メールアドレス	shimizuy2501@pref.tochigi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	栃木県	事業名	県単換地等調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	0904

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

換地計画を必要とする土地改良事業実施予定地区において、換地、農地集積及び営農を一体的に推進し、農業生産の拡大による収益力の向上を早期に実現するため、必要な事業計画作成の基礎となる地区内農地等状況調査を行う。

事業制度創設の背景

県営農業農村整備事業の実施にあたり、国庫補助事業を活用する前に、農地の状況について計画的・効率的な調査を行うために創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業の内容

登記簿の確認、現地の確認等により土地の権利関係、利用権の設定状況、農作業受委託の実施状況その他各種権利関係の状況の調査を行い、その結果を各筆ごとの調書、各権利者ごとの名寄帳等へ整理するとともに、これらを基にした従前地図面の作成等を行う業務。

２　実施対象地区

県営の土地改良事業が行われる予定の地区（土地改良法（昭和24 年法律第195 号。以下「法」という。）第117 条の区（以下「換地区」という。）を定める予定の地区にあっては換地区を含む。以下単に「地区」という。）であって、換地計画の樹立を必要とする地区とする。

３　事業主体

市町

４　補助割合

県：50%　　市町：50%

問合先	部局名	農政部　農地整備課　調査計画担当		担当者	三好　真弓
	TEL	028-623-2360	メールアドレス	miyoshim01@pref.tochigi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	小規模農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1001

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

担い手等が安定した所得を確保し、農業が魅力ある産業としての発展を図るために、市町村等が取り組む持続的な生産を支える基盤・環境づくりをきめ細やかに支援することにより、地域農業の健全な発展と農村の振興を図り、もって食料の安定供給と農業・農村が持つ多面的機能の発揮に資する。

事業制度創設の背景

補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、群馬県土地改良関係単独事業として1963年に創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容・補助率

国の補助事業で対応できない受益地区及び事業内容を対象とし、次の内容で実施。

（1）農業生産基盤保全整備

ほ場、農業用用排水施設、農作業道、農地・農業用施設保全等の農業生産基盤を保全・整備する事業であって、地域農業の維持及び振興を図る。

【補助率】 40%

但し、上記のほか、事業完了3年後までに担い手等への農地利用集積率を10%以上増加を図る場合は50%

（2）農村地域保全整備

農村環境整備、地域活性化施設整備、災害復旧等の安全で災害に強い農村づくりや農村の生活環境を改善する事業であって、農村の集落機能の維持及び強化を図る。

【 補助率】 1/3　但し、災害復旧は　農地50%、　農業用施設65%、　環境保全対策調査は50%

（3）特別対策

鳥獣害防止施設等を整備する事業であって、地域農業が抱える課題解決を図る。

【補助率】 40%

【事業費の上限】 30,000千円以下／地区　　災害復旧は400千円未満／箇所

【事業費の下限】 事業主体が市町村 2,000千円以上／地区、市町村以外 500千円以上／地区

ただし、災害復旧事業は130千円以上／箇所、環境保全調査は下限なし

２　事業主体

市町村・土地改良区等

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課計画評価係		担当者	星野　裕昭
	TEL	027-226-3154	メールアドレス	hoshino-hiroaki@pref.gunma.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	防災重点農業用ため池等緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1002

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

本事業は、県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画に基づき防災工事を推進するため、国庫補助事業及び国庫補助事業を補う本事業により、ため池の地震・豪雨対策及び劣化対策を実施することで、自然災害等に対する安全性を高め、地域農業の維持と農村地域の安全安心を確保することとする。

事業制度創設の背景

県内の農業ため池の多くは、明治時代以前に築造されたものであり、地震や豪雨等に対する現行の安全基準を満たしていないものも数多く存在しており、その対策が急務となっているため本事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容等

①地震対策（堤体補強等）、②豪雨対策（洪水吐等改修）、③劣化対策、④附帯施設等の整備（浚渫、防護柵、管理道路等）

※④は①～③の対策工事に併せて実施が可能。

2　採択基準

「防災重点農業用ため池」に位置づけられたため池の地震・豪雨及び劣化対策工事で、以下の要件に該当し、原則、事業費が8,000千円以上のもの。

1「防災重点農業用ため池」で、原則、国庫補助で実施できないため池の対策工事。

（防災受益面積が7ha未満または想定　被害金額（農外）が40,000千円未満のもの。

ただし、漏水の発生等により、緊急に改修が必要なため池は除く。）

3　事業主体

県

4　補助率

75%

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係		担当者	松井　脩平
	TEL	027-226-3161	メールアドレス	matsui-shu@pref.gunma.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	地すべり防止区域保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1003

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり防止施設の維持補修と観測体制の整備を行い、適正に保全することで、安全で災害に強い農村づくりの推進を図る。

事業制度創設の背景

地すべり防止工事の施行及び標識の設置その他地すべり防止区域の管理に要する費用は、地すべり等防止法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、地すべり等防止法第27条により、当該地すべり防止区域を管理する都道府県知事の統括する都道府県の負担とすることから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容等

地すべり防止区域内で実施する次に掲げる対策を対象とする。

（1）維持管理補修工事

施設機能低下の主な原因である水抜きボーリング孔の目詰まりの解消や施設の保全等を行う。

（2）地すべり観測機器の観測

地下水位観測孔に自己水位計を設置し、地下水位の観測、地すべりの挙動の把握を行い、監視体制を強化する。

2　事業主体

県

3　補助率

100%

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課整備係		担当者	松井　脩平
	TEL	027-226-3161	メールアドレス	matsui-shu@pref.gunma.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	群馬県	事業名	基幹農業水利施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1004

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

群馬県では、広い受益を持つ4箇所の頭首工を管理している。近年、局地的な豪雨等の異常気象が増えており、今まで以上に緊急の事態に備える必要が生じている。また、施設管理者に対しても更なる安全管理の徹底が求められている。

このことから、緊急の事態に迅速な対応ができるように県単独事業を創設して頭首工の管理を充実させる。

事業制度創設の背景

異常天然現象に伴う災害や事故の発生に対し、必要により緊急に対応しなくてはならない応急措置的な工事などを実施することも想定されるため創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

群馬県が管理する4箇所の頭首工（太田頭首工、邑楽頭首工、南牧頭首工、根利川頭首工）で行う次の事項を実施する。

（1）緊急時対応

災害時の土嚢の設置工事や、事故発生時の応急措置など行う。

（2）維持管理の充実

補助事業（基幹水利施設管理事業）で対応できない箇所の施設補修や、調査、機材の整備等を行う。

2　事業主体

県

3　補助率

100%

問合先	部局名	群馬県農政部農村整備課		担当者	山﨑　大輔
	TEL	027-226-3157	メールアドレス	yamazaki-dai@pref.gunma.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	県費単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1101

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助の対象とならない小規模な農業生産基盤や、災害を未然に防止するために必要な農業用用排水施設などの農村環境基盤を整備する市町村・土地改良区に対し、事業費を補助して、農業生産性の向上と地域農業の活性化を図り、農業者の営農意欲の向上や安心して打ち込める農業経営の実現を通じて、農村社会の良好な発展に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業等の対象とならない小規模な農用地や農業用施設等に対し、早急な対策が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容
(1) かんがい排水事業
　農業用用排水施設の新設、廃止又は変更を行うための事業
（用・排水路、揚・排水機場、頭首工、パイプライン、安全施設、ため池等）
(2) ほ場整備事業
　農地等につき行う区画整理事業及びそれと相当の関連がある他の事業
（区画整理、道路、用排水路、暗渠排水等）
(3) 農道整備事業
　農道の新設又は変更を行うための事業等

２　採択基準
(1) かんがい排水事業
　受益面積2ha以上（山村丘陵地域及びため池においては1ha以上）
　但し、安全施設の設置等に係るものはこの限りでない。
　但し、山村地域保全に対応する事業は、受益面積のうちおよそ50％以上が農振農用地に存すること
(2) ほ場整備事業
　受益面積5ha以内（暗渠排水、客土は単独実施可能）
(3) 農道整備事業
　受益面積2ha以上（山村丘陵地域においては1ha以上）、1路線の延長1,000m以内かつ有効幅員2m（山村丘陵地域においては幅員1m）以上5m以下

３　事業主体
　市町村、土地改良区

４　補助率
　原則として事業費の33％（ほ場整備事業で暗渠排水等のみ実施の場合は30％）以内
　但し、(1)かんがい排水事業の内安全施設の設置については事業費の50％

５　事業費
　1地区当りの事業費50万円以上
　但し、安全施設の設置等に係るものはこの限りでない。

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	吉田
	TEL	048-830-4351	メールアドレス	a4330-07@pref.saitama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	埼玉県	事業名	ため池農法保全防災対策等推進事業	新規･継続区分	継続	事業番号	1102

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

ため池の使用状況によるかんがい受益面積を精査し、必要な貯水量を再設定することにより、ため池の堤体切り下げや低水管理、廃止へ切り替え等に関する検討を行うことで、防災工事を要するため池数の低減と対策コストを縮減するとともに、監視体制の強化及び管理の省力化が可能なICT技術の普及を図る。

事業制度創設の背景

県内の防災重点農業用ため池に対し、耐震及び豪雨耐性評価、劣化状況等の詳細調査を実施した結果、９割以上のため池で防災工事が必要となっている。

一方、ため池特措法では、令和12年度末までに防災工事を計画的に推進することとしており、防災工事を要するため池数の低減と対策コストを縮減することが必要となったことから、本事業を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

（１）ため池整備工法低減検討調査補助事業

防災工事等を要するため池数の低減と対策コストを縮減することを目的として、ため池の使用状況によるかんがい受益面積を精査し、必要な貯水量を再設定することにより、ため池の堤体切り下げや低水管理、廃止へ切り替え等に関する検討等、国庫補助の対象とならない調査について県が補助する。

（２）ため池監視システム導入モデル事業

豪雨等災害発生の危険が高いため池に監視体制の強化及び管理の省力化が可能なICT技術の普及を図りたいため、一部のため池にモデルとしてシステムを設置し、一定期間維持管理費の補助を行う。

２　事業主体

（１）　市町村、土地改良区

（２）　市町村、土地改良区

３　事業採択要件

（１）　ア　対象のため池が防災重点農業用ため池であること。

　　イ　詳細調査の結果、防災工事が必要であると判断されたため池であること。

（２）　ア　ため池監視システムに要する維持管理費用であること。

４　補助率

（１）　県７１％

（２）　県１００％

５　事業期間

令和６年～令和９年

問合先	部局名	埼玉県農林部農村整備課		担当者	阪本
	TEL	048-830-4347	メールアドレス	sakamoto.kota@pref.saitama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1201

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべりを除去若しくは軽減することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業で対応できない地すべり防止工事を実施するため、事業制度が創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づく地すべり防止区域（農村振興局所管指定区域）内において、地すべりの発生を未然防止するために必要な地すべり防止工事内、国庫採択基準に満たないものまたは早急な対策が必要なものを事業対象とし、調査計画と工事を実施する,

２　事業主体

県

３　負担率

県100%

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班		担当者	秋葉　樹
	TEL	043（223）2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	ため池等緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1202

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

ため池等について、その機能を回復することにより、農業生産の維持及び農業経営の安定を図り、もって県土の保全及び民生の安定に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業で対応できないため池の緊急的な防止対策を実施するため、事業制度が創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

国庫補助事業対象以外であって、緊急的に機能回復を必要とするため池本体、付帯施設及び管理施設に係る応急工事（調査計画を含む）を実施する。

２　事業主体

県

３　負担率

県50%、市町村・改良区等50%

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班		担当者	秋葉　樹
	TEL	043（223）2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単土地改良基礎調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1203

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**11　地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

県営土地改良事業を計画的に推進するため、その採択に向けた基本計画の策定を目的として、 計画の精度向上に資する調査・設計及び事業計画の策定作業等を実施する。

事業制度創設の背景

県が実施主体となる農業農村整備事業の計画的な推進のため、事業化する前の段階の国庫補助事業でカバーできない現況調査・計画策定業務を行う。

事業制度の仕組等

1　事業内容

新規事業計画の精度向上に資する調査・設計及び事業計画の策定作業等

①農業用水の安定供給と排水整備に関する調査
②効率性の追求と自然環境の保全・活用に配慮した生産基盤の整備に関する調査
③県土の保全、災害の防止に関する調査

2　事業主体

県

3　補助率

100%

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課事業計画室		担当者	髙橋　海斗
	TEL	043（223）2859	メールアドレス	kou2@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単農業用施設等災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1204

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**37　災害復旧事業**

その他の内容（　　）

暴風・洪水・高潮・地震・その他異常な天然現象により、県が管理している農業用施設等に生じた被害を迅速に原形復旧し、当該施設の機能を回復させることで、農林水産業の維持を図り、併せてその経営の安定に寄与する。

事業制度創設の背景

県が管理している農業用施設等に被害が生じた場合に、迅速に応急対策を実施するため、事業制度が創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

県が管理している農業用施設等を対象として、以下の事業を実施する。

①異常な天然現象によって被災した県管理の農業用施設等において、
暫定法による災害復旧事業の対象とならないものの復旧工事

②地震・風水害・その他の災害応急対策に関する業務細目協定に基づき
実施する事業(応急措置、応急仮工事、応急本工事)

③県営及び県単災害復旧事業の実施に必要な調査、測量及び設計

2　事業主体

県

3　負担率

県100%

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課農地防災班		担当者	秋葉　樹
	TEL	043（223）2893	メールアドレス	noubousai@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単用排水改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1205

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

国営・県営かんがい排水事業で造成された施設（ダム・用水路・用水管等）に対して、その機能が十分発揮するよう改修等を行う。

事業制度創設の背景

完成後40年以上経過した県管理施設では漏水が激しく、道路陥没による事故の発生や用水の安定供給への支障が危惧されるため、補修を行う必要が生じた。

事業制度の仕組等

１　事業内容

国営・県営かんがい排水事業で造成された施設の補修や補償を行う

①用水路等補修事業

２　事業主体

県

３　補助率

①用水路等補修事業　　県50%、地元50%

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課基盤整備室		担当者	庄司　周平
	TEL	043(223)2856	メールアドレス	kou5@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	地すべり防止施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1206

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

地すべり防止法第7条の規定により、地すべり防止施設の管理を行う。

事業制度創設の背景

地すべり防止法第7条の規定による。

事業制度の仕組等

1　事業内容

地すべり防止施設の維持管理について、関係市町に委託する。

2　事業主体

県

3　補助率

県100％

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課管理指導班		担当者	石井　孝輝
	TEL	043(223)2851	メールアドレス	kou-kanri@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	土地改良財産処分事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1207
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　42　施設維持管理・施設補修 その他の内容（　　） 県営土地改良事業で造成した施設について、関係土地改良区や市町に譲与することを推進する。						
事業制度創設の背景	県営土地改良事業で造成した施設については、関係土地改良区や市町への譲与を方針としており、その推進のために必要な資料整備等を行うに至った。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 土地改良財産の譲与に当たり、用地測量や図面作成、不良個所の補修等必要な整備を行う。 **2　事業主体** 県 **3　補助率** 県100％						

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課管理指導班		担当者	石井　孝輝
	TEL	043(223)2851	メールアドレス	kou-kanri@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	千葉県	事業名	県単土地改良施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1208

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営土地改良事業で造成された施設のうち、公益性の高いものについて、その維持管理を行う。

事業制度創設の背景

県営土地改良事業で造成された施設のうち、国営造成施設と同規模で、公共性が高く受益地が広範囲にわたるものについては、県が条例を整備して直接管理するに至った。

事業制度の仕組等

１　事業内容

県が直接管理する土地改良施設の運転操作、点検整備・補修等の維持管理を行う。

２　事業主体

県

３　補助率

県50%、地元50%（ただし、用水に係る電気料金は地元負担）

問合先	部局名	千葉県農林水産部耕地課管理指導班		担当者	石井　孝輝
	TEL	043(223)2851	メールアドレス	kou-kanri@mz.pref.chiba.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	東京都	事業名	小規模土地改良事業	新規･継続区分	継続	事業番号	1301

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助対象外の農業基盤整備事業に補助し、地域の実状に則した整備を進め、営農体系の合理化を図るとともに、農業生産性の向上に資する。

事業制度創設の背景

当初、国庫補助事業を補完する目的で創設されたが、その後、国庫事業の採択基準に見たない小規模な農地に対する農業基盤整備事業の実施要望が高まったため拡充された。
※創設年度:昭和49年度
昭和49年度～平成9年度　都単土地改良事業
平成10年度～令和5年度　小規模土地改良事業（名称変更）
令和6年度～　小規模土地改良事業（補助内容拡充）

事業制度の仕組等

１　事業内容
別表のとおり

２　採択要件
①地域指定:　農業振興地域等の指定は特になく、都内全区市町村が対象
②総事業費200万円以上かつ受益戸数2戸以上

３　事業主体
区市町村、土地改良区、他

４　補助率
①別表事業名（A）、（B）　50%以内、別表事業名（C）　40%以内
（農業振興地域、特定農山村地域、島しょ地域は、（A）、（B）　75%以内、（C）　50%以内）
（地域計画策定済みの地域かつ農地の集積化等に資する事業は、(A)、(B)、(C)　80%以内）
②別表事業名（D）　75%以内（都内全域）

別　表

事　業　名	事　業　に　つ　い　て
A) 小規模基盤整備促進事業	地域の実情に応じた農地、農業水利施設等の基盤整備を行う事業であって、下表に掲げる事業の総事業費200万円以上かつ受益戸数2戸以上であるもの。

事業種類	内容
1. 農業用用排水施設	1. 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
2. 暗渠排水	2. 暗渠の新設又は変更
3. 土層改良	3. 客土、除礫、心土破砕及び土壌改良等
4. 区画整理	4. 農用地の区画形質の変更
5. 農作業道	5. 農作業道の新設又は変更
6. 農用地の保全	6. 1～5以外の農用地の保全等に行う事業
7. 調査・調整	7. 権利関係、基盤整備等に関する調査活動

B) 農地開発事業	未墾地等の開畑及び開田を行うものであって、総事業費200万円以上かつ受益戸数２戸以上のものとする。
C) 調査設計事業（補助率40～50%）	事業名欄の(A)(B)や公共土地改良事業を目的として、土地改良事業基本設計もしくは農業用地下水調査を行うもの。
D) 災害復旧事業査定　設計書の作成補助事業	国庫補助の暫定措置に関する法律に基づき、災害復旧事業の実施を目的として、次の条件を満たすもの。ァ災害査定を実施する見込み。ィ災害査定設計書の工事費が40万円以上となるもの。

問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課農地防災担当		担当者	宇田川　哲也
	TEL	03-5000-7194	メールアドレス	Tetsuya_Udagawa@member.metro.tokyo.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	東京都	事業名	未来に残す東京の農地プロジェクト	新規・継続区分	継続	事業番号	1302

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　24　都市農業対策

その他の内容（　　）

・宅地から農地を創出する取組や遊休農地や低利用農地等を再生する取組を支援する。
・防災兼用農業用井戸や農薬飛散防止施設、簡易直売所等の整備を支援し、農地の多面的機能の強化を図る。
・公有地を農業公園等に整備する取組を支援し、より多くの都民が農業に触れ合う場を拡大する。

事業制度創設の背景

都内全域で一体的かつ迅速な整備を推進するため、６つの事業内容を組合せ、農地保全と多面的機能の一層の強化を図ることを目的に新規事業として創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容・事業主体・補助率

① **農地創出型**（事業主体：区市町村、補助率：2/3以内）
宅地や公有地（テニスコートや駐車場等）を、農地や区民農園等に整備する場合の建築物の基礎や舗装版等の撤去に係る経費

② **農地再生型**（事業主体：区市町村、補助率：2/3以内　※認定新規就農者は3/4以内）
農家が貸借した遊休農地等を再生利用するために必要な経費（伐採・伐根・深耕・整地等）

③ **生活環境型**（事業主体：区市町村、補助率：3/4以内）
地域や環境に配慮した施設を整備するために必要な経費（土留め・農薬飛散防止施設・簡易直売所・農業体験農園等）

④ **防災安全型**（事業主体：区市町村、補助率：3/4以内）
防災兼用農業用井戸の設置（周知看板、非常用発電機含む）

⑤ **公的利用型**（事業主体：区市町村、補助率：3/4以内）
区市町村が公有地に市民農園、福祉農園、農業公園等に整備するために必要な経費

⑥ **推進支援型**（事業主体：区市町村、補助率：1/2以内）

２　都推進事務費（事業主体：都）
事業評価委員会の開催等

３　補助金
⑤公的利用型は100,000千円／箇所を上限とする

４　対象地域　都内全域

５　実施要件
①都が推進する都市農地保全の取組と区市町の事業計画が合致していること
②農地の保全や農地や農業用施設が持つ多面的機能の効果を促進する取組であること

問合先	部局名	東京都産業労働局農林水産部農業振興課土地改良計画担当		担当者	兼子　真典
	TEL	03-5000-7192	メールアドレス	Sadanori_Kaneko@member.metro.tokyo.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良施設危険防止対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1401

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営土地改良事業により造成した施設について、危険度の高い箇所に防護柵等の設置を行い、人身事故等を未然に防止して、地域住民及び施設利用者の安全を図る。

事業制度創設の背景

農業用水路施設のうち流水量が多い水路については特に危険度が高いため、人身事故の発生を防止する対策をとるようにとの地元市町並びに土地改良区等から強い要望を受けて、昭和43年度から本事業が創設された。

事業制度の仕組等

1　対象施設

県営土地改良事業造成施設であること

2　事業主体

県

3　補助率（負担割合）

県　100%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良事業計画樹立調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	1402

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　**地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

農業生産基盤等の整備を推進し、農業生産性の向上と農業経営の安定を図るため、国庫補助等の実施に向けた県営土地改良事業計画を策定することを目的とする。

事業制度創設の背景

農業生産基盤を整備するための国庫補助事業等の実施を図るために創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

県営土地改良事業の工事の実施に必要な測量、現地調査、経済効果算定 及び設計業務等

２　事業主体

県

３　補助率（負担割合）

県1／2、市町村1／2

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	農業用排水路整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1403

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営事業で造成された用排水施設で老朽化や地域社会の情勢の変化等により、著しく支障をきたしている部分の機能回復を図り、生産性の向上と農業経営の安定のため、施設の改修整備を実施する。

事業制度創設の背景

県営事業で造成された用排水施設で、老朽化等により通水や取水に著しく支障をきたしている部分の改修整備を行い、農業経営の安定を図る。

事業制度の仕組等

1　対象施設

県営事業により造成された用排水施設

2　採択要件

県営事業により造成された施設であって、農業用排水路施設に著しく支障が生じている箇所の整備を行うもので、国庫補助事業の採択要件（受益面積・事業費）に該当しない地区を本事業で整備する。

3　事業主体

県

4　補助率（負担割合）

県：60%、地元：40%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良事業基礎調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	1404

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

農業用取水施設等の改築を見据え、河川協議の基礎資料とするため、取水した農業用水の現況の利用実態をはじめとしたデータの収集、整理、解析を計画的に行う。

事業制度創設の背景

農業用取水施設等において、日常的な施設点検を含めた維持管理を行っているところであるが、施設の老朽化が進んでいるため、施設の長寿命化を図り施設損壊などを未然に防止し施設の機能を保全するための調査等を財産所有者として県が実施し、農業用取水施設の適正管理、損壊等の未然防止及び長寿命化を図ることを目的に創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

施設の老朽化や取水環境の変化に対して、機能保全・長寿命化対策の調査や河川法許可取得・更新に必要な取水環境に関する調査等を行い、施設の適正な管理に資するものである。

【主な調査項目】
① 施設機能診断調査
② 河床状況調査（河川横断測量）及び河床経年変化の把握
③ 機能保全対応策の検討
④ 河川法許可取得・更新に関する施設及び受益地の調査

２　事業主体

県

３　補助率（負担割合）

県　100%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	土地改良基幹施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1405

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**24　都市農業対策**

その他の内容（　　）

農振農用地のみならずそれらの補完的地域を含めた農業振興地域を一体的に土地改良施設を整備し、地域特性を生かした集団的優良農地を確保し、農地の有効利用を通じて、農業生産性の向上、農業経営の安定化及び地域農業の活性化に資する。

事業制度創設の背景

都市近郊に位置する都市農園の現状は、野菜、果物などの新鮮な食料を安定的に供給する生産団地が点在化する傾向にあり、生産団地が点在化する傾向にあり、生産団地の形状と地域活性化に支障を来しているため、その解消を目的として創設された。

事業制度の仕組等

1　対象施設

農業振興地域内を受益とする用水路、排水路、農道等の線的な基幹的土地改良施設

2　採択要件

受益面積　50ha以上

事 業 費　50,000千円以上

3　事業主体

県

4　補助率（負担割合）

県:2/3、関係市町村又は土地改良区:1/3

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	市町村事業推進交付金事業 （旧農とみどりの整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	1406

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

優良農地確保のための整備に加え、耕作放棄地の解消、防止や担い手対策のための農地流動化促進、さらに生態系や景観形成などの環境整備等、各種施策を実現するための整備を行う市町村等に対し、県が単独で支援する。

事業制度創設の背景

昭和45年度から実施してきた小規模土地改良事業、小規模農道整備事業等を、平成10年度に「小規模農業農村整備事業」として整理統合した。また、平成12年度に環境の保全や景観形成、さらに、農地の流動化対策も取り入れ、新たな事業として「農とみどりの整備事業」を創設した。平成26年度から市町村事業推進交付金が創設されることとなり、その中の地域の魅力づくり事業の構成事業のひとつとなった。

なお、令和5年度に制度を一部改正し、⑫農地流動化促進整備の対象区域に「農地中間機構による貸付の設定期間が10年以上の農地」を追加した。

事業制度の仕組等

１　事業内容（事業種類）

①かんがい排水、②ほ場整備、③農地保全、④農道、⑤農用地集団化⑥暗渠排水、⑦客土、⑧農地造成、⑨農業用用排水汚濁対策、⑩農業用水危険防止対策、⑪農業用施設防災策、⑫農地流動化促進整備、⑬農地等環境整備、⑭特認

２　採択要件

⑫にあっては農地中間機構による貸付の設定期間が10年以上の農地について、次の（1）から（7）の要件の限りでない。

（1）対象地域①～⑭

農業振興地域内の集団農地（原則、農用地区域を対象とし、農用地区域と一体となる農振白地を含む）

（2）受益面積

①～⑤：農振農用地区域2ha以上を含む5ha（特殊地域2ha）以上

⑥～⑨：農振農用地区域2ha以上

⑩～⑭：面積要件なし

（3）重点的・効率的な整備①～⑨（基盤整備的工種）

ア　市町村農業振興地域整備計画への位置づけ（又は予定）

イ　未整備な水田地域における面的整備への誘導

（4）耕作放棄地・担い手対策①～⑫

（5）多面的機能の発揮①～⑭

ア　地域環境評価書の評価を踏まえた整備計画

A～Cランク別に原則導入～導入努力の規程

イ 農村環境整備計画の策定(又は予定)市町村

（6）農地流動化促進⑫

流動化に必要な簡易整備の支援

（7）特認はモデル的な取組み又は緊急性が特に認められた地区

３　事業主体

市町村、土地改良区、土地改良区連合、土地改良法第95条第1項に規定する団体、その他知事が認める者

４　補助率（負担区分）

県：50%　地元：50%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	荒廃農地復旧流動化推進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	1407

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**25　耕作放棄地対策**

その他の内容（　　）

担い手の農地中間管理機構との長期契約等を条件に、簡易な基盤整備をすることで、県の主導による荒廃農地の抑制とともに、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図り、農業の持続的な発展を目指すことを目的とする。

事業制度創設の背景

荒廃農地は、年々増加しており、荒廃農地の有効活用は喫緊の課題である。また、農地中間管理事業により担い手への農地集積率は上昇しているが、担い手への農地の集積・集約化をさらに加速させる必要があり、それを目的として創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

（１）対象農地

以下のア～ウの全てを満たす農地。

ア　農地中間管理事業対象地域（市街化区域以外）の農地とする。なお、農振農用地区域の農地を優先する。

イ　荒廃農地の程度については、「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」の結果、1号遊休農地と判断された農地を基本とする。

ウ　農地中間管理機構と原則6年以上の長期契約をもって、担い手へ貸し出すことが見込まれる農地とする。

（２）事業費

復旧等の整備費用については、150千円／10aを上限とする。

ただし、やむを得ず上限額を超える見込み場合は、事前に協議する。

国の「遊休農地解消緊急対策事業」の対象となる場合には、そちらを優先すること。ただし、国の上限額の43千円／10aに上乗せすることは可能とする。

市町村単独事業の対象となる場合は、そちらを優先することとし、協調助成は可能とする。

（３）事業内容

草刈り、除礫、伐根、耕起・整地、畦畔除去、堆肥投入、排水や暗渠施設、機械作業のための進入路整備などの軽微な整備

２ 事業主体

県

３ 補助率（負担割合）

県　100%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	飼料畑貸借等推進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	1408

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　25　耕作放棄地対策

その他の内容（　　）

家畜飼料の輸入飼料依存体質から脱却するため、県産飼料の活用が期待されるが、県産飼料を増産するためには、基盤となる農地の集積・集約化が必要である。本業務は、畜産農家や栽培農家が新たな農地を取得したり、借入れしたりして、飼料作物を生産できるよう、農地を探し出して復旧し、生産が可能な状態で提供したりするなど、飼料生産基盤となる農地の確保に取り組むことを目的とする。

事業制度創設の背景

「生産性の向上」と「持続可能性」を両立した未来につながる農業の構築が必要である中、輸入飼料に依存した畜産経営は価格高騰で経営危機となる構造である。そこで県産飼料作物増産や効率的な飼料生産の仕組みとして、飼料生産基盤である農地の集積（集約）をすることが課題であり創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

飼料作物を栽培するための農家のニーズ調査や、貸し手・借り手農地のマッチング、荒廃農地の復旧等を行い、農地を集積・集約し、飼料基盤の安定強化を図る。

（１）対象農地

以下の ア ～ウ の全てを満たす農地。

ア　農地中間管理事業対象地域（市街化区域以外）の農地とする 。なお、農振農用地区域の農地を優先する。

イ　荒廃農地の程度については、「 遊休農地に関する措置の状況に関する調査」の結果、1号遊休農地と判断された農地を基本とする。

ウ　使用貸借または 賃貸借とするが、6年以上の農地中間管理権の設定を目標とする。

（２）事業費

復旧等の整備費用については、150千円／ 10 aを上限とする。

ただし、やむを得ず上限額を超える ことが見込まれる場合 は、事前に協 議する。

国の「遊休農地解消緊急対策事業」の対象となる場合には、そちらを優先すること。ただし、国の上限額の43千円／ 10 aに上乗せすることは可能 とする 。

市町村単独事業の対象となる場合は、そちらを優先 することとし 、協調助成は可能 とする。

（３）事業内容

農家のニーズ調査、農地の貸し手の確保、荒廃農地の復旧

２　事業主体

県

３　補助率（負担割合）

県　100%

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	神奈川県	事業名	小規模農地基盤整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	1409

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

担い手の農地中間管理機構との長期契約等を条件に、簡易な基盤整備をすることで、県の主導による荒廃農地の抑制とともに、担い手への農地の集積・集約化の加速化を図り、農業の持続的な発展を目指すことを目的とする。

事業制度創設の背景

本県特有の小区画で分散した農地を意欲ある担い手へ集積を促進するため、担い手からニーズのある、国庫補助対象外の小規模なまとまった農地の区画拡大を実施する必要があり、それを目的として創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

（１） 対象農地

以下のア、イ 全てを満たす農地とする。

ア　農地中間管理事業対象地域（市街化区域以外）の農地。なお、農振農用地区域の農地、並びに「遊休農地に関する措置の状況に関する調査」の結果、1号遊休農地と判断された農地については優先とする。

イ　換地を伴わない区画整理を前提とし、原則6年以上の期間で農地中間管理権の設定をもって、担い手へ貸し出すことが見込まれる農地とする。

（２） 対象面積

一定の区域内（農業集落、大字、学校区等の営農上のまとまりある単位）における、合計面積が概ね1.0haから2.0haを対象とする。

（３） 事業内容

ア　簡易基盤整備事業（県2/3、市町村1/3）

農地の区画拡大に資する簡易基盤整備（畦畔除去、農地の均平化等）及び整備に必要な調査設計を県が事業主体となり行う。（詳細は別添参照）

イ　農地総合調整業務委託（県10/10）

簡易基盤整備事業の実施予定地区を中心に、担い手と農地所有者をマッチングさせる地域に精通した総合調整役を確保し、農地集積に係る担い手への意向確認や、農地の交換に係る調整（所有者の調査、所有者との交渉等）を行い、出し手（所有者）と受け手（担い手）の農地のマッチングを実施する。

加えて、総合調整役のマッチングに資する、市町農業委員会の持つ荒廃農地情報や総合調整役の収集した農地情報のGIS化を行う。

さらに、本事業で簡易基盤整備を行い、担い手への農地の貸出を行う農地所有者を対象に、農地中間管理機構との6年以上の長期契約を条件に、30千円/10aの協力金を支払う。

２ 事業主体

県

問合先	部局名	環境農政局農水産部農地課		担当者	長谷川　結美
	TEL	045-210-4480	メールアドレス	hasegawa.37ng@pref.kanagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	活力ある農業・農村施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1901

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　53　鳥獣害対策

その他（23 特定農産物支援、36 防災事業（総合）、52 生活環境・景観整備）

農産物の高付加価値化を図り、生産者の所得の向上につなげるための生産基盤の整備や農用地の保全を図るための鳥獣害対策を推進するとともに、農村地域の防災・減災対策、都市農村交流の促進に必要な施設整備等を、地域の特性やニーズに応じてきめ細かく支援することにより、活力ある農業・農村の構築を目指す。

事業制度創設の背景

本県農業の維持・発展を図るためには、地域の特色を活かし農業の成長産業化を進めることが重要。また、農村地域の活性化を図るためには、安心して住むことができる環境の整備や都市農村交流を進め県外からの人材を活用することも必要。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1) 特産農産物生産支援整備事業
　特産農産物の品質向上対策や生産向上対策、4パーミルイニシアチブやスマート農業を推進するために行う基盤整備（農道、水路、土壌改良等）

(2) 鳥獣害防止施設整備事業
　野生鳥獣による農作物被害を軽減するための電気柵等の防止施設の整備
　（鳥獣害防止施設の新設、機能強化、更新）

(3) 農村地域防災対策促進事業
　農村地域の防災・減災対策を促進するための整備
　（農業水利施設、土砂崩落防止施設等）

(4) 都市農村交流促進事業
　都市農村交流の拠点づくりに必要な施設の整備（休憩所、水飲み場、トイレ等）

２　採択要件

(1) 特産農産物生産支援整備事業
　特産農産物生産計画を作成した地域で受益面積3ha以上(ただし市町村が30%以上負担する場合は1ha以上）等
　環境保全型農業等に取組む地域（実施予定地域を含む）で受益面積1ha以上

(2) 鳥獣害防止施設整備事業
　共同施設としての性格を具備するもので耐用年数5年以上。受益面積3ha以上(ただし市町村が30%以上負担する場合は1ha以上）等

(3) 農村地域防災対策促進事業
　国補助要件に該当しないこと。受益面積1ha以上等

(4) 都市農村交流促進事業
　都市農村交流の促進に必要な施設に附帯する施設で、国補事業の要件に該当しないこと。1地区あたりの補助金額500万円以内

３　事業主体
　市町村、農協、土地改良区等

４　補助率
　50%

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	矢崎 友優
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	yazaki-urxb@pref.yamanashi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	果樹団地化促進支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1902

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

効率的な生産が可能となる果樹園の基盤整備と団地化を促進する際に、改植後未収穫になる果樹農家の経営負担を一定期間緩和する。

事業制度創設の背景

本県が将来においても果樹王国を堅持していくためには、効率的な生産が可能と なる基盤整備と団地化を促進し担い手に農地を集積する必要がある。果樹園のほ場整備は果樹の伐採や抜根、かんがい施設・ブドウ棚の再設、大苗育苗・幼木の植え付けなどの費用が必要となる上に、改植後の未収穫に伴う農家の経営負担の増大が、ほ場整備の進まない要因となっていた。

事業制度の仕組等

1　事業内容・支援額・支援期間

①継続して果樹栽培を行う経営体を支援
②果樹を伐採する面積に対して支援
③支援額は果樹伐採費、畑かん施設等の再設費、果樹育成等の経費
④支援期間は2カ年（1年目70%以内、2年目概ね30%）

2　採択基準

以下の①～④のすべてを満たす地区を事業の対象とする。
①山梨県果樹振興計画に基づく果樹産地構造改革計画が策定されていること。
②果樹団地化モデル地区に指定されていること。
③農地の集団化、団地化が見込める地域であること。
④県営土地改良事業でほ場整備を実施する地区であること。

3　補助金の交付対象者

①市町村
②土地改良区
③換地委員会

果樹農家経営支援額一覧

果樹作目名	支 援 内 容	支 援 額(円/10a)
ブドウ	伐採費、施設再設費、育成費等	355,000
モモ	伐採費、施設再設費、育成費等	259,000
サクランボ	伐採費、施設再設費、育成費等	282,000
スモモ	伐採費、施設再設費、育成費等	242,000
カキ	伐採費、施設再設費、育成費等	183,000

(注)表中の支援額(円/10a)を、1年目70%以内、2年目概ね30%に分けて支援する。

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	望月陽
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	mochizuki-rcch@pref.yamanashi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	農地集積基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1903

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

県営土地改良事業において農用地の利用集積を促進するため、中心経営体への農地の利用集積に係る農家負担を軽減することとし、当該基盤整備事業の農家負担費用に対して助成する。

事業制度創設の背景

農業従事者の減少や高齢化等、現在農業の取り巻く情勢は厳しい状況にあるなか、担い手への農地集積の加速化等により競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整える必要がある。このため、多様な担い手への農用地の農地集積及び集約化を推進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体の育成を図る必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容（補助率等）

農地集積に係る対象事業における工事費に「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」に示す地元負担割合を乗じた額を助成する。助成限度割合は対象事業により異なり、5～12.5%となる。

２　採択要件

①受益面積が2ha以上あること。
ただし、果樹・施設栽培の場合は1ha以上あること。
②認定農業者、農地所有適格法人、法人化が確実に見込まれる集落営農組織等であり、中心経営体として経営面積が2ha（果樹・施設栽培の場合は1ha）以上見込まれること。
③5年以上の賃借権が設定済み又は確実に賃借権の設定が見込まれること。
④対象地域における「地域計画」が策定されていること。または、「地域計画」の策定が見込まれていること。
⑤農業基盤整備計画を作成した地域であること。
※農業基盤整備計画の内容
(1)地区の概要
(2)地区における農用地の現況及び課題
(3)地域における農業の振興方向
(4)生産基盤整備の内容
(5)担い手への農地利用集積方針
(6)担い手の概要及び営農の展開方向
(7)営農支援の体制
(8)その他必要な事項

３　事業実施主体

①市町村
②農地中間管理機構
③その他知事が適当と認める者

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	望月陽
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	mochizuki-rcch@pref.yamanashi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	農村地域活性化農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1904

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　54　ふるさと農道

その他の内容（　　）

農村地域において緊急に対応しなければならない課題に応えて、早急に行う必要がある農道の整備を推進し、もって農村地域の振興と生活環境の改善に資する。

事業制度創設の背景

地域の農産物等の流通体系を確立し、農業生産と集出荷の合理化を促進する必要がある。農道の整備を推進し、地域の発展、生産基盤・生活基盤の向上、労働力の省力化を図り、近代的な農業経営を確立する。

事業制度の仕組等

1　事業内容

この事業は、次に掲げる事業内容を実施する事業を対象とする。

（1）国庫補助事業と地方単独事業を効果的に組み合わせて実施する次の農道整備事業

① 促進型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行区間を区分して行う事業

② 合併型事業：国庫補助事業と地方単独事業の施行内容を区分して行う事業

（2）地方単独事業として実施する農道整備事業

2　採択要件

前項の事業対象の内（2）の地方単独事業で実施する農道の場合は次の要件をすべて満たす事業に限るものとする。

① 集落間、又は集落と基幹的道路、若しくは基幹的公共施設等との間を結ぶ農道で、農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良等の事業

②山梨県が実施し、市町村が管理することとなる農道の開設、改良等の事業であって県営土地改良事業で造成された農道、施設と密接に関連があり、実施する事によりその効果が著しいと特に認められるもので、受益面積概ね10a以上、幅員4m以上であること。

3　事業実施主体

県

4　補助率

市町村の負担は、地方財政法27条に基づき、市町村長の意見を聞き県議会の議決を経て徴収するものとする。

問合先	部局名	山梨県農政部耕地課農地整備担当		担当者	望月陽
	TEL	055-223-1630	メールアドレス	mochizuki-rcch@pref.yamanashi.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	農地集積・集約化促進支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	1905

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

目指すべき将来の担い手や農地利用を明確化するために市町村が策定する「地域計画」を、より実効性のあるものとするため、農地集積・集約化に適した基盤整備方針を、県が策定し提案を行うもの。

事業制度創設の背景

○令和4年5月に農業経営基盤強化促進法の改正が成立し、「人・農地プラン」が法定化された。

○改正法は令和5年4月１日に施行され、市町村が目指すべき将来の担い手や農地利用を明確する「地域計画」を定めることとなった。

○地域の農地が将来に渡って適切に利用されるよう「地域計画」に沿った農地の集積・集約化を図る必要がある。

○しかし、新規就農者や企業、意欲ある農業者など多様な担い手のニーズに沿った目指すべき農地利用の姿を描くには、地域の話し合いだけでは難しい。

○このため、農地集積・集約化に適した、生産基盤や面的整備モデルの検討を行い、地域に提案することで「地域計画」の実現に向けた後押しを行っていく。

事業制度の仕組等

１　事業内容

現状の地形勾配や農業用水、農道などの農業生産に係る施設の状況を把握し、地域の意向に加え、県が土地改良事業のノウハウを活かし基盤整備モデルの検討を行い、地域へ提案する

２　事業実施主体

山梨県（事業負担割合 県100％）

３　予算・規模

規模：県内各圏域において1地区を選定し、生産基盤や面的整備モデルの提案を行う。
予算：5圏域×4百万円/地区＝2，000万円

４　期待できる効果

○県が主体となり、現実性のある基盤整備モデルを検討し、地域へ提案することで、より実効性のある「地域計画」の策定が可能となる。

○地域計画の実現に向けた推進が図られるとともに、農地集積・集約化の加速化に繋がることが期待できる。

問合先	部局名	山梨県 農政部 耕地課 計画調整担当		担当者	高橋 寛
	TEL	055-223-1629	メールアドレス	takahashi-ammp@pref.yamanashi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山梨県	事業名	やまなし担い手サポート農地整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1906

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**25　耕作放棄地対策**

その他（26　ほ場整備事業）

地域農業の持続発展をめざし、地域計画に基づいた農地の利用促進や円滑な農地の継承を図るため、地域の実情や担い手のニーズに応じた生産基盤整備を統合的に支援する。

事業制度創設の背景

農業従事者の減少が続くなか、農地の荒廃等の地域農業が抱える課題に対応し、本県農業が将来に渡って維持・発展していくためには、企業等の農業分野への参入と規模拡大を促すとともに、地域計画の目標地図に位置づけられた者等が地域の目指す農地利用の実現を支援する必要がある。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1) 機構借受農地整備事業
①再生作業（障害物除去・処分）、②農業用用排水施設の新設、廃止又は変更
③通作路の新設又は改良、④暗渠排水、⑤客土、⑥区画整理（区画形質の変更）
⑦農用地保全（法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理）、⑧果樹棚・ハウス施設等の修繕
⑨その他条件整備として必要と認められるもの

(2) 企業的農業経営推進支援モデル事業
①生産基盤整備（農業用用排水施設、農道、区画整理、オーダーメイド整備等）
②換地、交換分合等
③特認整備（知事が特に必要と認めるもの）

(3) 地域計画実現支援事業
①生産基盤整備（農業用用排水・農道・区画整理等）
上記の基盤整備に併せて行う事業（a～c）
a.地域計画に位置づけられることが確実な新規就農者対して、営農を開始するために必要な土壌改良の実施
b.換地、交換分合等
c.特認整備（知事が特に必要と認める事業）

２　採択要件

(1) 機構借受農地整備事業
農地中間管理機構が農地中間管理権を取得した農地であること

(2) 企業的農業経営推進支援モデル事業
企業的経営面積が1ha以上であること

(3) 地域計画実現支援事業
・地域計画の策定が確実に見込まれる地域（目標地図の素案作成がされていること）、または、中山間地域等直接支払交付金や多面的機能支払交付金事業等による共同活動を行っている地域であること
・事業の対象地域に、市町村の農業委員会が行う利用状況調査における、荒廃農地が含まれていること
・農地利用計画を作成し、その達成が見込まれること

３　事業主体

(1) 機構借受農地整備事業
①農地中間管理機構　②市町村

(2) 企業的農業経営推進支援モデル事業
①市町村　②土地改良区 ③農業協同組合 ④農地中間管理機構

(3) 地域計画実現支援事業
①市町村、②土地改良区、③農業協同組合、④NPO及び地域活動組織

４　補助率

(1) 機構借受農地整備事業　　定額補助　10アール当たり40万円以内
(2) 企業的農業経営推進支援モデル事業　50%
(3) 地域計画実現支援事業　　50%

問合先	部局名	山梨県農政部担い手・農地対策課		担当者	新井　史奈
	TEL	055-223-1611	メールアドレス	komatsu-ahdn@pref.yamanashi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2001

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　防災事業（総合）

その他の内容（　　）

災害対策基本法に基づく「長野県地域防災計画」に掲げられている災害防止区域において、地すべり、ため池、急傾斜地崩壊等の応急対策事業を行い、農地の保全及び農業用施設の維持、又は地域住民の生命・財産、公共施設等の安全を確保する。

事業制度創設の背景

長野県地域防災計画で、「県が実施する計画」に位置付けられている地すべり、ため池、急傾斜地崩壊等については、緊急度の高いものから補強・改修等を実施することとしており、土砂災害等の未然防止が急務となっている。

事業制度の仕組等

１　事業内容

地すべり危険箇所、土砂崩壊危険箇所、排水機場及びため池に係る各施設の応急対策事業。

２　実施要件

(1) 長野県地域防災計画に掲げられている災害危険区域において、異常な豪雨、融雪、地震等によって必要を生じ、県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの。

ただし、災害危険区域内における対象事業は、地すべり（農政部所管）、急傾斜地崩壊（土砂崩壊危険箇所）、ため池、湛水防除とする。

(2) 前号に掲げるもののほか、農地の保全及び農業用施設の維持のため、知事が特に必要と認めて県が緊急に行う応急対策事業であって、国の補助を受けないで行うもの。

３　事業主体

県

４　補助率

県　100%

問合先	部局名	長野県農政部農地整備課防災担当		担当者	山口　章
	TEL	026-235-7239	メールアドレス	nochi-bosai@pref.nagano.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単農地地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2002

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり等防止法第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔管理に要する費用の負担原則〕の規定により、機能低下した地すべり防止施設の修繕や保全のための応急工事等を行い、地すべり災害の未然防止を図る。

事業制度創設の背景

概成した地すべり防止区域において、実施計画に位置づけられていない箇所で早急な対策が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

(1)地すべり対策工事

地すべり災害の発生を防止するための応急対策工事であって、国の補助対象とならないもの

＜例＞　承排水路工、ボーリング洗浄工、集水井の補強　等

豪雨、融雪、地震等により地すべりが発生し、人家、農地等への被害拡大を防止するため、緊急的に実施する応急対策工事

＜例＞　排土工、土止工、水抜ボーリング工　等

(2)地すべり対策調査

地すべり対策工事を実施するために必要な調査

＜例＞　地質調査、機構解析、対策工法の検討　等

2　実施要件

(1)地すべり対策工事

「法で定める農林水産大臣が所管する地すべり防止区域」（以下「地すべり防止区域」という。）

(2)地すべり対策調査

「地すべり防止区域」及び「地すべり防止区域に指定することを予定している区域」

3　事業主体

県

4　補助率

県　100%

問合先	部局名	長野県農政部農地整備課防災担当		担当者	山口　章
	TEL	026-235-7239	メールアドレス	nochi-bosai@pref.nagano.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長野県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2003

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**21　小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

土地改良区等が事業主体として行う、かんがい排水施設整備等に対して助成を行い、農産物の安定生産と維持管理の軽減を図る。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の対象とならない小規模施設整備等への支援を必要としたため。

事業制度の仕組等

１　調査設計事業（補助率　50%）

（1）水利権更新

ア　実施要件　　特定・準特定水利権の更新において、水利権水量の再計算等複雑な水利検討を伴う案件

イ　事業主体　　市町村、土地改良区

（2）施設管理台帳・管理図作成

ア　実施要件　　基幹水利施設（末端受益：水田100ha以上、畑20ha以上）、畑かん施設、及び県営造成農道を対象とする

イ　事業主体　　市町村、土地改良区等

（3）ほ場整備等構想策定支援

ア　実施要件　　地域計画に基づき、ほ場整備等を計画する地区の基礎調査、構想策定図作成

イ　事業主体　　市町村

２　農業農用排水施設整備事業（補助率　40%）

（1）農業農用排水施設の新設、管理、変更、補修、廃止及び安全施設の設置

ア　実施要件　　受益面積　5ha以上　　事業費　1,000千円以上

イ　事業主体　　土地改良区等

（2）ため池等への脱出施設及び救助用具の設置

ア　実施要件　　ため池等への脱出施設及び救助用具の設置

イ　事業主体　　市町村、土地改良区等

３　農業水利施設渇水被害緊急対策事業（補助率　５０%）

ア　実施要件　　市町村が行った農業用水の渇水対策支援であって、国庫補助事業の対象とならないもの

イ　事業主体　　市町村

４　特認事業

農地・農業用施設災害復旧事業

ア　事業内容・実施要件

地震災害のうち激甚又は、知事が特に認める災害※で、国庫補助の対象とならない農地・農業用施設災害復旧工事

事業費　130千円以上400千円未満

イ　事業主体　市町村

ウ　補助率　　40%

※ 知事が特に認める災害は、農地を対象とし、財政力指数及び国庫補助の災害復旧事業の要件を規定

問合先	部局名	長野県農地部農地整備課水利係		担当者	水谷浩史
	TEL	026-235-7240	メールアドレス	nochi@pref.nagano.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2201

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

農地整備事業等に付帯し農地利用集積を促進支援するため、土地改良区等に対し農地の利用集積の促進に資する経費を助成する。

事業制度創設の背景

農地整備事業等に付帯した農地利用集積を促進支援するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

①関係農家の意向調査、②利用権設定・農作業受委託の推進に関わる調査、③換地による農用地集団化の調整、④農業機械の利用再編及び生産の組織化の推進、⑤農業経営の法人化に関する活動、⑥関係機関との調整等調査・調整活動

2　採択要件と年度事業限度額

対象事業の受益面積区分	年度事業限度額（単位：千円）
60ha未満	1,000
60ha以上200ha未満	1,250
200ha以上	1,500

3　事業主体

市町村、農業協同組合、土地改良区等

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独担い手育成基盤整備事業 担い手育成茶園基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2202

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

担い手への農地の利用集積を図るために実施されている国庫補助事業の対象工事外となる諸工事を実施し、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業対象外の諸工事を実施することで、担い手への更なる農地の利用集積を図り、安定的な農業経営の確立と担い手の育成を促進することを目的に創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

有機資材による土壌改良及び知事が適当と認めた機械化営農体系を確立するため必要となる国庫補助事業対象外の(ｱ)～(ｷ)の工事を実施する。

(ｱ)区画整理、(ｲ)農地造成、(ｳ)交換分合、(ｴ)農道整備、(ｵ)農業用用排水路整備、(ｶ)暗渠排水整備、(ｷ)借地管理事業（水田の境界確認の筆界点測量に限る。）、(ｸ)その他（畝方向の変更、茶樹等の伐採、土壌改良）

(1)樹園地型

担い手への茶園地又はみかん園地の利用集積を図る①～③の要件をすべて満たす(ｱ)～(ｶ)の事業で、(ｴ)～(ｶ)は機械化可能な程度に平たん化されている場合に限る。

①農振地域内の農用地区域内での受益面積が、1ha以上10ha未満

②集積後の経営面積が、現況経営面積の20%以上の増加

③担い手の経営面積が、地区面積の20%以上

(2)畑型

担い手への畑地の利用集積を図るための①～③の要件をすべて満たす(ｱ)～(ｶ)の事業で、(ｴ)～(ｶ)は機械化可能な程度に平たん化されている場合に限る

①農振地域内の農用地区域内での受益面積が2ha以上10ha未満（過疎地域、振興山村、半島地域、離島地域及び特定農山村地域にあっては、1ha以上10ha未満）

②集積後の経営面積が、現況経営面積の20%以上の増加

③担い手の経営面積が、地区面積の20%以上

（3）水田型

担い手への水田の利用集積を図るための①と②の要件を満たす(ｱ)・(ｵ)・(ｶ)・(ｷ)の事業。但し、(ｱ)は畦畔除去やほ場均平等軽微なものに限る。

①農振地域内の農用地区域内での受益面積が、2ha以上10ha未満の水田であること。

②担い手への集積が行われているか、又は行われることが確実であること。

（4）集積促進型

担い手への農地集積を促進するためのきめ細やかな基盤整備を実施する事業で、次の①と②の要件を全て満たす(ｱ)・(ｴ)・(ｵ)・(ｶ)・(ｸ)の事業。ただし、(ｱ)は段差の解消や勾配修正など軽微なものに限り、(ｴ)は耕作道、乗用型機械乗り入れ及び旋回場設置含む。

①農地集積促進のための県営事業を実施済（又は実施中）区域内であること。

②認定農業者へ農地が集積されること。

2. 事業主体

県、市町村、土地改良区

3. 負担率

県:40%　地元:60%

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （農業農村整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	2203

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農村の振興及び農業経営の安定を図るため、国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業等を実施する。

事業制度創設の背景

国の採択基準に満たない小規模な農地を対象に農業基盤整備事業を実施するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

①農業用用排水利施設整備（新設または変更）
②安全施設（国、県、団体等で造成された農業施設等に設置する防護柵等）
③区画整理（農地の区画整理）
④農道（新設又は改良）
⑤農地保全（急傾斜地帯における農地・農業用施設の浸食崩壊防止工事）
⑥施設用地整備（施設園芸等の農業用施設用地造成整備）
⑦農業用用排水機械設備修繕（土地改良事業で造成された機械設備の修繕）
⑧特認（生産基盤整備と併せて農業農村の振興に寄与すると知事が特に認める事業）

2　採択基準・事業主体・負担率等

事業主体	事業名	採択基準			負担率（%）		
		工種	受益面積	その他	国	県	地元
市町等	農業農村整備事業費	農業用用排水施設整備	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	−	−	1/3 ≪50≫	2/3 ≪50≫
		安全施設	−	施行延長100m以上又は1地区30万円以上			
		区画整理	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	−			
		農道	5ha以上10ha未満 ≪1ha以上10ha未満≫	−			
		農地保全	10ha未満	−			
		施設用地整備	1ha以上5ha未満	−			
		農業用用排水機械設備修繕	5ha以上	事業費50万円以上200万円未満			
		特認	−	生産基盤と併せ整備し知事が特に認めたもの			

※採択基準及び負担率≪≫は、振興山村、過疎地域、新山村プログラム策定地域の場合
※政令指定都市（静岡市・浜松市）は、補助対象外
※区画整理に伴う換地処分も補助の対象
1.畦畔の移動等の区画の変更を伴う簡易な工事も、区画整理に該当。
2.土地改良法に基づく所定の手続きを経る必要あり

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （鳥獣害防止対策事業費）	新規・継続区分	継続	事業番号	2204

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**53　鳥獣害対策**

その他の内容（　　）

農村部での被害が深刻化している野生鳥獣による農作物の食害や農業基盤の破壊等に対し、農地周辺に侵入防止柵を設置することにより、農業生産物・農業基盤施設を保護し、持続的な営農活動を支援して耕作放棄地の増加を抑制する。

事業制度創設の背景

農村地域をはじめ周辺平地部の農地での野生鳥獣による農産物の食害や、農業施設の破壊等の被害が多発していることを受け、鳥獣害対策の一層の強化を目的に創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業振興地域内の農用地への野生鳥獣の侵入を防止する鉄線、ネット柵、電気柵等の整備

2　採択基準

受益戸数　2戸以上

事業費　　100万円以上

3　事業主体

市町村、土地改良区、その他

4　負担率

県:1/3　地元:2/3

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （地すべり防止施設等整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	2205
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策） その他の内容（　　） 地すべり指定区域（農地）に指定された区域を管理する。						
事業制度創設の背景	地すべり指定区域（農地）に指定された区域内の巡視・監視・調査等を行い、指定区域内の施設の適切な維持管理と施設補修を行うために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 地すべり管理に必要な巡視、監視、調査計画及び施設補修 **2　採択基準** 地すべり指定区域に指定された区域内 **3　事業主体** 県 **4　負担率** 県：100%						

問合先	部局名	交通基盤部河川砂防局砂防課		担当者	傾斜地保全班
	TEL	054-221-3042	メールアドレス	sabo@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備事業 （海岸保全施設整備事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	2206
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策） その他の内容（　　） 海岸保全区域（農地）に指定された区域を管理する。						
事業制度創設の背景	海岸保全区域（農地）に指定された区域内の巡視・監視・調査等を行い、指定区域内の施設の適切な維持管理と施設補修を行うために創設された。						
事業制度の仕組等	**1　事業内容** 海岸保全管理に必要な巡視、監視、調査計画及び施設補修 **2　採択基準** 海岸保全区域に指定された区域内 **3　事業主体** 県 **4　負担率** 県：100%						

問合先	部局名	経済産業部農地局農地保全課		担当者	農地保全班
	TEL	054-221-2756	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独農業農村整備調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2207

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

優良農地の確保と集積等による農地の徹底活用と集落機能の維持・向上による農山村の再生・快適な農山村の暮らしの実現を主要な施策取組とした「静岡県農業農村整備みらいプラン2022-2025」に基づく県営農業農村整備事業計画を樹立するために必要な調査、測量、設計、計画概要書作成等を行う。

事業制度創設の背景

県営農業農村整備事業の計画樹立に当たり、基礎的な調査・測量・設計を行うとともに、新規事業採択申請等に必要となる事業計画概要書等を作成するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択要件

（1）事業計画調査

①県営農業農村整備事業計画の樹立に必要な調査、測量、設計及び計画概要書作成
②水利権更新等の必要な地区で、水利用形態、必要水量、水利用施設の実態等の基礎的調査
③その他知事が必要と認める地区で必要な調査

（2）基本調査

農業農村整備事業の適切かつ効率的な実施に必要な農地や水利の実態等の基本的調査を実施する。

（3）夢舞台しずおかの邑創造計画策定事業

景観形成概念に基づく"夢舞台しずおかの邑"の実現に向けた拠点となる集落の生産基盤整備や生活環境の整備構想を策定する市町に助成する。

※事業は2か年（1年目：基礎調査、2年目：構想策定）で実施

2　事業主体・負担率等

事業主体	事業名（調査名）	負担率（%）		
		国	県	地元
県	事業計画調査（事業計画調査）	−	50	50
県	事業計画調査（基本調査）	−	100	−
市町	夢舞台しずおかの邑創造計画策定事業	−	1/3（1年目） 2/3（2年目）	2/3（1年目） 1/2（2年目）

問合先	部局名	経済産業部農地局農地計画課		担当者	農村計画班
	TEL	054-221-2584	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単独内陸フロンティア企業誘致促進 農業基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2208

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　24　都市農業対策

その他の内容（　　）

”ふじのくに”防災減災・地域モデル総合特区（内陸のフロンティアを拓く取組）制度等を活用した都市的な開発を行う周辺農地において、農業の生産性の向上、生活環境の改善、良好な景観の形成に資する整備等を総合的に実施することにより、土地利用調整の円滑化と「発展的で持続性のある農村の創造」を実現する。

事業制度創設の背景

ふじのくにのフロンティアを拓く取組において、都市的な開発が農業振興と対立することのないよう、農業と工業のバランスある土地利用を図っていくことを目的に創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）農業基盤整備事業

ア　生産基盤整備

①区画整理（整地工）　②農道　③農業用用排水施設　④暗渠排水　⑤土層改良　⑥農地保全　⑦鳥獣害防止対策施設

イ　生活環境整備

①緩衝帯・景観形成整備　②集落防災安全施設　③農作業準備休憩施設　④生態系保全空間整備　⑤地域資源利活用基盤

ウ　特認事業

ただし、イ及びウの事業にあっては、アのいずれかと併せて実施すること。

（2）農業基盤整備調査事業

（1）に掲げる事業を実施するために必要な調査・測量・計画・設計

2　採択基準

①農振地域内で受益面積が概ね5ヘクタール以下であること。
②都市的土地利用事業が実施されるか、実施が確実に見込まれる場合に、その事業の周辺地域であること。
③事業実施地域が長期にわたって農用地としての利用が見込まれること。
④事業実施地域が、以下のいずれかの区域に含まれていること。
ア　ふじのくにフロンティア推進区域設置要綱の第3条に基づき指定された区域
イ　ふじのくにフロンティア推進エリア設置要綱の第4条に基づき設定された区域
ウ　ふじのくにフロンティア地域循環共生圏設置要綱の第4条に基づき設定された区域

3　事業主体

県

4　補助率（負担率）

県：1/2　地元：1/2

問合先	部局名	経済産業部農地局農地計画課		担当者	農村計画班
	TEL	054-221-2584	メールアドレス	noukei@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県営水利施設管理強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2209

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営造成施設を管理する土地改良区等に対し、管理費を支援することで多面的機能の適正な発揮を図る。

事業制度創設の背景

農村の都市化の進展、農業従事者の高齢化の進行等による集落機能の低下が懸念される中、効率的な農業経営が生産の多くを担う農業構造の実現と、豊かな自然環境と美しい景観を有する農業・農村づくりの両立を図る必要がある。このため、農業用施設・農地等の基幹から末端に至る一連の資源全体について、管理費を支援し多面的機能の適正な発揮を図る。

事業制度の仕組等

1　事業内容

県が造成した水利施設等の多面的機能発揮に係る保全管理活動に要する費用（維持管理費の37.50%、防災・減災機能を有する施設は42.86%）について50%を支援する。

2　事業主体

市町

（県営造成施設を管理する土地改良区を支援する市町）

3　負担率

県:1/2　地元:1/2

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地管理班
	TEL	054-221-2645	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	わさび田災害復旧事業費助成	新規・継続区分	継続	事業番号	2210

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

世界農業遺産または日本農業遺産に認定されたわさび田について、国の災害復旧事業に係る農家負担分が過大となっている現状を踏まえ、市町と協調して農家負担分の一部を支援するため。

事業制度創設の背景

畳石式等のわさび田は、他品目と比較し国の災害復旧事業における農家負担額が多く、被災が契機となり、耕作放棄や離農につながるおそれがある。

事業制度の仕組等

1　事業内容

わさび田に係る災害復旧事業において、国庫補助対象額の上限を超える分を支援

2　採択要件と年度事業限度額

採　択　要　件　：世界農業遺産または日本農業遺産に認定され地域に存ずるわさび田の復旧

年度事業限度額：国庫補助対象額の上限を超える分の1/2以内（市町との協調助成）

※補助率は市町の負担率を上限とする。

3　事業主体

上記採択要件を満たす市町（6市5町）

問合先	部局名	経済産業部農地局農地保全課		担当者	農地保全班
	TEL	054-221-2756	メールアドレス	nouchihozen@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査−事業別調査票−

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2211

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

施設の老朽化が進む中、パイプラインの破裂等の突発事故が増加している。このため、国の採択要件に満たない突発事故被害の迅速かつ機動的な復旧を行い、営農の早期再開を図るとともに、道路陥没や法面崩壊等の二次災害のリスクを軽減する。

事業制度創設の背景

国の採択要件に満たない小規模な突発事故の復旧を支援するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

(1) 緊急応急工事（現地仮復旧）：安全確保や被害の拡大防止、暫定的な機能確保が必要な場合における仮復旧工事。交付決定前に着手可能。（事前連絡が必要）
(2) 緊急応急工事（現地本復旧）：迅速に機能回復が必要な施設における本復旧工事。交付決定前に着手可能。（事前連絡が必要）
(3) 機能回復を行う復旧工事：機能回復を行うための工事。交付決定後に行う。

2　採択基準・事業主体・負担率等

事業主体	採　択　基　準	負担率（%）	
		県	地元
市町等	・申請者が管理する農業用用排水施設 ・自然災害による被災でないこと ・復旧される施設の受益面積の合計が 20ha 以上のもの （中山間地域等は 10ha 以上） ※次のいずれかの場合は、面積要件なし。 （１）かんがい期に発生する等農業生産への影響が大きいもの （２）施設周辺に主要道路や鉄道、人家等があり、人命・財産等への影響が大きいもの。 （３）地域の経済活動や生活機能への影響が大きいもの ・復旧に係る事業費が 40 万円以上 ・適切に維持管理されている施設 （機能保全計画書、維持管理計画書等に基づく日常管理を行っていることを証明する日常点検記録簿等の添付が必須）	50	50

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地整備班
	TEL	054-221-2589	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	静岡県	事業名	県単基幹水利施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2212

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業水利施設の公共的機能の発揮のため、管理事業を実施する市に対し管理費を助成する。

事業制度創設の背景

農地の減少等の社会情勢の変化により、受益面積が国事業の採択要件を満たさなくなった施設であっても、管理に要する費用や公共的機能は従前と同等であることから、管理者の負担増大を防ぐため管理費を支援する。

事業制度の仕組等

1　事業内容

国が造成した公共性の高い農業水利施設等（受益面積200ha以上1,000ha未満）について、管理費の45%以内を支援する。

2　事業主体

市町

（県営造成施設を管理する土地改良区を支援する市町）

3　負担率

県:45%　地元:55%

問合先	部局名	経済産業部農地局農地整備課		担当者	農地管理班
	TEL	054-221-2645	メールアドレス	nouchiseibi@pref.shizuoka.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単地すべり防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1501

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号。）第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域（法第3条の規定により地すべり防止区域に指定される区域をいう。）全般にわたる管理並びに地すべり防止施設及び農地保全施設の適正な管理を実施する。

事業制度創設の背景

概成地区等で実施計画に位置づけられていない区域において、早急な対策が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

地すべり防止区域内で実施する次にかかげる工事を対象とする。

①地すべり防止区域内（構造改善局所管指定区域内に限る。）において、国が定める農地保全に係る地すべり等防止事業実施要綱（昭和42年42農地D第24号）に基づく実施計画にない工事で法第12条〔構造等の基準〕の規定に適合する工事

②地すべり防止区域内（構造改善局所管指定区域内に限る。）において地すべり防止工事で実施した施設の補強工事等

③地すべり防止区域内における農業用施設災害復旧事業

農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）で実施した農地保全施設の補強工事等

２　事業主体

県

３　補助率

県：100%

４　事業実施期間

単年度実施とする。

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課防災係		担当者	鶴巻
	TEL	025-280-5360	メールアドレス	tsurumaki.takuya@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	新潟らしい新技術の調査・検討事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1502

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

これまで、土地改良事業は環境との調和にも配慮しながら、農業生産性の向上を目的として農業生産基盤の整備を進めてきた。近年、地球温暖化の進行や食料、エネルギー危機への対応等に向け、農業農村に対する期待が高まる中、県では環境との調和の一層の推進、土地改良施設のライフサイクルコストの低減等の新たな視点から技術を調査・検討し、新潟らしい新たな整備技術の確立を目指す。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)環境にやさしい田園整備新技術創造事業

これからの農業農村整備において、環境負荷の少ない施設の更新・整備や自然エネルギーの活用、ユニバーサルデザインなど「環境にやさしい田園整備」の新たな視点から既存技術を検証し、新潟発の技術指針を策定する。

（令和8年度は農業農村整備が発揮する流域治水効果の可視化手法の確立、ほ場整備の効果検証の他、1つの新テーマについて実施予定）

① 新技術指針策定のための調査・研究
② 新技術案に基づく試行・検証
③ 新技術指針の策定及び啓発・普及
④ 学識経験者により構成されるアドバイザー会議を設置して、上記の取組みに対する助言等を受けながら取組みを進めている。

（２）田んぼダム普及実証事業（H25完了）

近年、都市化・混住化の進展による雨水の流出量の増加や、地球温暖化等により局所的豪雨が増加し、農地の湛水や住宅地などへの浸水が頻発している。この状況に対応して、水田の洪水調整機能を利用増進させ、排水量を調整する「田んぼダム」技術の効果検証、普及啓発や体制支援を行うことで、その取組を全県に拡大し、農業農村の安全・安心を確保する。

① 普及啓発事業：「田んぼダム」の効果等のPR、モニタリング
② 体制整備支援事業：調整板設置、畦畔補強、普及啓発資料作成、現地観測業務

２　事業主体

県

３　補助率

定額

問合先	部局名	新潟県農地部農地計画課営農経済係		担当者	喜多村
	TEL	025-280-5354	メールアドレス	ngt070040@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1503

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農業における近代化の推進及び生産性の向上を図り、又は農村の環境を整備することにより、農村地域や中山間地域の活性化を図る。

事業制度創設の背景

国の補助事業に該当しない小規模な事業を対象として、地域の実情に即した機動的できめ細かな整備を実施するために創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

（１）補助対象経費

①かんがい排水事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上))
②ほ場整備事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上))
③農地開発事業(造成農地面積2ha以上)
④農地防災事業(受益面積5ha以上(特定地域3ha以上等))
⑤農道整備事業(全幅員3m以上)
⑥農業集落道整備事業(延長50m以上かつ全幅員3m以上)
⑦農業集落排水施設整備事業(排水路延長50m以上かつ農地排水が計画最大排水量の50%未満)
⑧アメニティー施設整備事業
⑨農村総合用地周辺整備事業(事業費10,000千円以下)
⑩農業用水克雪利用事業(他事業で克雪事業の実施計画がなく、冬季間の通水があり、管理体制が図られるもの)
⑪中山間地域総合対策事業(中山間地域活性化対策事業計画が策定されている地域において2事業種別以上の実施)

（２）1地区当り事業費

100万円以上

２　事業主体

市町村、土地改良区、その他

３　補助率

30～50%

問合先	部局名	新潟県農地部農地整備課開発係		担当者	能見
	TEL	025-280-5365	メールアドレス	nomi.yuki2@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県単農業水利施設管理強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1504
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　42　施設維持管理・施設補修 その他の内容（　　） 公共性、公益性の高い農業水利施設の適正な維持管理を図る。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** **（1）補助対象とする経費** 前年度の維持管理費に要した電力料、燃料費及び機械保守点検委託料 **（2）計算方法** 補助対象とする経費の合計実支出額が100万円以上の場合であって、その額と500万円（限度額）のいずれか少ない額を、補助基準額とし、補助金は補助基準額に補助率を乗じた額の1万円未満を切り捨てた額とする。 **２　採択要件** 県営土地改良事業で造成された土地改良施設で管理委託している次の施設区分の規模を満たすものであること。 ①ダム 1・2級河川に設置された堤高 15m 以上のもの。 ②頭首工 1・2級河川に設置された受益面積 1,000ha以上のもの。 **３　事業主体（補助対象者）** 土地改良区、土地改良区連合又はその他知事が適当と認める団体 **４　補助率** 30%　以内						

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課施設管理係		担当者	飯田
	TEL	025-280-5358	メールアドレス	iida.kazuki@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	農業集落排水整備事業起債償還補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1505

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**61　集落排水事業**

その他の内容（　　）

農業集落排水施設の整備促進を図るため、市町村が農業集落排水事業実施要綱等に基づいて行う施設整備事業に係る地方債の償還に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　補助対象経費

農業集落排水事業における国庫補助の対象となる事業費。ただし、事務費は除く。

２　補助率及び補助金の交付方法

補助対象経費に対して、合計12%を事業実施年度の翌年度から交付する。単年度補助率は0.8%とする。なお、補助最終年度の補助率は、合計12%となるように単年度補助率以下の端数率とする。

※平成20年度新規地区から補助制度を休止している。

【解説】

①本県単事業の対象としている農業集落排水事業の事業主体は市町村であるが、県は事業の実施時に事業費の補助をせずに、後年度に分割して事業費の助成をする仕組みである。事業実施時と異なる時期に県費を支出することから、県単事業（県が事業主体）として扱っている。

②基本的には0.8%×15年として補助しており、全体の12%を補助することになっている。仮に、県の予算の都合（平準化等）で、年度の補助率を補正することがあった場合は、全体で12%となるように調整して補助する。

問合先	部局名	新潟県農地部農村環境課農村整備係		担当者	坂井
	TEL	025-280-5368	メールアドレス	ngt070050@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1506

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**74　県土地連支援**

その他の内容（　　）

土地改良事業の円滑な実施に資するため、新潟県土地改良事業団体連合会が行う啓発、協力、指導事業等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

事業制度創設の背景

土地改良施設の多面的機能の発揮や効率的な維持管理など、土地改良区の活動の充実が期待されており、指導的立場にある新潟県土地改良事業団体連合会の役割が重要になっている。

事業制度の仕組等

１　補助対象経費
①土地改良事業に関する教育及び情報提供に係る経費
②土地改良事業に関する調査及び研究に係る経費
③国又は県が行う土地改良事業に対する協力に係る経費

２　事業主体
新潟県土地改良事業団体連合会

３　補助率
50％

問合先	部局名	新潟県農地部農地計画課土地改良団体係		担当者	南
	TEL	025-280-5352	メールアドレス	ngt070040@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	県営農業農村整備事業調査計画費	新規・継続区分	継続	事業番号	1507

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**11　地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

県が行う農業農村整備事業に必要な事業計画概要書等を作成するために調査計画を行う。

事業制度創設の背景

県営農業農村整備事業の計画作成を効率的かつ円滑に行うために創設した。
国庫補助事業を活用できる内容については、国庫補助事業の活用を優先している。

事業制度の仕組等

1　**補助対象経費**
県営農業農村整備事業の事業計画作成

2　**事業主体**
県

3　**補助率**
50%

問合先	部局名	新潟県農地部農地計画課計画係		担当者	吉田
	TEL	025-280-5575	メールアドレス	ngt070040@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	園芸産地化チャレンジ事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1508

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

ほ場整備の計画策定段階から、園芸品目の導入について、担い手の理解と気運の向上を支援し、生産から流通・販売までの一貫した構想を、ほ場整備の事業計画に反映させ、園芸の産地化に向けて支援することを目的とする。

事業制度創設の背景

農業者の所得や本県の農業産出額を向上させるためには、稲作の規模拡大や生産コストの低減に加えて、経営の多角化・複合化を推進することが必要である。

こうした中、経営の多角化・複合化に向けて、農業競争力の強化を図るほ場整備地区において、生産基盤の整備とあわせて園芸産地の育成・拡大が重要であることから、本事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択要件

（1）先進地視察やモデルほ場での研修会による園芸産地化の理解促進

① 先進地視察や事例調査、研修会参加による情報収集
② モデルほ場を活用した指導会・研修会や機械化による省力化のデモンストレーションの開催
③ モデルほ場の取組を波及させるために必要なデータの収集や調査・分析

（2）専門家による組織運営、労務管理、マーケティング等の指導・助言

将来の園芸導入や拡大意向のある農業者に対し、中小企業診断士や税理士などの専門家による経営発展に向けた指導の実施

（3）園芸の産地化に向けた栽培者、品目、販路の検討会の開催

① 現状把握や農業者の意向を把握するためのアンケート調査
② 栽培品目の選定や輪作体系など土地利用方法や栽培条件の検討
③ 販売先の関係者との意見交換による需給動向の把握　等

2　事業主体

県

3　補助率等

県:100%

問合先	部局名	新潟県農地部農地整備課		担当者	高野
	TEL	025-280-5833	メールアドレス	takano.yoshiyuki@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	簡易型安全対策推進モデル事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1509

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農業生産面の機能はもとより、洪水防止や生活排水の受け入れなど公共・公益的機能を発揮している農業用水路について、地域の実情や営農面を総合的に勘案した安全施設の整備計画を策定することにより、地域住民の暮らしの安全を確保した災害に強い農村づくりを推進する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

農業用水路において、セミハード対策を活用した安全対策を推進するため、モデル地区において試験施工及び効果検証等を実施するとともに、他地区への普及促進を図る。

２　採択要件

①安全対策推進モデル検証事業
セミハード対策を活用した安全対策を県がモデル的に実施
②簡易型安全対策促進事業
県が専門家(水難学会)への委託によりモデル事業の効果検証を行った上で、施設管理者(市町村・土地改良区)に対して、セミハード対策の普及に向けた現地確認や研修会等を実施

３　事業主体

県

４　補助率

県：100%

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課防災係		担当者	長井
	TEL	025-280-5360	メールアドレス	nagai.takahiro@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	新潟県	事業名	農業水利施設省エネルギー化 推進対策事業（重点支援対応）	新規・継続区分	改正	事業番号	1510

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業水利施設のエネルギー価格高騰分を支援し、施設の省エネルギー化と高騰の影響を受けにくい農業水利システム（管理手法、設備）への転換を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

電気料金の高騰等の影響による農業水利施設の維持管理コスト増加に対応するため、施設管理者が行う省エネ化に向けた取組を支援する。

２　補助対象施設

基幹水利施設管理事業（省エネルギー化推進型）又は水利施設管理強化事業（省エネルギー化推進型）の対象施設

３　事業主体

市町村、土地改良区等

４　補助率

水利施設管理強化事業実施要綱第2の6（1）イの対象施設：15%
その他施設：10%

問合先	部局名	新潟県農地部農地建設課施設管理係		担当者	菅原、飯田
	TEL	025-280-5358	メールアドレス	iida.kazuki@pref.niigata.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	地域営農確立促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1601

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

公共事業の採択基準を満たさない小規模な土地改良施設の更新整備などを支援することにより、安定的な農業生産や農業経営に資する.

事業制度創設の背景

本事業は、昭和24年から県単独土地改良整備事業と県単独農業農村環境整備事業に区分されて実施してきたが、平成9年度に再編整理された。

事業制度の仕組等

1　事業内容・対象地域

農振農用地域を対象(営農の一体性が認められる場合は、線引き・非線引き都市計画区域の用途地域における農地も対象とすることができる)として、以下の事業を行う。

(1)一般型

公共事業で採択されない地区で、かつ営農上一体と見なされる地域において、地域の特性に応じた農地の高度利用が可能となるよう、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。

①水路整備、②農道整備、③区画整理、④地表水排除、⑤地下水排除、⑥客土、⑦堆きゅう肥補給、⑧その他知事が認めるもの、⑨土地改良施設緊急修繕整備、⑩農地災害緊急復旧、⑪干害応急対策

(2)担い手支援型

効率的かつ安定的な経営体となる担い手の育成を支援するため、担い手の育成を実施又は予定する集落において、きめ細かな基盤整備を総合的に実施する。

①一般型の①～⑥、②畦畔補強、③搬入路、④不陸均平、⑤自動給水栓、⑥法面保全、⑦その他知事が認めるもの

(3)土壌復元型

公害防除特別土地改良事業神通川流域地区の復元農地を対象として、営農上の支障が生じた農地での補完工事を実施するものであり、公害防止事業費事業者負担法第3条に規定する事業者からの支援を得て実施する。

①基盤整備事業（耕盤の凹凸を修正）

②排水改良工事（田面排水施設：排水枡の増設）

2　事業主体

土地改良区、市町村、農業生産法人など

3　補助率

40%以内（中山間指定地域　50%以内）

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	快適農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1602

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　62　環境保全対策

その他の内容（　　）

市街地周辺及び混住化地域において、農業用用排水路施設での通年通水を確保することにより、水路機能の維持及び環境保全を図るため、水路整備等を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容・対象区域

農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。

（1）美しい農村環境整備型

ア.農道環境整備

幹線農道又は集落道及び農村公園又は農村拠点施設の周辺整備として、次の工事に要する経費を支援する。

①花木の植栽、②緑地帯の造成、③花木への給水施設設置、④田園空間整備事業の附帯事業

イ.水辺環境整備

水路、ダム、ため池等の農業基幹水利施設の有する水辺空間を活用し、快適な生活環境の改善に係る次の整備に必要な経費を支援する。

①親水・景観保全施設、②自然・生態系保全施設、③水辺環境維持用水の通年通水施設、④歴史的・文化的施設、⑤利活用保全施設

ウ.歴史的土地改良施設案内看板整備

農業用用排水路等の主要な土地改良施設について、その歴史的意義や価値などを説明した案内看板を設置する。

（2）通年通水促進型

市街地周辺又は混住化地域の農業用排水路で通年通水を確保するため、必要な水路整備又は附帯施設の新設工事もしくは改良工事で、市町村が当該工事の1/2以上を補助し又は負担する。

（3）克雪対策型

農業用排水路を利用した無雪害農村集落の構築に必要な経費で、次に掲げる施設の整備に要する経費を支援する。

①流融雪溝施設、②消雪施設、③その他知事が認める施設

2　事業主体

土地改良区、市町村

3　補助率

5%～75%

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	防災福祉対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1603

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　52　生活環境・景観整備

その他の内容（　　）

土地改良施設における水難事故、人身事故を未然に防止するため、農業用用排水路に安全施設を設置するなど対策を実施するもの。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容・対象区域

農振農用地区域及び線引き・非線引き都市計画区域の用途地域を対象に以下の事業を実施する。

（1）施設機能保全型

小規模な農業用ため池のしゅんせつを行い、ため池の機能回復等に要する経費で、次のすべてに該当するものについて支援する。

①受益地が農振農用地区域内で5ha未満

②堆砂率が有効貯水量の40%以上

③市町村が当該工事費の1/3以上を補助又は負担するもの

（2）安全施設整備型

ア．用排水安全施設整備

公共事業で採択されない農業用用排水路における安全確保を図る事業であって知事が適当と認めるもの。

イ．農道保安施設整備

公共事業で採択されない農道の路面補修、交通安全施設整備、道路標識の整備で知事が適当と認めるもの。

ウ．農道福祉対策整備

公共事業で採択されない農道に係る歩道の新設、改良及び集落道の整備であって、知事が適当と認めるもの。

２ 事業主体

土地改良区、市町村

３ 補助率

1/3～75%

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	散居景観保全事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1604
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　52　生活環境・景観整備 その他の内容（　　） 散居景観の保全・育成を図るため、屋敷林の枝打ち等の維持管理に対して支援する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１ 事業内容** 住民協定を締結した団体が行う次の活動に必要な経費で、市町村が当該事業費の1/2以上を補助し、又は負担する。 ①屋敷林の枝打ち及び間伐 ただし、枝打ち及び間伐後の清掃に要する経費並びに廃棄物としての処理に要する経費は除く ②屋敷林の育成 ③その他散居景観の保全・創造 **２ 事業主体** 市町村 **３ 補助率** 25%						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	他事業関連調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1605
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業 その他の内容（　　） 富山県の主要プロジェクト事業と連携し、必要となる農業用施設の整備を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１ 事業内容** **（１） 県プロジェクト推進型** ア 用排水路整備 公共事業で採択されない農業用用排水施設の新設、廃止、又は変更であって、受益地が農振農用地域内で知事が適当と認める。 イ 農道整備 公共事業で採択されない農道の新設、改良及び舗装等の整備であって受益地が農振農用地区域内で知事が適当と認める。 **（２） 知事特認型** 知事が適当と認める。 **２ 事業主体** 市町村、土地改良区 **３ 補助率** 40%						

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	農村整備関連生態系保全事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1606

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　63　生態系・自然保全対策

その他の内容（　　）

土地改良法の改正により、農業農村整備事業の実施にあたっては環境との調和や配慮が事業計画に必要となった。また、学識経験者等から構成される「富山県農業農村整備環境情報協議会」から生態系保全への積極的な取り組みが求められている。

このことから、土地改良事業の実施にあたり、環境配慮を要する場合に対策工事費の掛増費用に係る地元負担を軽減する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業農村整備事業の実施に当たり、生物保全等掛増費用（工事費及び調査費）の農家負担分について支援するもので、次の条件をすべて満たし、環境配慮工法を採用した工事費の掛増工事費用に係る農家負担を関係市町村が補助する場合に、その1/2を上限として当該市町村に補助する。

①県営農業農村整備事業で施行していること。

②「レッドデータブックとやま」に記載（絶滅、絶滅危惧、準絶滅危惧、情報不足）されている生物を対象に環境配慮工法を採用していること。

2　事業主体

市町村

3　補助率

50%

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	土地改良事業推進特別補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1607

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**14　農家負担金対策**

その他の内容（　　）

県営かんがい排水事業と県営ほ場整備事業を推進するため、その事業費に係る農家負担を軽減する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　県営かんがい排水事業（水利整備事業）

次の条件のすべてを満たす基幹水利施設整備地区の農家負担に対し、市町村が補助する場合にその1/2（事業費（事務費を除く）の2.5%を限度とする）を当該市町村に対して補助する。

（１）排水路

①排水計算によって水路断面が決定されている区間であること。
②排水受益面積が500ha以上又は複数市町村にまたがっていること（複数市町村の場合は300ha以上）。
③流域面積のうち受益面積以外の土地面積の占める割合が30%以上であること。

（２）用水路

①頭首工、揚水機場等の基幹水利施設及びこれらと一体的に管理されている幹線用水路を新設・改良・更新するもの。
②一級又は二級河川から取水・導水する施設。
③通年通水され地域生活用水としての機能が認められるもの。

２　県営ほ場整備事業（農地整備事業）

区画整理工事区域における埋蔵文化財を保護するための盛土工事費に係る農家負担に対して、市町村が補助する場合にその1/2を当該市町村に対して補助する。

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	水利施設ストックマネジメント支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1608

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　41　ストックマネジメント

その他の内容（　　）

団体営事業等で造成された農業水利施設の機能保全計画を策定する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

長寿命化対策を図る等の機能保全計画を策定する。
（対象：団体営等で造成した農業水利施設。ただし、二次製品水路を除く）

2　事業主体

土地改良区等

3　補助率

50%

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	富山県	事業名	農業用水路危険箇所応急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1609

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　52　生活環境・景観整備

その他の内容（　　）

令和元年12月に策定した富山県農業用水路安全対策ガイドラインに基づき、令和2年度にはソフト対策である「農業用水路安全点検マップ作成事業」、セミハード対策である「農業用水路安全施設クイック整備事業」を新設し、農業用水路への安全対策を推進してきた。
しかしながら、依然として農業用水路への転落死亡事故が発生していることから、引き続き、定額助成によるセミハード対策を実施し、用水路事故の起こらない地域づくりを推進・支援するもの。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容
危険箇所マップ等に基づき、地域のニーズを取り入れたきめ細かな安全対策を総合的に実施。

2　適用基準
次の各号に該当するものとする。
（1）公共（補助）事業で採択されないもの。
（2）財産管理及び維持管理を行う団体が明確なもの。
（3）危険箇所マップ等に位置付けられた以下の整備に要する費用。
① 視認性の向上を図る整備
② 簡易な蓋がけやメッシュ網等による整備
③ 簡易な転落防止柵等の整備
④ 農業・施設管理者向けの補完的な設備

3　事業主体
土地改良区、地域組織等

4　補助額
補助額については、定額1,000千円／地区以内とする。
ただし、令和10年度まで採択された場合に限る。

問合先	部局名	富山県農林水産部農村整備課水利防災係		担当者	小林　勇佑
	TEL	076-444-3377	メールアドレス	yusuk.kobayashi@pref.toyama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	事業名	県単土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1701

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助土地改良事業を補完する事業で,小規模な農業生産基盤整備及びため池等の防災的施設の整備により、農家や地域住民の生産環境・生活環境の改善に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の採択要件に満たない土地改良施設に対する整備要求に対応するために創設。

事業制度の仕組等

１　事業内容と採択要件

（1）かんがい排水事業

機械揚水・機械揚水付帯施設・用排水路・頭首工・ため池・畑地かんがい

【採択要件】事業費100万円以上1,000万円

①機械揚水設備は受益面積5ha以上

②機械揚水付帯施設については受益面積20ha以上

③用排水路・頭首工については、受益面積5ha以上

④ため池については、未満堤高3m以上、貯水量10,000㎥以上、受益面積3ha以上

（2）耕地整備事業

暗渠排水・客土・ほ場整備

【採択要件】

・100万円以上1,000万円未満・受益面積5ha以上

農道・農道舗装

【採択要件】

・100万円以上500万円未満・受益面積5ha以上

（3）畑地総合整備事業

田畑転換・畑地整備

【採択要件】

①100万円以上500万円未満

②受益面積5ha以上

（4）換地処分遅延地区促進事業

換地処分が相当年数遅延している地区で、面積がおおむね20ha未満。

（5）特認事業

知事が特に必要と認めるもの。

２　事業主体

市町、土地改良区

３　補助率

40%

問合先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課		担当者	樋口　真也
	TEL	076-225-1639	メールアドレス	s-higuchi@pref.ishikawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	事業名	簡易な農地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1702

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

収益性の向上を図るため、農作業の省力化に繋がる簡易な農地改良を実施する。

事業制度創設の背景

中山間地域など農業条件不利地において、農地を維持していくためには、農作業効率を高め、農業収益を高め、意欲ある担い手農家が持続的に農業ができるようにする必要がある。

事業制度の仕組等

１ 事業内容（整備対象）

①畦越スロープ ②田越かん水 ③田面均平（客土） ④補助暗渠 ⑤畦畔除去 ⑥地盤改良 ⑦水路横断 ⑧農道ターン ほか特認事項

２ 採択要件

受益面積1ha以上5ha未満

３ 事業主体

市町、土地改良区 ほか

４ 補助額

定額補助（上限額は補助対象額10万円/10a）

問合先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課		担当者	樋口　真也
	TEL	076-225-1639	メールアドレス	s-higuchi@pref.ishikawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	事業名	農地整備環境機能増進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1703

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　63　**生態系・自然保全対策**

その他の内容（　　）

ほ場整備事業等の実施地区において、農村地域が持つ自然環境機能の維持・増進を図るため、事業実施段階から地域全体で行う、維持・増進活動に対して支援するもの。

事業制度創設の背景

農村地域においては、本来、水田等の農地のほか、水路、ため池等二次的自然が有機的に連携し、多くの生物相が育まれ、多様な生態系や自然環境を形成しており、環境に対する県民の意識が高まっている。

事業制度の仕組等

１　事業内容と採択要件

(1)　自然環境の保全・再生等に係るソフト経費

ア　自然再生等に係る構想、活動計画の策定
イ　モニタリング（生態系の調査等）の実施
ウ　地域の環境との調和、自然環境保全・再生に係る評価順応手法の検討
エ　地域住民等との連携の促進（ワークショップの開催等）
オ　研修・専門家によるアドバイスの実施
カ　施設の管理体制の確立（冬水の管理、清掃・除草等を行う体制づくり等）

(2)　自然環境の保全・再生等に係る簡易な整備

ア　評価順応手法を踏まえた簡易な補正工（草刈り、しゅんせつ等）
イ　住民参加による簡易な整備、資材提供（植栽、小ビオトープの造成等）

２　事業主体

市町、土地改良区

３　補助率

県負担：100%以内

問合先	部局名	石川県農林水産部農業基盤課		担当者	塩谷　捺美
	TEL	076-225-1637	メールアドレス	shioya-na@pref.ishikawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	石川県	事業名	石川県生活排水処理施設整備 事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	1704

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　61 集落排水事業

その他の内容（　　）

市町が実施する、生活排水処理施設整備事業を効率的かつ効果的に推進することを目的に、市町に対し県費による補助を実施するもの。

事業制度創設の背景

農業集落排水施設をはじめとする生活排水処理施設は、生活排水を適正に処理することにより、公共用水域の水質保全や、快適な生活環境の確保など重要な役割を担っており、普及を促進していくため、県費による補助が必要である。

しかし、平成17年度以前は、下水道、集落排水、浄化槽等がそれぞれの事業ごとに異なる補助率で補助をしていたため、事業費に占める県費補助金の割合が異なり、県民一人当たりに対する不公平が生じていたことから、従来の制度を一元化し、一つの制度で全ての生活排水処理施設整備事業に適用できるよう平成17年度に見直した。

事業制度の仕組等

1 事業内容（整備対象）

前年度に供用開始となった区域における増加処理人口及び接続補正率などを乗じて算出する。

2 採択要件

農業集落排水事業については特になし

3 事業主体

市町

4 補助額

補助額 ＝ 49千円/人（基準額 × 増加処理人口 × 補正係数（接続率、増加割合率）

→ 補助金の交付割合　1～5年目1/14、6～8年目3/14

→ 補正係数

接続補正率：100～90%→1.05、90～80%→1.00、80～70%→0.95

70～50%→0.90、50～0%→0.85

問合先	部局名	石川県土木部都市計画課生活排水対策室		担当者	安宅　京志朗
	TEL	076-225-1493	メールアドレス	gesuidou@pref.ishikawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単地すべり対策施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	1801

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり等防止法第3条に基づく地すべり防止区域において、同法第7条に基づき、国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理・補修を行い、施設を適正に管理することによって、災害防止と県土保全に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理や補修など、施設の適正管理が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容と採択要件

国庫補助事業により整備した地すべり防止施設等の維持管理や補修、点検、観測等を行う。

2　事業主体

県

3　補助率等

県：100%

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　農地整備G			担当者	小林　俊晴
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単農地海岸維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1802

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）

その他の内容（　　）

海岸保全施設等において、老朽化の進行や部分的に損傷が著しい個所があり、その補修を早急かつ定期的に行い、既存施設の適正な管理によって、災害を防止し県土を保全する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業により整備した海岸保全施設等の維持管理や補修など、施設の適正管理が必要となったことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容と採択要件

国庫補助事業により整備した海岸保全施設等の維持管理や補修、点検等を行う。

2　事業主体

県

3　補助率等

県:100%

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　農地整備G			担当者	小林　俊晴
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単農村整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1803

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

県営国庫補助事業と一体的な整備を県単独で実施し、農業農村整備事業の円滑な推進と農村地域の振興を図る。

事業制度創設の背景

県営国庫補助事業（本体事業）の更なる効果発現や早期効果発現を図ることのできる整備を一体的に実施する必要性から創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

次に示す実施中の本事業関連工事について、補完的に実施する。

①用排水施設整備
②農道整備
③農地防災・保全施設整備

2　採択要件

本体事業および他の国庫補助事業等で実施できないと認められる以下の場合。

①本体事業の実施により従来の機能が損なわれる場合の機能確保を目的としたもの。
②本体事業と一体的に実施することで、本体事業の効果が一層発現されるか、早期に発現されるもの。

＊農振農用地以外も受益となる場合がある。

3　事業主体

県

4　補助率等

関連工事の補助率（県負担率）は、本体事業の国費補助率（例えば農地防災事業55%）と県費補助率（30%）を合わせた合計補助率（55+30=85%）となる。

＊上記の例で、国の補助対象となる本体工事も、国庫補助対象外の関連工事も、地元（市町）の負担は15%となる。

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　農地整備G			担当者	大塚　義一
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1804

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

土地、水利等に関する諸条件の整備と農村集落内環境の整備を実施し農業生産の向上と農用地の高度利用を推進するとともに、農村生活環境の改善を図ることを目的とする。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の補助基準に満たない地区のきめ細やかな整備の必要性から創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

国庫補助事業の補助基準に満たない規模のもの

①用排水施設整備
②農道整備
③暗渠排水
④客土
⑤区画整理
⑥農用地開発事業
⑦畑地かんがい事業
⑧集落内環境整備
⑨水難防止対策事業
⑩田んぼダム利活用事業　等

2　採択要件

事業費　　1地区　5,000千円以内
受益面積　　おおむね1ha以上（集落内環境整備除く）

3　事業主体

市町、土地改良区等

4　補助率等

用排水施設、農道、集落内環境整備　　50%
その他（暗渠排水、客土、区画整理　　30%
田んぼダム利活用事業　　100%(1地区あたり2,000千円未満)
知事が求める災害対策事業　　75%

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　農地整備G			担当者	小林　真優
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	地域水利施設活用事業（県営造成施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	1805

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

地域住民が享受している農業水利施設の多面的機能を発揮するための支援を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

管理体制の整備・強化を支援するとともに、当該地区における当該年度の管理に要する費用のうち、農業水利施設の多面的機能の発揮に要する費用を助成する。

2　採択要件

土地改良区および土地改良区連合が管理する県営造成施設を助成対象とする。

3　事業主体

市町

4　補助率等

50%

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地保全G			担当者	笠松　諭
	TEL	0776-20-0452	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県営土地改良事業等計画調査	新規・継続区分	継続	事業番号	1806

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

ほ場、水利等に関する条件を整備する各種の県営土地改良事業等を計画的・効率的に実施するため、市町やその他団体が策定する事業計画について支援し、県営土地改良事業等の円滑な推進を図る。

事業制度創設の背景

県営土地改良事業等の円滑な推進を図るため創設

事業制度の仕組等

1　事業内容と採択要件

県営事業としての規模を有する地区で、原則として当該計画調査を希望する年度の農業農村整備事業管理計画書で掲げられている地区を対象に次に掲げる事業種を補助する。

①かんがい排水事業
②広域営農団地農道整備事業
③湛水防除事業
④地すべり対策事業
⑤海岸保全施設整備事業
⑥ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業含む）
⑦経営体育成基盤整備事業（区画整理、土地改良総合整備）

2　事業主体

市町、土地改良区

3　補助率等

50%

4　事業実施期間

原則として2年

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　計画調査G		担当者	細谷　宗平
	TEL	0776-20-0456	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	干害対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1807

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

農作物被害防止を目的に、渇水時の干害対策、大雨による農地湛水時の排水対策を講じた団体に対して助成を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

①水路の掘削・井戸の掘削・送水管の設置・揚水機の設置及びこれに伴う動力線の架設等の付帯工事
②揚水機・付属品の購入・賃借
③タンクの購入・賃借
④排水機の設置・賃借（湛水対策）
上記対策に要した額が1事業主体あたり100千円以上の経費

2　採択要件

（1）対象地域

①干害：渇水時、連続旱天日数（日雨量が5ミリメートル以下の日は旱天日とみなす。）が20日以上または30日間の総雨量が100ミリメートル以下である地域
②湛水：異常な降水に起因する農地や農業用施設の排水対策を実施する地域

（2）発動要件

①干害：福井県農林水産業渇水対策連絡会議が設置され、渇水対策の検討がされた場合等
②湛水：福井県または関係市町に災害対策本部が設置された場合等

2　事業主体

市町、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合または共同施工者
（湛水対策の場合共同施工者は除く）

3　補助率等

50%（干害）、40%（湛水）、25%（共同施工者が実施した1の②・③の場合）

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地保全G		担当者	笠松　諭
	TEL	0776-20-0452	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1808

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

中山間地域においては、営農条件が不利なために人口減少や米価低迷の影響を受け、農業生産活動の継続が困難になってきている。農業生産の競争力強化とともに、担い手や営農組織への農地集積を進めるため、維持管理などの営農労力の低減に資する基盤整備に対して支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

国庫補助事業の対象とならない営農労力の低減に資する基盤整備
（水管理労力の軽減）　貯水池、ため池の補修、分水施設、小規模な管水路
（ほ場間の移動軽減）　排水路の蓋掛け、ほ場間の連絡橋、農道の簡易な舗装、
農道の旋回場
（法面管理の軽減）　長大法面への小段設置、シート張り等の防草対策、
景観に配慮したコンクリート張り（部分的）
（土砂流入防止対策）　山際の承水路や排水路の土砂留　等

2　採択要件

事業費　5，000千円/地区以内
受益面積　－

3　事業主体

市町、土地改良区等

4　補助率等

50%（ただし、傾斜率が1/20以上の急傾斜地域にあっては60%）

問合先	部局名	農林水産部農地整備課　農地整備G			担当者	小林　真優
	TEL	0776-20-0457	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福井県	事業名	県単ため池管理体制強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	1809

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業用ため池については、近年頻繁に発生する豪雨などにより全国的に決壊による甚大な被害が発生しており、適正な管理と防災工事等の実施が急務となっているが、農業者の高齢化、農家数の現象により管理粗放化や利用されていないため池の増加が進行している。

事業制度創設の背景

福井県ため池サポートセンターを設置し、点検や技術支援、管理方法の提案などを行い、農業用ため池の管理体制の強化を図る。

事業制度の仕組等

1　事業内容

福井県ため池サポートセンターにおいて実施する農業用ため池の管理体制強化

・定期点検時の技術支援
・経過観察
・管理者からの相談対応
・管理方法の提案

2　採択要件

委託費　　定額

※防災重点農業用ため池以外

3　事業主体

県

4　補助率等

県:100%

問合先	部局名	農林水産部農村振興課　農地保全G			担当者	小竹　常
	TEL	0776-20-0452	メールアドレス	noson@pref.fukui.lg.jp（課共通）		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利保全事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2101

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　71　水利権更新対策

その他の内容（　　）

水利権更新手続きを円滑に行うために県が行う水利権申請に関する調査等を行う。

事業制度創設の背景

県が所有する水利権の更新において、河川法に基づく許可申請書等の作成に際し、調査等が必要になるため制度化した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

県が所有する水利権の更新（変更）のために必要な調査等を実施する。

２　採択基準

県の所有する許可水利権の更新（変更）を実施する地区であること。

※ただし、水利施設の更新整備に係る国庫補助事業実施中の地区は除く。

３　事業主体

県

４　補助率

100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　調査計画係		担当者	大野　勝義
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電施設整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2102

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　73　小水力発電

その他の内容（　　）

農業水利施設を活用した小水力発電施設を整備し、売電収益を地域振興に資する施設の電気代や6次産業化等の農村振興活動費に活用することにより、農業用施設や地域振興施設の維持管理負担の軽減、農村の新たな多面的機能の創出、地域の活性化、温室効果ガスの削減、エネルギーの地産地消を図る。

事業制度創設の背景

農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、農林水産省の助成制度では売電収益の充当対象とならない地域振興施設の電気代及び農村振興に資する活動についても充当できるよう創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)小水力発電施設の概略計画・基本設計

①小水力発電の事業化の適否判断を行うために必要な経済性の検討
②計画図の作成
③河川協議等の資料作成

(2)小水力発電施設整備

①小水力発電施設の実施設計。
②小水力発電施設の整備
③既存施設の発電電力を最大限に活用するための整備
④県営農村環境整備事業（小水力発電整備型）の事業促進

２　事業主体

県

３　負担区分

①概略計画・基本設計　県:100%　地元: －
②施設整備（実施設計含む）　県:50%　地元:50%
※施設整備のうち、平成25 年度までに概略計画を策定済みの地区については県負担率75%（地元25%）。ただし、売電収益の充当対象に農村振興に資する活動費を含む場合は県負担率2/3（地元1/3））。

平成26年度及び平成27年度に概略計画を策定した地区については県負担率2/3（地元1/3）を適用。

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	河合　諄
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電活用支援事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2103

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　73　小水力発電

その他の内容（　　）

中山間地域には、発電能力を有する農業水利施設が豊富に存在しており、地域資源として多様な活用が期待されている。このため、農業水利施設を活用した小水力発電による再生可能エネルギーの幅広い活用を促し、地域農業の振興及び農村生活環境の改善を図る。

事業制度創設の背景

農業水利施設が有する発電能力を最大限に活用するため、現行の農林水産省や県営単独事業の助成事業では売電収入の充当対象とならない営農施設の電気代及び農村集落の生活環境維持に必要な公共活動費についても充当できるように創設された。令和元年度からは、農林水産省補助事業（小水力等発電導入支援事業（都道府県協議会支援事業））が廃止されたことに伴い、これまでどおり小水力発電の導入を推進するため、県協議会が行う活動支援を助成する協議会支援型を創設（拡充）した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)地域振興支援型

①発電する電力や売電収益を活用し、土地改良施設の機能確保や農村集落の活性化を目的に設置する、農業水利施設を活用した小水力発電施設の整備

②現行の農林水産省や県営単独事業の助成制度では売電収益の充当対象とならない営農施設の電気代と農村集落活動費についても充当可能

(2)防災機能支援型

災害時の避難所となり得る施設に非常用電源として電力を供給するため、農業水利施設を活用した小水力発電施設及び蓄電施設の整備

(3)協議会支援型

岐阜県農業用水利活用小水力発電推進協議会が行う、小水力発電施設の導入促進及び適正管理等小水力発電を推進するために必要な取組及び、これら取組に係る諸問題を検討するための活動支援

２　事業主体

地域振興支援型及び防災機能支援型　：　市町村、土地改良区、その他

協議会支援型　：　岐阜県土地改良事業団体連合会

３　補助率

地域振興支援型　県:50(55)%

防災機能支援型　県:50(55)%

※( )は、振興山村・過疎地域・特定農山村地域のいずれかの指定区域内の場合

協議会支援型　定額

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	河合　諄
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	ため池防災支援事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2104

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

地震等の災害が発生した場合、堤体が被災することにより下流住民に大きな被害が及ぶことが懸念されるため池について、被害想定地域や避難経路等の調査を行い、地域住民と協働でため池防災マップを作成することにより減災対策の促進を図る。また、県が実施しない耐震診断調査について補助事業として実施し、耐震性能を明らかにするとともに、管理者により監視・管理体制の強化を支援し、震災被害に対する防災対策の促進を図る。

事業制度創設の背景

防災（減災）対策を促進する上で、多大な事業費と時間を要すハード整備を補完する。

事業制度の仕組等

１　事業内容

地域防災体制の強化を図るため、下流住民の生命・財産に大きな被害が及ぶことが懸念されるため池について、ため池防災マップ作成の支援や耐震調査等の支援を行う。また、雨量計や水位計等の観測機器をため池防災支援システムに接続し運用するため池の通信費等および伐採・水抜き作業・軽微補修等の支援を行い、監視・管理体制の強化を図る。さらに、ため池敷地を確定するための諸調査の支援を行い、ハード整備の着手促進を図る。

２　採択基準

⑴防災マップ作成

次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

①岐阜県地域防災計画の老朽ため池状況に記載されていること。

②ため池の下流に人家、公共施設等があり、万一ため池が決壊した場合、下流住民の生命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。

③地震後に臨時点検する農業用ため池一覧表に記載されているため池。

④農業用ため池緊急点検の総合判定で緊急な整備が必要とされ、下流に人家、公共施設等があり人命・財産に被害を及ぼす恐れがあるため池。

⑵耐震診断調査

ため池台帳に記載されているため池のうち調査対象ため池の下流に人家や公共施設等があり、決壊時には生命・財産に大きな被害を及ぼすおそれがあるため池で、原則貯水量1万㎥以上あること。

⑶一斉点検

岐阜県ため池台帳に記載のため池とする。

⑷監視・管理体制の強化

岐阜県ため池台帳に記載のため池とする。

⑸ハード整備の着手促進

岐阜県ため池台帳に記載のため池とする。

３　１地区の事業費

20万円以上とする。但し、1市町村で複数地区を実施する場合にあっては、1地区当たりの事業費が10万円以上とし、ため池一斉点検については、1市町村当たりの事業費を20万円以上とする。監視・管理体制の強化については、、1地区当たりの補助金額を100万円以下とする。（伐採・水抜き作業・軽微補修は防災重点農業用ため池において1地区1回のみ）

４　事業主体

市町村

５　負担区分

県：50%　地元：50%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室 ため池防災係		担当者	南谷　拓哉
	TEL	058-272-1111(4244)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	地すべり防止施設管理事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2105

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

岐阜県内には、農政部が所管する地すべり防止地域が3箇所あり、地すべり等防止法の規定により、岐阜県で施設の点検・調査・補修工事等を行っている。

近年の局所的豪雨等により、地区内の一部で変状が見つかった場合は緊急に変状を調査する必要がある。加えて、施設の一部では耐用年数が経過しており観測機器の更新が必要となったり、水垢の沈積や土砂の流入により、水抜きボーリング孔が詰まり、本来必要な地下水の集水能力が著しく低下し補修が必要な箇所がある。また、現在、地すべり区域は県が直轄で管理しており、適切な日常管理や緊急時の対応の強化等が求められている。

このため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行うことにより適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１ 事業内容

農政部が所管する地すべり防止区域内の適切な点検管理を実施し、地すべり被害の防止を図ることにより、農地や下流住宅地等の安全・安心な生活環境の確保を図るため、地すべり防止施設の調査・補修・追加工事等を行う。

２ 事業主体

県

３ 補助率

100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　農地防災係		担当者	伊田　拓磨
	TEL	058-272-1111(4242)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業農村整備事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2106

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助対象以外の農業基盤整備事業により農業の合理化と振興を図る。また、大型交通量の増加や近年の局地的異常気象などにより機能低下している施設について、突発的な破損事故に対する緊急補修や予防保全対策を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容・補助率

事業	工種	補助率
(1)かんがい排水事業		
	機械揚水、用水確保緊急対策	50%
	かんがい排水、ため池	40%(45%)
	暗渠排水、客土、安全施設	30%
	農地保全対策	50%
	干ばつ応急対策（機械揚水、機械器具貸借）	50%
	干ばつ応急対策（仮設工事）	40%
(2)ほ場整備事業		
	ほ場整備	30%(35%)
(3)農道整備事業		
	農道整備	40%(45%)
(4)快適なふるさとづくり事業		
	修景施設等整備、集落用排水路整備	1/3
(5)農地防災対策事業		
	農業用排水機、ため池、農村生活環境施設、頭首工	50%
	応急工事	定率

※()は特殊地域（過疎、振興山村、急傾斜、特定農山村、特別豪雪、指定棚田）

(6)緊急補修事業及びこれに関連する予防保全対策事業（補助率は実施する工種に準じる）

本事業又は団体営規模以上の事業により造成された施設を対象として、突発的に発生した施設破損等に対する緊急補修及びこれに関連する予防保全対策

2　採択基準

【主な採択要件】

・事業費100万円以上、受益面積1ha以上

(1)かんがい排水事業

干ばつ応急対策及び用水確保緊急対策（機械購入費に限る）にあっては50万円以上

干ばつ応急対策及び用水確保緊急対策（機械購入費を除く）にあっては10万円以上

(3)農道整備事業

全幅員2.0m以上、延長200m以上。農道橋は有効幅員2.0m以上

(4)快適なふるさとづくり事業

原則、農業振興地域内。修景施設等整備は土地改良施設に附帯するもの

(5)農地防災対策事業

機械等の購入、設置等にあっては50万円以上。

事業費800万円未満

3　事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　総合整備係		担当者	金森　修平
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良事業調査設計事業補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2107

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　**地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容

県営農業農村整備事業が行われる予定地域について、調査・測量・試験を行い、土地改良法に基づく土地改良事業計画及び事業実施要綱に定められる事業採択に必要な資料を作成するために必要な経費を補助する。

2　事業主体

市町村、土地改良区、土地改良区連合

3　補助率

50%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　ほ場整備係		担当者	吉田　龍二
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	ふるさと農道整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2108

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**54　ふるさと農道**

その他の内容（　　）

農村の振興を図る地域において、地域が対応しなければならない課題に応えて早急に整備を行う必要がある集落間、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設等との間を結ぶ農道の整備を推進し、もって農地の持つ国土保全の機能を維持するとともに農村地域の振興と生活環境の改善に資する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

地域の実情に応じ、農地の持つ国土保全機能を維持するため、持続可能な営農活動に資する農道整備を県営で施行し、農村地域の振興と生活環境の改善を図る。

２　採択基準

(1)全幅員が4m以上の農道

(2)組合せ施行事業

ア 促進型事業

県営国庫補助事業計画区間と本事業計画区間が重複したときに、国庫補助事業の計画に重要な変更を与えない区間について実施するものであること。

イ 合併型事業

県営国庫補助事業計画区間、又は計画区間において、国庫補助事業と併せて行うことにより、農道としての機能をより拡大するものであること。

(3)単独型事業

①受益面積が、おおむね30ha以上であること。

②総事業費が、2,000万円以上であること。

３　事業主体

県

４　負担区分

一般地域　県:72.5%　地元: 27.5%

特殊地域　県:75%　地元: 25%

※特殊地域とは、豪雪地帯及び急傾斜地帯（平均傾斜度15度以上に限る）

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	前橋　優羽
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	県営ため池防災対策事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2109

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

土地改良施設が地震や豪雨によって損壊することにより、農用地や農業用施設はもとより、地域住民の生命・財産・公共施設にも甚大な被害が発生する恐れがある。このため、土地改良施設の現状を確認し、地震や豪雨等による被災の影響が大きい施設の点検や調査を実施した上で、効果的な防災・減災対策を速やかに講じていく必要がある。

そこで本事業により施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、地震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図るものである。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、農業用のため池等の老朽化対策、地震対策や点検及び調査等を実施し、地域防災力の強化を進め、もって県民の安全及び県土の健全な発展を図る。

①調査事業:ため池等の防災対策に必要な諸条件等の調査や測量、計画策定、検証、
　避難対策　等

②整備事業:ため池の改修、廃止、浚渫、付帯施設の整備（通常一型）
　　土砂等の崩壊を防止する水路の改良（通常二型）
　　農業用排水機場の遊水地等の浚渫（通常三型）
　　ため池下流水路の改良（合併型）

③促進事業:実施中の県営ため池等整備事業の進捗を促進（促進型）

2　採択基準

促進事業を除き、原則として県営ため池等整備事業の実施要件に満たないものを対象とする。

3　事業主体

県

4　負担区分

① 調査事業　県:100%

② 整備事業　一般地域　　県:75%　地元:25%
　　中山間地域　県:85%　地元:15%
　うち地震対策
　　防災ダム　　県:95%　地元: 5%
　　堤高15m以上　県:90%　地元:10%
　　その他　　県:85%　地元:15%

③ 促進事業
　採択済のため池等整備事業と同率

※地震対策は、平成28年4月1日付け農整第5号「県営ため池等整備事業（農業用河川工作物応急対策事業 を除く）の運用について」による。

※中山間地域とは、過疎地域、振興山村、特定農山村、特別豪雪地域のいずれかに該当する市町村又はこ れら地域を含む市町村

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　ため池防災係		担当者	南谷　拓哉
	TEL	058-272-1111(4244)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	排水機維持管理事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2110

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業用排水機場は、農地や農業用施設などへの水害を未然に防ぐだけでなく、近年の都市化・混在化の進展に伴い、居住地域や公共道路等への水害をも防止する効果を発揮している。こうした公共性・共益性はより一層高くなっていることを踏まえ、その維持管理費経費の一部を県が補助する。

事業制度創設の背景

農業用排水機は一般公共的性格が大きくなり、その重要性も増大しつつある。この管理費を受益者のみに負担させることは適当でないため、受益者負担を軽減する目的で創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

農業用排水機の経費（電気料金、燃料費等）の一部を補助する。

2　採択基準

農業用排水機（市町村、土地改良区、農業協同組合、水利組合等の公共団体の管理する固定したものに限る。）で口径200mm以上、原動機10馬力以上

3　事業主体

市町村、土地改良区、県土連

4　負担区分

県費: 定額

＊県全体で61,000千円以下とする。

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　農地防災係		担当者	伊田　拓磨
	TEL	058-272-1111(4242)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	基幹的農業用水路強靭化事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2111

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　41　ストックマネジメント

その他の内容（　　）

暮らしの安全・安心を確保するためには、既存施設の長寿命化を着実に推進する必要がある。このため、適時適切な予防保全対策の実施を通じた農業用水路の計画的な維持管理に必要なデータベースの構築等を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

①監視用測点等の設置
保全計画を策定した基幹的農業用水路に一定間隔で監視用測点を設置する。
②施設監視に係る技術指針の作成及び施設監視計画の整備
施設監視項目の統一及び施設監視に必要なマニュアル等の技術指針を作成する。
③農業水利施設データベースの情報の蓄積・更新
施設諸元、施設補修履歴、施設監視結果、機能保全計画や県土連が行う簡易診断の結果などの情報についてデータベースに蓄積する。
④技術研修会・現地指導の開催
日常管理・施設監視に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメントの取組等に係る技術を取得させるため、技術研修会や現地指導を実施する。
⑤劣化状況の簡易診断及び対策指導
データベースに蓄積した施設監視結果を基に劣化状況の簡易診断及び対策工事に向けた指導を施設管理者に対して行う。

２　事業主体

①～②　県
③～⑤　県土連

３　補助率

①～②　県費100%
③～⑤　定額

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	前橋　優羽
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	土地改良施設保全計画策定事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2112

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　41　ストックマネジメント

その他の内容（　　）

既存施設の有効活用と将来にわたって施設機能を安定的に発揮させるためには、施設の劣化状況を適切に把握した上で、計画的に予防保全対策を実施することで施設の長寿命化を図ることが必要である。このため、機能診断の実施と保全計画を策定する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

県営土地改良事業により造成された施設に関する当該施設の機能診断や諸調査及び機能保全計画を策定する。

2　事業主体

県

3　補助率

県費100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	前橋　優羽
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農道施設保全対策調査事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2113

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農道施設（農道橋・トンネル）は、農山村地域住民にとって重要な社会資本の一部を担っており、大規模な地震発生時の避難路や輸送路等になっている。

しかし、建設年度や構造・形式などの施設緒元や、劣化・損傷などの老朽化の進展状況などが不明な施設も存在していることから、緊急的に点検・診断・保全計画策定により、施設の監視体制を整備するとともに効果的・効率的な維持管理を推進する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

県下の農道施設について点検・診断を実施する。また、併せて保全計画を策定する。

2　事業主体

県

3　補助率

100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	前橋　優羽
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2114

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

中山間地域の農業を保全するため、農業生産基盤の整備を促進させることが必要である。このため、中山間地域で担い手への農地利用集積や面的集積に取り組む地域において、中山間地域総合整備事業の受益者負担の償還を支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

中山間地域総合整備事業の農業生産基盤整備を実施した箇所において、担い手への農地集積が次の要件を満たした場合に、その農家負担相当額（事業費の3.5～5%）を集積率に応じて交付する。

①集積率が事業開始時を上回り、かつ35%以上50%未満の場合　3.5%補助

②集積率が事業開始時を上回り、かつ50%以上の場合　5.0%補助

２　事業主体

市町村、土地改良区

３　補助率

県費100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　総合整備係		担当者	金森　修平
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業水利施設管理強化事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2115

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

近年頻発する集中豪雨による災害や、施設の長寿命化に対処すべく農業用水路、排水機場においてこれまで以上の適切な管理、予防保全のための点検管理や監視に基づく適時適切な保全計画の策定を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

(1)管理保全業務（農業用排水機場、頭首工）
　①施設の予防保全のための点検管理の実施（専門的な視点）
　②施設の操作、点検に当たっての専門的指導
(2)予防保全業務（既に保全計画策定済の農業用水利施設）
　　点検データの蓄積、保全計画の時点修正・見直し

２　採択基準

適正に管理されている土地改良施設が対象となる。

３　事業主体

岐阜県土地改良事業団体連合会

４　負担区分

県50%　管理者(市町、土地改良区)50%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　農地防災係		担当者	伊田　拓磨
	TEL	058-272-1111(4242)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業用施設緊急改修事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2116

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

県が早急な対策が必要と判断した農業用施設の調査、更新、緊急改修や用水確保緊急対策を実施し農村地域の強靭化などを図る。

事業制度創設の背景

突発的事故の発生又は発生の恐れがある県営造成施設において、人的被害を防ぐために施設の緊急的な修復や調査、用水確保を実施することが出来るよう創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

原則として、被災した施設の緊急的な整備や被災の恐れがある地域等の調査、用水確保緊急対策を行う。

2　事業主体

県

3　補助率

県:100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　農地防災係		担当者	伊田　拓磨
	TEL	058-272-1111(4242)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	県単経営体育成基盤整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2117

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国は農家負担を不要とする「農地中間管理機構関連農地整備事業」などを創設し、農地整備事業を推進しているが、一部国庫補助事業要件を満たせない農地については、事業対象外となるなど農地集積を阻害する要因となる。

本事業では、国庫補助事業と一体的かつ効率的に農地整備事業を実施することで、担い手への農地集積を促進する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

（1）合併型事業

経営体育成基盤整備事業（農地中間管理機構関連農地整備事業）と一体的な団地で、国庫補助事業の要件を満足できない農地について、以下の工種を併せて整備する事業。

①区画整理
②農用地造成
③農業用用排水施設
④農道
⑤暗渠排水
⑥その他知事が認めた事業

（2）促進型事業

経営体育成基盤整備事業実施地区と施工区域を区分して行う事業。

２　事業主体

県

３　補助率

（1）合併型事業

県：90.0%　地元：10.0%

（2）促進型事業

市町村及び地元負担割合は事業採択済の県営経営体育成基盤整備事業と同率

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　ほ場整備係		担当者	高原　聖
	TEL	058-272-1111(4241)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農業農村整備調査事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2118

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　13　事業評価（事後）

その他の内容（　　）

農業農村整備事業の効率性及び、実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業完了地区において当該事業の実施による効用及び利用状況の評価を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

農業農村整備調査事業（事業期間5年を越えるもの）の実施後において地域内の実態調査を行い効果検証を行う。対象地区は、県営造成施設とし、事業計画時の効果項目について実態の調査及び検証、評価を行い結果を公表する。

２　事業主体

県

３　補助率

県：100.0%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　ほ場整備係		担当者	吉田　龍二
	TEL	058-272-1111(4243)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	農地防災ダム点検管理強化事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2119

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

農地防災ダムの機能維持のための点検等は、本来施設管理者自らこれを行うべきものではあるが、最近における農村環境の変化、施設の高度化、専門的な知識を有する人材の不足など、必ずしも円滑に行われていない実情にある。
さらに、近年は、厳しい財政状況下で必要なインフラの機能を維持し、機能を確実に発揮し続けるために、より一層のきめ細やかな点検・診断を行い、施設の状態を正確に把握することが重要視されている。
このため、本事業では農地防災ダムの機能維持に必要な点検業務等に係る経費について、その一部の支援を行うもの

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

洪水による農地、農作物又は農業用施設の被害を防止するための洪水調節容量を有する別表に掲げるダムの日常的若しくは定期的な点検又は策定済の機能保全計画の更新若しくは見直しに係る経費の一部を補助する。

２　事業主体

対象施設の管理者（市町村や一部事務組合）

３　補助率

県：1/2
地元：1/2

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災対策室　ため池防災係	担当者	南谷　拓哉
	TEL	058-272-1111(4243)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	施設点検DX活用実証事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2120

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

・施設管理者の高齢化による人員不足等から、施設管理に係る人的、費用的負担が増加している。また、農業用ため池の後背地や水路トンネル内の点検は、危険箇所への立ち入りを伴い安全性に課題ある。
・費用、安全、技術的な課題等から目視等通常の直接的な方法での点検が困難な農業施設（農業用ため池や農業用水路など）の点検手法を検討するため、ドローンを活用したレーザー測量、無人調査ロボット等、新技術を活用した施設の点検を試行し、定期点検等への実用にあたっての課題、効果等を実証する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

目視等通常の手法での点検が困難な農業用施設の点検手法の実証に要する経費

① ドローンやロボットカメラを活用したパイプライン、暗渠部の点検を施行し、施設管理者が実施する定期点検等への実用性や導入効果等を実証
② ドローンを活用した農業ため池の点検を試行し、ため池管理者が実施する定期点検や豪雨・地震後の緊急点検への実用性や導入効果等を実証
③ ドローンによるレーザー測量を活用した農業ため池の調査を試行し、堆砂状況や貯水可能容量の調査への実用性等を実証

2　事業主体

県

3　補助率

県：100％

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	前橋　優羽
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	田んぼダム実証事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2121

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　防災事業（洪水暴風雨対策）

その他の内容（　　）

「田んぼダム」の導入検討を行うため、実証地区内において「田んぼダム」を試行し、導入の課題・効果等について検証する。

事業制度創設の背景

河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策「流域治水」の取り組みが進められており、全国のすべての一級河川等で「流域治水プロジェクト」が策定され、県内での取り組みとして「田んぼダム」等が位置付けられている。

事業制度の仕組等

1　事業内容

実証地区において「田んぼダム」を試行し、導入の課題・効果等を実証し、普及促進のための導入マニュアルを作成する。。

2　事業主体

県

3　補助額

県：100%

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　農地防災係		担当者	伊田　拓磨
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岐阜県	事業名	小水力発電施設環境教育推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2122

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　73　小水力発電

その他の内容（　　）

「清流の国ぎふ森林・環境税」を活用して、地域団体等が行う農業水利施設等に設置された小水力発電施設を活用した環境教育を支援することにより、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する。

事業制度創設の背景

「2050年までに県内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとする『脱炭素社会ぎふ』の実現」が第6次岐阜県環境基本計画（R3～R7）に位置付けられた。
それを踏まえ、整備済の「農業水利施設を利用した小水力発電」を活用して環境教育を実施する団体を支援することにより、「脱炭素社会ぎふ」を支える人づくりを推進する。

事業制度の仕組等

1　事業内容
応募団体が農業水利施設や身近な水路等に設置された小水力発電施設を活用して実施する環境教育に要する経費の補助

2　事業主体
地域団体等

3　補助額
県:100%以内（1事業当たり50万円を上限）

問合先	部局名	岐阜県　農政部　農地整備課　水利・農道係		担当者	河合　諄
	TEL	058-272-1111(4239)	メールアドレス	c 11431@pref.gifu.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2301

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備、あるいは排水機の修繕のように緊急性を要する整備に対して補助する。

事業制度創設の背景

S24の土地改良法の制定を契機に、国の補助対象とならない末端地域の農業基盤整備を図るため本事業制度を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準・補助率等

	事業種類	主な採択基準	補助率
1	機械揚水	1団地5ha以上、事業費30万円以上（市街化区域は400万円以下）	85%
2	かんがい排水	1団地5ha以上、事業費30万円以上（市街化区域は400万円以下）	60%
3	農村総合整備	①農地の土地改良総合整備：1団地5ha以上、事業費30万円以上。農道は200m以上、橋のみ1ヶ所、農道舗装は幅3.5m以上。②農村集落生活環境整備：農振区域率50%以上、事業費30万円以上。③農村地域緊急水源施設整備：事業費30万円以上	20～50%
4	農道整備	事業費30万円以上で、1団地5ha以上、延長200m以上、橋のみは1ヶ所。農道舗装は1団地0.5ha以上、幅3.5m以上。（市街化区域では500m未満）	50～60%
5	農業用施設安全対策	一系統の事故防止施設新設等が30万円以上。（市街化区域も採択可）	55%
6	総合利水関連施設整備	完了した施設で一系統30万円以上。（市街化区域は50万円以下）	55～60%
7	水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%以上を転作、1団地0.5ha以上10ha未満、30万円以上。（市街化区域は用排水・暗渠のみ）	50%
8	農地及び農業用施設小災害復旧	事業費13～40万円未満。（市街化区域も対象）	20～25%
9	農地干害応急対策	水路・井戸掘削、揚水機の購入・借入・運転で、1団地5万円以上（運転経費1万円以上）。（市街化区域も対象）	30～45%
10	県営土地改良事業計画調査	県営事業の計画調査	50%
11	土地改良施設維持管理適正化	国の維持管理適正化事業の対象地区	県土連拠出金の50%
12	節水対策関連水路整備	管水路化、給水栓の整備、定められた節水率以上に節水をする地域で、1団地5ha以上。	65%
13	土地改良施設整備	国・公団・県営の管水路の機能低下・破損等の補強で、事業費30万円以上	70%
14	農道特殊改良	事業費30万～3,000万円未満	50%
15	用水機維持管理	口径50mm以上の用水機等の運転・管理に要する光熱水費、電気主任技術者に要する経費及び通信費	30%
16	県民のいのちを守る緊急減災	事業費30万円以上で、1団地で5ha以上の排水機場、甚大な被の恐れのある用排水施設、避難路の整備	50～85%
17	小水力等発電設備整備促進	小水力等発電のための施設の新設、管理、または変更を行う事業で、事業費30万円以上。	60%
18	中山間地域基盤整備促進	中山間地域で実施する基盤整備事業で、担い手への農地集積計画を策定し、一定の農地集積率を満たすもの。	3.5～5%

２　事業主体

市町村・土地改良区等

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	大井　由紀
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	yuki_ooi@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	山村振興営農環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2302

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

中山間地域において、国の補助対象とならない末端地域や、公共事業と一体的に効果を発現させる必要のある地域の農業基盤整備等の緊急性を要する整備に対して補助する。

事業制度創設の背景

S40の山村振興法の制定を契機に、自然的、社会的及び経済的に不利な条件にある山村地域の財政支援のため本事業制度を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準・補助率等

事業実施地域は山村で、事業内容等は下表のとおり。

	事業種類	主な採択基準	補助率
1	かんがい排水	1団地0.5ha以上、事業費30万円以上	70%
3	農村総合整備	①農地の土地改良総合整備：1団地0.5ha以上、事業費30万円以上。農道は100m以上、農道橋1ヶ所、農道舗装は幅3.0m以上。②農村集落生活環境整備：農振区域率50%以上、事業費30万円以上。	30～60%
4	農道整備	事業費30万円以上で、1団地0.5ha以上、延長100m以上、農道橋1ヶ所。農道舗装は1団地0.5ha以上幅3m以上。	2/3
7	水田営農活性化対策関連土地改良	水田面積の22%(区画整理24%、客土による地目変更80%)以上を転作、1団地0.3ha以上10ha未満、30万円以上。（市街化区域は用排水・暗渠のみ）	60%
14	農道特殊改良	事業費30万～3,000万円未満	2/3

２　事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	大井　由紀
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	yuki_ooi@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	小規模かんがい排水事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2303

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国・県・団体営土地改良事業などに関連して実施する基幹的なかんがい排水施設の整備や、公共事業と併せて行うことにより効果の増大する施設整備に対して補助する。

事業制度創設の背景

国、県団体営土地改良事業などに関連して実施する基幹的なかんがい排水施設の整備や、公共事業と併せて行うことにより効果の増大する施設整備に対して補助するため本事業を創設した。

事業制度の仕組等

１ 事業内容・採択基準・補助率等

①かんがい施設の新設・管理・廃止・変更では、受益面積150ha以上、1500万円以上。
補助率:65%以上。

②国営県営土地改良事業や他の公共事業と併せて実施することが効果的な事業のうち、国の助成が受けられなかった事業では、1地区100万円以上。
補助率:関連事業の90%以内。

２ 事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	大井　由紀
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	yuki_ooi@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	排水機維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2304

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業用排水機場の維持管理に要する経費の一部を補助し、農家負担の軽減を図る。

事業制度創設の背景

農業用排水機場は、農地の排水ばかりでなく、一般住宅や公共施設などへの雨水も必然的に排除し、地域の防災施設として重要な役割を果たしていることから、管理者の負担軽減を図るため本事業を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準・補助率等

（1）補助対象経費

①排水機の運転に要する光熱水費
②電気主任技術者に要する経費
③排水機の運転ならびに土砂塵埃除去等に要する経費
④定期整備修繕に要する経費
⑤排水機場から上流1,000mまでの幹線排水路の除藻草に要する経費
⑥排水機場ならびに関連施設管理に要する通信費

（2）採択基準

農業用の排水機場で、ポンプ口径200mm以上かつ、原動機出力7.355kw（10ps）以上の排水機により、一定地域の排水を行うもの。

（3）補助率

3/4以内
但し、1・2級河川の流水を直接排水し、かつ、排水面積が概ね3000ha以上の場合は10/10、3000ha未満の場合には9/10以内とする。

２　事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	石黒　純也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	junya_ishiguro@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	海岸堤防維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2305

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）

その他の内容（　　）

津波・高潮・波浪その他海水または地盤の変動による被害から海岸保全区域を防護し、もって国土の保全と民生の安定を図る。

事業制度創設の背景

昭和34年の伊勢湾台風の甚大な被害を教訓に海岸保全施設の維持・管理の重要性が再認識され、昭和36年に海岸維持管理事業として事業化された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

海水による浸食、高潮、波浪等による被害を防止する堤防、樋門等の経常的又は簡易な維持管理であって次に掲げるもの。

(1)堤防に係るもの
　堤防の除草、観測、安全対策及び簡易な補修
(2)樋門に係るもの
　樋門の扉等塗装、予備扉取替、開閉装置等点検整備、部分的かつ簡易な補修及び操作委託
(3)その他特に管理上必要と認められるもの

2　対象施設

(1)伊勢湾高潮対策事業及び海岸保全施設整備事業等により県営施行されたもの。
(2)国営干拓建設事業造成施設のうち県に委託されたもの。
(3)海岸保全区域のうち海岸法第40条第1項第3号（農林専管）又は4号（農林と建設の共管）に該当する区域に存するもの。

3　事業主体

愛知県

4　補助率・都道府県負担率

県:100%

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地計画課		担当者	余語　一輝
	TEL	052-954-6428	メールアドレス	kazuki_yogo@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	緊急海岸整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2306

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）**

その他の内容（　　）

津波・高潮・波浪その他海水又は地盤の変動による被害から海岸を防護することにより国土の保全と民生の安定を図る。

事業制度創設の背景

昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な被害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置（超過課税）が条例化され、昭和54年にこれを財源とする本事業が創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

海水による高潮、浸食及び波浪等により背後地に甚大な被害を受ける恐れがある海岸保全施設の整備であって次に掲げるもの。

① 堤防の改修及び消波工の新設・改修
② 樋門の改修・廃止及び突堤・扉・開閉装置等付帯施設の新設・改修

2　対象施設

① 農林水産省農村振興局が所管する海岸保全区域内の海岸保全施設
② 海岸線や感潮河川にある県が維持する樋門

3　事業主体

愛知県

4　補助率・都道府県負担率

県：100%

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	内藤美菜子
	TEL	052-954-6440	メールアドレス	minako_naitou@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	緊急農地防災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2307

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　防災事業（総合）

その他の内容（　　）

地盤沈下等による立地条件の変化に対処するため、緊急に整備を要するため池及び排水機・排水路等の農業用排水施設等の新設・改修を行うことにより、農地や農業用施設等の自然災害を未然に防止し、農業生産性の維持と農業経営の安定を図り、併せて県土の保全に資する。

事業制度創設の背景

昭和51年9月の台風17号は、2級河川目比川の決壊など県下に甚大な災害をもたらした。この災害を契機として、昭和52年に法人事業税の税率の特例措置（超過課税）が条例化され、これを財源とする緊急農地防災事業が創設された。

事業制度の仕組等

事業内容・採択基準・事業主体・補助率等

事業主体	事業種類	採択基準	工事費の県負担率
県	1　排水施設整備事業		
	①排水機場整備（大規模）*	事業費1億円以上、被害面積300ha以上、想定被害額≧事業費	90%
	②排水機場整備（小規模）	事業費1億円以上、被害面積30ha以上、想定被害額≧事業費	82～85%
	③基幹排水施設整備	事業費5000万円以上、被害面積200ha以上	83%
	2　老朽ため池整備		
	①老朽ため池整備（大規模）*	事業費5000万円以上、堤高10m以上又は貯水量10万㎥、かんがい面積5ha以上で被害面積40ha以上、想定被害額1億円以上	80%
	②老朽ため池整備（小規模）	かんがい面積5ha以上、事業費800万円以上	75%
	③老朽ため池整備（地震対策型）	半壊以上の被害家屋があること、かんがい面積および被害面積2ha以上	75%
	3　応急排水機整備（可搬式応急排水機等の購入・整備）		100%
土地改良区 市町村	1排水施設整備事業		
	①排水機場整備*	事業費1000万円以上、被害面積20ha以上	76.5%
	②排水路等整備	事業費200万円以上、被害面積20ha以上	71.1%
	2老朽ため池整備*	事業費200万円以上、かんがい面積1ha以上で被害面積5ha以上	67.5%
	3応急排水機整備（可搬式応急排水機等とポータブル発電機＆付属品の購入・整備）	口径200mm以上	70%

（注）河川関連工事や一般公共関連工事等で特に＊を付した事業の実施が必要であるときは、記載した採択基準の限りではない。

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	森本　健太
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	kenta_morimoto@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	明治用水頭首工漏水緊急対策事業費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2308

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

2022年5月17日に発生した明治用水頭首工の大規模漏水により取水機能が喪失し、国の応急対策で対応できない不足分の農業用水を確保するために、市町・土地改良区が実施する応急的な用水確保の取組、中長期的な用水確保の取組を支援する。

事業制度創設の背景

明治用水頭首工漏水事故により農業用水が確保できない状況となった市町や土地改良区が行う農業用水確保のための取組に対して支援することで、当該地域の営農を支えるため、2022年に事業創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

明治用水頭首工漏水の影響に対し用水確保のために実施した以下の事業

（1）用水確保のための施設工事

水路の掘さく、井戸の掘さく、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事費及び設計調査費であって、この経費の取組が1団地5万円以上のもの。

（2）用水確保のための機械購入借入

揚水機及び揚水機の付属部品の購入及び賃貸並びにボーリング機械（ボーリング機械専用動力機含む。）及び電気探査機等の貸借であって、この購入、借入に要した経費の合計が1団地5万円以上のもの。

（3）揚水機の運転

(1)または(2)を実施した地区の揚水機の運転に必要な燃料及び労務費等であって、この運転に要した経費の合計が1団地1万円以上のもの。

2　事業主体

市町、土地改良区

3　補助率・都道府県負担率

県：100%以内

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	大井　由紀
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	yuki_ooi@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛知県	事業名	農業用用水施設電力価格高騰対策支援金	新規・継続区分	継続	事業番号	2309

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

長期化している電力価格高騰による農業用用水施設の運転管理への影響を緩和し、農業用水の安定供給を図るとともに農家の負担を軽減する。

事業制度創設の背景

農業用用水施設のうち土地改良区等により管理されている施設は、農家からの賦課金により維持管理や運転等が行われているが、電力価格高騰の影響により、施設の運転経費が大幅に上昇し、土地改良区等の運営に大きな支障をきたしている。また、農家も燃料費高騰等の影響を受けており、賦課金を増額するのは極めて困難な状況なことから、緊急的な支援を行うために2022年に事業創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

農業用の用水施設で、土地改良区及び水利組合が維持管理費を負担する施設であって、次に掲げる経費。

(1) 施設の運転又は管理に要する光熱費のうち、電気料金上昇分に相当する経費。

２　事業主体

土地改良区・水利組合

３　補助率・都道府県負担率

県：100%以内

問合先	部局名	農林基盤局農地部農地整備課		担当者	石黒　純也
	TEL	052-954-6439	メールアドレス	junya_ishiguro@pref.aichi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単土地基盤整備事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	2401
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業 その他の内容（　　） 県費単独補助事業として国の助成措置要綱に該当しない地域において、重点的に実施を必要とする小団地の整備、他事業関連、農村環境の整備事業等を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**1　事業内容・採択基準・補助率** **（1）小規模土地改良事業**（補助率　県:35%以内）※中山間地域は県45%以内 受益面積2ha以上20ha未満（但し、緩和地域は10ha未満）であり、次の工種の事業を行う。かんがい排水、機械揚排水、区画整理、暗渠排水、客土、農道整備、農道橋新設改良、ため池保全、畑地かんがい。 **（2）農村基盤総合整備事業**（補助率　県:45%以内） 農業集落を単位とした農業生産基盤整備の遅れている地区で、生産基盤と生活環境基盤を総合的に整備する。 **（3）ふるさと環境整備事業**（補助率　県:45%以内） 景観保全としての遊歩道、緑化、ベンチ等の整備、公共施設美化施設、親水機能としての生態系に配慮した水路等の整備 **（4）農林産物獣害対策事業**（補助率　県:45%以内） 猿、猪、鹿による農作物の被害を防止するために設置する防護柵等の材料費。 **（5）麦・大豆づくりスケールアップ事業**（補助率　県:45%以内） 受益面積5ha未満。市町が地域の合意の下、土地利用計画に沿った麦・大豆の作付け計画を策定し、次年度に受益地を含めて概ね1ha以上の麦・大豆等の集団的作付けが確実な地域であること。 **【上記の各事業に共通する採択基準】** ①事業対象地域は農業振興地域農用地を原則とする。 ②受益面積は過疎地域、離島、振興山村、 野菜指定産地及び果樹濃密生産団地において行う場合にあっては2ha（地震関連　地域は1ha）以上10ha未満とする。 ③関係農家戸数は原則として5戸以上とする。（農林産物獣害対策は2戸以上） ④維持管理工事は補助の対象にしない。 ⑤高度な技術を要する土質調査、登記に必要な用地測量、換地処分等の業務に係る経費。 ⑥事業費は3.000千円（中山間地域は1.500千円、農林産物獣害対策事業費は1.000千円、麦・大豆づくりスケールアップ事業費は2,000千円）以上。かつ市町が事業主体の場合は補助金1,000千円以上とする。 **（6）干害応急対策事業**　（補助率　県:30%以内　）　※中山間地域は県40%以内 かんがい期間中において異常な干天が連続し、既設の用水源が枯渇して農作物が枯死する恐れがあるため、それを防止するため目的で自発的揚水機の設置等の応急対策が県下で実施された場合、交付要領を作成し、臨時特例的に助成する。 **2　事業主体** 市町村、土地改良区						

問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班		担当者	阪口
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	sakags02@pref.mie.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	国営等関連特別県単事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2402

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業が実施された地域において、県営・団体営事業などの補助事業では採択要件等により対応できない末端用水路及び農業施設について、上位事業との整合を図りながら一体的に整備を実施することで、事業効果を早期に発現させ、地域農業の振興を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業が実施された地域において、県営・団体営事業などの補助事業では採択要件等により対応できない末端用水路や農業施設を、上位事業との整合を図りながら一体的に整備を実施する

2　採択基準

①国営、水資源機構営（旧水資源開発公団営）事業に係る受益範囲であること。
②事業費が1,000千円以上であること。
（ただし、事業主体が市町の場合は、補助金が1,000千円以上）

3　事業主体

市町村、土地改良区

4　補助率

事業費の50%以内とする。

問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班		担当者	阪口
	TEL	059-224-2554	メールアドレス	sakags02@pref.mie.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2403

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　41　ストックマネジメント

その他の内容（　　）

適正に管理されている基幹水利施設の突発的破損を回避するとともに、大規模災害時などにおける被害を防ぐため、簡易な機能診断を含めた調査及び劣化防止等対策工事を実施し、農業水利施設の保全を図る。

事業制度創設の背景

この事業は、耐用年数に近い年月が過ぎた基幹水利施設が適正に管理されているにも関わらず、突発的に破損した場合でも営農に支障が無いようにするとともに、大規模災害などの緊急時においても基幹施設が被災することによる人命や住宅、公共施設への被害を防ぐため、簡易的な機能診断を含めた調査を緊急的に行う。

さらに適正な維持管理が行われている基幹水利施設において、施設の劣化や破損により、関係する施設や農地等に、被害を及ぼす恐れのある事象が発覚した場合においても、被害を発生させないための応急的な対応ができるものとする。

なお、基幹水利施設とは、用排水路・揚排水機・農道・農業用ため池の他に、海岸保全施設、地すべり防止施設等を含む。

事業制度の仕組等

事業内容・事業主体・補助率

（1）緊急調査事業

① 緊急調査の内容は補修必要箇所の調査、複数施設の緊急度順位付け等とする。

② 事業主体は県とし、県負担100%とする。

（2）緊急補修事業

① 事業内容は**表**の通りとする。

② 受益面積は1団地2ha以上とする。

③ 事業主体は、市町、土地改良区又は知事の適当と認めた団体とする。

④ 最低補助金額は市町は100万円、土地改良区又は知事の適当と認めた団体は30万円以上とする。

⑤ 海岸保全施設・地すべり防止施設については、日常の維持管理や軽微な補修では対応できない応急的な対策を事業対象とし、事業主体は県で、県負担100%とする。

⑥ 県が所有する農業水利施設等で対策工事を実施する場合や、県の施策を推進するために必要な対策で、農業基盤整備課長が特に必要と認めたものを事業対象とする。

なお、事業主体は、県とし県負担100%とする。

表　採択基準と補助率

事業内容	採択基準	県補助率	地元負担率
用水路	2ha以上	30%（中山間40%）	70%（中山間60%）
機械揚水	2ha以上	30%（中山間40%）	70%（中山間60%）
農道整備	2ha以上全幅2.5m以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
ため池保全	2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
排水路	2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
機械排水	2ha以上	35%（中山間45%）	65%（中山間55%）
施設、電気機器等	2ha以上	50%	50%

問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課国営調整水利班		担当者	勝田
	TEL	059－224－2554	メールアドレス	katsuk04@pref.mie.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	農業・農村における生物多様性保全対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2404

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**63　生態系・自然保全対策**

その他の内容（　　）

農業農村整備事業を実施するにあたり、必要となる調査費や生態系を配慮した工法と従来工法との工事費差額の地元負担分を補助する。

事業制度創設の背景

近年、環境に対する意識が高まっていることや、平成13年度に土地改良法の目的規定に「環境との調和に配慮」が追加されたことから、生態系に配慮した工法を実施するようになったが、必要となる調査費や地元負担金について配慮すべきとのことから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

県営事業を対象とし、必要となる調査費や生態系保全工法と従来工法との差額事業費の地元負担金分を補助する。

2　事業主体

県

3　補助率

100%

問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農業基盤企画班		担当者	近藤
	TEL	059-224-2556	メールアドレス	kondoy03@pref.mie.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	三重県	事業名	県単農村地域防災減災事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2405

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

農業用ため池及び海岸保全施設等において、地震・豪雨等による被害を未然に防止するため、各施設の管理・補修・改修を行い、県民の財産を守る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業用ため池及び海岸保全施設等において、地震・豪雨等による被害を未然に防止するため、各施設の管理・補修・改修を行う。

（1）耕地施設管理事業
　海岸保全区域及び地すべり防止区域の巡視及び施設の管理
（2）海岸保全施設調査・補修事業
　海岸保全施設における国事業の採択基準外地区の整備
（3）農業水利施設等整備事業
　農業水利施設等における国事業の採択基準外地区の整備
（4）土地改良施設緊急浚渫事業
　農業用ため池や排水機場における遊水池の浚渫
（5）農道防災事業
　農道における国事業の採択基準外地区の整備

2　事業主体

県

3　補助率（県負担）

（1）県100％
（2）県100％
（3）県85％～92％
（4）県80％～85％
（5）県100％

問合先	部局名	農林水産部農業基盤整備課農地防災班		担当者	鈴木
	TEL	059-224-2604	メールアドレス	suzukk17@pref.mie.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2501

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大および農業構造の改善に資するため、土地改良事業等を実施する事業主体等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

国庫補助の対象となり得る事業と維持管理に属する事業を除くかんがい排水事業など（採択基準参照）に助成する。

2　採択基準

【一般基準】

①農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づき指定された農業振興地域または指定されることが予定されている農地を主として対象とする。
②新設・改良および補修事業とし、事業の必要性・効果が明らかで、かつ技術的に可能であること。
③一地区当たりの事業費が50万円未満のものは、原則として補助対象としない。

【事業別基準】

（1）かんがい排水事業、（2）ほ場整備事業、（3）暗渠排水事業、（4）客土事業、（5）農道整備事業： 受益面積の1団地がおおむね3ha以上、20ha未満であって、受益戸数2戸以上のもの。

(6)水田反復利用施設事業

①農業用用排水施設の新設、更新または改良であって、1団地の受益面積がおおむね2ha以上、かつ、集水面積内に3ha以上の農用地（区画整理が施行済み若しくは施工中で用排水が分離された水田）を有する排水路反復利用施設整備
②1団地の受益面積がおおむね2ha以上で次に掲げるもの
自動給水栓設置（半自動含む）、農業排水流出抑制施設、各筆反復利用施設整備、田面地均整備、魚類遡上施設整備
③農業排水循環利用促進事業の実施に必要となる導水施設および観測機器の補修または更新

（7）ため池等整備事業

①築造後の自然的・社会的状況変化等に対応し早期に整備を要する農業用のため池・頭首工・樋門等の改修とその付帯施設及び洪水等からの安全確保に必要な管理施設の新設・改修で、事業費が800万円未満。
②ため池の堤体工事と併せ行う浚渫工事であって、貯水量がおおむね30万㎥以下でかつ貯水量に対する堆砂率がおおむね10%以上または敷地内の土地造成により、当該土地が公共の用に供され、かつその面積が1,000㎡未満であって事業費が1,000万円未満のもの。但し、貯水量がおおむね10万㎥以上で堤高がおおむね10m以上かつ堆砂量がおおむね3万㎥以上のものを除く。

（8）土地改良施設整備補修事業

①土地改良施設の機能維持のための、かんがい排水施設および農地保全施設の補修、強化または改修
②農道の路面の改良、補修（延長が200m以上全幅員2m以上）
③緊急を要する用水管路等の補修。

（9）県有施設整備補修事業

県営（国営代行を含む。）で造成された土地改良財産の譲受のために行う土地改良施設の補修または改修

(10)農村道路舗装事業

農業用道路または、農業集落内の生活関連農道の舗装であって、全副員2m以上で、かつ、延長が200m以上のもの。

(11)農村集落排水施設新設改良事業

農業集落内の農業用用排水路およびその付帯施設（集落周辺農用地の用排水施設として利用されているものであって、用排水計画上必要なもの）の変更または新設で1団地の面積がおおむね3ha以上、20ha未満（ただし特別な場合を除く）であって受益戸数2戸以上のもの。

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2501

事業制度の仕組等

(12)地すべり防止対策事業

地すべり防止地域（地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第１条１項の規定に基づき指定された地すべり防止区域）内において地すべり防止のために行う承水路、排水路、護岸、擁壁および杭打ち等の新設または改修。

(13)土地改良施設PCB廃棄物処理促進事業

滋賀県内の県営土地改良事業で造成されたことに起因し、使用・保管されている低濃度ＰＣＢ廃棄物を処理するもの。

(14)基幹水利施設保全事業

団体営かんがい排水事業（基幹水利施設保全型）に準ずる。

3 事業主体

市町、土地改良区、その他

4 補助率

11～50%

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	宇高　拓未
	TEL	077-528-3946	メールアドレス	udaka-takumi@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2502

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**43　維持管理適正化事業**

その他の内容（　　）

土地改良区等による施設整備補修のための資金を造成し、この資金を利用して土地改良施設の定期的な小規模整備補修及び緊急整備補修を実施し、土地改良施設の機能保持、耐用年数の確保、再投資費用の節減等に資すると共に、土地改良区等の土地改良施設管理者と受益組合員の管理意識と施設愛護の意識昂揚に資する。

事業制度創設の背景

土地改良施設維持管理適正化事業対象とならない小規模な土地改良施設も適切に維持管理していく必要があり、創設された。

事業制度の仕組等

事業内容・事業主体・補助率

（1） ミニ土地改良施設維持管理適正化事業

土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間に整備補修を行うために必要な経費の一部（事業費の40%）を3年間均等に積み立てる。県土連は、この拠出金と、県の補助（40%）を併せてミニ適正化資金として造成する。

拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間の定められた年度に整備補修を実施することになり、その整備補修に必要な事業費（加入した時の事業費）の80%がミニ適正化資金から交付される。残り20%は自己負担となる。

1地区あたりの事業費は、500千円以上2,000千円未満とする。

（2） ミニ土地改良施設維持管理適正化事業（緊急整備補修）

土地改良区等は、「ミニ適正化事業」に加入し、向こう3年の間に発生の恐れのある緊急整備に備えて必要な経費の一部（事業費の50%）を3年間均等に積み立てる。県土連は、この拠出金と、県の補助（緊急整備に要した経費の50%）を併せてミニ適正化資金として造成する。

拠出金を拠出した土地改良区等は、拠出期間3年の間に緊急的に整備を行う必要が生じた場合、必要な事業費の100%がミニ適正化資金から交付される。

1団体の加入限度額は2,000千円とし、事業費は500千円以上とする。

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	中村　智昭
	TEL	077-528-3949	メールアドレス	nakamura-tomoaki@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	大規模土地改良事業計画調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	2503

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　**地区調査計画（基礎調査を含む）**

その他の内容（　　）

本事業は、農業の競争力強化のための農地の大区画化・汎用化や、農村地域の防災減災対策等に必要な土地改良基盤整備を計画的に推進するため、調査主体に計画調査費の補助を行い、円滑な新規地区採択の業務を支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容・補助率

県営新規事業地区の計画調査の実施主体に対し、計画調査費のうち、1/2以内を補助する。

２　対象事業

①農業競争力強化農地整備事業
②農地中間管理機構関連農地整備事業
③水利施設等保全高度化事業
④農業水路等長寿命化・防災減災事業
⑤農村地域防災減災事業
⑥農山漁村地域整備交付金

３　事業主体

市町、土地改良区

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	辰見　圭一
	TEL	077-528-3945	メールアドレス	tatsumi-keiichi@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	農業排水循環利用促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2504

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　62 **環境保全対策**

その他の内容（　　）

農地から流出した農業排水を既存の施設（循環かんがい施設・反復利用施設）を活用して用水として循環利用することで、琵琶湖への汚濁負荷軽減を図る。

事業制度創設の背景

これまでに整備してきた農業排水の循環かんがい施設と反復利用施設は、維持管理の増大のため利用が減少してきた状況を踏まえ、その活用を促進するため、平成16年度に創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容・補助額

農業排水を循環利用する施設の機能を高度に活用する事業主体に対して、必要経費のうち掛かり増し相当分について支援する。

（1）対象施設

県営事業により造成された循環かんがい整備事業により整備した循環かんがい施設および濁水対策事業により整備した濁水対策施設

（2）補助対象経費

①協議会運営経費
②再利用施設の操作運転費、点検管理費、調査費など掛かり増し経費

（3）補助額

①循環かんがい施設
「かんがい期間の農業排水再利用水量（千㎥）当たり、3,000円を乗じた額」と「農業排水循環利用による汚濁負荷（SS）削減量（kg）当たり、200円を乗じた額」の平均額の30%相当額を定額補助する。ただし、1地区当たりの補助の上限を1,800千円とする。
②濁水対策施設
かんがい期間における濁水負荷（SS）削減量が5トン以上であることが確認できた場合の農業排水循環利用に要する揚水機運転にかかる電気料金を補助対象額として、その30%以内。ただし、1地区当たりの補助対象額の上限を1,000千円とする。

2　事業主体

施設の効率的な運用等により流域単位の農業排水対策に主体的に取り組む協議会
（協議会は、市町、土地改良区、農家等地域住民で構成）

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	中村　智昭
	TEL	077-528-3949	メールアドレス	nakamura-tomoaki@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	アセットマネジメント推進対策費補助金	新規・継続区分	継続	事業番号	2505

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　41　**ストックマネジメント**

その他の内容（　　）

農業水利施設の適切な維持管理や計画的な予防保全対策等を通じ、施設の長寿命化とライフサイクルコストを低減させることを目的とする「農業水利施設アセットマネジメント」の取組みを推進するために、滋賀県では県域の総合的な推進・調整機能を持つ「アセットマネジメントセンター」を核とした推進体制を確立している。

県下のアセットマネジメントの円滑な推進を図るため、県土連が関係者と連携を図りながら「アセットマネジメントセンター」を運営し、アセットマネジメントの総合的な推進やデータベースの保守管理などの業務を担っている。本事業によりセンターが行う活動に対し支援を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

アセットマネジメントセンターが実施するデータベースシステム保守管理事業（蓄積データの更新や新たな情報の蓄積等）に対し、以下の経費をセンターに補助する。

①データベースシステムの保守管理費用
②データ入力作業費用
③システム構築作業等の諸経費

2　事業主体

アセットマジメントセンター（県土連内）

3　補助率

データベースシステム保守管理事業　：　1/3

問合先	部局名	滋賀県農政水産部耕地課		担当者	佐原　大理
	TEL	077-528-3944	メールアドレス	dairi-sahara@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2506

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　**災害復旧事業**

その他の内容（　　）

農地、農業用施設に係る災害復旧のため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（通称「暫定法」）の適用を受けない小規模な災害復旧事業に要する経費に対して、補助金を交付する。

事業制度創設の背景

暫定法が対象としない小規模災害の中でも、特に復旧が困難な中山間地域においては、放置すると被災規模が大きくなることが多い。そのため、小規模な災害であっても早期に復旧する必要があり、暫定法が対象としていない規模の災害復旧制度を創設した。

事業制度の仕組等

１　事業内容

暫定法の適用を受けない小規模な災害復旧事業に対する補助。

２　採択要件

①災害原因：暫定法が対象とする災害原因に準じる。
②対象地域：特定農山村法で中山間指定された地域、または平均傾斜度1/20以上の地域における農地等
③事 業 費：1箇所あたり13万円以上40万円未満のもの

３　事業主体

市町、土地改良区

４　補助率等

農地：50％以内
農業用施設：65％以内
※なお『農地』、『農業用施設』とは農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に定めるものとする。

問合先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課		担当者	奥野　祐良
	TEL	077-528-3964	メールアドレス	okuno-masayoshi@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト	新規・継続区分	継続	事業番号	2507

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　63　**生態系・自然保全対策**

その他の内容（　　）

「魚のゆりかご水田」の認証事務の実施、また「魚のゆりかご水田」を含む生きものの暮らしに配慮した「豊かな生きものを育む水田」の取組を一層拡大することを目的として、生態系保全に関する技術や情報の提供、新たに取組を検討している地域への技術指導、あるいは「豊かな生きものを育む水田」で生産される米の生産拡大および販路確保・拡大に向けた県内外への情報発信等を行う。

事業制度創設の背景

かつて琵琶湖周辺の水田は、湖魚（フナやコイ、ナマズ等）の産卵・繁殖の場として機能していたが、昭和40年代以降の圃場整備等により、農業生産性は飛躍的に向上した一方、乾田化に伴う琵琶湖と水田にできた落差により、魚が水田に侵入できない構造となった。そこで、資源量が減少しているニゴロブナを主な対象として、魚道を整備し琵琶湖から水田への遡上、水田内での産卵、孵化、生育について関係機関と連携して調査を行った結果、水田は魚の産卵や生育に効果があることが確認できたことから、県内の普及に着手することとした。

また、中山間地域においては生きものに配慮した水田「豊かな生きものを育む水田」の取組を目指している。

琵琶湖周辺での実施ている「魚のゆりかご水田」の取組拡大に加え、山手の水田等においても生きものに配慮した水田づくりを広めるため、「豊かな生きものを育む水田」として推進することとした。

事業制度の仕組等

１　事業内容

（1）魚のゆりかご水田の取組組織への活動支援

①魚道の設置等の技術支援

②「魚のゆりかご水田米」の認証のための現地確認

（2）「魚のゆりかご水田米」ロゴマークの商標登録・維持

「魚のゆりかご水田米」の名称を商標登録（平成18年7月7日）。

認識しやすいようにロゴマークを作成し商標登録（平成21年2月6日）。

（3）「琵琶湖とつながる生きもの田んぼ物語推進協議会」の設置・運営支援

「『豊かな生きものを育む水田』の取組を一層拡大することを目的として、生態系保全に関する技術や情報の共有、新たに取組を検討している地域への技術指導、『魚のゆりかご水田』で生産される米の生産拡大および販路確保・拡大に向けた県内外への情報発信等を行う。」ことを目的として、平成28年7月に協議会が設立された。

会員は、県内の豊かな生きものを育む水田づくりの活動を行っている組織を中心に、土地改良区、研究者、流通業者、協賛企業等で組織されている。県と土地改良事業団体連合会で事務局を担っている。

（4）生きもの保全の取組やそこで生産される米のPR

①広報用資料の作成、 ②HP等での情報発信、 ③県内外でのPR活動

（5）新規地区への支援

魚のゆりかご水田への取組を検討している地区に対し、魚道の設置の指導等

①魚道設置にかかる現地研修会の開催、　②生きもの調査の方法、記録方法の整理

２　事業主体

県

３　補助率(県負担)

県;100%

問合先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課		担当者	西田　阿斗
	TEL	077-528-3963	メールアドレス	nishida-ato@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	滋賀県	事業名	CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2508

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**64　地球温暖化対策**

その他の内容（　　）

滋賀県では、農村地域において再生可能エネルギーを地産地消しながら地域課題の解決を目指す「CO_2ネットゼロヴィレッジ」の2050年の実現に向け、令和6年度に「滋賀県CO_2ネットゼロヴィレッジ推進方針」を策定している。

CO_2ネットゼロヴィレッジの取組意欲の高い地域において、電力等エネルギーの供給から設備の運営管理までを行う組織の整備や再生可能エネルギーの地産地消の取組を持続可能なものとするための計画づくりに係る経費を補助し、その地域をモデルケースとして今後の取組拡大につなげることを目的としている。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容

地域の再生可能エネルギーの地産地消の取組を目的とした、自治会、農業者、土地改良区や民間企業等で構成する地域協議会等へ補助金を交付する。

2 補助対象事業

（1）再生可能エネルギーの地産地消を担う「地域エネルギー運営組織（以下、運営組織という）」の整備

・関係者との意見交換・協議調整、先進地視察、専門家等の招聘、など

（2）「CO_2ネットゼロヴィレッジ地域計画」の作成

・運営組織が再生可能エネルギーの地産地消に継続して取り組むための活動計画づくり

・計画の内容：中長期的な運営を見据えた事業の健全性評価、施設導入に係る調査設計、農産物ブランド化や地域の雇用創出等農村地域振興策の検討など持続可能な取組に向けた計画

（3）再生可能エネルギー設備の設置

・農地法面や水路上部への太陽光パネルやマイクロ小水力等の再生可能エネルギー設備設置

・蓄電設備や再生可能エネルギーを動力とする農業用機械等の導入

3 補助金交付額

1地区上限　3,000千円

（1）「2（1）、（2）」に係る経費（ソフト）に対して定額補助　上限1,500千円/地区

（2）「2（3）」に係る経費（ハード）に対して2/3補助　上限1,500千円/地区

問合先	部局名	滋賀県農政水産部農村振興課		担当者	西浦　康明
	TEL	077-528-3960	メールアドレス	nishiura-yasuaki@pref.shiga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	京都府	事業名	小規模老朽ため池整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2601

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　**防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

国庫補助対象とならない小規模な農業用ため池等の改修に要する経費を支援することで、農業用水の安定供給を図ると共に、決壊等による災害を未然に防止する。

事業制度創設の背景

事業制度の仕組等

１　事業内容

①築造後における自然的・社会的状況の変化等に対応する場合又は人命、人家、農地、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生する恐れがある場合に、早急に整備を要する農業用ため池の新設・変更および付帯施設の整備、又はため池の廃止。

②受益地が農振農用地以外の地域であっても、改修にあたっては、現在行われている農業生産の条件を当面維持するために行うもの及び廃止に限って採択できる。

２　補助基準

①堤高が3m以上又は貯水量3,000m^{3}以上若しくは受益面積1ha以上

②事業費80万円以上

３　事業主体

市町村、土地改良区、農業を営む者の組織する法人、数人共同施行、農業協同組合

４　補助率(府負担率)

55%

問合先	部局名	京都府　農林水産部　農村振興課		担当者	
	TEL		メールアドレス		

都道府県名	大阪府	事業名	農空間保全地域整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2701

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」（平成20年4月施行・平成30年4月改正）」に基づき、都市農業及び農空間を積極的に守り育て、その公益的機能が十分発揮されるよう、ほ場や農道・水路の整備による農業生産基盤の改善や、地域の安全安心を確保するため、ため池等を改修するとともに、農業者と府民が一体となった府民協働により、農空間の保全・活用し、豊かな府民生活を実現する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業による整備が可能な農振農用地区域となる10haの集団的農地が少なく、また、法10条3項5号の規定による10ha以下の集団的農地も土地所有者の都市的土地利用への期待感などから区域指定が非常に難しい。このため、農振農用地は4,633haと府内の13,711haの農地の1/3程度である。「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基づき、農振地域内の農用地、市街化調整区域の概ね5ha以上の集団農地、生産緑地等を「農空間保全地域」として指定し（府内農地の約82%をカバー）、農道や水路の補修、改修など、きめ細やかな整備を支援するために創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択基準

（1）農空間をまもろう事業

農業用施設の長寿命化を図り、新たな遊休農地の発生を予防するため行うもので、農地や農業用施設を保全する区域を定め保全計画を策定し、区域内の農地や農道、水路等の農業用施設の簡易な補修や改修、景観・資源作物の栽培等を一体的に行うもの

【採択基準】

①事業主体は市町村と協同で、予め保全する区域を定め、農地や農業用施設の保全計画を策定していること

②事業費100万円以上200万円以下

（2）農空間を活かそう事業

■継続的な営農と、農地の活用を促進するため行うもので、ほ場整備、農道、かんがい排水、暗渠排水、客土、土壌改良、農地造成、市民農園整備

【採択基準】

①受益面積2ha以上（市街化区域にあっては生産緑地地区）（市民農園整備は除く）

②事業費100万円以上のもの

③農道整備は幅員3～7mで上級道路に接続していること

④特定農地貸し付けによる市民農園整備にあっては簡易な整備に限る

■企業等の農業分野への積極的な参入や規模拡大を促進するとともに、農地の有効活用を図るため行うもので、ほ場整備、農道、農業用用排水施設、耕作道等のほか、知事が特に必要と認める整備

【採択基準】

①事業主体は、法律に規定する法人格を有している企業等であること

②事業費は、事業主体当たり500万円を限度とし、かつ対象農地面積10a当たり100万円を上限とする

③補助事業の実施する農地は、農地法または農地中間管理事業の推進に関する法律または農業経営基盤強化促進法または都市農地の貸借の円滑化に関する法律に基づく農地貸借または農地取得を過去1年以内に行っていること

④補助事業にかかる農地の改良、施設の設置及び撤去等について、当該農地の所有者が合意していること

都道府県名	大阪府	事業名	農空間保全地域整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2701

事業制度の仕組等

【利益等排除】
事業主体が以下の関係にある会社から補助事業に必要な材料の調達を受ける場合は利益等排除の対象とする。
①事業主体自身の場合
原価をもって補助対象とする。この場合の原価とは、当該調達品の製造原価とする。
②100%同一の資本に属するグループ企業の場合
取引価格が当該調達品の製造原価以内であると証明できる場合は、取引価格をもって補助対象とする。
③事業主体の関係会社（上記②を除く）
取引価格が製造原価と当該調達品に対する経費等の販売費及び一般管理費との合計以内であると証明できる
場合は、取引価格をもって補助対象額とする。

■府民に農のある暮らしを提供し、地域の活性化に資するための活動拠点の整備（貸農園、休憩施設、水道、電気・通信設備等）及びその活動に要する経費
【採択基準】
①事業主体は、おおさか農空間づくりプラットフォームに登録した団体または個人（個人については農業者に限る）
②事業費は、20万円を下限とし、100万円を上限とする
③府民に農のある暮らしを提供し、地域の活性化を目的とした活動計画書を提出すること

(3)安全・安心な農空間事業
・農業用施設の老朽化等による災害を防止するため行うもので、ため池、水路の農業用施設の改修
・湛水被害を防除するため行うもので排水路、排水機場、排水樋門の新設・改修
・水質悪化による農作物への障害を防止するため行うもので、さく井や用排水の分離、底泥の除去
【採択基準】
①旧要綱の湛水防除事業にあっては、受益面積3ha以上、水質保全対策事業にあっては、
受益面積がおおむね2ha以上のもの
②事業費100万円以上
③水質障害対策は、農業用水の水質基準を超え作物被害が生じていること
1）水素イオン濃度(pH)6.0以下又は7.5以上
2）化学的酸素要求量(COD)6mg/l以上
3）無機浮遊物質(ss)100mg/l以上
4）溶存酸素(DO)5mg/l以下
5）全窒素濃度(T-N)1mg/l以上

(4)農空間づくりプラン事業
・農地所有者や地域住民等で組織される農空間づくり協議会による農地の利用促進に関する計画の策定
・計画に基づく地域の協力による農道や水路、市民農園の整備、遊休農地解消の復田にため行われる除草、再耕起などの作業に係る経費、資源作物・景観作物などの栽培に係る資材経費
【採択基準】
①事業費100万円以上
②農空間づくり協議会が設立されている地区
③農空間づくりプランに位置づけられた対策であること
④農道、かんがい排水施設等の整備は受益戸数が3戸以上であること

2 事業主体：土地改良区、NPO、その他
3 補助率： 50%

問合先	部局名	大阪府環境農林水産部農政室整備課		担当者	中岡
	TEL	06-6210-9600	メールアドレス	NakaokaH@mbox.pref.osaka.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独小規模農地緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2801

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　**小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

国事業制度の採択基準外地区において、ほ場・農道・用排水施設を整備し、災害復旧事業の促進、災害の未然防止および遊休農地化の防止を図る。

事業制度創設の背景

国事業制度の採択基準外地区においても、ほ場・農道・用排水施設の整備を実施し、生産性の向上および維持管理の軽減を図る必要があるため。

事業制度の仕組等

1 事業内容

① ほ場整備
② 農道整備
③ 用排水施設整備
④ 付帯工（上記工種と併せ行う維持管理軽減・防災対策に有効な整備）

2 事業採択要件

（1） 農業振興地域内の受益面積がおおむね1ha以上5ha未満であること
（但し、関連事業に(3)の③を含む場合は除く）
（2） 受益戸数が2戸以上であること
（3） 次のいずれかに資すること
① 災害復旧事業の促進（災害残土受入、河川用地創出、災害復旧予定地含む）
② 災害の未然防止（過去の被災歴、排水改良等湛水防止）
③ 遊休農地化防止（高齢化及び後継者不在）
（4） 国庫補助事業での採択が困難であること

3 事業主体

市町、土地改良区、数人共同施工者（土地改良法第95条第1項）

4 補助率

県50％　市町、地元50％

問合先	部局名	兵庫県農林水産部農地整備課農村計画班		担当者	寺本
	TEL	078-362-9020	メールアドレス	Kouichi_Teramoto@pref.hyogo.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独災害関連ほ場整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2802

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　**防災事業（洪水暴風雨対策）**

その他の内容（　　）

国事業制度の採択基準外地区において、被災農地の災害復旧事業に併せて、隣接する農地等を含めて区画形質を変更し、被災原因の除去を行うことにより、再度災害を防止し、農業経営の安定と県土の保全に資する。

事業制度創設の背景

本県において甚大な被害をもたらした平成16年災害の復旧に当たり、国の事業制度の採択基準外地区のにおいても、再度災害を防止し被災農地等の地域復興を図るために、本県独自のほ場整備事業制度を設ける必要があったため。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

ほ場整備

２ 事業採択要件

被災農地の災害復旧事業に併せて施工する隣接農地等を含めたほ場の区画形質の変更で、以下の条件を満たす場合。

① 受益面積がおおむね5ha未満
② 受益戸数2戸以上
③ 市町負担が13%以上であること

３ 事業主体

市町、土地改良区、農業協同組合

４ 補助率

県:80%　市町、地元:20%

問合先	部局名	兵庫県農林水産部農地整備課農村計画班		担当者	寺本
	TEL	078-362-9020	メールアドレス	Kouichi_Teramoto@pref.hyogo.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独緊急浚渫推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2803

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　42　**施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

流域治水の取組の一環として農業用ダムの治水活用を推進するため、上流からの流入等により相当の土砂が堆積している施設において堆積土砂を撤去し、これにより洪水調節可能容量（雨水貯留容量）の確保を図る。

事業制度創設の背景

兵庫県総合治水条例に基づく「総合治水」や、「流域治水」の取組の一環として農業用ダム（河川区域外含む）の治水利用を推進する必要があるため。

事業制度の仕組等

１　事業内容

県有農業用ダムの浚渫

２　事業採択要件

浚渫に関する個別計画に基づき、緊急に実施される浚渫事業であって、堆積した土砂が洪水調節可能容量または洪水調節可能容量の一部を阻害している状況であること。

３　事業主体

県

４　補助率

県:100％

問合先	部局名	兵庫県農林水産部農地整備課農村計画班		担当者	寺本
	TEL	078-362-9020	メールアドレス	Kouichi_Teramoto@pref.hyogo.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	兵庫県	事業名	県単独干ばつ応急対策支援事業	新規・継続区分	新規	事業番号	2804

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　81　その他

その他の内容（農業者等による用水確保としての応急対策の補助）

異常な干天が連続し、既存の用水源が枯渇して農作物が枯死するおそれがあるため、農業者等が用水確保のために応急的に実施する対策を支援する。

事業制度創設の背景

県内において異常な干天が連続し、既存の用水源が枯渇して農作物が枯死するおそれがあるため。

事業制度の仕組等

1　事業内容

令和7年6月27日から同年7月31日までの間に、応急的に農業用水を確保し水田や水路等へ補水するために行う「水路の造成」、「井戸及び揚水機」並びに送水管の設置、「給水車等による農業用水の運搬」、「揚水施設の運転及び農業用水の配水管理」に要した費用

2　事業採択要件

令和7年6月27日から同年7月31日までの間において、異常干天であって次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす地域で実施する応急対策。

（1）連続干天日数（日雨量5mm以下の日を含む）が20日以上であること。

（2）30日間の総雨量が100mm以下となった日であること。

（3）前2号により生じる渇水の状況と同程度の渇水の状況にあると認められること。

（4）用水源の地域が前3号のいずれかを満たすこと。

において、兵庫県干ばつ応急対策支援事業計画を策定し、市町が自ら負担する額と同額以内の額を補助する。

3　事業主体

市町

4　補助率

県：50％以内

問合先	部局名	【目 的 区 分】		担当者	寺本
	TEL	078-362-9020	メールアドレス	Kouichi_Teramoto@pref.hyogo.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	県単独基盤整備促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2901

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農地や農業用施設等の農村資源を活用し、農村地域の活性化を図るため事業を行う

事業制度創設の背景

農地や農業用施設の新設・改良・修繕・更新等、国庫補助事業の対象とならない小規模な農業基盤整備を実施する市町村・土地改良区等に支援を行う。また、安全施設の整備や、農村資源の多目的活用を図るための環境に配慮した整備に対して市町村等を支援する。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準

（1）用排水路整備・頭首工整備・機械揚水設備・畑地かんがい設備・暗渠排水整備・客土整備

受益面積がおおむね2ha上の新設・改良であって、一連の事業費が100万円以上のもの。

（2）安全施設整備

農業用ため池、用排水路、頭首工、揚水機場等及びこれらに附帯する施設への転落防止のために必要なフェンス等の安全施設の設置事業費であって、一連の事業費が50万円以上のもの。

（3）ほ場整備

農用地につき行う区画整理事業及びこれに附帯して行うかんがい排水事業であって、受益面積がおおむね2ha以上、一連の事業費が100万円以上のもの。

（4）ため池整備事業

受益面積がおおむね2ha以上のため池整備事業であって、一連の事業費が100万円以上のもの。

（5）農道整備

農道の改良であって受益面積がおおむね2ha以上、かつ、全幅員がおおむね2m以上であり一連の事業費が100万円以上であるもの。

（6）地すべり防止

受益面積がおおむね1ha以上の地すべり防止事業であって、排水設備に要する経費を除いた一連の事業費が50万円以上のもの。

２　事業主体

市町村、土地改良区

３　補助率

30%

問合先	部局名	奈良県食農部農地環境・水利防災係		担当者	玉垣
	TEL	0742-27-7459	メールアドレス	tamagaki-naoko@office.pref.nara.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	奈良県	事業名	農村資源を活用した地域づくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	2902

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　51　地域振興・活性化・格差是正対策

その他の内容（　　）

県は農村地域づくりに積極的に取り組む地域を増やし地域の活性化・農村の振興を図るため、地域の掘り起こし、情報共有や組織設立や実践活動の助言などを行う。
また、「奈良県農村地域づくり協議会」を通じて、各地域における地域づくり活動にかかる実践活動の支援を行う。

事業制度創設の背景

担い手不足や高齢化などにより営農ばかりでなく、農地・施設の管理も困難な地域が出てくる一方、農村での体験など都市農村交流のニーズは高い。そこで、各地域にある農村資源を掘り起こし、都市農村交流などを通じた地域活性化を推進する。

事業制度の仕組等

１　事業内容

（1）地域協議会設置・運営事業

地域づくりに積極的な地域に対する活動の実施などの助言、地域づくり活動に意欲のある地域の掘り起こしや県内各組織の情報共有などを行う。

（2）地域づくり実践活動支援事業

各地域の地域づくり活動に対する支援を「奈良県農村地域づくり協議会」を通じて行うとともに、取組のPR活動、研修会や情報交換会の開催などを行い、県域全体での農村地域づくりを進める。

２　事業主体

奈良県

３　負担率

県：100%

問合先	部局名	奈良県食農部検査管理・農村地域づくり係		担当者	山崎
	TEL	0742-27-7614	メールアドレス	yamazaki-katsunori@office.pref.nara.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	和歌山県	事業名	県単小規模土地改良	新規・継続区分	継続	事業番号	3001

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

一般公共事業として、国の採択基準に満たない農道整備、かんがい排水、ほ場整備、ため池保全、ため池安全対策及び住民参加型直営施行を行う。

事業制度創設の背景

国の採択基準に満たない小規模な土地改良事業を実施し、きめ細かな対応を行うために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択要件・補助率

国の補助事業に採択されがたい小規模な土地改良事業等であって、次に掲げる事業に要する経費を補助する。

（1）農道整備事業　補助率30%

受益戸数2戸以上、全幅員おおむね2m以上であり、事業費20 万以上,

（2）かんがい排水事業　補助率30%

受益戸数2戸以上、事業費20 万円以上

（3）給水スタンド整備事業　補助率30%

受益戸数2戸以上、事業費20 万円以上

（4）ほ場整備事業　補助率30%

受益戸数2 戸以上、受益面積2ha 以下

（5）ため池の保全事業（(6)の事業を除く。）　補助率30%

受益戸数2戸以上、堤高3m以上、事業費20 万円以上

（6）危険ため池保全事業　補助率40%

水防計画書に位置づけられているため池

受益戸数2戸以上、堤高3m以上、事業費20 万円以上、事業費の一部を市町村が負担

（7）ため池安全対策事業　補助率30%

受益戸数2戸以上、事業費20 万円以上、200 万円以下、事業費の一部を市町村が負担

（8）危険ため池廃止事業　補助率50%

事業費が20 万円以上200 万円以下。廃止したため池の土地造成費用は補助対象外

（9）ため池対策促進型事業　補助率30%

受益戸数2戸以上、受益面積2ha以上、事業費が200 万円以下。地震時に、土地改良事業設計指針「ため池整備」に定める緊急放流が可能となる施設整備であること。

（10）住民参加型直営施工事業　補助率50%

受益戸数2 戸以上、事業費20 万円以上500 万円以下。

事業対象は、掘削面の高さが2m以下となる地山の掘削、水路工、道路工、区画整理（権利関係を伴わない畦畔の造成・除去、進入路の造成・除去、心土破砕、客土・土壌改良材の投入）、暗渠排水、農地保全、その他付帯工

2　事業主体

市町村、土地改良区等

問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課		担当者	吉田　聖
	TEL	073-441-2952	メールアドレス	yoshida_t0053@pref.wakayama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	和歌山県	事業名	県単土地改良推進調査	新規・継続区分	継続	事業番号	3002

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

新規県営土地改良事業の事業計画書を作成するとともに、県重点施策及びその課題解決のための計画調査を行う。

事業制度創設の背景

事業制度の仕組等

１　事業内容

①新規県営土地改良事業に係る事業計画書の作成
②県重点施策、及び課題解決のための計画調査

２　事業主体

県

３　補助率（負担割合）

①県：75%　市町村等：25%
②県：100%

問合先	部局名	和歌山県農林水産部農業農村整備課		担当者	岡田　徹朗
	TEL	073-441-2951	メールアドレス	okada_t0011@pref.wakayama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	新規・継続区分	継続	事業番号	3101

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農林業者や担い手・新規就農者が、県民に対して安全・安心な農林産物等を供給している優良農林地を維持・保全し農業を継続することを目的に、その基礎土台となる農地・水路・農林道など農林業生産基盤の小規模な整備・補修に要する経費や放置された山腹水路やため池などの防災措置に要する経費を市町村に助成する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業等で対応できない小規模な農林業生産基盤の整備や補修について、迅速かつ有効に対応し、市町村の農林業及び農山村の維持保全につなげていく必要性から創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

市町村が実施する小規模な農林業生産基盤に係る下記の事業に必要な経費を支援する。

①農業生産基盤の新設、改良及び補修(災害復旧を含む)に係る事業
②林道及び作業道の新設・改良及び補修に係る事業
③放置されたため池及び山腹水路等の防災措置に係る事業

2　採択要件

対処事業は、次に掲げる事業を除いた事業。

①当該事業にその市町村の一般財源が一切充当されない事業
②当該事業に本交付金以外の補助金、交付金、地方債その他の使途が特定された財源が充当される事業
③受益者の数が1人以下である事業（知事が別に定める場合を除く※）
※知事が別に定める場合における受益者は次のとおり
ア　担い手農業者又は認定農業者
イ　新規就農者
ウ　市町村が特に認める意欲的な農林業者（災害復旧を行い営農を続ける者を含む）
④国の補助を受けて行う事業に係る採択基準を満たしている事業

3　事業主体

市町村

4　補助率等

全体事業費の1/2を補助する。ただし次の①又は②又は③の場合は、市町村事業費の1/2以内とする。

①市町村負担率が平成21年度までの鳥取県市町村交付金で農林基盤の整備に適用した負担率未満の場合
②市町村交付金で実績がない事業で、農家負担率が2割を超える場合
③災害復旧交付額による災害復旧の場合

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課		担当者	田中
	TEL	0857-26-7326	メールアドレス	tanakaaki@pref.tottori.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	ため池安全総合対策強化事業 （ため池防災減災対策推進事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	3102

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　防災事業（総合）

その他の内容（　　）

本事業は、農村地域の防災力向上を図るため、国庫補助事業によらないため池の監視システム導入等の支援やため池の廃止、浚渫等の保全対策、県営事業の事業負担金の軽減などソフト・ハード両面から、ため池の防災・減災対策を総合的に実施することを目的として実施する。

事業制度創設の背景

平成25及び26年度に実施したため池一斉点検（耐震、豪雨耐性、劣化状況）により、今後、整備検討を要するため池が多数所在することが判明し、早急な改修等が必要とされているところであるが、工事着手までの間は、特に、地域における防災減災対策の強化が急務である。

このため、監視・管理体制強化、ハザードマップ作成、避難訓練等ソフト対策の支援や、付帯施設整備、浚渫、廃止等のハード対策支援、また改修工事に係る地元負担支援を総合的に行うものとして、H27年度に創設した。なお、令和2年度に一部改正し、国庫補助事業で実施可能なメニューは控除。

事業制度の仕組等

1　事業内容（事業期間：平成27年度～令和8年度）

（1）調査推進事業

番号	対策名	事業内容
①	ため池防災・減災システム整備	ため池の監視体制の強化や防災活動を支援するための簡易な機器を整備する。

（2）保全対策事業

番号	対策名	事業内容
②	旧農業用ため池廃止	ため池決壊時に人家、人命に影響がある等、防災上危険なため池の貯水機能を廃止する。
③	ため池付帯施設整備	ため池の管理上支障となっている取水施設や洪水吐、管理道路等の軽微な補修、改良をするもの。
④	ため池浚渫	流域内の自然的・社会的な変状を要因とした堆砂を対象とした、防災面から従前の機能を回復するための浚渫。通常の維持管理に属するものは除く。

（3）ため池整備推進交付金

番号	対策名	事業内容
⑤	ため池整備推進交付金	ため池の防災・減災対策を推進することの隘路となっている関係農家の負担を軽減する。

2　採択要件

国の補助事業に係る採択基準に合致しないもの

3　事業主体

①～④：市町村（間接交付主体：集落、土地改良区）

⑤：事業申請人

4　補助率等

①～④：市町村が負担する率と同率（対策事業により個別条件あり）

⑤：10万円/戸を越える部分に対し、漸増方式で助成（50～90%）

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課		担当者	村田
	TEL	0857-26-7323	メールアドレス	muratas@pref.tottori.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鳥取県	事業名	単県土地改良事業調査	新規・継続区分	新規	事業番号	3103

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

県内の農業生産を支える農地及び水利施設に係る整備等を、県営事業で実施するために必要な事業計画の策定に先立って行う予備調査や地元調整を実施する。

事業制度やほ場整備に精通する県が概略設計を担うことで、市町村は地元調整に専念でき、これまで事業採択まで長期間を要していたほ場整備計画の期間短縮を図るとともに、国庫補助率の有利な事業メニューへの誘導をスピード感を持って行う。

事業制度創設の背景

人口減少や高齢化へ対応した基盤整備の推進の必要性が高まっており、かつ担い手への聞き取りや地域計画に係るアンケートでは基盤整備を求める声が多くあるにも関わらず、2023年度以降県営ほ場整備の新規着手地区がない状況。

特に農地整備においては、地元が整備を要望してから事業採択を受けるまでに4～6年の期間を要している現状があり、検討の主体となる市町村は地元調整と並行して行う事業計画の概略設計が負担となっていたため、県が主体となり概略設計を行う事業制度を復活。

事業制度の仕組等

１　事業内容

事業計画策定に係る予備調査

２　事業主体

県

３　負担割合・補助率等

①の事業　県50%（地区ごとに市町村との協定により決定）

問合先	部局名	鳥取県農林水産部農業振興局農地・水保全課		担当者	日下
	TEL	0857-26-7326	メールアドレス	kusakay@pref.tottori.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単県営緊急地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3201

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生した時には防止工事の実施を必要とするが、国庫補助事業の対象とならない場合に本事業で対応する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

地すべり等防止法第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域又は地すべり防止指定予定区域において、当該年の降雨、地震などにより地すべりが発生した時に緊急的に防止工事の実施を必要とする。しかし、国庫補助事業の対象とならない場合には本事業で施工する。

２　採択要件

（1）対象となる工事

次の①～④に掲げる条件を全て満たす工事を対象とする。

①施行の対象地区は、農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内または、地すべり防止指定予定区域内にあること。

②次のいずれかの条件に該当する小規模な防止工事であること。

・多量の崩土が渓流又は河川に流入して下流河川に被害を及ぼす恐れのある場合。

・鉄道（私鉄を含む）、国県道、市町村道、農道、集落道、林道及びその他公共施設などに被害を及ぼす恐れのある場合。

・官公署、学校、病院、集会所などの公共建物に被害を及ぼす恐れのある場合。

・農地1ha以上及び農業用施設に被害を及ぼす恐れのある場合。

・人家5戸以上に被害を及ぼす恐れのある場合。

・島根県地域防災計画又は市町村地域防災計画に登載された、ため池、消防防災施設、避難路などに被害を及ぼす恐れのある場合。

③防止工事の対象工法は、国庫補助事業の対象工法と同じであること。

④緊急に事業を施行する必要性が認められること。

（2）事業費の範囲

事業費は100万円を下限として、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。

（3）事業の期間

事業の施行は、単年度施行を基本とする。

３　事業主体

県

４　費用の負担

県：10/10

ただし、施工する防止工事によって著しく利益を受ける者に対しては5/10

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課農地防災係		担当者	玉木　幸之介
	TEL	0852-22-5152	メールアドレス	tamaki-konosuke@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単農地防災施設長寿命化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3202

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

県が管理する農地防災施設（地すべり防止施設、海岸保全施設及び湖岸堤防施設、農地防災ダム）の修繕等を実施することにより、施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資する。

事業制度創設の背景

県が管理する農地防災施設について、国庫補助事業の採択規模に達しない修繕等を適時に実施し長寿命化を図ることを目的として創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）対象となる工事

県が管理する次の施設の修繕等を実施する。

①地すべり防止施設（農村振興局所管の地すべり防止区域に係るもの）
②海岸保全施設（農村振興局所管の海岸保全区域に係るもの）
③湖岸堤防施設
④農地防災ダム

（2）事業費の範囲

工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金、需用費とする。

（3）事業の期間

事業の施行は、単年度施行を基本とする。

2　事業主体

県

3　費用の負担

県10/10

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課ため池保全係		担当者	門脇　寛光
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	kadowaki-hiromitsu2@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単県営地すべり対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3203

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

農村振興局所管の地すべり防止区域（地すべり指定予定区域を含む）及び地すべり危険地（以下「地すべり危険区域」という。）に指定され、その区域内において災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資する。また、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条の規定により農村振興局所管地すべり防止区域に指定された区域内において、県が管理する地すべり防止施設の修繕等を実施することにより施設の長寿命化を図り、国土の保全と民生の安定に資する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択要件

（１）対象となる工事及び調査

【防止工事】

ア　対策を講じる場合

①国から対策工事の採択を受けた区域において、県が国庫補助事業を補完することで計画的な対策の促進を図る場合。

②地すべり危険区域における落石防止等の対策を行う場合。なお、地すべり危険区域へ被害を及ぼす隣接地の対策を含む。

イ　対象となる事業内容

①農村振興局所管の地すべり危険区域であること。

②国庫補助事業と同等であること。

③地すべり防止区域の指定に係る調査等であること。

④地すべり対策事業（地すべり防止工事）の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。

【長寿命化工事】

ア　対象となる事業内容

①農村振興局所管の地すべり防止区域であること。

②地すべり防止施設の修繕等に係るものであること。

③地すべり対策事業（地すべり防止施設長寿命化対策工事）の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する調査であること。

（２）事業費の範囲

工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。

（３）事業の期間

事業の施行は、単年度施行を基本とする。

２　事業主体

県

３　費用の負担

県：10/10

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課農地防災係		担当者	玉木　幸之介
	TEL	0852-22-5152	メールアドレス	tamaki-konosuke@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	農地防災ダム付帯施設更新事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3204

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

県が管理する農地防災ダム施設の整備や更新等を実施することにより、災害や事故の発生の未然防止を図り、国土の保全と民生の安定に資することを目的とする。

事業制度創設の背景

国庫補助事業採択基準に満たない軽微な整備更新を計画的に実施する必要性から創設された。

事業制度の仕組等

１　事業の内容

県が管理する農地防災ダム本体とその付帯施設の整備・更新等。

２　事業費の範囲

事業費は、工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償・補填及び賠償金とする。

３　事業主体

県

４　費用の負担

県:94%、市:6%

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課ため池保全係		担当者	門脇　寛光
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	kadowaki-hiromitsu2@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単ため池安全確保事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3205

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　防災事業（総合）

その他の内容（　　）

老朽度が高い危険なため池について、早急に整備が必要な部位に限った応急整備するとともに、貯水量を減らすことが可能なため池では堤防の切り下げ、安全上廃止する必要があるため池については堤防の開削を実施し、ため池下流地域における安全・安心を確保する。

事業制度創設の背景

県内で老朽化に伴い整備を必要とするため池のうち、規模の大きなものについては国庫補助事業等の活用により整備を進めているが、全体の6割を占める貯水量1,000m^{3}未満の小規模なため池はほとんど整備が進んでいない状況であることから創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

①ため池の堤体、洪水吐、取水施設等、老朽箇所等の応急整備や堤防の切り下げ、ため池の廃止や廃止に伴う排水路整備。
②ため池の点検・調査等を実施する。
③ため池の現地調査やため池管理者等への技術的な指導など、監視・保全管理に資する活動、及びこれらに類いする情報収集管理業務。

2　実施要件

（1）採択要件

次の①～⑥にいずれも該当すること。ただし、県営事業の場合は⑦も満たすこと。
①国の補助事業対象とならない農業用ため池の整備または廃止であること。
②貯水量が300m^{3}以上のため池。
③決壊した場合の想定被害が次のいずれかに該当すること。
・家屋
・国・県・市町村道、河川、公共施設等
④ため池を廃止する場合にあっては、利用者の同意があること。
⑤事業費が1,000千円以上であること。
⑥事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を別途の様式に従い作成すること。
・ため池が決壊した場合の被害概要
・ため池整備の概要
・環境配慮対策
・ため池整備に要する費用
⑦県営ため池整備事業を実施中のため池。

（2）助成の範囲

工事費、測量及び試験費、補償費

3　事業主体

事業内容の①については県又は市町村（ただし、廃止の事業は市町村に限る。）
事業内容の②、③については県

4　費用の負担

県67%、その他33%
※ため池の点検・調査等のうち、点検及び耐震性調査・豪雨老朽度調査に係る支援的業務、ため池の監視・保全管理に資する活動及び情報収集管理業務については、県10/10とする。

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課ため池保全係		担当者	加藤　誠之
	TEL	0852-22-5145	メールアドレス	kato-masayuki@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単農地有効利用支援整備事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3206

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

食料需給の中長期的な逼迫見込みや主食用米の消費の減少傾向等を背景に、食料供給力の強化に向けた取組が重要となっている。このため、現に農地として利用又は保全されている農地について、耕作放棄を未然に防止するとともに、将来にわたって農地として有効に活用し、食料自給力向上に資することを目的として、農業用水の確保、排水不良の解消、営農機械の導入に必要な道路の整備等を迅速かつきめ細かに行えるよう、簡易な基盤整備を支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

①農業用用排水施設：農業用用排水施設の新設、廃止又は変更及び安全施設整備
②暗渠排水：完全暗渠及び補助暗渠の新設又は変更
③客土：客土（混層耕を含む。）、心土破砕及び畑地の層厚調整工
④区画整理：農用地の区画形質の変更（畦畔除去等簡易なほ場の整備を含む。）
⑤土壌改良：酸性土壌改良資材、りん酸資材及び有機質資材の投入等
⑥鳥獣侵入防止施設：農用地への野生鳥獣の侵入防止のために必要な鳥獣侵入防止施設の新設、廃止又は変更
⑦農用地の改良又は保全：①～⑥の農用地の改良又は保全のために必要な事業
⑧営農用水施設：営農用水施設として農業経営に必要な用水供給施設及び飲雑用水供給施設の新設又は変更の事業で共同利用に係るもの
⑨農道：主として農業機械の運行等の農業生産活動や農産物の運搬等に供する農道の整備、及び土地改良施設の有機的な連絡や当該施設の管理等に供する連絡道の整備
⑩臨時の用排水対策：農業用排水施設の支障などにより臨時的に必要な対策
⑪特認：上記事業と相当の関連があるものであって、知事が特に必要と認めるもの

２　実施要件

①地区の受益面積が5ha未満であること。
②事業主体は、次に掲げる事項を定めた整備計画を作成すること。
・耕作放棄地となるおそれのある農地及びこれに関連する農業用施設の概要
・営農の継続に必要となる基盤整備の概要
・基盤整備に要する費用
※「耕作放棄地となるおそれのある農地」とは現に農地として利用又は保全されている農地であって、当該農地やこれに関連する農業用施設の状況等によって今後耕作の目的に供されなくなるおそれがあるとして、市町村長が認定する農地である。

３　事業主体

市町村、土地改良区

４　費用の負担

県　1/2、市町村・土地改良区　1/2

【改正内容】
渇水時の用水対策について新たに事業を創設したため本事業から渇水対策を削除

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利係		担当者	家迫　秀和
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	iesako-hidekazu@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3207

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農業用用排水施設整備を計画的に推進し、営農の安定はもとより、洪水防止などの公益的機能を保持するため、県営かんがい排水事業、県営地域水田農業支援排水対策特別事業、県営基幹水利施設ストックマネジメント事業及び農山漁村地域整備交付金（経営体育成基盤整備事業、集落基盤整備事業）を補完して実施する。

事業制度創設の背景

国の事業予算が激減する中でも、一定規模の基幹水利施設に係る整備事業は県がこれまでと同様に実施する必要があり、国庫補助事業を補完し、農業用用排水施設整備を計画的に推進するために創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

国庫補助事業における事業内容に準ずる。

２　事業費範囲・事業の期間

（1）事業費範囲

機能保全計画策定費、純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。

（2）事業の期間

原則として単年度施行とする。

３　事業主体

県

４　費用の負担

県：75%、その他：25%

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利係		担当者	松田　僚
	TEL	0852-22-6536	メールアドレス	matsuda-tsukasa@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単基幹水利施設緊急修繕事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3208

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

基幹農業水利施設は、食料生産はもとより、洪水防止など多面的機能を有し、地域住民の生活において極めて重要な役割を果たしている。しかし、これらの施設の多くが耐用年数を迎えつつあり、老朽化による故障・事故の発生が懸念されている。事故が発生した場合には、営農のみならず、周辺環境や住民生活に甚大な影響を及ぼす恐れがある。このため、農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業水利施設の老朽化に伴う故障や事故等が発生した場合に、迅速に修繕・復旧を行う。

2　実施要件

(1)採択要件

以下の①～③に掲げる条件を全て満たすこと。

①原則として、国営土地改良事業により造成された施設もしくは県営基幹水利施設ストックマネジメント事業実施方針に記載されている施設であること。

②復旧対策工事の緊急性を要すもの。

③通常の維持管理の範疇を超える対策が必要であるもの。

(2)事業費の範囲

純工事費、測量及び試験費、用地費及び補償費、船舶及び機械器具費、営繕費とする。

(3)事業の期間

原則として単年度施行とする。

3　事業主体

県、市町村、土地改良区

4　費用の負担

県:75%、その他:25%

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利係		担当者	松田　僚
	TEL	0852-22-6536	メールアドレス	matsuda-tsukasa@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県営ふるさと農道整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3209

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**54　ふるさと農道**

その他の内容（　　）

定住促進対策の一環として、緊急に行う必要がある農道の整備や保全対策を推進し、農業農村の振興と定住環境の改善に資する。

事業制度創設の背景

平成5年度に総務省と農林水産省が協力して創設された地方単独事業(ふるさと農道緊急整備事業)である。

事業制度の仕組等

1　事業内容

(1)国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業とを効果的に組み合わせて実施する農道整備事業

①促進型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行区間を区分して行う農道整備事業

②合併型:国庫交付金の県営農道整備事業とふるさと農道整備事業の施行内容を区分して行う農道整備事業

(2)本事業のみで実施する農道整備事業(以下「単独型」という。)。ただし以下の要件を満たすものに限る

①集落と集落、集落と基幹的道路又は基幹的公共施設との間を結ぶ農道の開設、改良事業等

②農村地域の定住環境の改善にも大きな役割を果たす農道の開設、改良事業等

2　採択要件

(1)以下の基準によるもの。

①県営農道整備事業により実施する路線に接続する路線で受益面積が概ね10ha以上のものであること。また、単独で実施する路線で受益面積が概ね50ha以上(過疎、山振、半島指定の場合は30ha以上)。

②全幅員が4m以上のものであること。

(2)単独型については、補助事業の採択要件に合致しない地区であること。

(3)単独型については、農業農村整備事業管理計画の中に農道として計画されていること。

(4)以下の旨の確約書を提出できる市町村の路線であること。

①事業完了後、市町村が農道として管理する。

②用地買収交渉等については、市町村が責任をもって行う。

3　事業主体

県

4　費用の負担

(1)一般(開設・改良)　県:90%、市町村:10%

(2)保全対策　県:75%(77.5%)、市町村:25%(22.5%)　(　)は離島

問合先	部局名	島根県農林水産部農村整備課基盤整備係		担当者	池淵　隼斗
	TEL	0852-22-5143	メールアドレス	ikebuchi-hayato@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単農地集積促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3210

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

農業生産基盤整備の負担軽減を図り、将来の農業生産を担う農業の担い手（以下、「担い手」という。）への農用地の利用集積を促進し、安定した農業経営を確立することにより、地域農業の維持、発展を促す。

事業制度創設の背景

中山間地域の小規模団地においても農用地の利用集積を促進するために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）担い手農地集積促進事業

担い手農地集積計画に基づく対象事業（農山漁村地域整備交付金（中山間地域総合整備事業、農地環境整備事業）、中山間地域農業農村総合整備事業（令和3年度までの事業採択地区に限る））として実施される区画整理事業であって、受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に40%以上となった場合に、促進費を交付する事業。

（2）集落農地集積促進事業

農地利用集積計画に基づき、団体営農業基盤整備促進事業及び団体営農地耕作条件改善事業により、集落農地面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合（以下「集落農地集積率」という。）が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に50%以上となった場合に、促進費を交付する事業。

（3）水田園芸拠点産地形成促進事業

「しまねの園芸振興の展開方向」に基づき、団体営農地耕作条件改善事業及び団体営農業水路等長寿命化・防災減災事業により基盤整備を実施した農地の作付け延べ面積に占める県推進品目の割合が、対象事業の完了年度の翌年度から起算して3年の間に25％以上となった場合に、促進費を交付する事業。

（4）担い手不在集落解消促進事業

担い手不在集落において、担い手確保計画に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により、事業完了年度の翌年度から起算して3年の間に担い手が確保された場合に、促進費を交付する事業。

（5）地域計画農地利用促進事業

中山間地等の担い手不在以外の集落において、地域計画農地利用計画に基づき、団体営農地耕作条件改善事業により、地域計画における区域内の農用地等面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合が事業実施前から向上する割合が事業完了年度の翌年度から起算して3年の間に5％ポイント以上向上した場合に、促進費を交付する事業。

2　採択要件

各事業において対象となる事業が実施されていることに加え、以下の要件を満たす地区とする。

(1)担い手農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
①担い手農地集積計画が策定されていること。
②農地集積率が40%以上となることが確実と見込まれること。

(2)集落農地集積促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
①農地利用集積計画が策定されていること。
②集落農地集積率が50%以上となることが確実と見込まれること。

(3)水田園芸拠点産地形成促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
①水田園芸産地形成促進計画が策定されていること。
②県推進品目の作付け割合が25％以上となることが確実と見込まれること。

(4)担い手不在集落解消促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
①担い手確保計画が策定されていること。
②担い手の確保が確実と見込まれること。

(5)地域計画農地利用促進事業の対象は、次の要件をすべて満たす地区とする。
①地域計画農地利用計画が策定されていること。
②地域計画における区域内の農用地向上率が5％ポイント以上向上することが確実と見込まれること。

3　事業主体

市町村　土地改良区

4　費用の負担

県:10/10

問合先	部局名	島根県農林水産部農村整備課基盤整備係		担当者	田子　翔馬
	TEL	0852-22-6262	メールアドレス	tago-shoma@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単公共事業調査設計事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3211
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） 農業農村整備事業の事業計画の立案等に必要な調査を実施する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** **（１）農業農村整備事業調査計画** 農業農村整備事業の実施に必要な諸条件について調査し、事業計画を立案する。 **（２）特別資材調査** 建設工事積算基準（島根県農林水産部・島根県土木部）に基づき、公共工事の積算に必要な建設資材単価について調査を行う。 **（３）ほ場整備事後調査** ほ場整備完了地区において、整備後の営農状況等を調査し、ほ場整備による効果の発現状況を検証するとともに課題・問題点を把握し、その結果を継続地区や新規地区にフィードバックする。 **２　調査計画期間** 単年度調査を基本とする。 **３　調査主体** 県 **４　費用の負担** 農業農村整備事業調査計画：県50%、市町村50% 特別資材調査　：県100% ほ場整備事後調査　：県100%						

問合先	部局名	島根県農林水産部農村整備課企画調査係		担当者	岡田　滉平
	TEL	0852-22-5146	メールアドレス	okada-kohei@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	県単渇水対策緊急支援事業	新規・継続区分	新規	事業番号	3212

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　81　その他

その他の内容（ 渇水対策 ）

近年、気候変動に伴う少雨により河川やため池等の水量が減少し、農業者等が農業用水の確保に苦慮する事態が生じている。今後も、気候変動の影響による渇水が発生する頻度は高まると想定されるため、渇水時の農業用水確保の取組を迅速に支援し、農業被害を未然に防止する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

渇水時に行う仮設ポンプ設置・運転、散水車等による農業用水の運搬・補給等の農業用水確保に対する取組を支援する。

２　採択要件

次に掲げるいずれかの状況にあって、農業被害を及ぼすことが想定される場合。

(1) 県において、渇水対策本部が設置された場合
(2) 市町村において、渇水対策本部が設置された場合
(3) ダム等の渇水調整（二次渇水調整）が発動された場合
(4) その他、知事が必要と判断した場合

３　実施主体

市町村又は土地改良区

４　費用の負担

県：50%、その他：50%

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課水利係		担当者	家迫　秀和
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	iesako-hidekazu@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	島根県	事業名	業水利施設省エネルギー化推進対策事	新規・継続区分	新規	事業番号	3213

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**81　その他**

その他の内容（ 電気料金等高騰対策 ）

農業者の負担軽減に資するとともに電気料金等の高騰の影響を受けにくい農業水利システムへの転換を進めることを目的とする。

事業制度創設の背景

農業水利施設は農業用水の供給だけでなく、市街地を含めた地域全体からの排水機能も有し、地域の防災・減災上、重要な施設であるが、維持管理費に占める電気料金等の割合が大きく、電気料金及び油脂費高騰の影響を受けやすい。電気料金等が高止まりする中、農業経営は厳しい状況にある。

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業水利施設管理者に対して電気料金及び油脂費高騰対策として交付金※を交付する。

※交付金の算定方法

電気料金及び油脂費の高騰分（令和2年～令和7年までの平均額と令和8年度の実績との差額）のうち5割を交付する。

2　支援対象施設

①基幹水利施設管理事業又は水利施設管理強化事業の対象施設

②維持管理費に占める電気料金及び諸油脂費の割合が25%以上の施設管理者が管理する施設

3　実施要件

・省エネルギー化推進計画の策定

・省エネルギー化・コスト軽減・体制強化の取組メニューの中から2つ以上を実施

取組メニュー		
省エネルギー化	ソフト対策	ポンプの吐出し水位の見直し
		ポンプの吸込み水位の見直し
		排水機場の内水位調整
		休止可能機器の通電停止
		大口径ポンプの優先使用
		無効送水の削減
		節水による送水量の削減
		エネルギー管理の強化
		独自取組（省エネ化） （その他農業水利施設の省エネルギー化の効果が認められる取組（以下「独自取組（省エネ化）」という。））
	ハード対策	高効率変圧器への更新
		電動機制御方式の見直し
		高効率電動機への更新
		減速機の省略
		高効率ポンプへの更新
		インペラ（羽根車）の改造
		水路のパイプライン化
		遠隔制御機器の導入
		再生可能エネルギー施設の導入（自家消費有り）
		独自取組（省エネ化）

取組メニュー		
コスト削減	ソフト対策	ポンプの同時運転台数の削減
		電力契約の適正化
		電力契約使用期間の短縮
		独自取組（コスト削減） （その他農業水利施設のコスト削減の効果が認められる取組（以下「独自取組（コスト削減）」という。））
	ハード対策	力率の改善
		ピークカットのための調整施設の整備
		再生可能エネルギー施設の導入（自家消費なし）
		独自取組（コスト削減）

4　実施主体　　**5　費用の負担**

土地改良区・水利組合等、　10/10

問合先	部局名	島根県農林水産部農地整備課国営事業対策室		担当者	家迫　秀和
	TEL	0852-22-5021	メールアドレス	iesako-hidekazu@pref.shimane.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岡山県	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3301

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助事業対象外の小規模なものについて,農業基盤整備事業を実施し、農業経営の安定を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択要件・補助率

(1)土地改良事業 受益面積5ha以上20ha未満（過疎、振興山村、離島、野菜指定、特農、棚田、2ha以上）
20ha（離島、過疎など10ha）を超える場合は、公共事業の採択基準に満たないもの

補 助 率 ： 45%以内
事 業 費 ： 10万円以上
事業工種 ： かんがい排水事業、機械揚水事業 、畑地かんがい事業、暗渠排水・客土事業

(2)農道整備事業 受益面積5ha以上(山間部等特殊な事情のある場合2ha以上)
補 助 率 ： 50%以内（過疎地域 55%以内）
事 業 費 ： 50万円以上
延　長 ： 100m 以上
幅　員 ： 3m以上で有効巾員が2m以上
そ の 他 ： 農道橋の新設又は改良にあっては、受益面積及び巾員が上記の条件に適合しかつ、永久橋であるもの。農道保全にあっては受益面積、事業費及び巾員が上記の条件に適合するもの。

(3)農道舗装事業 受益面積5ha以上20ha未満（山間部等特殊事情のある場合2ha以上）
補助率 ： 13/30
受益戸数 ： 5戸以上
延　長 ： 100m以上1,000m未満（山間部等特殊事情のある場合100m以上500m未満）
幅　員 ： 3m以上で有効巾員が2m以上
その他 ： 舗装道路に接続するもの。農地沿い率70%以上。ただし急勾配及び荷傷 み防止を主目的とするものは除く。

(4)ため池周辺整備事業 推定堆砂量が貯水量の概ね10%以上かつ受益戸数2戸以上のため池であって500㎥以上の浚渫を含むため池周辺整備事業
補 助 率 ： 45%以内
事 業 費 ： 概ね1,000千円以上

(5)農地開発事業 農地造成面積2ha以上10ha**未満**
補 助 率 ： 50%以内（過疎地域 55%以内）

(6)景観・環境整備事業
補 助 率 ： 関連施設の単県整備事業の補助率
採択要件：①事業実施地域において本事業の計画性・継続性が認められること。
②土地改良施設を利用した景観・環境整備であること。

2 事業主体
市町村、土地改良区

問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課			担当者	末井　一真
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	kazuma_suei@pref.okayama.lg.jp		

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	岡山県	事業名	小規模ため池補強事業元利償還助成	新規・継続区分	継続	事業番号	3302

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費負担の軽減。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

国庫補助の対象とならない小規模なため池補強事業の実施に要する経費について、株式会社日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)から非補助土地改良資金として融資を受けた者（土地改良区等）に対し、当該借入金に係る元利償還金の一部について助成する。

2　事業の仕組み・助成額

事業の流れ

（1）非補助事業実施年度

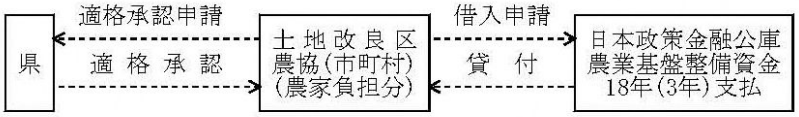

（2）翌年度以降

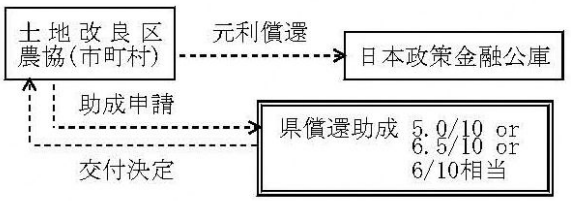

問合先	部局名	岡山県農林水産部耕地課		担当者	末井　一真
	TEL	086-226-7434	メールアドレス	kazuma_suei@pref.okayama.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	小規模農業基盤整備事業（一般事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	3401

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

地域の実情に即した基盤づくりを行うため、団体営事業の基準に達しない小規模な農業基盤の整備を行う。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の採択要件に満たない小規模な農業基盤の整備を必要とする地域への支援のため創設した。

事業制度の仕組等

１ 事業内容および採択要件

（１） かんがい排水事業

国が補助する団体営かんがい排水事業の採択基準に達しない農業用排水施設の新設改良で1地区の補助対象工事費（工事執行に伴う用地費及び補償費を除く）が150万円以上500万円以内のもの。

（２） 農道整備事業

①一般事業

国が補助する団体営農道整備事業の採択基準に達しない農道、農道橋で幅員が3メートル以上のもの及び索道又は軌道の運搬施設の新設・改良で1地区の補助対象工事費が200万円以上1,000万円以内のもの。

②農道舗装事業

国が補助する農道舗装事業の採択基準に達しないものであって次に掲げる要件のすべてに適合するもの。

a　畑地又は樹園地において行うもの。b　幅員が3m以上のもの。c　１地区の補助対象工事費が150万円以上500万円以内のもの。

（３） ほ場整備事業

国が補助する団体営ほ場整備事業の採択基準に達しないほ場整備に関する事業で次に掲げる要件のすべてに適合するものおよび国営農地開発区域内の石礫除去を行うもの。

①農地につき行う区画整理事業及びこれと相当の関連がある他の土地改良事業であって、区画整理事業の受益面積が3ha以上のもの。②1地区の補助対象工事費が200万円以上2,500万円以内のもの。

（４） 老朽ため池補強事業

国が補助する農業用ため池の採択基準に達しないため池の老朽化による決壊若しくは漏水又は地すべり、土砂崩れ等を防止するために行う堤体若しくは周辺の補強又は附帯施設（余水吐ゲートを含む）の改修であって、次に掲げる要件のすべてに適合するもの。

①公共性のあるもの。②１地区の工事費（工事の執行に伴う用地費及び補償費を除く）が100万円以上5,000万円以内のもの。

２ 事業主体

市町、土地改良区

３ 補助率

離島・山村5/10以内、一般4.5/10以内

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	来見田　美咲
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	ため池緊急整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3402

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　31　防災事業（地震・耐震対策）

その他の内容（　　）

崩壊の危険性があり、下流において重大な損害を与える恐れのあるため池等を緊急に整備する。

事業制度創設の背景

県内には、老朽化などにより堤体等に損傷や機能上の欠陥が発生し、改修を要するため池が多数存在する。また、社会情勢の変化により下流域に民家が増加し、仮にため池が決壊した場合、県民の生命・財産に甚大な損害を与える懸念があるため池もある。

厳しい県財政の下では、ため池整備も、集落法人などの担い手が中心となって力強い農業構造を確立するための対策とすることを原則としてきた。このため、いわゆる「担い手要件」を満たさない地域の危険なため池の整備などが地域の課題となってきた。

本事業は、農地が減少し住宅化が進んだ地域等において、このまま放置すると県民の生命・財産に甚大な被害が想定され、緊急に整備が必要なため池を対象に改修・補修・廃止等を行うため創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

ため池緊急整備事業により施設の改修、補修、廃止及び併せて行う安全対策を行うために必要な経費（調査測量試験費を含む）

2　採択要件

ため池詳細診断において健全度Cと判定したため池、廃止するため池及び担い手へ農業経営を集積するなどの「農業の構造改革」を実現することが困難と判断することが妥当な地域のため池であって、次の要件のすべてに適合するもの。なお、健全度Cと判定したため池については、事業主体により整備後の診断評価を行うこととする。

(1) ため池等に重大な損傷、機能上の欠陥があり、管理上の対応だけでは、豪雨・暴風時に所要の貯水・排水などの機能が確保できない恐れがある。

(2)被害想定区域に人家・公共施設が存在し、県民の生命・財産に重大な損害を与えることが懸念される。

(3)補助対象事業費が100万円以上4,000万円以内のもの。

3　事業主体

市町、土地改良区

4　補助率

離島・山村5/10以内、一般4.5/10以内

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	来見田　美咲
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	広島県	事業名	園芸作物条件整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3403

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　23　特定農産物支援

その他の内容（　　）

「2025広島県農林水産業アクションプログラム」の着実な推進を目指し、早期の園芸産地拡大や担い手の経営高度化を図るため。

事業制度創設の背景

集落法人等の担い手が園芸作物の生産拡大を図る際、作物に適した優良な農地を確保できていない場合が多く、作物の特性に応じた排水対策等の基盤整備が必要な状況であった。

事業制度の仕組等

1 事業内容

早期の園芸産地の拡大や担い手の経営高度化を図るため、簡易な基盤の整備を行う事業

① 農業用用排水施設
② 排水対策
③ 土層改良
④ 区画整理（換地を伴わないもの）
⑤ 農作業道
⑥ その他（上記①～⑤と併せて行う園芸作物栽培上必要な農地の保全施設又は鳥獣害防護柵等附帯施設）

2 事業実施要件

（１） 対象者

①園芸作物を導入・拡大・単収増を図る認定農業者及び認定新規就農者
②認定農業者及び認定新規就農者を育成するための研修を行うＪＡ等

（２） 対象農地

県の重点と推進品目又は地域プロジェクトに掲げる園芸作物を栽培する農地

3 事業主体

市町

4 補助率

1/2以内

問合先	部局名	広島県農林水産局農業基盤課		担当者	来見田　美咲
	TEL	082-513-3649	メールアドレス	nounouki@pref.hiroshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	山口県	事業名	単独県費土地改良事業 →単県農山漁村整備事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3501

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21 小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

機械化一貫体系の導入、集落営農法人への農地集積、高収益作物の導入等を進め、農業の体質強化を図るために必要な土地基盤を整備する（昭和39年の単独県費土地改良事業制度化時の目的）。

事業制度創設の背景

事業創設時は、農道整備とため池整備の2つの工種を対象にしたが、その後、国の補助事業の採択基準に満たない小規模な農業農村整備事業について、地元ニーズに応えるために必要に応じた工種の追加等を行い現在に至っている。

事業制度の仕組等

1 事業内容

（1）農林漁業生産基盤整備

ア 農業生産基盤整備事業

①農道整備事業②かんがい排水事業③ほ場整備事業④水田高機能化対策事業⑤危険ため池整備事業

イ 林業生産基盤整備事業

①小規模林道事業②森林管理道整備事業

ウ 漁業生産基盤整備事業

①産卵施設設置事業②幼稚仔保護育成礁設置事業③魚礁漁場整備事業④場環境整備事業

エ その他知事が特に認めるもの

（2）農山漁村生活環境

① 集落道整備事業②集落排水施設整備事業③ 飲用水等供給施設整備事業④ 集落防災安全施設設置事業⑤ コミュニティ施設整備事業⑥ 荷さばき所周辺環境整備事業⑦ 観光漁業施設整備事業⑧公園緑地・景観保全施設等整備事業⑨その他知事が特に認めるもの

（3）緊急防災対策事業

① 緊急ため池対策②危険ため池等農業水利施設整備

（4）調査計画事業

①調査計画事業

2 事業主体

市町、土地改良区、山口県土地改良事業団体連合会、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及びその他知事が適当と認める団体

3 補助率

市町の財政力区分に応じて30～50%

但し、

・山口県地域防災計画に定める危険ため池のうち基準に該当するものは40～60%、上記1の(3)の緊急防災対策事業のうち①緊急ため池対策については、市町の財政力区分に係わらず100%。

・調査計画事業は50%。

問合先	部局名	山口県農林水産部農村整備課		担当者	大嶋　康憲
	TEL	083-933-3418	メールアドレス	ohshima.yasunori@pref.yamaguchi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	徳島県	事業名	県単土地改良事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3601

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国補事業の要件に満たない地域において、農業の近代化を促進するため必要な農業生産の基盤の整備・開発を図り、もって農業生産性の向上と農業構造の改善に資すること。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容と補助率

①かんがい排水事業：農業用用排水施設の新設、廃止又は変更（30%以内～40%以内）
②ほ場整備事業：農地等の区画形質の変更、暗渠排水、客土及びこれに付帯する事業（30%以内）
③土づくり対策事業：農用地につき行う土壌改良、土層改良及び深耕等（30%以内）
④農道整備事業：農道、農道橋又は索道の新設、廃止又は変更（35%以内）
⑤農道舗装事業：農道の舗装（35%以内）
⑥畑地かんがい事業：畑地を対象とするかんがい施設の新設又は変更（30%以内）
⑦維持補修事業：土地改良施設で緊急に必要な補強補修工事又は維持工事（30%以内）
⑧干害応急対策事業：水路の掘削、井戸の掘削、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置及びその他用水確保のための工事等（60%以内）
⑨災害防止対策緊急事業：災害に伴い農地及び農業用施設とその周辺の渓流等に堆積した土砂や流木の緊急撤去・流出防止工事等（50%以内）
⑩野菜増産基盤整備モデル事業：農地の排水改良（50%以内）
⑪水位低下に対する農業用水緊急対策事業：農業用水の取水口での河川水位が低下し、用水の取水が困難となっている地域において、緊急的に実施する用水確保対策工事における揚水機の賃借及び設置等（50%以内）
⑫とくしま発小水力発電モデル事業：小落差の農業用水路を活用した実証用小水力発電施設の試験及び整備（定額及び50%以内）
⑬農業用ため池等しゅんせつ事業：農業用ため池又は農業用排水路の底に堆積する泥土のしゅんせつ（50%以内）
⑭農業用施設自然エネルギー活用促進事業：自然エネルギーを活用した自家消費型発電施設及びあわせて行う蓄電池の整備（50%以内）
⑮田んぼダム導入促進支援事業：田んぼダムの導入に向けた、排水口の設置、畦畔の築立等（定額）

２　採択要件等

土地改良法第8条の要件の他、次の各号の基準を満たすこと。
①水利権等の各種権利関係が調整される見通しがある。
②関連事業との調整される見通しがある。
③事業費が30万円以上である。（事業⑮については事業費200万円未満とする。）
④受益面積が概ね2ha以上である。
⑤事業による総合的な効果が認められる。
⑥その他事業種類ごとに定められる採択基準を満たす。

３　事業主体

市町村、土地改良区、JA等

問合先	部局名	徳島県農林水産部農山漁村振興課		担当者	久米　賢治
	TEL	088-621-2452	メールアドレス	kume_kenji_1@pref.tokushima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	単独県費補助土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3701

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

地域条件、採択要件等により国庫補助事業での実施が困難な小規模土地改良施設の新設・改良を行い、生産性の向上、営農労力の節減、維持管理費の節減などにより農業経営の安定を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　対象事業

（1）かんがい排水事業

ため池、頭首工、水路（配管施設を含む）、さく井（浅井戸を含む）、樋門、機械揚水（吸水槽、吸水管、ポンプ、原動機、揚水管及び吐水槽並びにこれらの施設の附属物を含む）及び安全施設

（2）農道事業

（3）ほ場整備事業

2　採択要件

（1）かんがい排水事業

生産性の向上及び水資源の有効利用に必要な重要かつ緊急を要する事業で、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間及びこれに準ずる地域（以下「中山間地域」という。）にあっては30万円以上であるもの。

安全施設にあっては農業水利施設への転落による被害の防止を図るための事業であって、1地区の事業費が10万円以上であるもの。

（2）農道事業

1）農産物の流通過程の改善とともに農村環境の整備のため、特に必要と認められる事業であって、1地区の事業費が100万円以上であるもの。ただし、中山間地域にあっては、30万円以上であり、かつ次の条件に適合するものであること。

①農道（②と③に掲げるものを除く）にあっては、幅員がおおむね4m（中山間地域にあっては、おおむね3m）以上であること。

②農道橋では幅員がおおむね3.5m（中山間地域ではおおむね3m)以上であること。

③農道舗装にあっては、舗装する農道の幅員がおおむね3m以上で既存の舗装道路に接続して行うものであること。ただし、急勾配地区で路面侵食の激しいところにあっては、既存の舗装道路に接続して行われなくてもよいものとする。

2）安全施設にあっては農道からの転落による被害の防止を図るための事業であって、1地区の事業費が10万円以上であるもの。

（3）ほ場整備事業

中山間地域で地形条件等によって、国の補助事業の適用が困難な地域で受益面積5ha未満、関係戸数2戸以上であること。

3　事業主体

市町、土地改良区、その他

4　補助率

県：50%

混住化地域におけるかんがい排水事業（水路）又は連携管理保全計画（水土里ビジョン）に位置付ける施設に係るかんがい排水事業は55%以内

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	高木　ゆかり
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	pe4353@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	香川用水非受益地域用水確保事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3702

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

香川用水の恩恵を受けられない山間部や島嶼部などの条件不利地域の水資源対策を実施し、農業用水の安定確保を図る。

事業制度創設の背景

1978年の香川用水の本格通水によって農業用水は画期的な改善が図られたが、一方で香川用水の恩恵を受けられない非受益地域においては、山間部・島嶼部を中心にほぼ全域において潜在的な水不足が残っているため、その解消を目的として本事業が創設された。

事業制度の仕組等

1　対象事業

香川用水非受益地域において、農業用水を確保するために行う下記事業
①貯水池の新設及び嵩上げ
②貯水池の浚渫
③さく井及び揚水施設の新設及び改良
④頭首工の新設及び改良
⑤貯水のために必要な承水又は導水施設の新設及び改良
⑥水源確保に伴う用水路の新設及び改良

2　採択要件

補助事業を採択すべきものと認める場合の基準は、次のすべてを満たすこと。
①香川用水非受益地域内において、農業用水の需要を満たすための水源確保事業であること。
②受益面積が、おおむね10ha未満であること。
③1地区の事業費が50万円以上のものであること。

3　事業主体

市町、土地改良区、その他

4　補助率

上記1の①～②　：　70%
連携管理保全計画（水土里ビジョン）に位置付ける施設は75%

上記1の③～⑥　：　60%
連携管理保全計画（水土里ビジョン）に位置付ける施設は65%

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	高木　ゆかり
	TEL	087-832-3437	メールアドレス	pe4353@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	ため池防災対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3703

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　36　防災事業（総合）

その他の内容（　　）

防災上危険で放置することのできないため池を対象に、保全又は防災のための整備を実施し、災害の未然防止に努める。

事業制度創設の背景

近年、農業従事者の高齢化や減少などにより、受益農地の減少・消滅や管理者不在などの事態が発生し、管理が行き届かず災害の発生が懸念される小規模なため池が増加している。このため、県では平成18年に学識経験者、農業関係者、市町長等で構成する「小規模ため池保全管理検討委員会」を設置し、「管理放棄されたため池の望ましい保全管理のあり方」や「県、市町の役割」について検討を行った。

委員会の検討結果では、県は市町が主体となって行う防災措置に対し、技術的・財政的支援に努め、地域の総意に基づき、貯水機能の廃止も含めた防災対策の推進を図ることが望ましいとされたことから、本事業を創設し、災害の発生を未然に防止する。

また、平成25年度からは、防災対策に加え、国の補助事業では実施不可である受益戸数1戸のため池についても保全整備が実施できるよう制度を拡充した。

さらに、令和8年度からは、防災・保全に加え、ため池の管理強化を図るため、緊急放流施設の設置や外来種等の駆除が実施できるよう制度を拡充した。

事業制度の仕組等

１　事業内容と補助率

種類	工事の内容	補助内容
1. 保全型	(1)一般型：堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置 (2)規模縮小型：堤体、洪水吐、取水施設の改修、その他保全措置	60%以内
	(3)管理道整備型：防災重点農業用ため池までの管理道の新設及び拡幅	定額助成 ・２万円/m(縦断勾配12%以上部分は１万円/m加算) ※総延長：100mまで ※補助金額の加減：30万円/地区
2. 防災型	(1)貯水機能を廃止する場合 堤防の開削、接続水路の設置、その他防災措置 (2)環境資源、地域資源として一部貯水機能を残す場合 堤防の開削、洪水吐の切落し、接続水路の設置、樋管の撤去・閉塞、一時貯留水配水施設の設置、その他防災措置 貯水機能を環境資源、地域資源(防火水槽、ビオトープ、親水公園)として活用するために必要な工事	50%以内 ただし、補助金額の上限は次に掲げる表のとおりとする。 堤高 / 上限 5m未満 / 1,000万円 5m以上10m未満 / 2,000万円 10m以上 / 3,000万円
3. 管理強化型	(1)緊急放流型：ため池の低水管理のためのサイホンの新設等の簡易な設備	50%以内
	(2)外来種等対策型：洪水吐、貯水施設に影響を及ぼす生物種の駆除及び流出・流入防止施設の設置	50%以内 ※補助金額の下限：30万円/地区 ※補助期間：最大５年間

２　採択要件

(1)保全型工事

①受益農家が1戸以上であること。
②防災上の観点から放置できないものであること。
③ため池の管理について同意を得られていること。
④ため池の土地の所有者が公的団体でない場合は、公的団体にその所有権を移転することを原則とする。ただし、特別な事情がある場合は、ため池の土地所有者が公的団体でない場合においても実施することができる。
⑤規模縮小型で工事を行う場合は、「ため池保全管理協議会」において、ため池の所在する地域の土地改良区、その他の関係団体の同意が得られるものであること。
⑥管理道整備型で工事を行う場合は、有事の際、点検等による現場状況の把握が遅れ、被害拡大のおそれがあるもの。

(2)防災型工事

（１）の②、④及び次に掲げる要件を備えていること。
①原則、貯水量が5,000m³未満であること。ただし、防災重点農業用ため池で、劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、この限りではない。
②ため池の受益が無いこと。
③工事施工後に存ずる土地・施設の新たな管理者・管理方法があらかじめ定められていること。
④ため池保全管理協議会において、ため池の所在する地域の土地改良区その他の関係団体の同意が得られるものであること。

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	ため池防災対策特別事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3703

事業制度の仕組等

（3）管理強化型
①緊急放流型の場合、（１）の①、②、③、④の要件を備えていること。
②外来種等対策型の場合、受益農家が2戸以上であること。
③外来種等対策型の場合、（１）の②、③、④の要件を備えていること。
④外来種等対策型の場合、外来種等の繁茂によりため池の健全性が失われるおそれがあること。

３ 事業主体
①市町
②土地改良区(保全型及び管理強化型のうち受益農家が2戸以上の場合に限る)
③土地改良区連合、共同施行者(保全型(管理道整備型)及び管理強化型のうち受益農家が2戸以上の場合に限る)

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	福井　夢海
	TEL	087-832-3441	メールアドレス	hp3186@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	地域計画実現化促進生産基盤整備事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3704

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農地の集積や有効利用等の促進効果が大きい農業生産基盤の整備を通じて、地域の話し合いによる地域計画の策定とその実現をはかる。

事業制度創設の背景

農業者の減少・高齢化が進行するなか、地域農業の持続的な発展のためには、多様な担い手による農地の最適化利用を定める地域計画（目標地図）の策定が必要となっている。しかし、地域計画の策定において、生産性や収益性の向上が図れない狭小・不整形の農地や湿田などは敬遠される傾向にある。

このため、多様な担い手のニーズに即した生産基盤整備を通じて、優良農地の確保による生産性や収益性の向上を図ることで、地域計画の円滑な策定及び農地集積・集約化等の実現化を促進する。（本事業の創設に伴い、集落営農推進生産基盤整備事業は廃止）。

事業制度の仕組等

1　事業内容

農地の集積や有効利用等に向けた促進効果が大きい、以下の①～⑥の工種の新設・改良を対象とする。

①パイプライン化
②暗渠排水・湧水処理
③区画整理
④客土
⑤荒廃農地解消
⑥農道

2　採択基準

①地域計画が策定された地域内の生産基盤整備であり、事業完了後、速やかに地域計画の実現が完了する見込みであること。
②1地区の事業費が30万円以上であること。
③受益者2戸以上。
④国または県の他の補助事業で重複して補助を受けていないこと。（大区画化等加速化支援事業及び農地耕作条件改善事業の定額助成は除く。）
⑤荒廃農地解消事業は、農地の障害物の除去を対象とする。ただし、国もしくは県の補助事業を活用した区画整理（ほ場整備）に着手する予定の農地に限る。

3　事業主体

市町、土地改良区、農地中間管理機構、法人格を有する集落営農組織、土地改良法に基づく共同施行

4　補助率

60%

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	毛利　栞菜
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	hw3101@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	農地集積促進事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3705

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

本県において持続的な力強い農業を実現していくためには、良好な営農条件を備えた優良農地を創出するほ場整備を推進する必要がある。このため、国の採択基準に満たない小規模なほ場整備事業の推進と併せて、地域の担い手に地区内農地の集積・集約を推進するものである。

事業制度創設の背景

県営ほ場整備事業（農業競争力強化基盤整備事業：受益面積20ha以上）では、ほ場整備事業後の農地利用集積率に応じて補助金が得られる国庫補助事業（中心経営体農地集積促進事業）を活用しているが、本県では県営ほ場整備事業が可能な広がりのある団地が少ない。このため、本県の実情に即した小規模なほ場整備を推進することとし、地域の担い手への農地集積率に応じて助成する制度を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）中心経営体への集積率に応じた助成

助成対象事業（ほ場整備事業やほ場整備済み地区（ほ場整備と同等の整備が行われている地区を含む）で実施するパイプライン化単独事業）を行う地区において、中心経営体への集積率に応じて助成

（2）中心経営体への集約率に応じた助成

（1）の地区において、さらに中心経営体の集積面積の80％以上を集約した場合に助成

中心経営体集積率	助成割合	集約加算	計
85%以上	8.5%	4.0%	12.5%
75%以上～85%未満	7.5%	3.0%	10.5%
65%以上～75%未満	6.5%	2.0%	8.5%
55%以上～65%未満	5.5%	1.0%	6.5%

※ただし、助成対象事業の地元負担額が上限となる。

2　採択基準

①国又は県の補助事業で助成対象事業を実施している地区
②国の中心経営体農地集積促進事業の助成の対象となっていない地区
③地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織、市町村基本構想に示す目標所得水準を達成している農業者、市町村が認める者及び認定農業人材（中心経営体））への集積となっている地区

3　事業主体

市町及び土地改良区等の助成対象事業の実施主体
県営の助成対象事業に関係する市町及び土地改良区等

4　助成金の負担割合

県：50％　　市町：50％

＊例えば、中心経営体集積率が85%かつ中心経営体の集積面積の80%を集約した場合、助成対象事業の総事業費の最大12.5%（県負担は6.25%（12.5×50%））を助成する。

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	毛利　栞菜
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	hw3101@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	農地維持管理省力化事業	新規・継続区分	改正	事業番号	3706

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

農地法面へのカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化などを支援し、多大な労力を費やしている農地法面等の草刈りや水管理等の維持管理の省力化を促進し、担い手への農地の集積・集約化を推進する。

事業制度創設の背景

担い手への農地の集積を推進する上で、農地等法面の草刈りや水管理等に係る労力の増大が課題となっている。このため、農地法面の管理の省力化を図るカバープランツの整備やパイプライン給水栓の自動化等を促進し、担い手への農地集積を促進・強化することを目的に本事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　対象事業

(1)法面管理省力化事業

法面管理労力軽減を図るための、カバープランツや防草シート、管理用小段等の設置、除草機械等の導入支援

(2)水管理省力化事業

水管理労力軽減を図るための、パイプライン整備済み地区における給水栓の自動化

2　採択要件

①農振農用地区域内であること
②受益戸数が2戸以上であること
③農地の集積・集約の強化が図られること
④地域計画において10年後の耕作者が定められていない農地で、国補団体営事業や県単独事業で畦畔除去等による区画拡大を行い、区画拡大を行った農地の総面積が2.0ha以上かつ、区画拡大を行った農地の10年後の耕作者が、除草機械等導入の支援を受けようとする中心経営体となること

3 事業実施主体

市町、土地改良区、土地改良法に基づく共同施行、農地中間管理機構、中心経営体
（除草機械等導入支援については市町、土地改良区、
中心経営体（事業要件④を満たす場合）が対象）

4　補助率

県：　50%
(除草機械等導入支援の上限は250万円/台)

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	葛西　雅史
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	tf1363@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	香川県田んぼダム推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3707

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　防災事業（洪水暴風雨対策）

その他の内容（　　）

県は、農業・農村が持つ多面的機能の発揮に加え、流域治水の一環として田んぼダムを推進するため、田んぼダムに取り組む組織への支援を通じて、他地域の意識醸成を図り、田んぼダムの取組み拡大につなげる。

事業制度創設の背景

近年の気候変動によるゲリラ豪雨・線状降水帯等に伴い頻発化・激甚化している水害について、これからの治水対策は、従来のハード対策を進めつつ、集水域から氾濫域にわたる流域全体のあらゆる関係者が協働して、流域全体で水害を軽減させることが求められている。

事業制度の仕組等

香川県田んぼダム推進事業

１．事業主体

多面的機能支払交付金に取組む活動組織
流域治水プロジェクトに係る地域で田んぼダムに取り組む組織

２．補助内容

①排水堰管理費補助（500円/１区画　県補助率：100%）
田んぼダムに取組むほ地の排水堰管理費用を補助

②田んぼダム整備費補助（事業費1/2以内　県補助率：50%）
田んぼダムに取り組むために事前に行う畔塗・排水堰補修など簡易な農地基盤整備に要する費用を補助（ただし、通常の維持管理に係るものを除く）

③畦畔復旧費補助（事業費1/2以内　県補助率：50%）
田んぼダム実施ほ地において、大雨等により畦畔崩壊等の被災があった場合、畦畔復旧に要する費用を補助

問合先	部局名	香川県農政水産部土地改良課		担当者	林　公章
	TEL	087-832-3438	メールアドレス	ea3516@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	水田活用促進緊急基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3708

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

水田を将来にわたって持続させるために、ほ場整備をはじめとした、農業生産基盤の整備を支援し、担い手等による水田の継続利用や、遊休農地化の未然防止を図る。

事業制度創設の背景

農業者の減少・高齢化が進行しているなか、地域の担い手への農地集積・集約化を図っている。しかし、担い手により長年麦等の転換作物が固定化されている農地については畦畔等の湛水施設の脆弱化を招くとともに、用排水施設の維持管理も行き届かず老朽化が進行しているため対策が必要となっている。

事業制度の仕組等

1　事業内容

（1）かんがい排水事業
①パイプライン
②用排水路
③暗渠排水
④畦畔復旧

（2）ほ場整備事業
⑤区画整理
⑥荒廃農地解消

2　採択基準

①地域計画が策定された地域内で、担い手への農地集積率が45%以上の一定地域において、事業完了後10年間、担い手による戦略作物等の作付が確約されること。
②1地区の事業費が30万円以上であること。
③受益者2戸以上。
④荒廃農地解消事業は、国または県の補助事業による区画整理（ほ場整備）の着手が確実であること。

3　事業主体

市町、土地改良区、農地中間管理機構、法人格を有する集落営農組織、土地改良法に基づく共同施行

4　補助率

60%

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	毛利　栞菜
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	hw3101@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	香川県	事業名	香川型農業推進優良農地確保事業（団体営）	新規・継続区分	新規	事業番号	3709

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

担い手による効率的な営農や大型機械の導入が容易となるよう、土やコンクリート畦畔の除去による区画拡大を図るとともに、主体的にほ場整備事業を推進した土地改良区への助成や、生産基盤整備完了後の農家負担の軽減を図ることで、優良農地及び大区画農地の確保を促進する。

事業制度創設の背景

本県の担い手への農地利用集積率は全国平均に比べて低く、主な原因である低いほ場整備率の向上が急務である。

また、本県の条里制の遺構が残る地域においては、形状が整っているものの1区画が10a程度の小規模な農地が集まっており、担い手が借り受けしづらい状況となっている。

事業制度の仕組等

＜団体営地域計画連携型＞

土やコンクリート畦畔の除去により農地を統合し、区画拡大を含む生産基盤整備を実施した地区に対し、助成を行うことにより、事業実施に係る地元負担の軽減を図る。

1　事業内容

地元負担が2%となるよう各種事業を実施した事業主体へ助成を行う。（最大＋10%）

2　採択基準

地域計画において10年後の耕作者が定められていない2ha以上の農地が対象で、下記の事業にて生産基盤整備を行うものが対象。

①大区画化等加速化支援事業（国補）
②農地耕作条件改善事業（国補・定額）
③地域計画実現化促進生産基盤整備事業（単県）
④水田活用促進緊急基盤整備事業（単県）
⑤単独県費補助土地改良事業（単県）

3　事業主体

市町、土地改良区

＜団体営基盤整備事業推奨支援型＞

1　事業内容

一定地域内（土地改良区単位）のほ場整備未整備地で、土地改良区が事業主体となりほ場整備を実施した場合、奨励金10千円/10aを事業完了後、土地改良区へ交付。（最大300万円）

2　採択基準

ほ場整備未実施地域であること。

3　事業主体

土地改良区

問合先	部局名	香川県農政水産部農村整備課		担当者	毛利　栞菜
	TEL	087-832-3448	メールアドレス	hw3101@pref.kagawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	県単独農地防災施設維持管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3801

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

地すべり等防止法、海岸法に定められた県管理施設の適切な機能維持を図るため、老朽化等により著しく機能が低下した施設の補修を行い、災害の発生を未然に防止する。

事業制度創設の背景

県管理施設である地すべり対策施設及び海岸保全施設について、国庫補助事業の対象とならない維持・補修・改修の必要性が生じたために創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

農地整備課が管理する農林水産省所管の海岸保全施設・地すべり防止施設について、機能維持と維持管理のために行う工事で、対象施設は以下の通り。

（1）海岸保全施設

海岸法第2条第1項に規定する施設（海岸保全区域にある堤防、護岸、突堤、その他海岸を防護するための施設）

（2）地すべり防止施設

地すべり等防止法第2条第3項に規定する施設（地すべり防止区域にある排水施設、擁壁、ダムその他の地すべりを防止するための施設）

２　採択要件

国の補助要件に満たない軽微なものであること

３　事業主体

県

４　補助率

県　100%

問合先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課		担当者	農地防災係
	TEL	089-912-2546	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	県単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3802

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

市町村、土地改良区、農業協同組合及び複数の農業者による共同施工者が行う土地改良事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、農業経営の合理化及び生産力の増強を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１ 事業内容

国補助事業適用外の地区を対象とした以下の事業。

（1）かんがい排水　用排水路、樋門、湧水池、揚水機場、ため池（浚渫を含む）、井堰等の新設又は改修

（2）ほ場内農道　農道（舗装を含む）、軌道の新設または改修

（3）区画整理　農地の区画形質変更、客土、暗渠排水、土壌改良、交換分合および換地

（4）特認　知事が必要と認めるもの（ただし、災害復旧事業を除く）

２ 採択要件

【対象地域】

農業振興地域

【採択基準】

（1）受益面積　受益面積の合計が5ha以上（中山間地域等については1ha以上）

（2）対象地域　農業振興地域（区画整理は中山間地域等の農業振興地域内農用地に限る）

（3）事 業 費　おおむね100万円以上

（4）各工種ごとに受益戸数2戸以上

（5）補助対象　本工事費、用地買収費及び補償費、換地費

３ 事業主体

市町、土地改良区、その他

４ 補助率

（1）かんがい排水　40%

（2）ほ場内農道　50%

（3）区画整理　60%（市町が30%以上を負担する場合）

50%（上記以外）

問合先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課		担当者	ほ場整備係
	TEL	089-912-2542	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	愛媛県	事業名	樹園地農業スマート化促進事業費	新規・継続区分	継続	事業番号	3803

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

スプリンクラー施設とICT技術を融合して機能を高度化することで、かんきつ農業の生産性向上、品質向上を図る。

事業制度創設の背景

県内かんきつ栽培のリーディング地区である真穴地区では、ネットワークインフラを構築し土壌水分量をデータ化しみかん栽培における最適なかん水量を確立する実証実験やマルチドリップ栽培の推進など収益向上を目指す取り組みをしている。しかし、稼働中のスプリンクラーは、一斉防除一斉かん水を行うシステムではあるものの、柔軟な散水量、範囲を設定できない、制御盤がICTに対応した仕組みとなっていない等スマート化の障害となっていることからICTを用いたスマート農業と融合した高度なシステムの開発を行う。また、園地は肥料大量投入による土壌の酸性化が進行し、土壌改良剤の投入に手間が生じていることなどから、一層の労力軽減を図るため、スプリンクラー等による土壌改良材等の施肥技術の開発を行う。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

(1)スプリンクラーシステム実証試験

令和7年度に開発した遠隔操作・監視システムについて、実証試験結果や施設管理者の要望を踏まえた改良を行い、機器の動作や操作性の向上を図る。

(2)土壌改良剤散布技術の研究

土壌改良剤の処理濃度・時期の解明等基礎データの収集、導入の可否基準検討を行う。

２ 事業主体

県

３ 補助率

県　100%

問合先	部局名	農林水産部農業振興局農地整備課		担当者	農業水利係
	TEL	089-912-2543	メールアドレス	nouchiseibi@pref.ehime.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	高知県	事業名	耕地自然災害防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3901

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

耕地災害危険地域における災害未然防止のために緊急に行う必要のある保全施設等を設置し、生産基盤の保全及び民生の安定と地域の活性化を図る。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

災害防止のために行う土留擁壁、排水路、承水路、ｱﾝｶｰ、抑止杭、落石防止柵、排水ﾎﾞｰﾘﾝｸﾞ等の防災施設の設置、及び老朽化等により災害防止上緊急に整備する必要がある農業用ため池の整備補強等に必要な工事・調査

２　採択要件

【対象地域】

①地域防災計画に掲げられている災害危険地域
②過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資するもの（市町村営事業のみ）
③その他知事が必要と認める地域（県営事業のみ）

【採択基準】

①県営事業

地すべり指定区域、地すべり危険区域、その他県管理区域及びこれに準ずる区域における災害未然防止のために行う工事・委託業務（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象になるものは除く）

②市町村営事業

1）地域防災計画に掲げられている災害危険地域において災害未然防止のために行う工事（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの及び国庫補助事業の対象となるものは除く）

2）過去に県営ほ場整備を実施した地域で、かつ流域治水に資する地区で行う排水改良工事（ただし、維持管理的なもの、人為的な原因によるもの、国庫補助事業の対象となるもの及び仮設的なものは除く）

なお、本項に関しては、令和7年度までの措置とする。

３　事業主体

県、市町村

４　補助率

①県営事業　：　100%　（ため池耐震対策　90%）
②市町村営事業　：　地すべり対策工事　80%
それ以外　50%

問合先	部局名	高知県農業振興部農業基盤課		担当者	上岡　剛
	TEL	088-821-4566	メールアドレス	gou_kamioka@ken4.pref.kochi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	高知県	事業名	ほ場整備推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	3902

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11 地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

市町村が計画するほ場整備の実施区域において、市町村等が行っている事業化に向けた調査や計画策定等を支援することで、農業全体を下支えする基盤整備の推進及び農地の確保を図る。

事業制度創設の背景

全国に比べほ場整備率の低い本県において、優良農地を確保することが求められてきた。令和2年度からは県産業振興計画に、ほ場整備事業の推進を掲載するなど新たな取り組みを行う中で、市町村への支援を行うために本事業を創設。

事業制度の仕組等

1 事業内容

1) 権利者調査（土地所有者、相続者等を含む。）
2) アンケート調査
3) 公図連続図作成
4) 計画構想図作成
5) 営農構想図作成
6) 概算事業費算出
7) 啓発普及資料作成
8) 実施計画策定の前に必要な情報収集や計画作成
9) その他ほ場整備事業の計画策定に必要な業務

2 採択要件

経営体育成基盤営備事業において、区画整理を実施する予定地

3 事業主体

市町村

4 補助率

調査、計画策定等に必要な経費の2分の1以内（1,000円未満は切り捨て）
ただし、補助上限500万円

問合先	部局名	高知県農業振興部農業基盤課		担当者	松井　繁幸
	TEL	088-821-4566	メールアドレス	shigeyuki_matsui@ken4.pref.kochi.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福岡県	事業名	農村環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4001

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助の対象とならない小規模な施設について本事業により早急に整備し、事業効果の早期発現を図る。また、担い手農家やそれを支える農家及び土地持ち非農家などの農村生活者のために、一定の文化的で利便性のある生活環境基盤整備を行い、併せて親水施設等を整備することによって豊かで活力に満ちた農村づくりを行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容・採択基準

工　種	採　択　基　準
全般	1．ため池以外は農業振興地域内であること。 補則①　かんがい排水は、受益地が農振内農用地区域内であること。 補則②　農道は、農振内農用地区域内であること。 2．国庫補助対象外であること。 3．維持管理に属する、災害復旧工事でないこと。 4．単年度完了 5．測量試験費＝総事業費の４%以内 6．市町村負担＝総事業費の１０%以上
かんがい排水	1．農業用用排水路の新設、改良 2．受益面積＝１ha以上５ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3．末端受益戸数＝２戸以上 補則①　総事業費＝50万円以上3,000万円以下／１地区 補則②　用地買収費＝総事業費の30%以内
ほ場整備	1．農用地の区画整理、これと関連のある工事 2．受益面積＝１ha以上５ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3．末端受益戸数＝２戸以上 補則①　総事業費＝50万円以上3,000万円以下／１地区 補則②　区画整理が完了している地区に限り、単独で暗渠排水、客土をする場合も補助対象とする。 補則③　施設の撤去又は移転は補助対象とならない。
農道	1．農道の新設、改良、舗装　農道橋の新設、改良 2．受益面積＝１ha以上５ha未満 中山間地域については、受益面積＝0.5ha以上とする。 3．末端受益戸数＝２戸以上 4．施行延長＝200m以上1,000m未満 5．全幅員＝3.0m以上 中山間地域については、全幅員＝2.5m以上とする。 農道橋については、全幅員＝2.5m以上とする。 5．舗装厚＝3.0cm以上 6．農地沿率＝70%以上 7．附帯構造物＝工事費の30%以内 補則①　総事業費＝50万円以上3,000万円以下／１地区 補則②　用地買収費＝総事業費の30%以内 補則③　枝線は補助対象外
ため池	1．農業用ため池の機能回復 2．総事業費＝50万円以上3,000万円以下／１地区 3．防災重点農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした応急的な整備は、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を行ったもの（令和３年度に限り、劣化状況評価または地震・豪雨耐性評価を当該年度までに着手するもの）とする。 4．防災重点農業用ため池以外の農業用ため池のうち、施設機能の保全を目的とした整備は、管理者による定期点検が行われているものとする。 5．浚渫は、梅雨期及び台風期に、当該農業用ため池の貯留水を事前放流する事が確約できるものとする。 6．廃止は、防災重点農業用ため池以外の農業用ため池で、実施できるものとする。
農業集落道整備	1．農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で、集落間の連絡路 2．全幅員＝2.5m以上 3．施行延長＝50m以上 4．総事業費＝150万円以上3,000万円以下／１地区 5．用地買収費＝総事業費の30%以内
農業集落排水施設整備	A－１．農業集落の周辺農地がほ場整備中又はほ場整備済の集落で雨水、生活雑排水を排除する施設及びこれと連絡する排水路の整備 A－２．施行延長＝50m以上 B－１．集落排水事業を実施地区においては末端戸数＝２戸未満の国庫非補助管路処理施設の安全管理施設の整備（植栽は不可） 3．総事業費＝150万円以上3,000万円以下／１地区 4．用地買収費＝総事業費の30%以内

2 事業主体

市町村、土地改良区、その他

3 補助率

県:50%～40%

問合先	部局名	福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係		担当者	中村
	TEL	092-643-3504	メールアドレス	nakamura-a2108@pref.fukuoka.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	福岡県	事業名	県営土地改良事業実施計画費	新規・継続区分	継続	事業番号	4002

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

農業・農村の振興と活性化のために農業農村整備事業を県農業計画に基づき推進しているが、本事業は、それらの中から県営事業としての資格を有する事業の事業計画概要書策定に必要な調査等を行う。

事業制度創設の背景

農業農村整備事業の施行は、地域農業の中心となる経営体の育成と規模拡大により、効率的・安定的な農業構造の改善を確立するとともに、多様な農業経営に即応した農業再編を目指し、生産基盤と生活環境の一体的整備を進めて農業農村の活性化を図るものである。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択基準

土地改良法に基づく土地改良事業及び土地改良法の規定による手続きを必要としない農業生産基盤整備・農地等保全管理整備・農村整備にかかる事業のうち、県が事業実施主体となる事業を対象とする。

事業要望者は、事業実施の見込みがついた地区について、農業農村整備事業の計画策定や事業推進のための調査等を実施する。

２　事業主体

県

３　補助率

50%

問合先	部局名	福岡県農林水産部農山漁村振興課技術管理係	担当者	中村
	TEL	092-643-3504	メールアドレス	nakamura-a2108@pref.fukuoka.lg.jp

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4101

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　42 **施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

基幹水利施設等の緊急補修を行う市町村又は土地改良区に対し補助を行い、土地改良施設の適正管理と農業用水の安定供給を確保する。

事業制度創設の背景

国・県営土地改良事業によって造成された施設の突発的な事故や故障等により、緊急に対策を講じる必要が生じることがあるため。

事業制度の仕組等

1 事業内容

予測不可能な突発的な事故や故障等に対する緊急的な復旧・補修事業で、対象施設は 国・県営土地改良事業によって造成された次に揚げる施設とする。

① ダム及びその附帯施設
② ①に直結する基幹管水路（パイプライン）
③ ②以外の管水路
④ 揚水機場
⑤ 排水機場及び排水樋門

2 採択基準

対象となる施設の予測不可能な突発的な事故、故障等により緊急的な復旧、補修を行うものであって、次のすべてを満たすものとする。

①単年度で事業完了するものであること。
②他の補助事業の適用を受けないものであること。
③緊急的に復旧・補修を行わなければ、第三者に甚大な被害を及ぼす恐れのあるもの、施設の適正管理や農業用水の安定供給が妨げられるもの、またはその他知事が特に必要と認めたもの。
④事業費が40万円以上であること、但し前項③及び④においては、事業量が20万円以上であること。
⑤前項③及び④の事業主体は、土地改良区とする。

3 事業主体

土地改良区、市町

4 補助率

県 ： 50%

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	増田　祥己
	TEL	0952-25-7127	メールアドレス	masuda-yoshiki@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	さが農業農村振興整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4102

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

さが農業農村振興整備事業（以下「事業」という。）は、農業生産力の維持・強化に向けた生産基盤の確保や耕作放棄地の解消・発生防止等による中山間地域が果たす多面的機能の維持を図るため、小規模な農業生産基盤整備を行い、農業農村を振興する。

事業制度創設の背景

補助事業で対応できない受益地区及び事業内容に対して、農業の振興に必要不可欠な農地等の整備を行う要望が強く、新たな食料・農業・農村基本法の施行を受けて創設された。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

（1）生産基盤強化事業

①麦、大豆等の生産振興に向けた圃場条件整備や、担い手への農地利用集積を加速させるための農地・農業用施設の整備。
②農業生産活動と併せて生活環境の改善を図るための集落内の幹線的な道路や用排水路の整備。

（2）中山間地域農地等保全事業

中山間地域において、耕作放棄地の解消や発生を防止し、将来にわたって農業生産活動を持続させるための農地・農業用施設の整備。

（3）せまちだおし事業

中山間地域において、農業・農地を維持し、持続的に農業生産活動を行うため、農業者自らが行う農地およびこれと一体的な農業用施設の整備。

※中山間地域とは、受益地の主傾斜が概ね1/100以上で、次のいずれかを満たす地域。
①離島、山振、半島、過疎、特農のいずれかの指定を受けている地域。
②農林統計上で中間農業地域又は山間農業地域に区分される地域。
③傾斜農用地（田1/100以上、畑等8度以上）を有し、①の指定地域と山で接する地域
又は、これに準ずる地域として知事が認めたもの。
④林野率が50%以上を占める旧市町村。

２ 採択要件

以下の要件をすべて満たすものとする。
①国庫補助事業の対象とならないもの。
②事業の実施に必要な各種権利・地元調整が既に完了していること。
③受益者全員の同意を得ていること。
④事業の実施区域は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44 年法律第58 号）第8 条第2 項第 1 号に規定する農用地区域内の区域とする。ただし、農用地区域及び農用地区域以外の区域において、一体的に整備をする必要がある場合、必要な限度において、当該区域を事業の実施区域とすることができる。
⑤事業実施に係る基準は、実施要綱の別表2に掲げる区分であること。
⑥(1)、(2)については次の要件（a～d）をすべて満たすもの。
a 受益面積は1ha以上とする。（ただし、中山間地域は0.5ha以上とする）
b 受益戸数は2戸以上とする。
c 1地区あたりの事業費は概ね300万円以上とする。
d 事業費の25%以上を市町において負担するもの。
⑦(3)については次の要件（e～k）をすべて満たすもの。
e 受益面積は5a以上とする。
f 受益戸数は1戸以上とし、経営耕地面積が30a以上又は農産物年間販売金額が50万円以上の農業者であること。
g 受益個数1戸当たり事業費が10万円以上であること。
h 農業者自らが施工を行うこと。ただし、技術的等の理由により施工が困難な部分については、業者等へ委託を行っても構わない。なお、農業者自ら施工する際は、保険に必ず加入すること。
i 「それぞれの中山間チャレンジプログラム」の「チャレンジ産地」もしくは「チャレンジ集落」に選定さ れた地区で、地域農業の将来像について話し合いを行った結果、地域の目標達成に「せまちだおし」が必要と位置付けられていること。

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	さが農業農村振興整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4102

事業制度の仕組等

j 事業費の100分の25以上を市町において負担するもの。
k 受益地において、これまで基盤整備が実施されている農地については、畦畔除去や均平等の簡易整備のみとする。

３ 事業主体
市町

４ 補助率
生産基盤強化事業　県:40%、中山間地域農地等保全事業　県:45%
せまちだおし事業　県:50%

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	上土井　優貴
	TEL	0952-25-7127	メールアドレス	joudoi-yuuki@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	地すべり防止施設管理事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4103

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）の第7条〔地すべり防止区域の管理〕及び第27条〔地すべり防止区域の管理に要する費用の負担原則〕の規定に基づき、地すべり防止区域及び地すべり防止施設の維持管理を実施する。

事業制度創設の背景

これまで地すべり防止区域の指定を受け、地すべり防止工事により設置した施設は、経年変化による施設の劣化などが生じており、施設の機能を維持するための点検・補修等が必要になっている。

このため、地すべり防止施設の補修等が必要な施設の整備・点検、台帳の整備など、地すべり防止区域の適正な管理を行うことにより、地すべりによる被害を未然に防止し、農地の保全と県民の安全・安心を図る。

事業制度の仕組等

1　事業内容

「地すべり等防止法」により指定された地すべり防止区域において整備された地すべり防止施設の維持補修に必要な以下の事業。

① 地すべり防止施設の点検・補修等

② 地すべり防止区域台帳（帳簿、図面）の整備・更新（ﾃﾞｰﾀｰ化）

2　採択要件

①「地すべり等防止法」に基づき指定された地域であること

②上記区域内で実施した地すべり防止工事により整備した施設であること

抑止施設（抑止杭、アンカー工、法枠工、擁壁など）

抑制施設（集水井、水抜工、排水路、集水路など）

附帯施設（標識、標柱、安全施設など）

3　事業主体

県

4　補助率

県：100%

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	平　慎太郎
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	taira-shintarou@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	ため池災害防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4104

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

本県に点在する国庫補助の適用を受けない老朽ため池を対象に、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため改修工事を行う。

事業制度創設の背景

本県には約2660箇所のため池があり、国庫補助事業を活用して改修に取り組んでいる。しかし、国庫補助事業の適用を受けない小規模なため池も数多く存在しており、老朽化が進行している状況である。
このため、このような老朽ため池を対象として、農地及び農業用施設の災害を未然に防止するため、県単事業により改修工事を実施している。

事業制度の仕組等

１　事業内容

老朽化したため池における、①堤体の漏水を防止する工事、②余水吐・放水路を補強する工事、③取水施設を補修する工事、④洪水を調整するのに必要な浚渫工事、⑤その他防災上必要と認める工事

２　採択要件

老朽ため池の災害防止のための補修を行うもので次の要件をすべて満たすもの。

①国庫補助の適用を受けないもので次のいずれかに該当するもの
・受益面積　10ha未満
・1地区の工事費が　800万円未満
・洪水を調整するのに必要な浚渫工事

②緊急に災害防止のための補修を要するもの

③1地区の工事費が　200万円以上のもの

３　事業主体

市町

４　補助率

県:50%　（ただし、市町が工事費の25%以上を負担する場合に限る）

問合先	部局名	佐賀県農山村課		担当者	中原　拓美
	TEL	0952-25-7125	メールアドレス	nakahara-takumi@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	農林地崩壊防止事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4105

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するもののうち、国庫補助の対象にならない小規模な事例に対し、当該復旧等の事業を実施し、民生の安定を図る。

事業制度創設の背景

風水害等によって崩壊し、または崩壊のおそれがある農地・林地で、人家・公共施設に危害を及ぼす危険があり緊急に復旧等を要するものについて、国庫補助事業を活用して復旧等に取り組んでいるが、国庫補助の対象にならない小規模な事例では、県単事業に対応することとした。

事業制度の仕組等

1　事業内容

風水害によって土砂崩壊の危険が生じた箇所において、農地・林地の復旧を行う。

2　採択要件

暫定法の適用を受けない災害復旧事業で1箇所の工事費が40万円以上のもので、[土砂の崩壊を防止する工事]の採択基準以下のもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。

①人家 1戸以上に直接被害が及ぶもの。
②鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。
③官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。
④重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。
⑤農地 2ha以上に直接被害が及ぶもの。

3　事業主体

市町

4　補助率

県:50%

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	平　慎太郎
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	taira-shintarou@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	多面的機能支払交付金（さが園芸888推進地域支援事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	4106

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

多面的機能支払制度に取り組み、「さが園芸888運動」により園芸団地を造成する地域に対し、持続的に地域資源（農地、農道、水路等）が保全されるよう支援を行う。

事業制度創設の背景

本県では、「さが園芸888運動」により、米麦中心の農業から園芸作物への転換を推進する一方で、多面的機能支払交付金は、田を畑に転換する場合、交付金が減額になる。多面的機能支払交付金の減額が、「さが園芸888運動」の推進や地域資源の保全管理の支障にならないようにするため、制度の創設を行った。

事業制度の仕組等

1　事業内容

多面的機能支払交付金に取り組む地域において、田に園芸用団地を造成することで減額となる交付額を補填する。

2　採択要件

多面的機能支払交付金に取り組む地域において、「園芸産地888計画」に基づき、園芸団地を造成した対象農用地.

3　事業主体

多面的機能支払交付金の活動組織

4　補助率

県：75%

問合先	部局名	佐賀県農山村課		担当者	濱村　勇伸
	TEL	0952-25-7124	メールアドレス	hamamura-yuushin@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	多面的機能支払交付金（田んぼダム推進事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	4107

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　32　防災事業（洪水暴風雨対策）

その他の内容（　　）

大雨時において、流域の下流部にあたる地域の浸水被害を軽減するため、浸水地域の上流域で、水田の排水口にせき板を設置して降雨を一時的に貯留することにより、排水路などへの洪水負荷を低減し、下流部の浸水被害を軽減を図る。

事業制度創設の背景

当県では、令和元年及び令和3年度の豪雨等により被災した地域の浸水被害を軽減するため、「プロジェクトIF」を立ち上げ、全庁で対応を進めている。その中の対策として、流域の下流部にあたる地域の浸水被害を軽減することを目的に、田んぼダムを推進するため、制度を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

田んぼダムを推進するため、「田んぼダム推進計画」及び「田んぼダム実施計画書」に基づき、以下の事業を実施する。

(1) 住民の地域防災意識を高めるための話し合いの実施
(2) 田んぼダムの取組に必要な堰板の配布及び設置
(3) 田んぼダム導入に必要な準備金及び管理費を交付
　（取組期間3か年目までのエリア2,000円/10a、取組期間4か年目以降の着エリア1,000円/10a）
(4) 田んぼダムに取り組んだことにより田が被災した場合、その復旧による費用を交付

2　採択要件

以下の要件を満たすこと
① 令和元年及び令和3年の豪雨等により浸水被害を受けた住宅や公共施設（床上浸水、道路通行止）の上流部で、田んぼダムに取り組むことにより浸水の軽減に寄与する田。
② 多面的機能支払交付金の資源向上支払（共同）に取り組む田（資源向上支払（共同）に取り組　んでいない場合は、農地維持支払に取り組む田）のうち、1/4以上の面積で田んぼダムに取り組む活動組織。
　又は、当該団体が属する農業集落（農林業センサスで定めるもの）の田のうち、1/4以上の面積で田んぼダムに取り組む取組団体。

3　事業主体

多面的機能支払交付金の活動組織又は取組団体

4　補助率

県：100%

問合先	部局名	佐賀県農山村課		担当者	中原　拓美
	TEL	0952-25-7125	メールアドレス	nakahara-takumi@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	農地海岸管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4108

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）

その他の内容（　　）

海岸保全施設の機能を維持するため、老朽化等により機能低下した施設の補修を行い、既存施設を適正かつ有効に機能させ、災害の未然防止を図る。

事業制度創設の背景

海岸保全区域の管理は、海岸法第5条により都道府県知事が行うこととなっており、農地海岸（農林水産省農村振興局所管）における海岸保全施設の機能を維持するために、施設の点検や修繕・補修工事及び海岸樋管の点検や操作委託が必要であり、国庫補助の採択要件に満たない業務を県単事業により対応することとした。

事業制度の仕組等

1　事業内容

施設の点検や修繕・補修工事及び海岸樋管の点検や操作委託

2　採択要件

県が管理する海岸保全施設で、補助事業の採択要件に満たないもの

3　事業主体

県

4　補助率

県：100%

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	齋藤　菜々
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	saitou-nana@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	佐賀県	事業名	農地災害復旧事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4109

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

風水害によって崩壊し、または、崩壊する恐れのある農地で、人家及び公共施設に危害を及ぼす恐れがあるものを、復旧することにより農業経営の安定と民生の安全を確保する。

事業制度創設の背景

暫定法に基づく農地の災害復旧のうち、人家、公共施設等に直接被害が及ぶ箇所については、被災箇所当たりの国庫補助対象限度額を超える部分を補助し、人家、公共施設等の危険を回避するとともに、農業経営の安定と民生の安全を確保することを目的に、県単事業により対応することとした。

事業制度の仕組等

1　事業内容

暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により、被災した農地が人家、公共施設に直接被害を及ぼす場合、被災箇所当たりの国庫補助対象限度額を超える部分を補助する。

2　採択要件

暫定法に基づく農地災害で被災箇所当たりの限度額を超えて復旧するもののうち、次の要件のいずれかに該当するもの。ただし、上限を800万円以下とする。

①人家2戸以上に直接被害が及ぶもの。
②鉄道、道路、河川施設等に被害を及ぼすもの。
③官公署、学校、病院等に被害を及ぼすもの。
④重要な農業用施設に直接被害が及ぶもの。
⑤農地2ha以上に直接被害が及ぶもの。
⑥上記の1つに準ずるもので、特に知事が必要と認めるもの。

3　事業主体

市、町

4　補助率

県:暫定法に基づく災害復旧事業の国庫補助率と同じ。（最大90%打切）

問合先	部局名	佐賀県農地整備課		担当者	平　慎太郎
	TEL	0952-25-7128	メールアドレス	taira-shintarou@pref.saga.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	県単独土地改良調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4201

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

受益面積、事業目的、事業内容、地元体制等の基本的条件が県営土地改良事業としての要件を満たす地区に対し、調査及び事業計画書の作成を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１ 事業内容

水利施設整備事業、農地整備事業、農道整備事業等の新規候補地区について、現況調査、水文調査等を実施し、新規申請に必要な事業計画書の作成を行う。

２ 採択基準

県営土地改良事業としての要件を満たす地区

３ 事業主体

県

４ 補助率

県：70%

補助残30%はすべて市町負担（地元要望の整理等が含まれるため）。

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 計画調整班		担当者	大崎　雄次
	TEL	095-895-2964	メールアドレス	y.oosaki@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業 （農業用ため池、海岸保全施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	4202

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

災害対策基本法に基づく地域防災計画に掲載されている災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

災害危険区域において、災害発生を未然に防止するために、農業用ため池や海岸保全施設の整備等を行う。

2　採択要件

（1）　ため池整備

ア　国の補助対象とならない農業用ため池で改修後も引き続き農業用として利用される見込みのあるもの。

①受益戸数:2戸以上

②貯水量　:1,000m^{3}以上

③工事費　:1,000千円以上

イ　ため池整備は原則として受益面積2ha以上を対象とし、2ha未満については団体営等による対策を検討すること。但し、緊急性のあるものは別途協議を行うものとする。

（2）海岸整備

農村振興局所管の指定海岸で引続き防護すべき農地、施設が維持される見込みのある地区で、農地及び施設を高潮・侵食等による被害から防止する整備工事を事業対象とする。

3　事業主体

県

4　補助率等

県:75%

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	高谷　正治
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	takaya-masaharu0611@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	新規・継続区分	継続	事業番号	4203

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　33　防災事業（地すべり対策）

その他の内容（　　）

国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所（地すべり防止地域及び地すべり危険区域）の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。
また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

国の補助基準(70,000千円以上等)に達しない地すべり危険箇所（地すべり防止地域及び地すべり危険区域）の小規模な地すべりや土砂崩壊等を防止するため、排水路、擁壁、杭打等の新設又は改修を行う。また、上記地すべり危険箇所において、地すべりの兆候がある場合、対策工の検討のため調査観測を行う。併せて、調査観測結果から補助事業での実施が可能な地区は補助事業により対策工を実施する。

２　採択要件

国の補助基準に達しない小規模な地すべり防止工事等であり、下記に被害が及ぶもの。
①人家2戸以上
②人家1戸及び農地1ha以上
③関係戸数2戸以上の農地2ha以上
④公共施設（病院、施設等を含む）

３　事業主体

県

４　補助率等

県：80%

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	高谷　正治
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	takaya-masaharu0611@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	県単独土地改良施設維持補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4204

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修（ただし、恒常的な維持管理は除く）と、県有施設・県管理施設の緊急時の応急措置を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

①県営土地改良事業等によって造成された施設の維持補修（ただし、恒常的な維持管理は除く）

②県有施設・県管理施設に対する緊急時の応急措置

2　採択要件（目安）

①国庫補助事業に該当しない維持補修

②急を要する維持補修（補助事業の申請・採択手続きに要する期間を待たずに実施する必要があるもの）

③施設の適正管理に必要な補完整備等

④県有施設等で緊急時の応急措置（各振興局へ配分した予算で対応可能なもの）

3　事業主体

県

4　補助率等

県：100%

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 土地改良班		担当者	井手　智和
	TEL	095-895-2965	メールアドレス	ide@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4205

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**36　防災事業（総合）**

その他の内容（　　）

国の補助基準に達しない地すべり防止施設・海岸保全施設の維持補修工事や、地すべり防止区域・海岸保全区域の管理等を行う。

事業制度創設の背景

事業の背景は以下の通り。
・長崎県では、農村振興局所管の地すべり防止区域78箇所（指定区域5,374ha）、海岸保全区域574箇所（指定延長287km）が指定されている。
・地すべり防止区域および海岸保全区域の管理は、県知事がおこなうものとなっており、施設の安全確保等、適正な管理が求められている。
・地すべり防止区域および海岸保全区域の指定は、昭和30年代から指定されており、台帳図面は現状と整合性がとれない箇所が多々存在する状況にある。
・上記背景を踏まえ、本事業により適正な管理を実施する。

事業制度の仕組等

１　事業内容
①地すべり対策事業の完了した地区において、その県有施設の維持補修および地すべり防止区域指定に必要な調査費、標柱、標識の設置費用。
②海岸保全区域を適正に管理するための小規模な維持補修工事。
③漂着物の処理については、沿岸海域で「災害関連大規模漂着流木等処理対策事業」が実施されるとき、農地海岸が要件を満たさない場合の適用を原則とする。

２　採択要件
農村振興局所管の地すべり防止区域・海岸保全区域に指定されている地域で、地すべり防止施設・海岸保全施設の管理上、その施設が維持補修の対策の必要があるもの。

３　事業主体
県

４　補助率等
県：100%

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	高谷　正治
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	takaya-masaharu0611@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	長崎県	事業名	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業 （農山村干害対策支援）	新規・継続区分	新規	事業番号	4206

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　81　その他

その他の内容（干害対策）

農山村の活性化を図るため、ながさき農林業・農山村活性化計画の地域別振興方策の目標達成に向けて取り組む地域において、激甚化する自然災害や気候変動による栽培環境の変化に対して安全安心な集落として活性化を図るため、干害対策を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　農村整備課で取り扱う事業（農山村干害対策支援）

農山村が干害に対する取組を行い、安全安心な集落として活性化を図るため、干害対策に資する事業を対象とする。

なお、本事業は、請負施行を原則とするが、工事内容が簡易で、設計した構造物及び施工上の安全性を市町が確認したものについては、農家等による直営施工ができるものとする。

①農業用用排水施設の新設又は改修、緊急対応
②農地の水源施設及び付帯施設の機能回復、緊急対応に必要な事業

2　採択基準

1 受益戸数は1事業工種に2戸以上とする。
2 1件の工事費等が40 万円以上、事業費の総額が100 万円以上を対象とする。
3 市町が、県費以外に、補助対象事業費の10分の1以上を補助する場合に補助対象とする。

3　事業主体

市町、土地改良区等

4　補助率

県:1/3以内、地元:2/3以内
※市町が県費以外に補助対象事業費の1/10以上を補助する場合に補助対象とする。

問合先	部局名	長崎県 農林部 農村整備課 農地防災班		担当者	高谷　正治
	TEL	095-895-2967	メールアドレス	takaya-masaharu0611@pref.nagasaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	熊本県	事業名	地域密着型農業基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4301

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**21 小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

県営事業を実施中の地区等において、地域の実情に即した基盤整備等を実施し、豊かで持続可能な本県農業の基礎を築く。

事業制度創設の背景

国庫補助事業に関連した整備や環境保全、多面的機能を発揮させるための整備を実施するため、本事業を創設した。

事業制度の仕組等

1 事業内容

(1)農業の力向上事業

多様な農業生産を支えるため、地域の実情に即した生産基盤の整備。

(2)農村の力発揮事業

農業・農村の多面的機能の良好な発揮のための整備。

(3)農業の可能性拡大事業

観光や教育、福祉など他産業との連携により農業の可能性を拡大させるための事業。

(4)県有財産管理事業

県有事業完了後のフォローアップと財産の円滑な譲与のための事業。

(5)特認事業

その他、県が特に必要とする事業。

2 事業採択

農業農村整備事業管理委員会に実施の可否を諮り、検討・審議を経て、地区の採択を決定する。

3 事業主体

県

4 負担割合

A　1の(1)・(2)・(3)の事業

(関連する国庫補助事業の国費・県費相当分)/100

B　1の(4)・(5)の事業

県:100/100

問合先	部局名	熊本県農林水産部農村振興局農地整備課		担当者	川越 翔太
	TEL	096-333-2412	メールアドレス	kawagoe-s@pref.kumamoto.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	土地改良施設補修事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4401

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**37　災害復旧事業**

その他の内容（　　）

県が直接管理の状態で暫定的供用開始している農道について、災害が発生した場合、速やかな交通解放のための崩土除去等応急工事を実施する。
また、国庫補助事業の基準を満たさない小災害等について復旧工事を実施する。

事業制度創設の背景

①農道施設については事業完了後、速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続の手続期間に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道に対し、本事業を実施して速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。
②管理委託が完了する前に生じた、国庫補助事業の対象外の小災害等についても復旧工事を行い、瑕疵のない状態で市町村へ管理引継ぎを行う。

事業制度の仕組等

１　事業内容
(1)交通確保応急工事
崩土除去、仮設防護柵設置、信号機及び応急的な交通確保に必要なその他の工事
(2)小災害等復旧工事
国庫補助事業の対象外の以下の災害復旧工事
①1箇所の工事費が40万円未満の小災害
②災害の原因が暫定法の適用以外の災害

２　採択要件
工事計画を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの

３　事業主体
県

４　補助率等
県:100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	池田
	TEL	097-506-3716	メールアドレス	oitaken-suiriseibi@pref.oita.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農業用ため池等緊急対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4402

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　37　災害復旧事業

その他の内容（　　）

県下の農業用ため池及び農業水利施設において、地震、降雨等の自然災害または老朽化により突発的な損傷等が発生した場合、下流住民の生命・財産に危険を及ぼす恐れがあるため、緊急対策や災害拡大の防止に必要な調査及び工事を実施するものである。
また、緊急自然災害防止対策事業債を活用して、農業用ため池の廃止や部分改修、海岸保全施設の補修などを実施するもの。

事業制度創設の背景

近年、ため池等の災害復旧事業の対象とならない被災が発生しており、応急対策を行うために創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容
(1)緊急対策工事（堤体開削、崩土除去、漏水対策、緊急排水等）
(2)緊急調査（漏水箇所の特定調査、亀裂状況調査等）
(3)浚渫工事
(4)改修又は廃止工事

2　事業対象（緊急対策（H27～））
県下の農業用ため池2,093箇所（廃止済を除く）及び農業水利施設
①災害復旧事業で対応可能なものは除く。
②補助事業による改修までの応急対策も対象。

3　事業主体
市町村(1)～(4)
改良区(1)～(2)

4　補助率（負担割合）
(1)緊急対策工事　県：50%　その他：50%
(2)緊急調査　県：50%　その他：50%
(3)浚渫工事
農業用ため池の浚渫　県：47%　市町村：53%
県管理の海岸保全施設及びそれに付随する施設の浚渫　県：100%
(4)改修又は廃止工事
農業用ため池の部分改修又は廃止　県：47%　市町村：53%
県管理の海岸保全施設及びそれに付随する施設の改修　県：100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	戸次
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	betsuki-ryuji@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	地すべり防止施設管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4403

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**33　防災事業（地すべり対策）**

その他の内容（　　）

県が整備した地すべり防止施設の維持補修を行い、施設の機能維持を図ることにより、地すべりを防止し、農地の保全に資する。

事業制度創設の背景

国庫補助事業の地すべり対策事業により防止施設を設置し事業が完了した後に、その施設の維持補修や観測等が実施できる補助事業がないために創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

県が整備した地すべり防止施設の維持補修で、地すべり防止施設の維持補修や観測調査を実施する。

例：水抜きパイプの孔内洗浄、排水パイプの修繕、集水井の蓋やフェンス等の補修、
　　地すべり挙動確認のための調査観測等

２　対象経費

管理費の対象は、将来に渡り地すべり防止区域の安定を維持するために必要な経費。

３　事業主体

県

４　補助率等

県：100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	徳丸
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	tokumaru-hiroyuki@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農地小災害復旧支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4404

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**37 災害復旧事業**

その他の内容（　　）

一般災害における農地小災害復旧事業（40万円未満）に取り組む市町村を支援し、小災害を起因とした耕作放棄地の拡大を防ぐとともに、農業経営の安定を図る。

事業制度創設の背景

市町村が事業主体となって実施する小災害復旧事業において、激甚災として指定された農地及び農業用施設は農地等小災害復旧事業債として起債が許可されている。また、激甚災に指定されなかった一般災の農業用施設については単独災害復旧事業債として起債が許可されている。一方、一般災害時における農地の小災害復旧事業に対しては起債制度による支援がないために創設された。

事業制度の仕組等

1 事業内容

起債制度による支援がない一般災害時の農地小災害復旧事業に取組む市町村に対し、その経費の一部を補助する。

2 採択要件

（1）対象市町村

①激甚災害及び一般災害時における小災害事業の制度が創設されていること。

②一般災害時の農地小災害事業における市町村の負担割合が80％以上、農家等の負担割合が20％以下であること。

（2）対象工事箇所

①暫定法に準拠する災害（24時間雨量80mm以上又は時間雨量20mm以上）により被災した箇所を対象とし、通常の天然現象による被災の復旧工事、過年災の復旧工事、維持管理工事は対象としない。

②1箇所の工事費（消費税相当額を含む）が13万円以上40万円未満の一般災害時農地小災害事業であること。

③工事費を対象とし、測量試験費や事務費、原材料支給のみの経費や機械賃料等のみの経費等は対象としない。

④市町村が直接施工する場合及び農家等の施工に対して市町村が補助する場合の双方を対象とする。

3 事業主体

市町村

4 補助率

事業費の25%以内

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	秋篠
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	akishino-masako@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	海岸保全区域管理費	新規・継続区分	継続	事業番号	4405

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　35　防災事業（高潮・津波・海岸対策）

その他の内容（　　）

県が指定した海岸保全区域における農地海岸保全施設の補強及び整備を推進し適正な管理を行い、施設の効用を高め背後農地の保全を図り、背後農地の生産性が向上する。

事業制度創設の背景

国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等を行うため創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

国の採択基準に満たない海岸保全施設の小規模な改修・補修等で次の事業。

①遊水池の土砂浚渫

遊水池内に堆積している土砂を除去して機能回復を図る。

②海岸堤防の強化

防潮樋門が破損している箇所について、津波または高潮の発生により被害が生じる恐れがある場合に整備を行う。

③海岸保全施設の補修

劣化等による破損部分を補修し、機能保全を図る。

④塩分分布調査

塩害が発生した場合に調査を行う。

⑤海岸線調査

航空写真撮影により砂浜の侵食状況の確認を行う。

２　事業実施区域

県が指定した海岸保全区域内であって、県・土地改良区等が土地改良法第2条第2項の規定による土地改良事業として管理している海岸保全施設に該当するものの存する地域及び土地改良事業計画に基づき海岸保全施設に該当するものを設置し使用する区域（根拠法令等：海岸法第5条）。

３　事業主体

県

４　補助率

県負担：100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	徳丸
	TEL	097-506-3725	メールアドレス	tokumaru-hiroyuki@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	営農飲雑用水施設普及支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4406

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**52 生活環境・景観整備**

その他の内容（　　）

中山間地域総合整備事業（国庫補助事業）等により整備する営農飲雑用水施設の普及を支援するため、この事業と一体的に整備が必要な非補助部分（末端1戸の配管工事）を県営単独事業として整備し、中山間農村集落の営農用水と生活排水の確保に取り組む。

事業制度創設の背景

給水末端1戸の配管事業は国庫補助対象外となっており、補助（県営）と非補助（地元単独）を合わせた事業の地元負担金が大きくなっており、中山間地域の農村集落の給水施設普及に支障を来している。

事業制度の仕組等

１ 事業内容

県営中山間地域総合整備事業等により整備する営農飲雑用水施設について、従来補助対象外で地元対応としてきた末端1戸の配管工事を県営事業で行う。

２ 採択要件

①国庫補助事業（末端2戸以上）と併せて実施すること。
②人・農地プランが作成済みの地域であること。

３ 事業主体

県

４ 補助率

県：1/3、 市町村：1/3、 地元：1/3

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	志賀
	TEL	097-506-3722	メールアドレス	shiga-miki@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農道環境整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4407

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**42　施設維持管理・施設補修**

その他の内容（　　）

県が直接管理の状態で暫定的に供給開始している農道について、市町村への譲与（管理委託）を締結する年度に引継事務を円滑に行うために、除草作業や側溝清掃作業等の環境整備を実施する。

事業制度創設の背景

農道施設は事業完了後に速やかに市町村に管理引継ぎを行うこととしているが、法手続や事務手続に期間中に緊急を要する崩土除去や安全対策できず通行止めとなってしまった農道を速やかに交通解放を行い社会的損失を軽減する。

事業制度の仕組等

１　事業内容

事業完了後供給開始している農道を市町村への譲与（管理委託）する年度において、次の工事を行う。

①草刈工、②支障木伐採工、③側溝清掃工、④側溝補修工、⑤落石・崩土除去工、⑥交通安全確保のために必要な工事、⑦その他農村基盤整備課長が特に必要と認めるもの

２　採択要件

農道環境整備計画書を審査し、当該工事を実施させることが適当と認めたもの

３　事業主体

県

４　補助率

県：100%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	池田
	TEL	097-506-3716	メールアドレス	oitaken-suiriseibi@pref.oita.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	農業農村整備計画調査事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4408

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

水田畑地化等による大規模園芸産地づくりに向けた基盤整備等を推進するため、農家の意向や農地集積状況を適確に把握したうえで農地再編整備構想を策定するとともに、事業採択に向けた実施計画書を作成する。

また、水土里情報システムを活用し、情報の一元化を図り「見える化」することで、情報が共有化され農地の集積・集約化の促進を図る。

事業制度創設の背景

担い手への農地の集積・集約化などを行うために基盤整備事業を行う必要があり、補助事業の採択に向けて調査計画等を行う必要があるため創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

県営事業計画を樹立するために必要な計画・調査、測量設計、計画書・各種添付書類及び図面の作成を行う。

2　事業主体

県

3 補助率

①農村振興総合整備実施計画

・中山間総合整備事業　　国:50%、 県:25%、 市町村:25%

②農業農村整備事業実施計画

・水田畑地化推進基盤整備事業　国:55%、 県:1/6～15%、 市町村:1/6～30%

・畑地帯総合整備事業

③農地再編整備構想　　県:50%、 市町村:50%

等

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地計画課		担当者	佐々木
	TEL	097-506-3705	メールアドレス	sasaki-takanori@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	管理省力化ほ場整備推進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4409

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**21 小規模農業農村整備事業**

その他の内容（　　）

農作業では草刈作業が占める割合が多く、低コスト生産体制の確立や農地集積の支障原因となっているので、県営ほ場整備事業実施地区において、被覆植物の種子吹付工法による法面緑化工事を行い、畦畔法面管理を省力化する。

事業制度創設の背景

中山間地域では、特に畦畔、法面管理に占める労力が大きく、管理省力化のため創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容

管理省力化のための法面緑化工事（種子吹付工法）

２　採択要件

下記①から③を全て満たす区域において、実施されるものとする。
①県営事業によるほ場整備工事を前年度に施工済または当年度に施工予定であること。
②換地工区単位等、一定のまとまりのある団地での取組であること。
③本事業実施後に将来にわたって適切な維持管理作業が実施されることについて、換地委員会等から 確約書の提出があること。

３　事業主体

県

４　補助率

県：55～57.5%

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	志賀
	TEL	097-506-3722	メールアドレス	shiga-miki@pref.oita.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	大分県	事業名	小規模土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4410

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

農家ニーズにきめ細かにかつ迅速に対応するため、国庫補助の対象とならない小規模な土地改良事業に対し助成を行うもの

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１．事業内容と採択要件

（1）対象工種
①農業用用排水
②区画整理
③農作業道
④暗渠排水
⑤土層改良

（2）実施要件
要　　件：農業農村整備事業において国庫補助の対象とならないもの
対象経費：工事費及び測量試験費とし、工事費が500千円以上のもの
受益戸数：2戸以上
事業期間：単年度のみ（複数年の計画は不可）

（3）事業実施主体
市町村、土地改良区、土地改良区連合、農協、農業法人(※)
※代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体であって、認定農業者に限る

（4）補助率
県1/3、市町村1/3、地元1/3

問合先	部局名	大分県　農林水産部　農地・農村整備課		担当者	大町
	TEL	097-506-3716	メールアドレス	oitaken-suiriseibi@pref.oita.jp	

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県単独土地改良事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4501

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助の対象とならない小規模団地の農地及び農業用施設等の整備を図ることにより、農地を高度に利用した農業経営の安定及び災害の未然防止による地域の安全性向上を促進し、もって地域農業の振興と県土の保全に寄与する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択基準・補助率

事業内容	地域条件	採択基準	補助率
ほ場整備事業	一般	受益面積1ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上	35%※
	中山間	受益面積10ha未満、受益戸数2戸以上	40%※
暗渠排水事業	一般	受益面積1ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上	35%
	中山間	受益面積10ha未満、受益戸数2戸以上	
農道整備事業	一般	受益面積1ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上 延長300m以上1,000m未満、有効幅員2m以上	25%
	中山間	受益面積10ha未満、受益戸数2戸以上 延長200m以上500m未満、有効幅員1.5m以上	30%
かんがい排水事業	一般	受益面積1ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上	30%※
	中山間	受益面積10ha未満、受益戸数2戸以上	35%※
確定測量及び換地計画	一般	受益面積1ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上	30%
	中山間	受益面積10ha未満、受益戸数2戸以上	
調査設計指導	―	県単独土地改良事業の調査設計指導に要する経費 県営事業完了地区施設の緊急的な調査に要する経費	100%
農道舗装整備事業	―	受益面積10ha以上20ha未満、受益戸数2戸以上 延長500m以上、幅員2m以上、表層の厚さ3cm以上	25%
農業用用排水路等安全施設整備事業	―	設置個所が以下の場所等に接している、又は近接している ①通学路等通常子供が通行する場所 ②通常子供が遊んでいる場所 ③幼稚園、小学校等 ④住宅地等 ⑤その他水難事故防止上必要な場所	30%
排水改良事業	―	受益面積5ha未満、受益戸数2戸以上	50%
農用地開発事業	一般	受益面積1ha以上10ha未満、受益戸数2戸以上	35%
	中山間	受益面積5ha未満、受益戸数2戸以上	40%
農業用ため池緊急防災対策事業	―	①堆砂率が貯水量の概ね10%以上 ②受益戸数2戸以上 ③事業費800万円未満 ④災害対策基本法第42条の規定による市町村地域防災計画に定められた施設	50%
交換分合事業	―	受益面積2ha以上5ha未満、移動面積が0.4ha以上	50%
県営農業農村整備調査計画事業	―	１．県営農道整備事業（広域、農免、一般等） ①路線及び重要構造物の比較検討等の詳細調査計画の実施 ②大規模事業の地質、土質、地下 水調査等の詳細調査の実施 ２．県営農地防災事業（農地保全、ため池等整備等） ①詳細調査計画の実施 ②大規模事業の地質、土質、地下水調査等の詳細調査の実施 ３．知事が特に認める事業	50%

※戦略作物又は地域振興作物を生産する地域は45%

事業制度の仕組等	**2 事業主体** 市町村、土地改良区、農業協同組合、その他知事が適当と認めるもの

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村整備課		担当者	有川
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	土地利用調整事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4502

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

経営体育成基盤整備事業等の実施を契機として、担い手への農用地の利用集積を促進するとともに、将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し、これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

（１）調査活動

①関係農家等の意向調査
②農用地流動化の調整のための現状及び計画図面の作成
③その他農用地流動化等に関係する調査活動

（２）調整活動

①換地による農用地集団化についての関係機関との調整
②農用地流動化についての関係機関との調整
③農業機械の再編に関する活動
④普及センター等の助言指導を受けて行う営農指導に関する活動
⑤その他農用地流動化等に関係する調整活動

（３）組織育成活動

①生産組織の育成強化に関する活動
②新規参入促進のための広報活動、研究会等の開催

（４）法人化促進活動

①農業者、集落営農等の法人化の推進に関する活動
②その他法人活動に関係する調整活動

（５）試験栽培に関する活動

新規導入作物等の試験栽培に関する活動

２　採択要件

①事業対象地区は、担い手への農用地の利用集積を促進する事業が実施中又は実施見込まれており、かつ、これらの事業促進計画等が定められている地区である
②農地利用集積率(事業完了時に受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合。)が概ね25%以上となることが確実に見込まれることとする

３　事業主体

市町村、土地改良区

４　補助率

定額（1/2以内）。ただし、対象事業の受益面積に応じ次に掲げる金額を上限とする。

60ha未満　1,500千円
60ha以上200ha未満　2,000千円
200ha以上　4,000千円

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村整備課		担当者	谷口
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	魅力あるふるさと環境づくり事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4503

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　52　生活環境・景観整備

その他の内容（　　）

農地、農業施設及び生活環境等の整備を総合的に実施し、住みやすい生活空間を形成するとともに、農業農村が持つ多面的機能の維持・発揮や自然環境の保全を通し、農村地域の活性化に資する。

事業制度創設の背景

農村地域では、過疎化・高齢化が深刻な課題となっているが、農業農村のもつ多面的機能を発揮し地域の活性化を図るためには、集落機能を維持・強化することが重要となっている。このためには、農村の生活環境の改善や国土保全に係る整備などを地域のニーズに即して総合的かつ機動的に行うとともにスマート生産基盤の整備を行うことにより、集落の住民が安心して暮らせる集落環境づくりはもとより、農作業の効率化及び省力化を可能とする営農しやすい環境づくりを行い農村の活性化を支援する必要がある。さらに、予測不可能な降灰や渇水の事象による被害を最小限にするために必要な対策についても支援する必要があることから創設された。

事業制度の仕組等

１　事業内容・採択要件・補助率

実施地区単位に「魅力ふるさとプラン」（基本型又は地域提案型）の策定を基本要件とする。

（1）農村生活環境対策

【採択基準】

ア　生活基盤の整備

①農業集落排水施設と営農飲雑用水施設は、受益戸数2戸以上20戸未満とする。

②農業集落道は、全幅員2m以上4m以下とする。

イ　国土の維持・保全（スマート生産基盤の整備）

①コンクリート畦畔整備事業は、中山間地域で、水田傾斜度 1/20以上・畑傾斜度8度以上、受益戸数2戸以上とする。

②保全機能維持・向上のために緊急的に実施する土地改良施設の整備補強及び水管理情報等の整備であること。

③棚田地域等における水管理システム、農作業の省力化を目的とした新技術及び防災重点農業用ため池の管理・監視体制の整備であること。

ウ　地域活動の支援

①地域提案メニューは農業生産活動や農業集落活動の活性化に資するもの。

【補助率】

40%以内。ただし、中山間地域（五法指定地域）で採択希望の前年度の財政力指数が0.5未満の市町村は50％以内。

（2）農村地域防災対策

【採択基準】

ア　農村地域降灰除去対策（集落共同降灰除去活動支援と農道等降灰除去対策）

集落共同降灰除去活動支援は農村地域内の共同活動による。

イ　農業用水緊急渇水対策（緊急水源確保対策支援と集落共同渇水対策支援）

①連続干天日数（日雨量5mm未満）20日以上の地域、又は30日間の総雨量が100mm以下の地域。

②導入・設置された財産は、市町村、土地改良区、水利組合が適切に管理する。

ウ　農業用用排水施設安全対策

①農業用用排水施設管理体制強化のための診断及び施設整備であること。

②事故防止のための注意看板設置であること。

【補助率】

50%以内（イは補助限度額有り）

２　事業主体

市町村、土地改良区、その他知事が認めるもの

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村整備課		担当者	有川
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	小水力発電等農村地域導入支援事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4504

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　73　小水力発電

その他の内容（　　）

民間企業、大学、NPO等のノウハウの導入や連携を図りつつ、農村地域への小水力発電等の導入を促進し、低炭素・循環型社会の実現と過疎化・高齢化の進む農村地域を活性化する。

事業制度創設の背景

再生可能エネルギーについては、国民の意識の高まりの中、国においても固定価格買取りに係る特別措置法の成立や補助事業の新設など、強く推進されている。このような中で、農業用水を利用した小水力等発電は有効な自然エネルギーとしての期待が高く、特に中山間地域の多い本県においては、市町村や農業者に加え、企業やNPO法人などからも小水力等発電が注目されている。本県の新総合計画における新エネルギーの先進地づくりとして、地域資源を生かした持続可能な地域づくり推進のために創設された。

事業制度の仕組等

1　事業内容

(1)導入支援

①導入可能性調査支援
　小水力等利活用施設の導入促進に資する小水力等利活用施設の導入可能性調査。

②概略設計支援
　小水力等利活用施設の導入に必要な概略的な設計。

③基本設計支援
　小水力等利活用施設の導入に必要な基本的な設計。

④協議・手続支援
　小水力等利活用施設の導入に必要な関係者との協議や各種手続。

⑤エコビレッジ構想作成支援
　農業用施設等を利用した小水力発電等を活用し、エネルギーの地産地消をキーワードに循環型社会の構築や地域の自立的なエコライフのむらづくり推進に必要な構想作成。

(2)施設整備

農地や農業用施設等を活用した再生可能 エネルギー発電施設の新設・更新、及び発電に必要な整備。

2　採択要件

①再生可能エネルギーを活用した、農村地域の活性化に特に効果的で必要な取組であること。
②施設整備についてはエコビレッジ構想が策定されていること。

3　事業主体

市町村、土地改良区、集落組織、その他知事が適当と認めるもの

4　補助率

50%(5法指定地域は55%)

(注)国の補助事業として土地改良事業で整備する小水力発電事業は、一連の管理体系下にある土地改良施設等の操作に必要な電力を供給することを目的にしている。このため、電力を必要とする土地改良施設等が既に存在、また設置することが明らかな場合に、その電力供給を目的に整備が可能である(受電設備要件)。また、売電益の充当先が決められており充当後の残額は、国庫補助率を乗じて額を国庫納付する必要がある。一方、県単の小水力発電事業は受電設備が無い場合であっても、地域活性化に資する事業計画であれば整備することが可能である。売電益の充当先も、国の補助事業で適用できない街灯や鳥獣外防止の電気柵等への利用など地域活性化に活用できる。

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村整備課		担当者	山口
	TEL	0985-26-7143	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	農地集約化基盤整備事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4505

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

国庫補助事業の対象とならない小規模な農地において、基盤整備に係る地域の話し合い活動や農地集約化構想図作成等の支援を行うとともに、きめ細やかな生産基盤の整備を行い、地域における担い手の営農効率化等を通じた農地のフル活用やスマート農業を促進する。

事業制度創設の背景

担い手の高齢化が進行する中、農業の持続的発展を図るためには、地域の中心となる経営体（認定農業者、農業法人、集落営農組織等）を育成するとともに、農業経営の規模拡大を図る必要があることから、これら経営体への農地集積等の促進が重要な課題となっている。国は農地中間管理事業を活用し、令和5年度までに担い手の利用する面積が8割となるよう農地集積を推進しており、平成27年度に農地中間管理事業の重点実施地区等を対象とした農地耕作条件改善事業の創設、更には平成30年度から農地中間管理機構関連農地整備事業の創設を行うなど、基盤整備と農地集積を一体的に進めているが、国庫補助事業要件の対象とならない小規模な農地も散在しているため担い手への集積・集約が進まない状況にある。

事業制度の仕組等

1　事業内容・採択基準・補助率

事業区分及び工種	事業内容	標準施工費及び経費	補助率
1　小規模基盤整備			1　当該事業に要する経費の５０％以内。ただし、市町村が直接実施する場合は、財政力に応じたもの（直近の県の財政力指数を上回る市町村は４０％以内）とする。 2　市町村が間接補助を行う場合は、間接補助に要する経費の10分の10以内。（間接補助事業に係る補助対象経費の２分の１の額を上限とする） 3　補助限度額を１地区当たり1,000千円未満とする。ただし、１地区当たり1,000千円以上であっても国庫補助事業の要件に該当しない場合はこの限りではない。（直近の県の財政力指数を上回る市町村が直接実施する場合の補助限度額は、１地区当たり800千円未満とする。）
① 農業用用排水施設	農業用用排水（営農用水を含む）施設の新設、廃止又は変更	別途算出	
② 暗渠排水	暗渠排水の新設又は変更	33万円／10a×施工量	
③ 湧水処理	湧水処理の新設又は変更	別途算出	
④ 客土		別途算出	
⑤ 土層改良	土壌改良材によるもの 深耕によるもの（深耕、砕土、耕起）	別途算出	
⑥ 除礫、除根	整地後の礫、根等の除去	別途算出	
⑦ 農作業道	農作業道の変更	別途算出	
⑧ 畦畔除去	畦畔のみの除去	8万円／100m×施工量	
⑨ 整地工	基盤の切盛を伴うもの 基盤の切盛を伴わないもの	38万円／10ａ×施工量 10万円／10ａ×施工量	
⑩ 農地造成	簡易なもの（草刈り、造成、深耕、砕土、耕起） 上記以外の農地造成	別途算出 別途算出	
⑪ 附帯施設	①～⑩と併せ行う附帯施設の整備	別途算出	
⑫ 換地	換地計画、換地処分等	別途算出	
⑬ 交換分合	測量及び分筆、交換分合計画、登記申請等	別途算出	
⑭ 特認	知事が特に必要と認めるもの	別途算出	
2　農地集積・集約化支援			定額。ただし１地区当たり500千円未満とする。
① 調査・調整活動	農地集積・集約化に向けた現地調査及び話し合い活動等	別途算出	
② 農地集約化構想図作成	基盤整備による農地集約化構想図作成等	別途算出	
採択要件	1　小規模基盤整備については以下の要件のすべてを満たす経営体に係る事業であること。 （1）農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき市町村が作成する地域計画における目標地図に位置づけられているもの（位置づけられることが見込まれると市町村が認めるものを含む） （2）以下のいずれかを満たすこと。 ア 農地中間管理事業を活用している又は活用するもの イ 認定農業者又は認定新規就農者 ウ 畑地かんがい受益地において、畑地かんがい用水を活用している又は活用するもの。 2　農地集積・集約化支援については、地域計画の区域内及び地域計画の区域内への追加を行おうとする区域（地域計画の行程表が作成されている区域）		

2　事業主体

市町村、土地改良区、農業協同組合（市町村以外の事業実施主体が事業を実施する場合は、市町村が間接補助を行うものとする。）

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村整備課		担当者	有川
	TEL	0985-26-7168	メールアドレス	nousonseibi@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	宮崎県農業農村整備計画策定事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4506

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

農業経営の規模拡大、品目の多角化及び農地利用率の向上を図るため、基盤整備を計画的に実施していく必要がある。そのためには、営農ビジョンや担い手への農地集積等将来の地域農業を見据えた事業計画を作成し、農業農村整備事業の計画的でより効果のある事業実施を行うことが重要であるので、計画樹立に必要な各種調査や事業計画書作成を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

地区の実情を把握している市町村が実施し、地元の合意形成を図り、実施が確実な地区から実施計画に入る。

（1）地域構想策定調査

既存資料の収集、整理、説明会資料の作成、ワークショップ開催経費等の事業計画策定に向けての構想計画作成を支援する。

（2）基本計画策定調査

県営事業の計画樹立に必要な以下の各種基礎調査を実施する。

①地形図作成：計画作成に必要な地形図を作成する。
②諸元調査：土質調査、減水深調査、水位流量観測等の計画作成に必要な調査を実施する。
③概略設計区域：ブロックローテーション、ルート設定を行い事業実施地区の設定を行う。地区設定において経済性、維持管理等を含めた比較検討を行い工法を決定する。
④概算事業費及び効果算定
⑤農地集積促進調査：農地の利用集積を促進するための調査や調整活動を実施する。
⑥その他：上記以外で事業計画作成に必要となる調査及び資料作成を実施する。

2　事業主体

市町村

3 補助率

県：50%

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課		担当者	小山
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	農業用水許可水利権更新対策事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4507

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　71　水利権更新対策

その他の内容（　　）

県や市町村、土地改良区等の行う土地改良事業に伴う水利権更新については、近年、複雑で高度化し、事務の増大や協議の長期化を招いている。
このため、技術的な検討が必要な地区について調査・検討を行う。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

１　事業内容

農業用水利権の適正な更新に向けて九州地方整備局との水利権更新協議に必要な調査・検討を行う。

（1）かんがい面積とかんがい諸元を基に期別取水量の整理

（2）現行と変更後水利権の期別取水パターンの比較検討

（3）変更水利使用の作成

（4）各種資料の収集及び整理

２　事業主体

県

３ 補助率

県：100％

４ 事業の効果

県所有の農業用水利権の適正な更新を行う。

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課		担当者	今村
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	基盤整備プランニング事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4508

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

基盤整備の推進に資するイメージ図や、事業内容や効果・手続きなどを網羅したマニュアルを作成することで、集積・集約に向けたより具体的な検討が可能となる。また、基盤整備における対象事業や採択要件・手続き・効果等を明示することで、事業化に向けた的確な推進が可能となり、機運醸成が図られる。

事業制度創設の背景

地域計画が法定化される中、計画実現に向けて基盤整備を推進する必要がある。しかし、計画イメージ図面がなく、市町村も基盤整備事業の内容を熟知していないため、本事業により基盤整備の推進を図る。

事業制度の仕組等

1 事業期間

令和6年度～令和8年度

2 事業内容

（1）基盤整備図面作成

基盤整備の要望が挙がった地域に対し基盤整備の推進に向けたイメージ図を作成

（2）基盤整備推進マニュアル作成

基盤整備の効果や対象事業の内容を整理し、推進マニュアルを作成

3 事業主体

県

4 補助率

県：100%

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課		担当者	田村
	TEL	0985-26-7125	メールアドレス	nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	畑かん営農ポテンシャル向上事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4509

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

加工・業務用野菜等の生産の安定化を図るため、畑かん営農に必要となる散水器具の設置・撤去や給水栓の開閉作業等に係る省力化技術を進歩させるとともに、畑かん営農による新たな付加価値を創出する。

事業制度創設の背景

畑かん営農は、定時・定量・定品質を求められる加工・業務用野菜の産地づくりに有効な手段の1つだが、畑かんを散水する散水機材は、重たいものや設置・片付けに時間がかかるものがあり、現場ではこれらの省力化の要望が多い。

また、より一層、「畑かん営農」を推進していく上で、畑かん水に含まれる肥料成分に着目し、農作物や土壌に与える影響を検討する。

事業制度の仕組等

1　事業内容

①　散水省力化技術構築事業

民間企業（散水器具メーカー、コンサル企業等）との連携によるスプリンクラー設置・撤去や給水栓開閉に係る労力削減技術の構築

②　散水省力化技術推進事業

散水チューブ巻取機等の貸出しによる体験機会の創出

③ 畑かん水付加価値創出事業

畑かん水の成分や散水後の土壌状態を調査・分析し、農作物や栽培管理に与える影響との関連性を検証することにより、畑かん水の新たな付加価値を創出

2　事業対象地域

国営かんがい排水事業の受益地を対象とする。

3　事業主体

県

4　補助率

定額

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課		担当者	照屋
	TEL	0985-26-7129	メールアドレス	nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	宮崎県	事業名	畑かん営農で進める産地力強化事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4510

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　12　技術開発等

その他の内容（　　）

地域の営農状況を見える化して大規模経営体への農地集積・集約を促進することにより畑かん利用面積の拡大を図るとともに、畑かん営農の効果を契約農家等に波及させることにより産地力を強化する。

事業制度創設の背景

産地を担う大規模経営体の畑かん水活用を促進するためには、散水作業にかかる手間の軽減のために、広く複数ある農地の集積・集約が必要であることから、地域の営農状況の見える化等により農地集積・集約をすすめ、大規模経営体の畑かん利用面積増加を目指す。

また、大規模経営体の契約農家等に対して、畑かん営農の効果や技術を十分に周知し、畑かんを利用する人を増加させることが必要であることから、本事業を創設した。

事業制度の仕組等

1　事業内容

①　地域営農状況の見える化

衛星データ等を利用して各農地の作付品目を明らかにし、畑かん利用状況等の農地情報と合わせて地域の営農状況の分析を行い、その結果を地域の話合いの場で活用することにより大規模経営体への農地集積・集約を促進

②　契約農家等への波及促進

大規模経営体（畑かんマイスター等）の畑かん利用面積拡大に係る取組や周辺の契約農家等に畑かん利用を促進するための散水技術研修会等を実施

2　事業対象地域

国営かんがい排水事業の受益地を対象とする。

3　事業主体

県

4　補助率

定額

問合先	部局名	宮崎県農政水産部農村振興局農村計画課		担当者	照屋
	TEL	0985-26-7129	メールアドレス	nosonkeikaku@pref.miyazaki.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	鹿児島県桜島降灰除去事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4601

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　**34　防災事業（火山・火山灰対策）**

その他の内容（　　）

桜島火山活動による降灰を除去する。

事業制度創設の背景

桜島火山活動に伴う降灰により，多大の被害を受けた農家に対し生活営農の再建を図るため，降灰除去事業を行う市町に対して，補助金を交付する制度が設けられた。

事業制度の仕組等

1　事業内容

桜島火山活動による降灰の除去で、事業内容は以下のとおり。

（1）農道上降灰除去事業
（2）圃場内降灰除去事業
（3）その他事業

2　採択基準

【対象地域】

鹿児島市（旧東桜島村・旧桜島町の地域）、 垂水市、霧島市（旧福山町）、鹿屋市（旧輝北町）

【選定基準】

（1）農道上降灰除去事業

降灰厚が2cm以上で道路運行に支障のある農道について行う事業。

（2）圃場内降灰除去事業

耕土上の降灰厚が平均2cm以上で、農作物の生育に支障のある圃場について行う事業。

（3）その他事業

降灰を除去する必要があるものとして、知事が特別に認めた事業。

3　事業主体

市町村

4　補助率

50％

5　その他

平成12年度以降実績なし

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地保全課農地防災係		担当者	若松　勇輝
	TEL	099-286-3283	メールアドレス	fdbousai@pref.kagoshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	かごしまの農業未来創造支援事業 （農業農村整備対策）	新規・継続区分	継続	事業番号	4602

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　21　小規模農業農村整備事業

その他の内容（　　）

本県の食、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、食、農業及び農村の振興に資する施設整備等を支援する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1 事業内容と採択要件

(1)灌漑排水、畑地灌漑、区画整理、農道、暗渠排水、客土、農地保全、農地開発、施設整備

ア　受益面積：5ha以上20ha未満（離島・奄美は3ha以上10ha未満、中山間地域は1ha以上20ha未満）。中山間地域は平均傾斜度1/100以上の農地が50%以上占める地域。

イ　次の条件を全て満たすこと

① 土地利用の動向、農業生産の動向に即応し、地域の農業振興に著しい効果があること。

② 事業の実施に必要な各種権利関係が調整されていること。

③ 厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。

④ 地元負担能力を有していること。

⑤ 事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。

⑥ 農道の新設又は改修がある場合は、ＣＢＲ試験は採択申請時において調査完了していること。

ウ　区画整理

原則として20a以上の区画を基準とするが、中山間地域等にあっては、この限りでない。

エ　一般農道

① 延長おおむね100m以上1,000m未満。ただし架橋のみはこの限りでない。

② 全幅員3.0m以上。舗装厚3cm以上。橋梁は永久橋とし、全幅員3.0m以上。

オ　客土

① 導入作物の栽培管理に必要な客土量は10a当たり12㎥以上。

② 有機材の投入は10a当たり4㌧まで。

カ　施設整備（基幹水利等土地改良施設の補修・更新及び管理に必要な施設の整備）

総事業費100万円以上200万円未満

(2)農業集落道路、農業集落排水路、防災安全施設

ア　農業振興地域内の農林業センサスで定める農業集落で数集落の範囲。ただし、国庫補助の農村総合整備事業等で実施見込の施設は除く。

イ　次の条件を全て満たすこと

① 土地利用の動向、農業生産の動向に即応し、地域の農業振興又は、集落活性化に著しい効果があること。

② 事業の実施に必要な各種権利関係が調整されていること。

③ 厳正かつ効率的に実施する体制を具備していること。

④ 地元負担能力を有していること。

⑤事業実施後の施設の継続的な管理体制が整っていること。

ウ　農業集落道路

① 幅員は、3.0m以上。ただし、歩行者及び自転車用道路はこの限りでない。

② 延長は、おおむね100m以上

エ　農業集落排水路

受益農家戸数は10戸以上。ただし末端は2戸以上

2 事業主体

市町村、農業協同組合又は土地改良区

3 補助率

40%以内　（補助金額の上限は1,000万円とする。）

問合先	部局名	鹿児島県農政部農政課地域農業振興係		担当者	荒田　美穂
	TEL	099-286-3113	メールアドレス	nousinkou@pref.kagoshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	経営体育成促進事業	新規・継続区分	継続	事業番号	4603

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　15　農地利用集積・担い手対策

その他の内容（　　）

担い手への農地集積を促進するとともに，将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成する。

事業制度創設の背景

以前，国補助対象であった経営体育成促進事業の事業メニュー（指導事業，調査・調整事業）が廃止されたことに伴い，同事業の継続地区に対して県単独事業として補助する。

事業制度の仕組等

1 目的

経営体育成基盤整備事業又は畑地帯総合整備（担い手育成型）事業の実施を契機として，担い手への農地の利用集積を促進するとともに，将来の農業生産を担う効率的かつ安定的な経営体を育成し，これらの経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を図ることを目的とする。

2 事業内容

（1）土地利用調整指導事業

土地利用調整及び農地の利用集積を強力に推進するため，県が行う調整，指導等。

（2）土地利用調整推進事業

市町村，土地改良区等が行う土地利用調整活動等を推進する事業。

（3）高生産性農業集積促進事業

担い手への質の高い利用集積及び農業生産の面的集積を事業の早い段階から誘導する観点から，担い手等に対する利用権設定等の実績に応じて，対象事業の年度事業費の累計額の一定割合に相当する額の促進費を市町村が土地改良区等に対して交付する。

3 事業主体

県、市町村、土地改良区

4 補助率

50%

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係		担当者	井上　裕之
	TEL	099-286-3241	メールアドレス	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	鹿児島県	事業名	農用水資源開発調査	新規・継続区分	継続	事業番号	4604

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

畑作地域及び常襲干害水田地域における水資源調査を行い，水源開発地域の農業振興に資する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

畑作地域及び常襲干害水田地域における水源の調査

①　地下水調査(水文地質調査，物理探査，試掘調査)
②　ダム建設予定地，地質調査
③　その他知事が特に必要と認める調査

2　採択基準等

①　成果を利用してかんがい事業を行うことが見込まれ，譲渡後同事業以外の用途に供しないこと
②　前号の受益面積が概ね5ha以上であること。
③　調査用地の調達等は関係市町村が責任を持って必要な措置を講じること。

※　試掘井の取扱い：市町村から試掘井の利用要望がある場合は無償譲渡し，その他は廃棄処分する。

3　事業主体

県

4　補助率

50%

問合先	部局名	鹿児島県農政部農地整備課農村整備係		担当者	藤井　幸平
	TEL	099-286-3241	メールアドレス	fkankyou@pref.kagoshima.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	土地改良調査計画費（単独事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	4701
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） ほ場整備事業、畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画樹立を目的とする。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 畑地帯総合整備事業、水質保全対策事業等の県営土地改良事業地区の調査及び計画を樹立し、事業計画書を作成する。調査内容は、現況道排水路系統調査・耕土深調査及び営農状況調査等を行うもので、計画としては、営農計画の策定及び地形図の作成、土工計画、道排水路計画、畑かん計画等技術的な事項についての検討を行うものである。 **２　事業主体** 県 **３　補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	篠﨑　桂一
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	shinozkk@pref.okinawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	かんがい排水調査計画費（単独事業）	新規・継続区分	継続	事業番号	4702

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

かんがい排水事業等の円滑で計画的な事業採択を可能とするため、基本計画を樹立する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

農業生産の反収アップ、収益性の高い作物への転換、適時・適作などにより、農家所得の向上、安定経営を可能にする県営かんがい排水事業について、新規地区を採択するため、以下の調査・検討を行い、採択申請に必要な資料を作成する事業である。

【事業で行う調査項目】

①かんがい・排水の要望、②被害調査、③諸元調査(事業計画立案の基礎数値)、④気象調査、⑤水源調査、⑥営農計画、⑦水源・排水計画、⑧施設計画、⑨事業計画等の他、事業効果を検証するための事後調査や追跡調査を適宜行う。

2　事業主体

県

3　補助率等

県：100%

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	篠﨑　桂一
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	shinozkk@pref.okinawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	農道整備調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4703
事業制度化の目的	【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む） その他の内容（　　） 農業振興地域において、今後の農業発展の方向に即した農業生産の近代化と農業生産物等の流通機構の合理化を図る上で必要な農道を整備するため、生産環境の近代化を目的とする農道整備事業の実施計画を策定する。						
事業制度創設の背景	同上						
事業制度の仕組等	**１　事業内容** 農山漁村地域整備交付金により実施する農道の保全対策事業に対して本事業を活用して農道整備事業の実施計画を策定する。農道を適切に整備更新することにより、長寿命化を図り、また、不測の事態への対応として緊急調査を実施する。 **２　事業主体** 県 **３　補助率等** 県：100%						

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	篠﨑　桂一
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	shinozkk@pref.okinawa.lg.jp	

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-事業別調査票-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県名	沖縄県	事業名	農地防災調査費	新規・継続区分	継続	事業番号	4704

事業制度化の目的

【目 的 区 分】　11　地区調査計画（基礎調査を含む）

その他の内容（　　）

農用地及び農業用施設の自然災害の発生を未然に防止するため、県営事業で実施される海岸事業・地すべり対策事業・農地防災事業等の新規地区の実施計画、国への制度要求に係る各種調査及びその他の各種調査を実施する。

事業制度創設の背景

同上

事業制度の仕組等

1　事業内容

県営事業で実施される農地防災事業・農地海岸事業・地すべり対策事業等の新規地区の計画策定を行うと共に、国への制度要求に係る各種調査等を実施するための経費で、委託等により実施される。

2　事業主体

県

3　補助率

県:100%

問合先	部局名	沖縄県農林水産部村づくり計画課		担当者	篠﨑　桂一
	TEL	098-866-2263	メールアドレス	shinozkk@pref.okinawa.lg.jp	

5.都道府県別総括表の項目区分説明

令和8年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-記入説明

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等 高	補助率等 低	事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連					新規継続	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
東京	1302	未来に残す東京の農地プロジェクト	24	3	75	50	1						3	7	8	21	27	28			21	22	24	30		4	2023	481	26
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21	1	40		1	2	3				3	4	5	6	11				22					4	1996	0	0
滋賀	2508	CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業	64	3	67							6	12	21	22						50					4	2024	6	2
兵庫	2804	県単独干ばつ応急対策支援事業	42	2	50			2					29								20					1	2025	0	0
佐賀	4107	多面的機能支払交付金（田んぼダム推進事業）	32	2	100							6	28								60					4	2022	72.6	174

目的区分

大区分	番号	内容	摘要
Ⅰ 調査費等	11	地区調査計画（基礎調査を含む）	国補助事業申請用
	12	技術開発等	
	13	事業評価（事後）	
	14	農家負担金対策	
	15	農地利用集積・担い手対策	
ⅡNN事業（農村整備・防災事業・災害復旧を除く）	21	小規模農業農村整備事業	国補助事業適用外
	22	水田畑地化・転作対策	
	23	特定農産物支援	
	24	都市農業対策	
	25	耕作放棄地対策	
	26	ほ場整備事業	融資事業
Ⅲ防災事業・災害復旧	31	防災事業(地震・耐震対策)	維持補修を含む
	32	防災事業(洪水暴風雨対策)	維持補修を含む
	33	防災事業（地すべり対策）	維持補修を含む
	34	防災事業(火山火山灰対策)	維持補修を含む
	35	防災事業(高潮・津波・海岸対策)	維持補修を含む
	36	防災事業(総合)	維持補修を含む
	37	災害復旧事業	
Ⅳ ストマネ・維持管理	41	ストックマネジメント	
	42	施設維持管理・施設補修	台帳作りなども含む
	43	維持管理適正化事業	
Ⅴ 農村活性化・生活環境	51	地域振興・活性化・格差是正対策	ソフト
	52	生活環境・景観整備	
	53	鳥獣害対策	
	54	ふるさと農道	
Ⅵ 環境対策	61	集落排水事業	
	62	環境保全対策	循環灌漑など
	63	生態系・自然保全対策	
	64	地球温暖化対策	
Ⅶ 水利権等	71	水利権更新対策	
	72	用水合理化	
	73	小水力発電	
	74	県土地連支援	
Ⅷ その他	81	その他	

ハード・ソフト区分

番号	内容
1	ハード
2	ソフト
3	ハード＆ソフト

補助率等

区分		番号等の記入
県営事業		補助率を整数で記入
県補助事業	定率補助	補助率を整数で記入
	定額補助	「高」欄に200を記入
利子補給・利子助成		「高」欄に300を記入
委託費		「高」欄に400を記入
その他		「高」欄に500を記入

＊下記(6)をよく読んで記入して下さい。

事業種区分

番号	内容（ハード）
1	総合事業（生産基盤＆生活環境）
2	総合事業（生産基盤のみ農道含む）
3	灌漑排水
4	圃場整備
5	畑地整備
6	農道整備
7	農地防災
8	農村整備（生態系保全などを含む）
9	ストックマネジメント
10	災害復旧
11	暗渠、客土等
12	その他（循環灌漑、小水力）
番号	**内容（ソフト）**
21	調査費
22	計画策定
23	技術開発
24	負担金対策
25	維持管理費軽減
26	農地利用集積推進
27	地域環境保全活動
28	防災対策
29	その他

国の事業制度との関連

大区分番号	大区分	番号	小区分
10	.国事業の直接補完事業（国事業地区の負担金対策）対象	11	補助率のかさ上げ
		12	地元負担金を直接軽減
		13	低利融資による軽減
		14	地元負担なし
		15	事業完了後の償還金の軽減
		16	その他(国の新事業の恩恵を受けない旧採択地区対策、環境配慮や農業用水循環の掛り増し経費助成)
20	.国事業の関連事業（国事業の採択基準外地区の採択）	21	対象地域の拡大（農振外など）
		22	対象工種（事業）の拡大
		23	採択面積の引下
		24	最小事業費引下
		25	施設規模の引下（農道○m以下、溜池○㎥以下など）
		26	21～25の全て
		27	その他（国の予算措置が待てない場合、受益1戸OK、直接支払地区の整備・要件緩和、防災上の監視体制、農地利用集積加算の緩和など）
30	国事業の関連ソフト事業（国事業採択のための調査費・計画構想策定費や事業促進費など）	30	国事業や関連県単事業の計画策定のための意向調査、基礎調査、実施に関連した調査・促進費、技術開発など
40	国事業の関連事業（国事業完了後の維持管理対策など）	40	国事業に関連した土地改良区への運営費(電気代など)の支援、機能保全対策、水利権の許可期限毎に更新に必要な資料作り。
50	国事業にない新たな事業	50	国事業の目的には無いもので、小水力発電で見られる。灌漑遺産の観光利用など。地滑りや海岸保全施設の補修管理などの国事業にない事業。土地改良区の合併・地区拡大への助成。
60	その他	60	国事業と同一目的だが予算制度などが異なるもの。ふるさと農道、県独自財源による事業（愛知県の例）、国事業の施設の多目的利用推進（熊本県）、直施支払い交付金への取組支援など

都道府県コード（JIS規格）

1	北海道	13	東京都	25	滋賀県	37	香川県
2	青森県	14	神奈川県	26	京都府	38	愛媛県
3	岩手県	15	新潟県	27	大阪府	39	高知県
4	宮城県	16	富山県	28	兵庫県	40	福岡県
5	秋田県	17	石川県	29	奈良県	41	佐賀県
6	山形県	18	福井県	30	和歌山県	42	長崎県
7	福島県	19	山梨県	31	鳥取県	43	熊本県
8	茨城県	20	長野県	32	島根県	44	大分県
9	栃木県	21	岐阜県	33	岡山県	45	宮崎県
10	群馬県	22	静岡県	34	広島県	46	鹿児島県
11	埼玉県	23	愛知県	35	山口県	47	沖縄県
12	千葉県	24	三重県	36	徳島県		

事業主体

番号	内容
1	都道府県
2	市町村
3	土地改良区
4	都道府県土地連
5	NPO等
6	その他

新規・継続区分

番号	内容
1	新規
2	改正（変更・追加など）
3	名称変更・組換
4	継続

（注1）「事業番号」は下表の都道府県コードの次に事業毎に01から順に書き入れて下さい。前年の事業が廃止された場合は、番号を詰めて記入してください。

（注2）「事業名」は事業別調査票と同一にして下さい。

（注3）「目的区分」、「ハード・ソフト区分」、「事業種区分」、「国も事業制度との関連」欄では選択した数字を記入します。複数の選択をした場合には小さい数字から順に記入します。

（注4）「目的区分」で複数の区分にまたがっている場合には、主目的を選んで記入します。

（注5）「国営及び都道府県営土地改良事業における地方公共団体の負担割合の指針について」（ガイドライン）の上乗せは「ハード・ソフト区分」でソフト事業、「目的区分」で農家負担対策14、事業種区分も負担金対策24を選びます。

（注6）①国補助事業では国補助率に県補助率（負担率）を加え、国50%、県30%ならば、「高」欄に80と記入します。②「補助率等」は補助率を%の整数で記入し、1/3補助は33、2/3補助は67と記入します。③単一の補助率では「高」欄に、複数の補助率では「高」に最高率、「低」に最低率を記入します。④一つの事業に県直轄・補助事業と委託費などがある場合には、前者を優先し補助率を記入します。⑤ハードとソフト両方がある事業ではハードの補助率を、定額補助と補助率がある場合には補助率を優先して記入して下さい。⑥国の事業の補助率を上乗せする場合には国の補助率も含めた補助率を記入します。

（注7）創設年度は西暦の4桁の数字を入れて下さい。事業名の変更や制度の若干の変更があっても、初めて事業制度が創設された年度を記入願います。

（注8）文字はMSP明朝、数字とアルファベットはTimes New Romanです。なお、数字＆英文字は半角でお願いします。

６.都道府県別総括表の原票

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
北海道	0101	食料安全保障強化生産基盤整備特別対策事業	14	2	50			2					24								12						4	1996	964	182
北海道	0102	農道整備特別対策事業	54	1	50		1						6								60						4	1993	950	13
青森	0201	農業農村整備DX推進事業	12	3	100		1						23								60						4	2024	6	1
青森	0202	四和ダム緊急浚渫事業	36	1	100		1						7								60						4	2025	160	1
岩手	0301	土地改良事業調査費（県営・県単）	11	2	50		1						22									30					4	不明	450	42
岩手	0302	小規模農地等災害復旧事業	37	1	33			2	3			6	10									24					4	2008	―	-
岩手	0303	いきいき農村基盤整備事業	21	1	55	50		2	3			6	2									24					4	2015	100	65
宮城	0401	豊かなふる里保全整備事業	21	3	40		2	3	5				3	4	5	6	8	11	21	22	25						4	1998	69	18
宮城	0402	土地改良施設機能診断事業	41	3	30		2	3					9	22							25	30					4	2003	67	未定
宮城	0403	県営造成施設管理体制整備促進事業	42	3	50		2						9	22	25						40						4	2015	41	6
宮城	0404	国営土地改良事業負担金償還助成事業	14	2	500		1						24								15						4	1990	0	-
宮城	0405	農業水利権管理事業	71	2	100		1						21								40						4	1992	4	-
秋田	0501	県営造成施設等突発事故復旧支援事業	37	1	30			2	3				10								26						4	2012	7	20
秋田	0502	農地・農業用施設小災害支援事業	37	1	33			2	3				10								24						4	2012	20	198
秋田	0503	中山間水田畑地化整備事業	22	1	50			2	3				4								24						4	2016	26	2
秋田	0504	県単農地地すべり対策事業	33	1	100		1						7	10							24						4	2017	26	4
秋田	0505	農業水利管理体制強化支援事業	32	2	50			2					25								50						4	2018	1	3
山形	0601	地すべり防止施設管理事業（県単）	33	2	100		1						7								50						4	2007	18.9	39
山形	0602	県営土地改良事業計画設計事業	11	2	60	40		2	3			6	22								30						4	1977	25.4	4
山形	0603	小規模農地等災害緊急復旧事業	37	1	33			2	3			6	10								24						4	2018	271	0
山形	0604	遊休農地リスタート事業	25	1	25							6	12								50						1	2026	2.6	6
山形	0605	地域の農地等管理継続支援事業	51	1	33	25					5	6	12	25							50						1	2026	1.5	2
山形	0606	鉱毒対策施設維持管理強化事業	42	1	50				3				25								40						4	1992	9.9	1
山形	0607	元気な農村づくりスタートアップ支援事業	51	2	200							6	29								50						4	2021	2	8
福島	0701	福島県単独農村整備事業	21	1	50	45	2	3	6				1								26						4	1965	0	0
福島	0702	福島県単独調査設計事業	11	2	60		2	3					22								30						4	1965	0	0
福島	0703	福島県管理施設維持管理事業	42	3	100		1						9	25							50						4	2007	178	6
茨城	0801	湛水防除施設管理費補助	42	2	200			2	3				25								50						4	1980	4	44
茨城	0802	県単土地改良事業（農業生産基盤整備事業）	21	1	55	25		2	3			6	2	3	4	5	6	7			26						4	1978	665	177
茨城	0803	土地改良施行予定地区計画調査費	11	2	75	33	1						21	22							30						4	1978	149	30
茨城	0804	県単土地改良事業調査設計事業	11	2	50		1						21	22							30						4	1978	26	6
茨城	0805	農業集落排水施設接続支援事業	61	2	50	45		2					8								50						4	2008	26	120
茨城	0806	ふるさと農道整備事業	54	1	70		1						6								60						4	1993	40	0
茨城	0807	中山間地域農業基盤整備促進事業	22	1	63			2	3	4	5	6	5								23						4	2015	30	7
茨城	0808	農地集積基盤整備推進事業費補助	15	2	70	55		2					26								11						4	1995	0	0
茨城	0809	農業水利施設強靭化促進事業	42	2	100	75	1	2	3				21	22							40						4	2016	20	4
茨城	0810	畑地かんがい営農確立普及事業	12	3	100		1						3	21	23						30						4	2018	1	0
茨城	0811	水田畑地化推進事業	22	3	62.5			2	3			6	5	21							23	30					4	2018	111	6
栃木	0901	県単農業農村整備事業	21	1	50	20		2	3			6	1								23	24	25				4	2006	247	68
栃木	0902	県営農業農村整備事業計画調査（県単）	11	2	50	50	1	2					21	22							30						4	1975	19	5
栃木	0903	農村地域雨水流出抑制対策事業	32	2	100		1						28								30						4	2021	1	1

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
栃木	0904	県単換地等調整事業	11	2	50	50		2					21								30						4	2020	26	5
群馬	1001	小規模農村整備事業	21	3	65	33	2	3	6				1	10	21						26						4	1963	635	150
群馬	1002	防災重点農業用ため池等緊急整備事業	31	3	75		1						7	21							23						4	2012	130	3
群馬	1003	地すべり防止区域保全対策事業	33	3	100		1						7	21							50						4	1996	18	7
群馬	1004	基幹農業水利施設管理事業	36	3	100		1						9	10	21						40						4	2009	4	4
埼玉	1101	県費単独土地改良事業	21	1	50	30	2	3					3	4	5	6	7	11			21	23	25				4	1950	221	45
埼玉	1102	ため池農法保全防災対策等推進事業	11	2	100	71	2	3					21	22	24						30						4	2024	47	13
千葉	1201	県単地すべり対策事業	33	3	100		1						7	21	22						24						4	1988	352	5
千葉	1202	ため池等緊急整備事業	31	3	50		1						7								24						4	1995	39	2
千葉	1203	県単土地改良基礎調査事業	11	2	100		1						21	22							30						4	不明	100	18
千葉	1204	県単農業用施設等災害復旧事業	37	3	100		1						10	21	22						16	24	27				4	2013	30	2
千葉	1205	県単用排水改良事業	42	3	50		1						3	29							24						4	1971	9	1
千葉	1206	地すべり防止施設管理事業	42	2	100		1						28								50						4	1967	14	54
千葉	1207	土地改良財産処分事業	42	2	100		1						29								50						4	2010	67	7
千葉	1208	県単土地改良施設管理事業	42	3	50		1						24	25							40						4	1965	884	10
東京	1301	小規模土地改良事業	21	3	75	40		2	3			6	2	21	22						21	23					4	1974	195	13
東京	1302	未来に残す東京の農地プロジェクト	24	3	75	50	1						3	7	8	21	27	28			21	22	24	30			4	2023	481	26
神奈川	1401	土地改良施設危険防止対策事業	42	3	100		1						7								50						4	1968	132	1
神奈川	1402	土地改良事業計画樹立調査費	11	2	50		1						22								30						4	1970	61	5
神奈川	1403	農業用排水路整備事業	42	1	60		1						3								23	24					4	1972	12	1
神奈川	1404	土地改良事業基礎調査費	11	2	100		1						21								30						4	1985	25	2
神奈川	1405	土地改良基幹施設整備事業	24	1	67		1						2								21						4	1990	0	0
神奈川	1406	市町村事業推進交付金事業	21	1	50			2	3	6			2								21	23					4	2014	286	33
神奈川	1407	荒廃農地復旧流動化推進事業	25	1	100		1						4								60						4	2024	2	1
神奈川	1408	飼料畑貸借等推進事業費	25	3	100		1						4	26							60						4	2023	5	1
神奈川	1409	小規模農地基盤整備事業費	21	1	100		1						4								60						4	2025	29	3
山梨	1901	活力ある農業・農村施設整備事業	53,23,36,52	1	50			2	3	4	5	6	3	4	5	6	7	8			50						4	2022	115	33
山梨	1902	果樹団地化促進支援事業	15	2	200			2	3			6	29								50						4	2008	10	12
山梨	1903	農地集積基盤整備事業	15	2	500			2				6	24	26							12						4	2014	50	8
山梨	1904	農村地域活性化農道整備事業	54	1	77.5	70	1						6								60						4	1993	240	6
山梨	1905	農地集積・集約化促進支援事業費	15	2	100		1						26								60						4	2023	20	5
山梨	1906	やまなし担い手サポート農地整備事業	25,26	1	50,200			2	3		5	6	1	2							50	60					4	2024	95	60
長野	2001	県単緊急農地防災事業	36	1	100		1						7								23	24					4	1969	146	申請による
長野	2002	県単農地地すべり対策事業	33	3	100		1						7								24						4	2009	47	申請による
長野	2003	県単農業農村整備事業	21	3	50	40	2	3	6				3	4	5	7	12	21	22	25	22	23	24	25	30	50	4	1967	89	申請による
静岡	2201	経営体育成促進事業	15	2	200			2	3			6	26								30						4	2006	0	0
静岡	2202	県単独担い手育成基盤整備事業	21	1	40		1	2	3				3	4	5	6	11				22						4	1996	0	0
静岡	2203	県単独農業農村整備事業（農業農村整備事業）	21	1	50	33		2	3			6	2								23	24					4	1956	82	61
静岡	2204	県単独農業農村整備事業（鳥獣害防止対策事業費）	53	1	33			2	3			6	12								50						4	2004	0	0
静岡	2205	県単独農業農村整備事業（地すべり防止施設等整備）	33	1	100		1						7								40						4	1988	63	6

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
静岡	2206	県単独農業農村整備事業（海岸保全施設整備）	33	1	100		1						7								40						4	1988	5	4
静岡	2207	県単独農業農村整備調査事業	11	2	100	33	1	2					21	22							30						4	1981	99	22
静岡	2208	県単独内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業	24	1	50		1						1	21	22						50						4	2013	0	0
静岡	2209	県営水利施設管理強化事業	42	2	50			2					25								40						4	2007	5	2
静岡	2210	わさび田災害復旧事業費助成	37	1	50			2					10								27						4	2020	0	0
静岡	2211	基幹農業水利施設緊急突発事故復旧事業	42	1	55	50		2	3			6	3	9							23	24	27				4	2022	50	15
静岡	2212	県単基幹水利施設管理事業	42	2	55			2					25								40						4	2020	0	0
新潟	1501	県単地すべり防止事業	33	1	100		1						7								50						4	1984	90	28
新潟	1502	新潟らしい新技術の調査検討事業	12	2	200		1						23								30						4	2010	4	3
新潟	1503	県単農業農村整備事業	21	1	50	30		2	3			6	1								26						4	1969	101.926	40
新潟	1504	県単農業水利施設管理強化事業	42	2	30				3			6	25								40						4	1995	2.28	7
新潟	1505	農業集落排水整備事業起債償還補助金	61	2	500		1						24								15						4	2000	0.8	0
新潟	1506	新潟県土地改良事業団体連合会補助金	74	2	50					4			21								50						4	1974	1.188	1
新潟	1507	県営農業農村整備事業調査計画費	11	2	50		1						22								30						4	不明	13.1	19
新潟	1508	園芸産地化チャレンジ事業	12	2	100		1						21								30						4	2018	1.523	14
新潟	1509	簡易型安全対策推進モデル事業	21	3	100		1						8	24							50						4	2025	1	1
新潟	1510	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業（重点支援対応）	42	2	10			2	3	4			25								40						2	2024	0	-
富山	1601	地域営農確立促進事業	21	1	50	40		2	3			6	2								26						4	1949	168	60
富山	1602	快適農村環境整備事業	62	1	75	5		2	3				1								21	22					4	1986	4	2
富山	1603	防災福祉対策事業	52	1	75	33		2	3				8								21	22					4	1969	44	11
富山	1604	散居景観保全事業	52	1	25			2					8								22						4	2000	9	4
富山	1605	他事業関連調整事業	21	1	40			2	3				2								26						4	1973	0	0
富山	1606	農村整備関連生態系保全事業	63	1	50			2					24								12						4	2006	0	0
富山	1607	土地改良事業推進特別補助金	14	1	50			2					24								11						4	1992	14	3
富山	1608	水利施設ストックマネジメント支援事業	41	2	50			2	3				22								40						4	2019	6	1
富山	1609	農業用水路危険箇所応急対策事業	52	1	200			2	3			6	8								50						4	2026	20	20
石川	1701	県単土地改良事業	21	3	40			2	3				2	29							23	24					4	1949	16	5
石川	1702	簡易な農地改良事業	21	1	200			2	3			6	2								22	23					4	2014	15	0
石川	1703	農地整備環境機能増進事業	63	2	200			2	3				21								60						4	2006	1	5
石川	1704	石川県生活排水処理施設整備事業費補助金	61	1	200			2					1								11	15					4	2005	10	2
福井	1801	県単地すべり対策施設管理費	33	3	100		1						7	25							40						4	1979	46	2
福井	1802	県単農地海岸維持管理事業	35	3	100		1						7	25							40						4	1979	13.5	4
福井	1803	県単農村整備事業	21	1	92	75	1						3	6	7						22	23	24	25			4	2001	17	2
福井	1804	県単小規模土地改良事業	21	1	50	30		2	3				1								22	23	24	25			4	1993	193.2	未定
福井	1805	地域水利施設利活用事業（県営造成施設）	42	2	50			2					25								40						4	2001	40.1	42
福井	1806	県営土地改良事業等計画調査	11	2	50			2	3				21	22							30						4	1992	19	3
福井	1807	干害対策特別事業	37	1	50	25		2	3			6	10								50						4	1978	25	未定
福井	1808	中山間地域広域営農組織参入基盤整備事業	21	1	50			2	3				2								22	23	24	25			4	2015	17.1	8
福井	1809	県単ため池管理体制強化事業	42	2	200		1						28								20	21					4	2022	4	7
岐阜	2101	農業水利保全事業費	71	2	100		1						21								40						4	2004	0.0	0

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
岐阜	2102	小水力発電施設整備事業費	73	3	75	50	1						12	21							50						4	2012	0.0	0
岐阜	2103	小水力発電活用支援事業費補助金	73	3	55	50		2	3			6	12	21							50						4	2014	2.0	1
岐阜	2104	ため池防災支援事業費	31	2	50			2				6	21								30	40					4	2003	7.0	6
岐阜	2105	地すべり防止施設管理事業費	33	3	100		1						7	21							50						4	2012	5.3	2
岐阜	2106	農業農村整備事業費補助金	21	1	55	30		2	3			6	3	4	6	7	8	10	11		26						4	1961	126.0	25
岐阜	2107	土地改良事業調査設計事業補助金	11	2	50			2	3				21	22							30						4	2008	4.0	1
岐阜	2108	ふるさと農道整備事業費	54	1	75	73	1						6								60						4	1993	110.0	2
岐阜	2109	県営ため池防災対策事業費	31	1	95	75	1						7	21	22						21	22	30				4	2016	329.7	13
岐阜	2110	排水機維持管理事業費補助金	42	2	200			2	3	4			25								40						4	1969	61.0	60
岐阜	2111	基幹的農業用水路強靭化事業費	41	2	100		1			4			25								40						4	2014	22.2	2
岐阜	2112	土地改良施設保全計画策定事業費	41	2	100		1						21	22							40						4	2016	16.5	1
岐阜	2113	農道施設保全対策調査事業費	42	2	100		1						21								40						4	2018	0.0	0
岐阜	2114	中山間地域農業生産基盤整備促進事業費	15	2	500			2	3				24	26							12						4	2015	41.2	11
岐阜	2115	農業水利施設管理強化事業費	42	2	50					4			25								40						4	2014	10.0	55
岐阜	2116	農業用施設緊急改修事業費	31	3	100		1						7	21							40						4	2015	16.5	2
岐阜	2117	県単経営体育成基盤整備事業費	21	1	90		1						4	5							23						4	2019	362.0	14
岐阜	2118	農業農村整備調査事業費	13	2	100		1						29								50						4	2018	6.6	1
岐阜	2119	農地防災ダム点検管理強化事業費	31	2	50			2				6	25	28							40						4	2019	11.3	7
岐阜	2120	施設点検DX活用実証事業費	42	2	500		1						21								40						4	2022	0.0	0
岐阜	2121	田んぼダム実証事業費	32	2	100		1						28								50						4	2022	0.0	0
岐阜	2122	小水力発電による環境保全推進事業費	73	2	200				3	4	5	6	27								50						4	2022	1.0	0
愛知	2301	単独土地改良事業	21	3	85	20		2	3	4		6	1	3	6	7	10	12	22	25	21	23	24	25			4	1952	3378	1616
愛知	2302	山村振興営農環境整備事業	21	1	70	30		2	3			6	1	3	6						21	23	24	25			4	1966	69	25
愛知	2303	小規模かんがい排水事業	21	1		65		2	3			6	3								21	23					4	1964	78	4
愛知	2304	排水機維持管理事業	42	2	100	75		2	3			6	25								40						4	1963	710	403
愛知	2305	海岸堤防維持管理事業	35	3	100		1						7	9	28						40						4	1961	25	23
愛知	2306	緊急海岸整備事業	35	3	100		1						7	28							60						4	1979	415	5
愛知	2307	緊急農地防災事業	36	1	100	67	1	2	3				7								60						4	1977	2402	31
愛知	2308	明治用水頭首工漏水緊急対策事業費補助金	21	3	100			2	3				3	21	25						50						4	2022	0	未定
愛知	2309	農業用用水施設電力価格高騰対策支援金	42	2	100				3			6	25								60						4	2022	0	未定
三重	2401	県単土地基盤整備事業費	21	1	45	30		2	3				1								26						4		107	0
三重	2402	国営等関連特別県単事業	21	1	50	50		2	3				2								21						4	1991	0.5	0
三重	2403	県単基幹水利施設緊急調査・補修事業	41	3	100	30	1	2	3			6	9	21							26						4	2011	6	1
三重	2404	農業・農村における生物多様性保全対策事業	63	1	100		1						8								12						4	2001	0.5	0
三重	2405	県単農村地域防災減災事業	36	3	100	80	1						6	7	9	21	28				20	50					4	2012	815	3
滋賀	2501	小規模土地改良事業	21	1	50	11		2	3			6	1								26						4	1987	50	未定
滋賀	2502	ミニ土地改良施設維持管理適正化事業	43	1	40/50			2	3				9								24						4	1987	6.96	9
滋賀	2503	大規模土地改良事業計画調査費	11	2	50			2	3				21	22							30						4		0	0
滋賀	2504	農業排水循環利用促進事業	62	2	30							6	25	27							40						4	2004	4.54	5
滋賀	2505	アセットマネジメント推進対策費補助金	41	2	33					4			25								40						4	2013	2	1
滋賀	2506	滋賀県農地農業用施設小災害復旧事業	37	1	65	50		2	3				10								24						4	1996	1.184	未定
滋賀	2507	豊かな生きものを育む水田づくりプロジェクト	63	2	100		1						27								50						4		1.8	未定

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
滋賀	2508	CO2ネットゼロヴィレッジ創造事業	64	3	67							6	12	21	22						50						4	2024	6	2
京都	2601	小規模老朽ため池整備事業	36	1	55		2	3	6				7								24						4	1977	10	2
大阪	2701	農空間保全地域整備事業	21	3	50				3	4	5		3	4	6	7	9	22	27		26	50					4	2008	76	20
兵庫	2801	県単独小規模農地緊急整備事業	21	1	50			2	3			6	3	4	6						23						4	2006	20	1
兵庫	2802	県単独災害関連ほ場整備事業	32	1	80			2	3			6	4	10							23						4	2005	0	0
兵庫	2803	県単独緊急浚渫推進事業	42	1	100		1						12								50						4	2021	0	0
兵庫	2804	県単独干ばつ応急対策支援事業	42	2	50			2					29								20						1	2025	0	0
奈良	2901	県単独基盤整備促進事業	21	1	30		2	3					2								24						4	1980	5	2
奈良	2902	農村資源を活用した地域づくり事業	51	2	100		1						27								50						4	2012	3	1
和歌山	3001	県単小規模土地改良	21	1	50	30	2	3	6				2								23	24	25				4	不明	73	81
和歌山	3002	県単土地改良推進調査	11	2	100	75	1						21	22							30						4	不明	33	4
鳥取	3101	鳥取県しっかり守る農林基盤交付金	21	3	50			2					2	10							26						4	2009	203	19
鳥取	3102	ため池安全総合対策強化事業 (ため池防災減災対策推進事業)	36	3	500			2	3			6	7	24	28						26	11					4	2015	1	1
鳥取	3103	単県土地改良事業調査	11	2	50		1														21	22					1	2026	15	4
島根	3201	県単県営緊急地すべり対策事業	33	1	100	50	1						7								26						4	2011	756	14
島根	3202	県単農地防災施設長寿命化事業	36	1	100		1						7								40						4	2011	77	4
島根	3203	県単県営地すべり対策事業	33	3	100		1						7	22							26	30					4	2010	50	8
島根	3204	農地防災ダム付帯施設更新事業	36	1	94		1						7								40						4	2011	0	0
島根	3205	県単ため池安全確保事業	36	3	100	67	1	2					7	21							24	25					4	2013	26	6
島根	3206	県単農地有効利用支援整備事業	21	1	50			2	3				1								23	24					2	2010	22	12
島根	3207	県単基幹水利施設整備事業	42	3	75		1						3	9	22						26						4	2011	5	0
島根	3208	県単基幹水利施設緊急修繕事業	42	1	75		1	2	3				3	9	10						40						4	2011	30	7
島根	3209	県営ふるさと農道整備事業	54	1	90	75	1						6								60						4	1993	10	0
島根	3210	県単農地集積促進事業	15	2	500			2	3				26								15						4	2014	75	9
島根	3211	県単公共事業調査設計事業	11	2	100	50	1						21	22	29						30	40					4	1999	114	11
島根	3212	県単渇水対策緊急支援事業	81	1	50			2	3				3								21						1	2026	20	0
島根	3213	農業水利施設省エネルギー化推進対策事業	81	2	200				3			6	12	29							21						1	2025	11	0
岡山	3301	小規模土地改良事業	21	1	55	43		2	3				3	6	7	11					21	22	23	24			4	1966	255	80
岡山	3302	小規模ため池補強事業元利償還助成	36	2	500			2	3				24								60						4	1973	191	7
広島	3401	小規模農業基盤整備事業（一般事業）	21	1	50	45		2	3				3	4	5	6	7				24	27					4	1982	19	6
広島	3402	ため池緊急整備事業	31	1	50	45		2	3				7								24						4	2009	147	24
広島	3403	園芸作物条件整備事業	23	1	50			2					3	4	5	11					27						4	2016	25	3
山口	3501	単県農山漁村整備事業	21	3	50	30	2	3	4				2	7	8	11	21				23	30					2	1964	35	7
徳島	3601	県単土地改良事業	21	1	60	30	2	3	6				3	4	5	6	7	10	11	12	22	23	24	25	50		2	1987	101.5	未定
香川	3701	単独県費補助土地改良事業	21	1	55	50		2	3			6	3	4	6						23	24					4	1955	740	未定
香川	3702	香川用水非受益地域用水確保事業	21	1	75	60		2	3			6	3								23	24					4	1980	7	未定
香川	3703	ため池防災対策特別事業	36	1	60	50		2	3			6	7								24	27					4	2008	100	未定
香川	3704	地域計画実現化促進生産基盤整備事業	21	1	60			2	3			6	3	4	6	11					26						2	2023	220	11
香川	3705	農地集積促進事業	15	2	500			2	3			6	24	26							12						2	2017	15	未定
香川	3706	農地維持管理省力化事業	42	1	50			2	3			6	12								22	24					2	2017	40	22

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
香川	3707	香川県田んぼダム推進事業	32	3	200	50		6					10	28							60						4	2022	9.5	未定
香川	3708	水田活用促進緊急基盤整備事業	21	1	60			2	3			6	3	4	11						26						4	2024	7.4	2
香川	3709	香川型農業推進優良農地確保事業（団体営）	15	2	500			2	3				24								12						1	2026	3	未定
愛媛	3801	県単独農地防災施設維持管理事業	42	1	100		1						7								40						4	1964	27	17
愛媛	3802	県単独土地改良事業	21	1	60	40		2	3			6	2								26						4	1957	76	19
愛媛	3803	樹園地農業スマート化促進事業	12	2	100		1						23								30						4	2024	10	1
高知	3901	耕地自然災害防止事業	36	3	100	50	1	2					7	21							23	24					4	2000	67	11
高知	3902	ほ場整備推進事業	11	2	50	50	2						21	22							30						4	2021	3	1
福岡	4001	農村環境整備事業	21	1	50	40		2	3	4		6	1								26	27					4	1956	621	118
福岡	4002	県営土地改良事業実施計画費	11	2	50		1						21	22							30						4	1970	250	35
佐賀	4101	佐賀県基幹水利施設等緊急補修事業	42	1	50			2	3				10								27						4	1999	8	2
佐賀	4102	さが農業農村振興整備事業	21	1	50	40		2					1								26						4	2001	0	0
佐賀	4103	地すべり防止施設管理事業	33	3	100		1						7	21							40						4	2009	3	1
佐賀	4104	ため池災害防止事業	36	1	50			2					7								26						4	1985	0	0
佐賀	4105	農林地崩壊防止事業	37	1	50			2					10								26						4	1978	0	0
佐賀	4106	多面的機能支払交付金（さが園芸888推進地域支援事業）	42	2	75							6	29								11						4	2021	0.4	6
佐賀	4107	多面的機能支払交付金（田んぼダム推進事業）	32	2	100							6	28								60						4	2022	72.6	174
佐賀	4108	農地海岸管理費	35	3	100		1						7	21							50						4	2006	114.5	27
佐賀	4109	農地災害復旧事業	37	1	90			2					24								11						4	1995	0	0
長崎	4201	県単独土地改良調査費	11	2	70		1						21	22							30						4	1960	21	3
長崎	4202	自然災害防止事業（農業用ため池、海岸保全施設）	36	1	75		1						7								24						4	2003	180	2
長崎	4203	自然災害防止事業（地すべり防止施設）	33	3	80		1						7	21	22						24						4	2003		3
長崎	4204	県単独土地改良施設維持補修事業	42	1	100		1						9								40						4	1980	11	2
長崎	4205	地すべり防止施設・海岸保全施設維持補修事業	36	3	100		1						9	21							40						4	2009	2	0
長崎	4206	ながさき農業構造転換・ステージアップ事業（農山村干害対策支援）	81	1	34	0	2	3	6				6								24						1	2026	2	0
熊本	4301	地域密着型農業基盤整備事業	21	3	100	75	1						2	21							26						4	2010	108	5
大分	4401	土地改良施設補修事業	37	1	100		1						10								24						4	2010	4	1
大分	4402	農業用ため池等緊急対策事業	37	3	100	47	1						10	21							24						4	2015	155	5
大分	4403	地すべり防止施設管理費	33	3	100		1						9	21							40						4	2009	2	2
大分	4404	農地小災害復旧支援事業	37	1	25			2					10								24						4	2014	10	2
大分	4405	海岸保全区域管理費	35	3	100		1						9	21							25						4	2001	10	2
大分	4406	営農飲雑用水施設普及支援事業	52	1	33		1						8								27						4	2015	10	0
大分	4407	農道環境整備事業	42	1	100		1						9								40						4	2016	6	1
大分	4408	農業農村整備計画調査事業	11	2	100	17	1						21	22	26						30						4	2016	35	42
大分	4409	管理省力化ほ場整備推進事業	21	1	57.5	55	1						4								22						4	2016	5	0
大分	4410	小規模土地改良事業	21	1	33		2	3	6				2								21	24					4	2022	60	9
宮崎	4501	宮崎県単独土地改良事業	21	3	100	25		2	3	4		6	2	3	4	5	11	21	22		26	30					4	1978	100.2	28
宮崎	4502	土地利用調整事業	15	2	200			2	3				21	26							30						4	2006	1.7	8
宮崎	4503	魅力あるふるさと環境づくり事業	52	1	50	40		2	3			6	1	6	9						26						4	2021	61.7	23
宮崎	4504	小水力発電等農村地域導入支援事業	73	3	55	50		2	3			6	12	21	22						50						4	2012	10.0	1

令和８年度都道府県単独農業農村整備関連事業調査-都道府県別総括表-

（農業農村工学会農業農村整備政策研究部会）

都道府県	事業番号	事業名	目的区分	ハード・ソフト区分	補助率等		事業主体						事業種区分								国の事業制度との関連						新規・継続区分	創設年度	R8当初予算額（百万円）	R8採択地区数
					高	低																								
宮崎	4505	農地集約化基盤整備事業	21	3	50	40		2	3			6	2	4	29						26						4	2015	10.3	16
宮崎	4506	宮崎県農業農村整備計画策定事業	11	2	50			2					21								30						4	2017	29.6	7
宮崎	4507	農業用水許可水利権更新対策事業	71	2	100		1						21	29							40						4	2011	5.1	2
宮崎	4508	基盤整備プランニング事業	15	2	100		1						22	29							30						4	2024	2.5	-
宮崎	4509	畑かん営農ポテンシャル向上事業	12	2	200		1						21	23							30						4	2024	1.8	-
宮崎	4510	畑かん営農で進める産地力強化事業	12	2	200		1						21	23	26						30						4	2025	5.9	-
鹿児島	4601	鹿児島県桜島降灰除去事業	34	1	50			2					10								22						4	1973	0	0
鹿児島	4602	かごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）	21	1	40		2	3					1								26						4	2007	77	21
鹿児島	4603	経営体育成促進事業	15	2	50		1	2	3				26								30						4	2006	0	0
鹿児島	4604	農用水資源開発調査	11	2	50		1						21								30						4	1968	44	6
沖縄	4701	土地改良調査計画費（単独事業）	11	2	100		1						21	22							30						4	1972	33	8
沖縄	4702	かんがい排水調査計画費（単独事業）	11	2	100		1						21	22							30						4	1972	29	8
沖縄	4703	農道整備調査費	11	2	100		1						22								30						4	不明	0	0
沖縄	4704	農地防災調査費	11	2	100		1						21	22							30						4	1972	17	5

注）補助率等　200：定額補助　300：利子補給・利子助成　400：委託費　500：その他